

2019 年度公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団研究助成金

独居認知症高齢者の行方不明に対する市町村の取り組みに関する研究

報告書

令和3年6月

東京都健康長寿医療センター研究所

目 次

I. 研究の概要	1
1. 研究の背景	3
2. 目的	3
3. 方法	3
4. 倫理的配慮	3
5. 結果	3
6. 研究組織	3
7. 研究資金	4
8. 利益相反開示	4
9. 集計について	4
II. 提言	5
1. 第1段階：行方不明者の情報収集を行う	8
2. 第2段階：収集した情報を整理し実態を明らかにする	8
3. 第3段階：実態把握の結果を共有し分析する	9
4. 第4段階：行方不明問題への対応策を立案・実施する	9
5. 第5段階：独居認知症高齢者の行方不明問題への対応策を講じる	9
III. 調査結果	13
1. 自治体の基本情報	15
2. 行方不明の実態と対策	19
3. 事例	82
4. 自由記述	75
資料	175
調査票	177

I. 研究の概要

1. 研究の背景

我が国は 2040 年に認知症者は 802 万人となり¹、独居高齢者は 896 万人²に達すると予想されている。このことは近い将来、独居認知症高齢者が増加していくことを意味している。これまでの研究から行方不明時に独居であることが、発見時の死亡と関係していることが明らかになっている³。行方不明者の生死を分けるのは行方不明になってから発見されるまでの時間が関係しており初動捜索が極めて重要である。独居の場合、行方不明になったことに誰かが気づいてくれることが遅くなるため捜索開始も遅れ、その結果、行方不明から発見までの時間が長くなり死亡するリスクが高くなる。

このような状況において市町村（特別区を含む、以下、同様）には独居認知症高齢者の行方不明への対応が求められる。

2. 目的

将来の独居認知症高齢者行方不明の増加に備え、今から準備を進める必要がある。そのためにはまず、現状を把握する必要がある。本研究は市町村が独居認知症高齢者の行方不明について、①実態をどの程度把握しているのか、②どのような対策を講じているのか、③対策を講じる上での課題、などを明らかにすることを目的としている。

3. 方法

2020 年 9 月に全市町村 1,741 ケ所の高齢者福祉主管課を対象として、自記式調査票を用いた郵送調査を実施した。独居認知症高齢者（認知症の疑いを含む、65 歳以上）の行方不明について 2019 年 4 月～2020 年 3 月の間に発生した実績及び事例の回答を求めた。また、体制整備状況、対応に当たったの困難などを聞いた。

4. 倫理的配慮

本研究は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター倫理委員会の審査を受け承認された上で実施された。

5. 結果

調査票の回収数は 562 票（32.3%）であった。内、200 事例の記載があった。

6. 研究組織

菊地和則（東京都健康長寿医療センター研究所福祉と生活ケア研究チーム・研究員）

大口達也（高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科・講師）

池内朋子（東京都健康長寿医療センター研究所福祉と生活ケア研究チーム・研究員）

栗田圭一（東京都健康長寿医療センター研究所・副所長）

¹ 二宮利治.日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2015）.

² 国立社会保障・人口問題研究所, 日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2018(平成 30)年推計—2015(平成 27)年—2040(平成 52)年— (2018) .Available at:http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/houkoku/hprj2018_houkoku.pdf

³ Kikuchi K, Ijuin M, Awata S, Suzuki T: Exploratory research on outcomes for individuals missing through dementia wandering in Japan. *Geriatr Gerontol Int*, 19(9): 902-906 (2019) .

7. 研究資金

本研究は2019年度公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団研究助成金を受けて実施した。

8. 利益相反開示

本研究に関して、利益相反関係にある企業等はない。

9. 集計について

- ①集計結果は四捨五入の関係から、合計が100%にならないことがある。
- ②分析項目により無回答、非該当等を除外して集計しているため、合計が562にならないことがある。
- ③人口別のグラフでは、人口が無回答である市町村は除外して集計している。
- ④本報告書には一部掲載していない項目がある。
- ⑤グラフの選択肢の文章はレイアウトの都合上、簡略化して記載している場合がある。詳細は巻末の調査票を参照して頂きたい。
- ⑥自由記述については誤字脱字の修正、固有名詞の修正、用語の統一などを行っている場合がある。また、内容が類似している場合は一つにまとめていることがある。

II. 提言

今後、我が国は独居認知症高齢者の増加と共に、独居認知症高齢者の行方不明も増加することが予想される。そこで市町村を対象とした「独居認知症高齢者の行方不明に対する市町村の取り組みに関する研究」を実施することとした。ここでは調査結果に基づいて提言を述べたい。なお、提言は行方不明対策がまだ十分ではない自治体が少なからず存在することから（第Ⅲ章参照）、これから体制整備に取り組む自治体を想定し、行うべきことを段階的に示している。下記に提言の要約を示したので提言の全体像を把握して頂きたい（表1）。次頁から各段階の具体的内容を説明している。

独居認知症高齢者の行方不明対策は、認知症高齢者の行方不明対策の中に位置づけられるため、独居に限らず、行方不明対策全般を進めていく必要がある。そのため提言は行方不明対策全般を進めることから始まり（第1段階）、最後に独居認知症高齢者の行方不明対策に言及している（第5段階）。市町村の行方不明対策の進捗状況に合わせて提言を参考にして頂ければ幸いである。

表1.提言の概要

第1段階	行方不明者の情報収集を行う <ul style="list-style-type: none"> ・警察、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、民生委員、自治会などと連携体制を構築し情報を収集する。 ・連携体制ができていない場合は、連携体制を構築する。
第2段階	収集した情報を整理し実態を明らかにする <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から収集した情報をまとめて精査し、行方不明者数、累計行方不明者数、行方不明の各種実態を明らかにする。 ・協力が得られない機関に対しては引き続き協力要請を行う。
第3段階	実態把握の結果を共有し分析する <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握の結果を関係機関と共有し分析する。 ・自治体毎の課題を明らかにする。 ・事例検討も行うと良い。
第4段階	行方不明問題への対応策を立案・実施する <ul style="list-style-type: none"> ・課題に基づいて自治体毎に行方不明対策を立案・実施する。 （この対策は独居に限らず、認知症による行方不明全般を対象） ・対策の立案に当たっては既存のマニュアル等も参考にする。
第5段階	独居認知症高齢者の行方不明問題への対応策を講じる <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明対策の中で独居特有の問題に焦点を絞った対策を講じる。 ・介護保険サービス等を導入し、できるだけ多くサービスを利用して自宅を定期的に訪問する頻度を高くすることが有効である可能性がある。

1. 第1段階：行方不明者の情報収集を行う

市町村が行方不明者数を把握しているか聞いた所、約半数が把握していないことが示された（図 11¹）。

そこで行方不明者数を把握している市町村と、把握していない市町村に分けて分析を行った結果、認知症の人が暮らしやすい（外出しやすい）まち作りの進捗状況（図 18）、警察との情報共有・連携（図 19）、独居認知症高齢者の行方不明への支援体制構築・強化 22 項目の中の 12 項目（図 30）、SOS ネットワークの機能 5 項目の中の 4 項目（図 45～図 47, 図 49）、行方不明に早期に気づくこと（図 79）、行方不明の搜索活動（図 80）、身元確認（図 81）、全体的に見た対応（図 82）において、行方不明者数を把握している市町村の方が有意に進んでいる（評価が高い/行われている）ことが示された。逆に、対応での困難 19 項目の中の 10 項目において、行方不明者数を把握している市町村の方が有意に困難を感じている程度は低かった。これらのことから行方不明者数の把握は体制整備全般を促進させると考えられる。行方不明者数の把握は、実態把握の第一歩であり、実態の把握無くして体制整備は進まないだろう。

行方不明者の実態を把握するための具体的な方法として、まず警察との情報共有・連携がある。警察の場合は行方不明者届を出されている事例になるが、行方不明者数の情報を共有することから徐々に警察との連携を進めると良いだろう。

次に、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険事業所、民生委員、自治会などからの情報収集が考えられる。行方不明事例の項目で明らかになったように行方不明者の 3 割近くは警察に行方不明者届が出されていないかった（図 96）。そのため警察からの情報だけでは把握できない行方不明者ができる可能性が高い。独居であればなおさらである。また地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などからの情報では、人数だけでなく行方不明事例の内容も知ることができる可能性がある。なお、ここで言う実態把握は独居者に限定したものではない。独居認知症高齢者の行方不明対策は、認知症者の行方不明対策の一環であるため、同居者がいる者、施設入所者、若年性認知症者を含めた市町村における認知症による行方不明の実態を把握する必要がある。

2. 第2段階：収集した情報を整理し実態を明らかにする

情報収集の次の段階として、把握した情報の整理をして実態を明らかにする。もし警察と地域包括支援センターなど複数の関係機関から情報を得られた場合、同じ認知症者について重複して報告されている可能性がある。そのため重複があるかどうか確認が必要である。また行方不明を繰り返すことも多いため（図 90）、行方不明者数と累計行方不明者数を分けて人数を把握する必要がある。ただ、警察は行方不明の統計を暦年で整理しているが、市町村は年度で整理している例が多いと思われる。よって、そのズレにも注意が必要である。もし、情報を得られない機関があった場合は、引き続き実態把握への協力を要請する必要がある。なお、市町村がすでに把握している情報があれば、当然、それも含めて情報の整理が必要である。

収集した情報を整理した後、行方不明者数（累計行方不明者数）、行方不明者の性別、年齢、介護保険認定状況・サービス利用状況、世帯類型、警察への行方不明者届の有無、発見時の状況などを数値として

¹ 図番号は「Ⅲ. 調査結果」において示している図の番号である。参照しながら提言を読んで頂きたい。

示し、行方不明に実態を明らかにする。

3. 第3段階：実態把握の結果を共有し分析する

情報を整理して実態を明らかにした次の段階として、その内容を庁内の関係部署、警察、地域包括支援センターなどの関係機関で共有し分析する。そして、それぞれの市町村毎の課題を明らかにする。我が国には1741市町村があり、市町村により人口、地理的条件など状況は全く異なる。よってそれぞれの地域特性を勘案して、行方不明問題を分析し、その課題を明らかにしていく必要がある。もし行方不明事例も把握していれば、事例も共有した方が良いでしょう。つまり、数値から行方不明の実態を把握し、事例から現場の実態を把握する。このように多角的に行方不明問題を把握し、その課題を明らかにしていく方が良いでしょう。

4. 第4段階：行方不明問題への対応策を立案・実施する

本研究は独居認知症高齢者の行方不明を対象としているが、その前提として独居に限らず、行方不明対策が適切に講じられていることが必要である。そのため最初に行方不明対策全般を推進する必要がある。つまり、第3段階までに明らかにされた市町村毎の課題を踏まえ、自治体毎の対応策を立案する。市町村毎の課題は個性が高いため、具体的な対応策を本提言において言及することは困難である。しかし実態を把握すれば、やるべきことも自ずと見えてくるのではないだろうか。自治体毎の対応策を立案するに当たっては、今回の調査から明らかになった体制整備状況も参考にして頂きたい（図20）。また本報告書の自由記述にも様々な取り組みが報告されているので、それらも参考になるだろう。さらに先駆的に対応を講じている市町村、各種研究機関²が公表しているマニュアルなども参考になるだろう。

5. 第5段階：独居認知症高齢者の行方不明問題への対応策を講じる

本研究は独居認知症高齢者の行方不明を対象としているが、その前提として行方不明対策全般の推進が必要とされる。そのため、本提言では独居に焦点を絞るのではなく、実態把握から始めて行方不明対策全般を推進する方策を段階ごとに示してきた。当然、ここまで述べたことは独居者も含まれている。しかし、独居であるが故の課題もある。提言の最後の段階として、独居認知症高齢者の行方不明に焦点を絞って対応策について述べたい。

これまでの研究から行方不明時に独居であることが、発見時の死亡と関連していることが明らかになっている³。行方不明者の生死には、行方不明になってから発見されるまでの時間が関係している。その点、家族が同居していると行方不明に早期に気づくことができるが、独居の場合は行方不明になっていることに気づくのが遅れ、その結果、搜索の開始の遅れ、ひいては発見の遅れにつながる。換言するならば、独居者の行方不明対策は、いかに早く行方不明に気づくことができるかが重要となる。

² 国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修東京センターなどのホームページが参考になる。

³ Kikuchi K, Ijuin M, Awata S, Suzuki T: Exploratory research on outcomes for individuals missing through dementia wandering in Japan. Geriatr Gerontol Int, 19(9): 902-906 (2019)

今回、独居認知症高齢者の行方不明事例の回答を求めた。独居ではあるが、行方不明に気づいた例が75%を占めていた。気づいた人の内訳を見ると半数が家族・親族であった。これは独居ではあっても近隣に家族・親族が居住しているためと考えられる。しかし、市町村の施策として考える場合、家族・親族が近隣に住んでいるということを前提とすることはできない。そこで次に多かった者に着目するとサービス担当者の24.7%であった。自由記述から訪問介護の訪問、通所サービスの送迎時などに行方不明に気づく例が報告されていた。このことは独居であっても定期的に自宅に訪問するサービスを利用してれば、独居であっても早期に行方不明に気づける可能性を示している。

定期的な訪問で誰もが思いつくのは地域包括支援センターの訪問だろう。しかし、問題は訪問の頻度である。どの程度の頻度で訪問するかは事例により異なるが、頻回に訪問するのは困難ではないだろうか。それに対して介護保険サービスであれば、要介護度や費用負担の問題はあるが、毎日あるいは隔日で利用することもできる。また配食サービスなどであれば毎日利用することもできる。もちろん近隣住民などによる安否確認も有効だろう。このように様々なサービスやインフォーマルな支援を組み合わせで見守り体制を構築することが必要だろう。また後述するICT機器の利用も併せて検討すべきだろう。

このように考えると、**現在考えられる独居認知症高齢者の行方不明に対する効果的な対応は、介護保険サービス等を導入し、できるだけ多くサービスを利用して自宅を定期的に訪問する頻度を高くすることであると考えられる。**これは特別なことではなく、市町村にとって現実可能な目標ではないだろうか。

しかし、独居認知症高齢者の場合、介護保険サービス等の導入が困難なことがある。特にセルフネグレクトの状態になっていると支援が困難になる(図54)。市町村長による成年後見の申立てという方法も検討すべきだろう。もし支援が可能になれば、事前に何らかの対策(図108)を講じることもできるだろう。

行方不明に気づいた場合は早急な捜索活動の開始が求められる。具体的には警察への行方不明者届の提出、SOSネットワーク等による捜索など可能な限りの手段を用いる必要がある。この初動捜査の重要性は独居であるかどうかを問わない。しかし独居の場合、警察に行方不明者届を誰が出すのかという問題が生じる。届を出してくれる家族・親族がいない場合の対応を決めておく必要がある。「行方不明者発見活動に関する規則」の第6条では下記のように規定されている⁴。

- 第六条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出(以下「行方不明者届」という。)を受理するものとする。
- 一 行方不明者の親権を行う者又は後見人(後見人が法人の場合においては、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者)
 - 二 行方不明者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族
 - 三 行方不明者を現に監護する者
 - 四 福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、行方不明者の同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

⁴ 行方不明者発見活動に関する規則、URL：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421M60400000013>

規則の中で市町村が明記されているわけではないが、今回の調査では26.9%の市町村が「自治体として届を出す（直営地域包括支援センターを含む）」と回答している（図9）。よって、届を出してくれる家族・親族がいない場合は、市町村で届を出す準備をすることも検討すべきだろう。

独居の行方不明で重要なのは、いかに早く行方不明に気づくかである。今回の調査では今後必要な体制整備22項目についても聞いた（図63）。その中では見守りが上位に来ているが、行方不明を早期に把握するためのICT（Information & Communication Technology）を活用した見守り機器の開発は20番目と少なくなっていた。しかしICTは日進月歩であり、今後の独居認知症高齢者の増加を考えるとICT機器を用いた在宅確認を行う方法も積極的に導入を検討すべきではないかと考える。ICT機器は順位こそ低いですが、自由記述を見ると非常に多くの意見が寄せられており示唆に富む内容が多く、潜在的ニーズはとて高いと思われる。もちろん、ICT機器設置の同意をどのように得るのか、個人情報提供の同意と管理をどのように行うのか、機器を設置できたとしても不在を誰に知らせ、誰が行方不明になっていることを確認するかなど、解決すべき課題も多い。しかし、効率的な見守りを行うためにはICT機器の導入は将来的に必須のものになっていくのではないだろうか。

なお、不在を誰に知らせ、誰が行方不明になっていることを確認するかについては地域包括支援センター、介護支援専門員、サービス担当者、民生委員、近隣住民やボランティアの協力も考えられるが、行方不明はいつ発生するかわからない。よって1年365日24時間の対応が必要になる。このことを考えると警備会社を利用することも考えられる。SOSネットワークの構成員を聞いたところ、まだ6.6%と少数ではあるが警備会社が参加していた（図32）。周知のように警備会社は認知症による行方不明への取り組みを行っている^{5,6}。つまり、ICT見守り機器を設置し、一定時間以上在宅が確認できない場合、あるいは夜間に自宅にいない場合など特定の条件を満たした場合に警備会社に連絡が行き、警備会社の警備員が自宅を訪問して安否確認をする。もし不在であることが確認できた場合は市町村担当部署など予め決められた連絡先に連絡を行い、予め決められた人（機関）が警察に行方不明者届を提出し、SOSネットワークなどがあれば捜索活動を行うという仕組みを作る、ということである。もちろん警備会社が捜索に加わることもあるだろう。また見守り機器と同時に捜索機器も併用できれば早期発見につながるだろう。このようなシステムを全国共通の基準で構築していくことを検討しても良いのではないだろうか。

警備会社に業務を依頼する場合、当然予算が必要になるが、行方不明時に独居であることが発見時の死亡と関係していることを考えると、必要な予算ではないだろうか。当然、市町村だけでは予算を賄いきれないこともあるため、国からの補助も検討する必要があるだろう。まずは国のモデル事業などから始めて機器の開発、有効性や対費用効果などを検証してみるのが良いのではないだろうか。

なお、提言では直接触れなかったが、多くの自由記述の記載があった。それら是对応方法や課題など様々であり、今後の独居認知症高齢者の行方不明の問題を考えるに当たり、多くの示唆に富んだものである。大変量が多いが、報告書の後段でまとめているので、是非、ご覧いただきたい。

以上が、今回の調査に基づいた独居認知症高齢者の行方不明に対応するための市町村の取り組みに関

⁵ ココセコム：<https://www.855756.com/>

⁶ みまもりタグ：<https://www.alsok.co.jp/person/mimamoritag/>

する提言である。認知症による行方不明の研究はまだまだ少なく、その実態把握も十分とは言えない状況にある。そのため今回の提言を全て実行しても独居認知症高齢者の行方不明問題が全て解決するわけではない。しかし、提言に書かれたことを行うことは、間違いなく行方不明対策の第一歩になると考える。この提言が独居認知症高齢者の行方不明に対応する市町村の一助となることを願ってやまない。

III. 調査結果

1. 自治体の基本情報

自治体のある地域は北海道・東北が21.7%で最も多く、以下、関東の21.2%、中部の20.1%が多くなっていた。

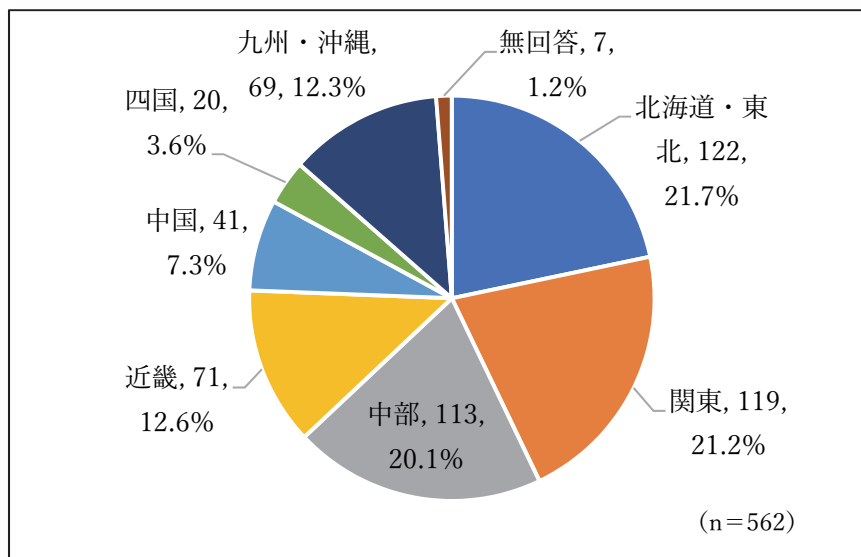


図1 自治体のある地域

自治体の種別は市が46.3%と最も多く、以下、町の29.9%が多く、両者で7割以上を占めた。

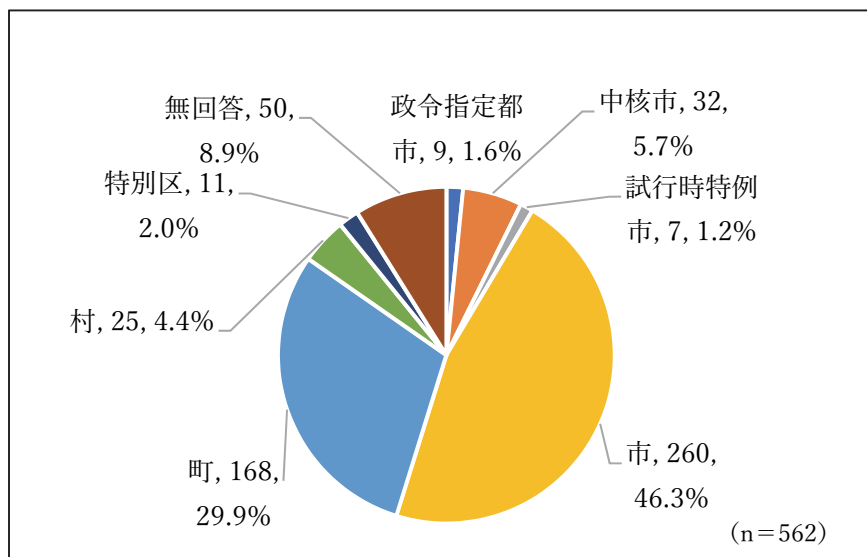


図2 自治体種別

自治体の人口は1万人以上3万人未満が21.2%で最も多く、以下、5万人以上10万人未満の17.8%、10万人以上30万人未満が17.1%と続いている。

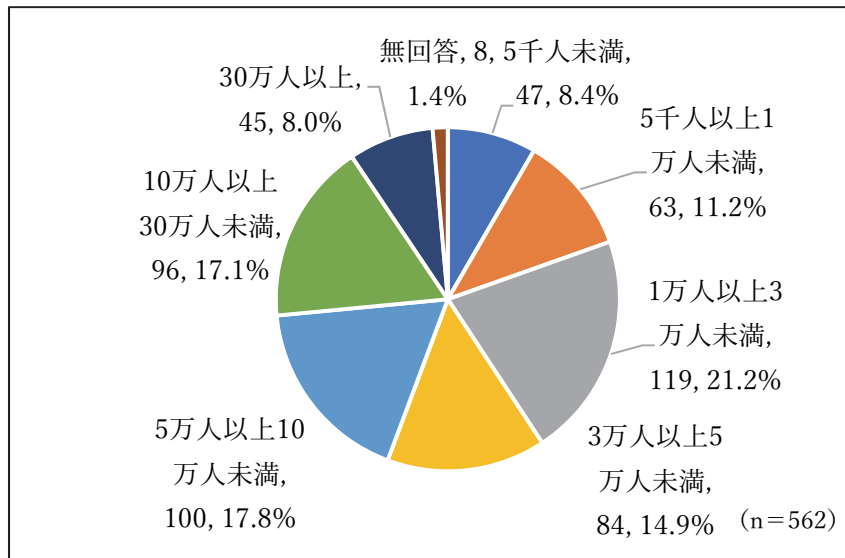


図3 自治体人口

独居高齢者世帯は5百人未満が11.0%と最も多く、以下、1千人以上2千人未満が10.9%、5千人以上1万人未満が8.9%と続いた。しかし無回答が36.8%と最も多かった。

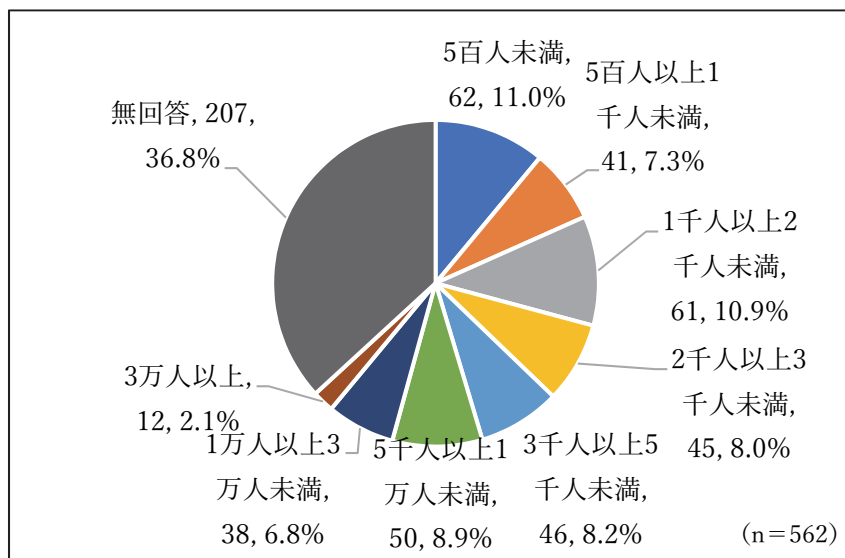


図4 独居高齢者世帯数

要介護・要支援者数（合計）は、1千人未満が26.7%、以下、1千人以上2千人未満が19.2%、5千人以上1万人未満が12.1%と続いた。

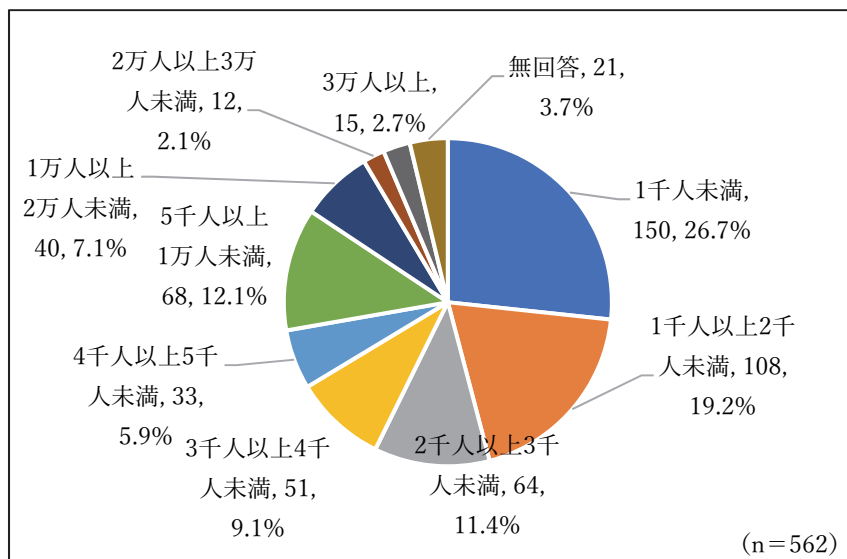


図5 要介護・要支援者数（合計）

自治体の行方不明担当部署は92.2%で決まっていたが、6.6%は決まっていなかった。

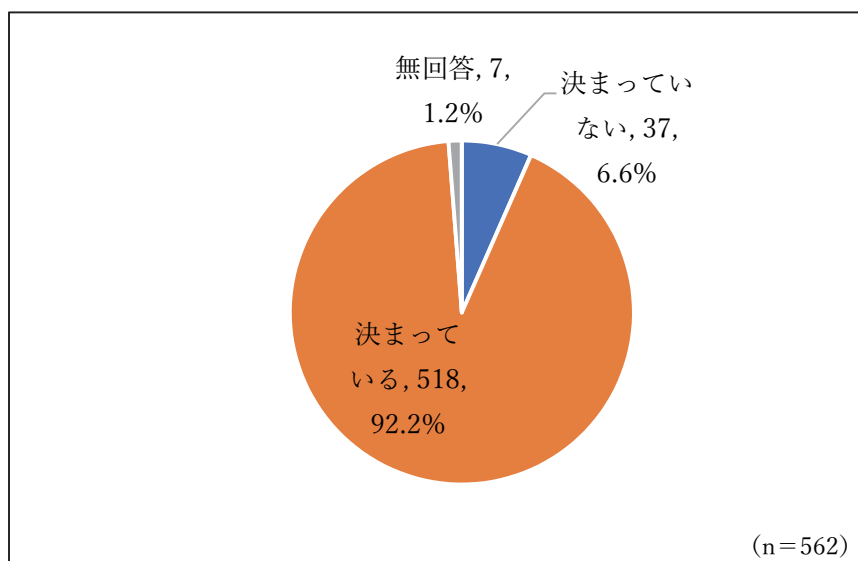


図6 行方不明担当部署

認知症の人が暮らしやすい（外出しやすい）まち作りをどの程度達成できているかについて、1：まったくできていない～10：とてもよくできている、の10段階で聞いた。5が30.1%と最も多く、6が18.3%、7が16.7%となり、5～7で65.1%を占めていた。

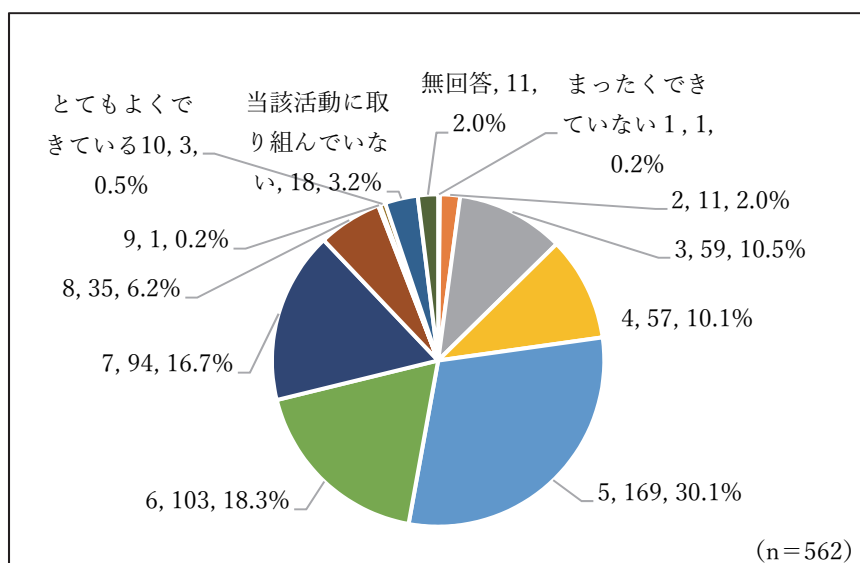


図7 認知症でも暮らしやすいまち作り

人口規模別に見ると、1～4の低評価が人口規模の小さい自治体が多かった。その一方で、8以上の高評価が最も多かったのは5千人未満の自治体であった。

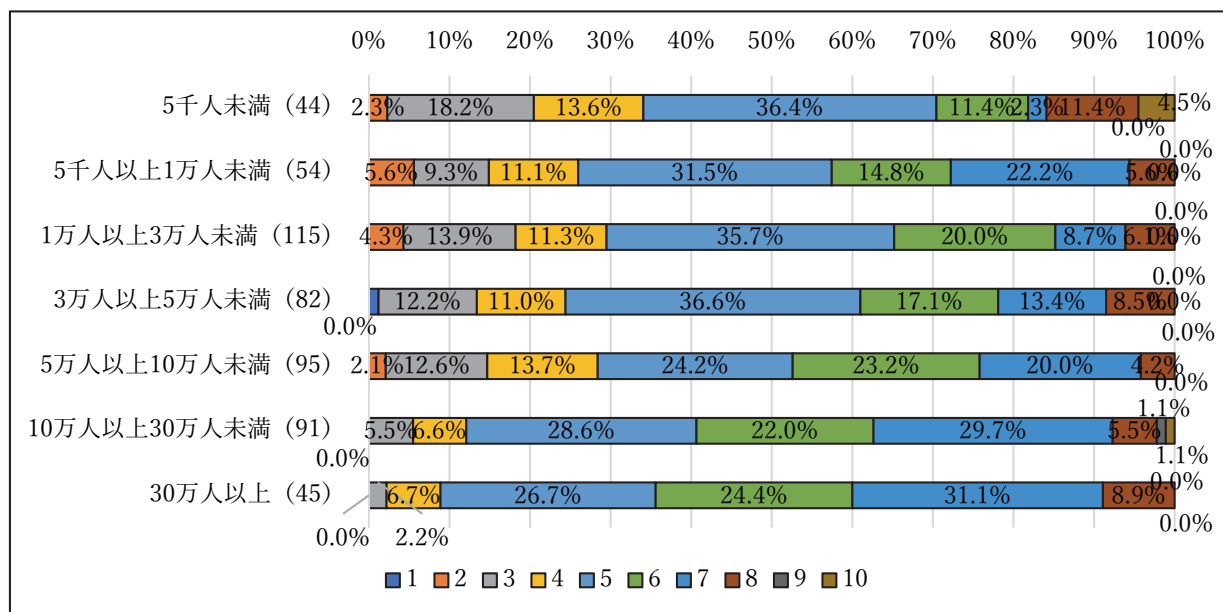


図8 人口×認知症でも暮らしやすいまち作り

(括弧内は自治体数、1：まったくできていない～10：とてもよくできている、無回答・非該当を除く)

2. 行方不明の実態と対策

自治体として警察に行方不明者届を出すか聞いた所、自治体として届を出すのが 26.9%と最も多く、自治体として届は出さない、の 18.5%より多くなっていて、しかし、わからないが 36.8%と最も多くなっていて。

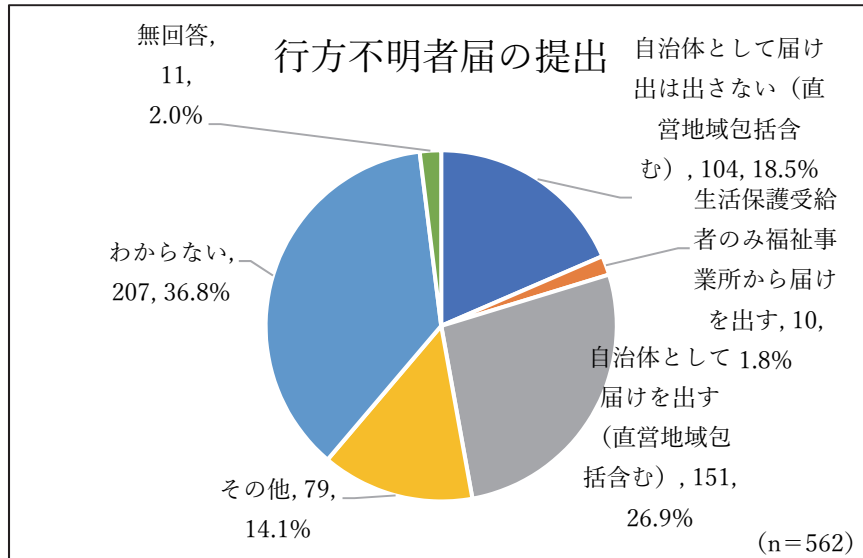


図9 行方不明者届の提出

自治体の規模別にみると、自治体として届を出すは人口規模が小さいほど多く、逆に自治体として届は出さないは人口規模が大きくなるほど多くなっていて。

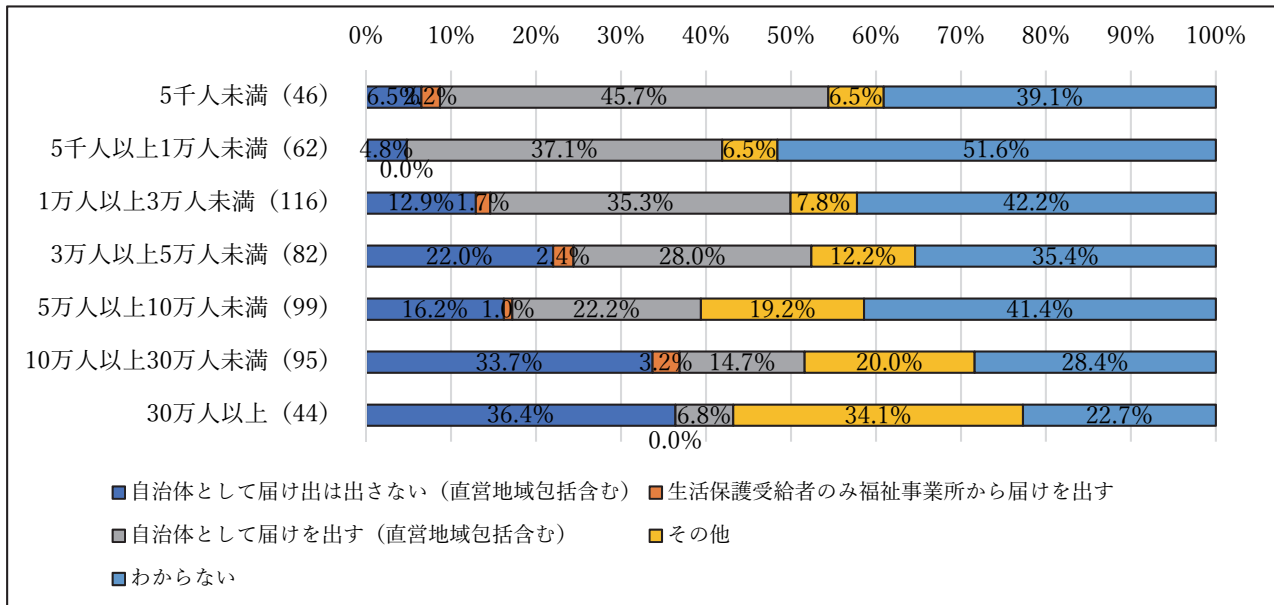


図10 人口×行方不明者届の提出
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

自治体として行方不明者数を把握しているかどうかを聞いた所、ほとんど把握しているが 19.6%、ある程度把握しているが 28.5%となり、行方不明者数の人数を把握しているのは 48.1%と半数に満たなかった。

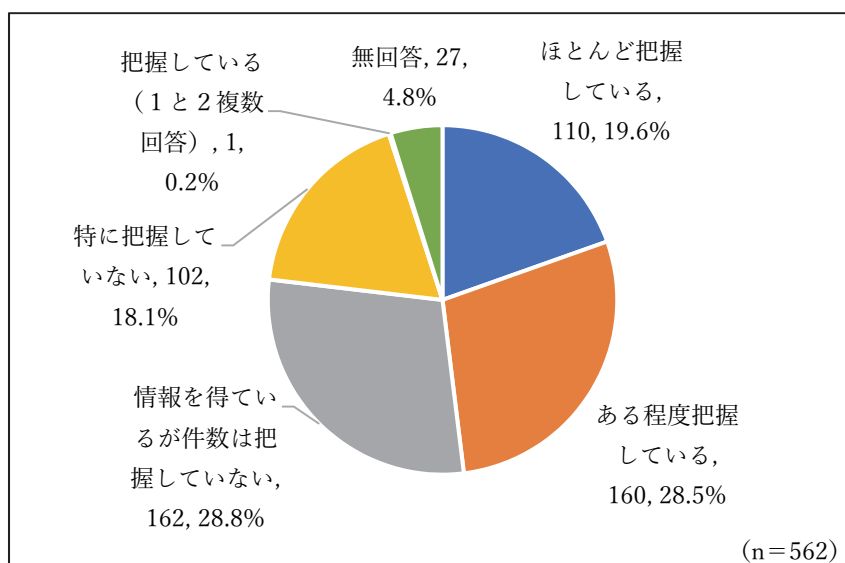


図 11 行方不明者数の把握

人口規模別に見ると、ほとんど把握しているは人口規模が小さい程多くなっていたが、ほとんど把握しているとある程度把握しているを合わせると、人口規模が小さい所と大きい所が多くなっていた。

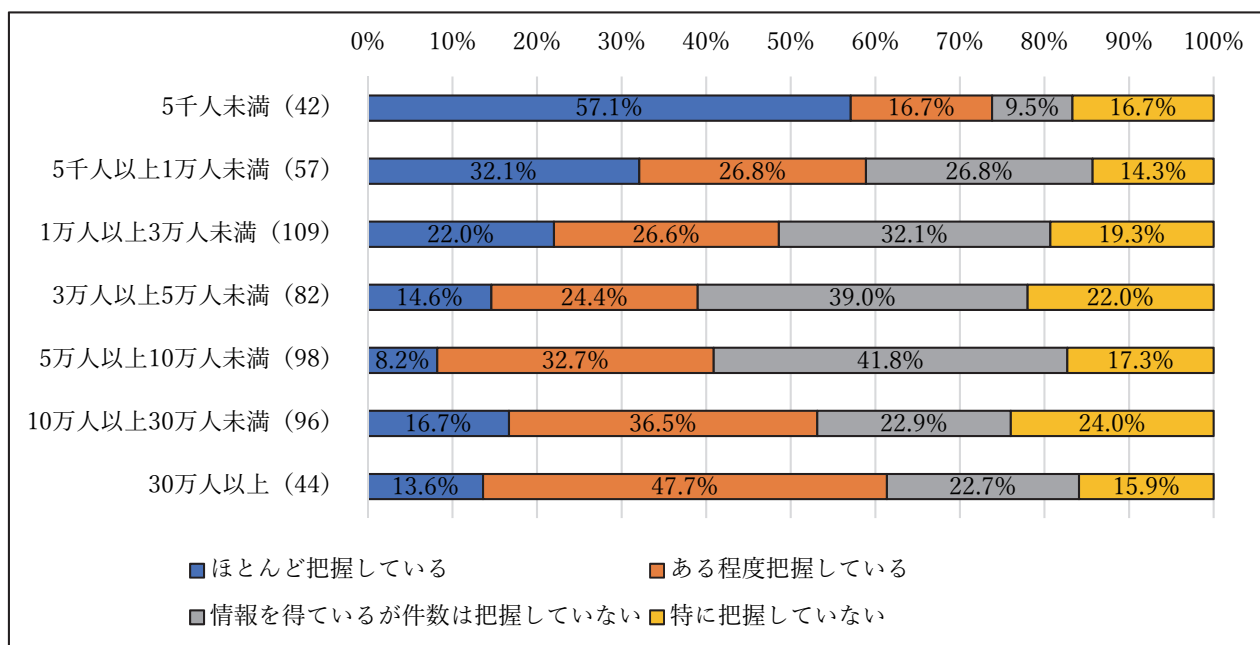


図 12 人口×行方不明者数の把握
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

2019年4月～2020年3月までの行方不明者数を聞いた所、1～10人が52.0%と半数以上を占めていたが、0人も24.8%であった。

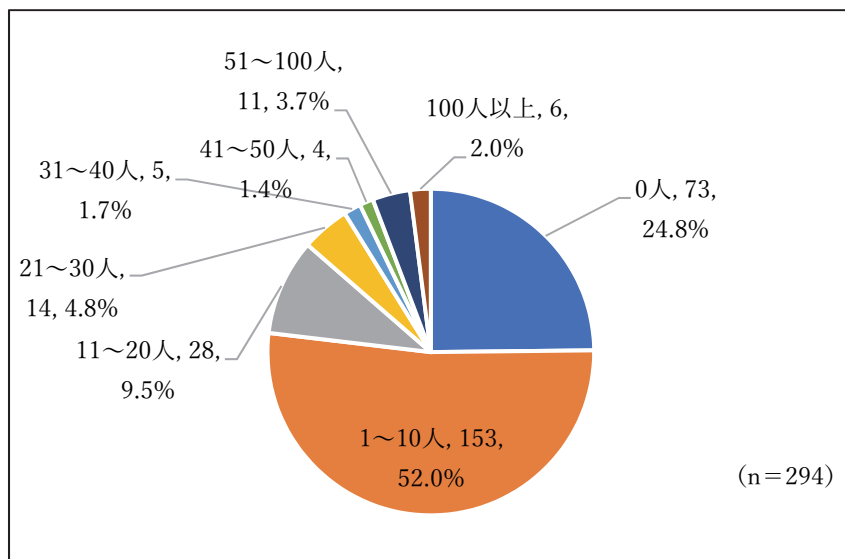


図13 行方不明者数

(「行方不明者数の把握」が無回答でも「行方不明者数」を回答していることがある)

行方不明者の内、独居者数を聞いた所、0人が60.4%と半数以上を占めていた。1人は19.2%、2人が7.7%などとなっていた。

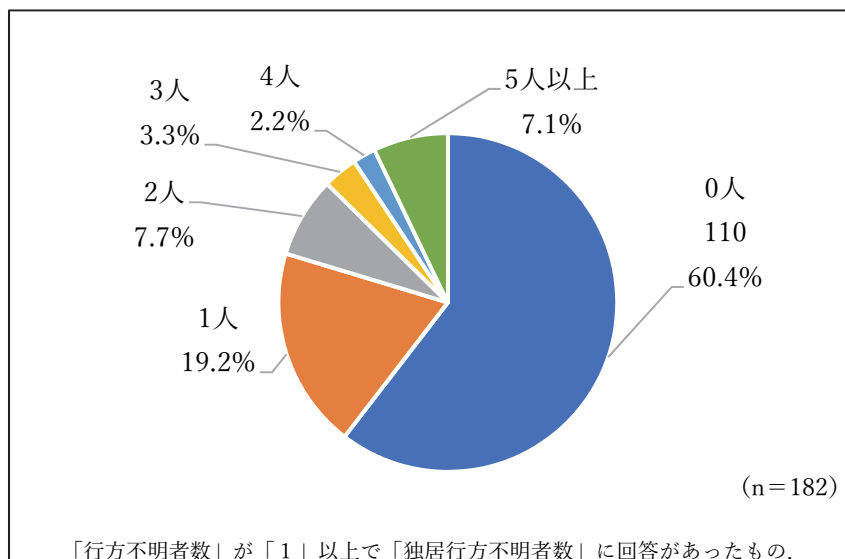


図14 独居行方不明者数

自治体から回答のあった行方不明者数の合計は 3,992 人であり、内、独居は 359 人であった。行方不明者の内、9.0%が独居であった。

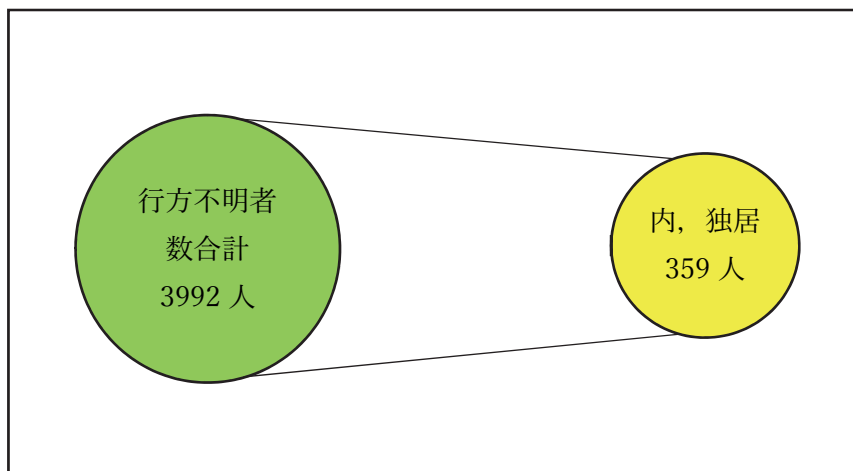


図 15 行方不明者数合計（内、独居）

警察との情報共有・連携を1：まったくできていない～10：とてもよくできている、の10段階で聞いた。8が22.6%で最も多く、7の16.4%、6の16.2%となっていた。

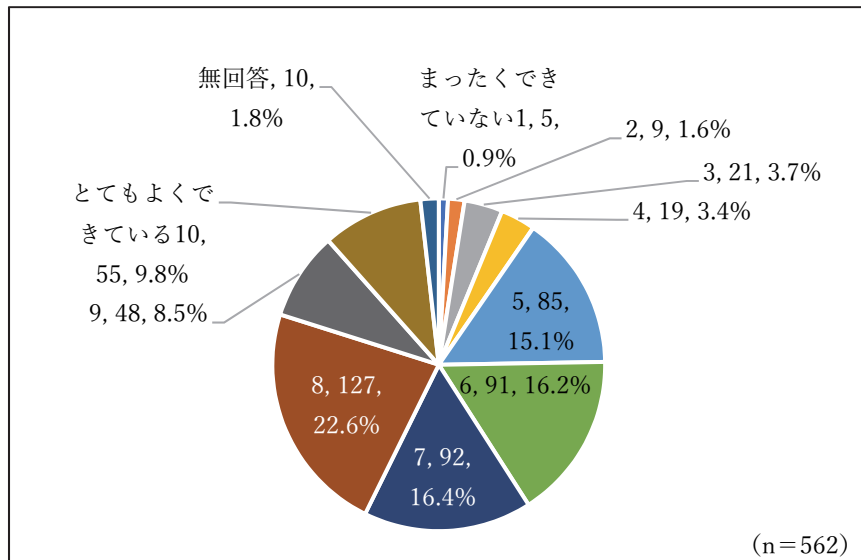


図16 警察との情報共有・連携

警察との情報共有・連携は、人口規模による大きな違いは見られなかった。

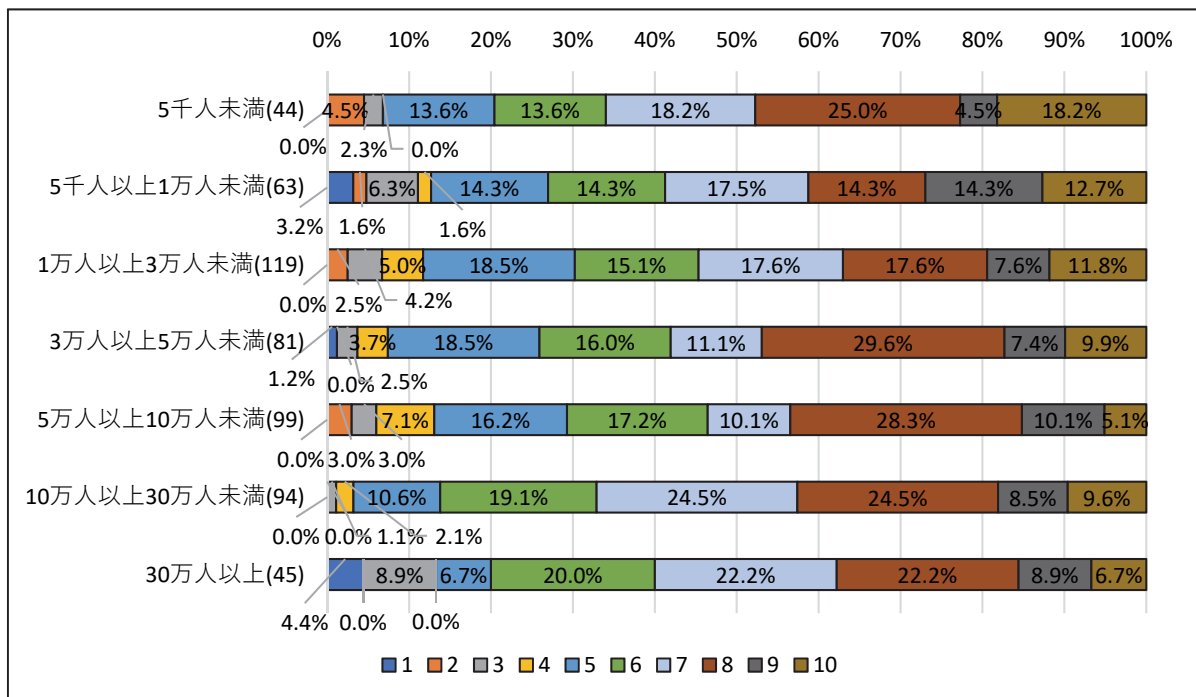


図17 人口×警察との情報共有・連携
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明者数の把握をしている群（ほとんどの件数を把握している・ある程度の件数は把握している）と把握していない群（情報は得ているが件数は把握していない・とくに把握していない）により（以下、同様）、認知症の人が暮らしやすいまち作りの達成状況（1～5を低位群、6～10を高位群）の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（5%水準）。

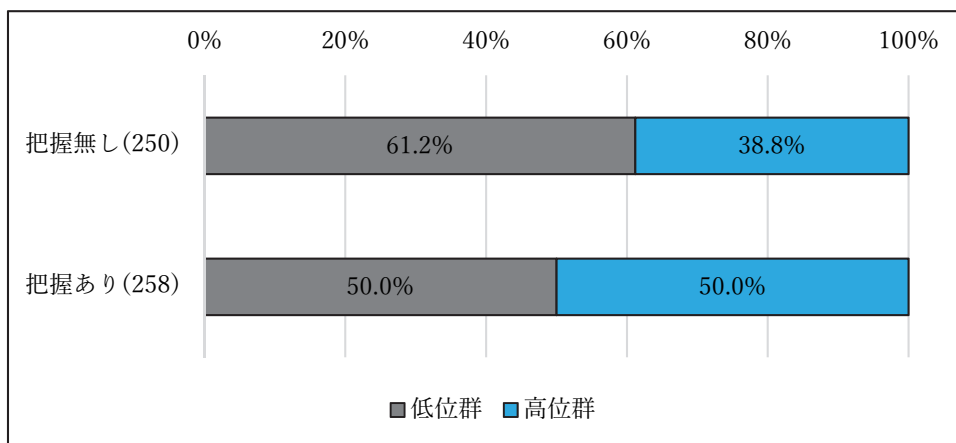


図 18 行方不明者数の把握×暮らしやすいまち作り

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、警察との情報共有・連携（1～5を低位群、6～10を高位群）の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（1%水準）。

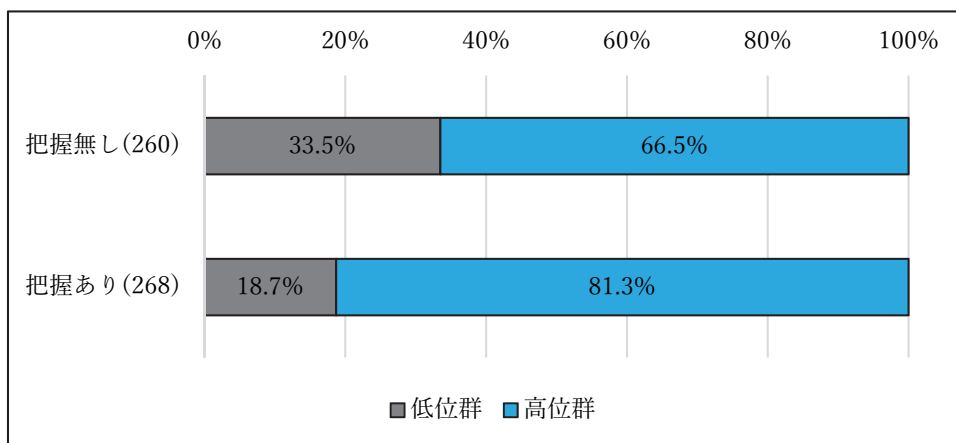


図 19 行方不明者数の把握×警察との情報共有・連携

行方不明への体制整備 30 項目について聞いた。最も多かったのは認知症サポーターの養成で 90.6%と 9 割に達していた。以下、警察との情報共有・連携の促進が 71.7%、市町村長による成年後見申立の活用 の 55.0%と続いた。とくに体制整備を行っていないは 0.9%に留まった。

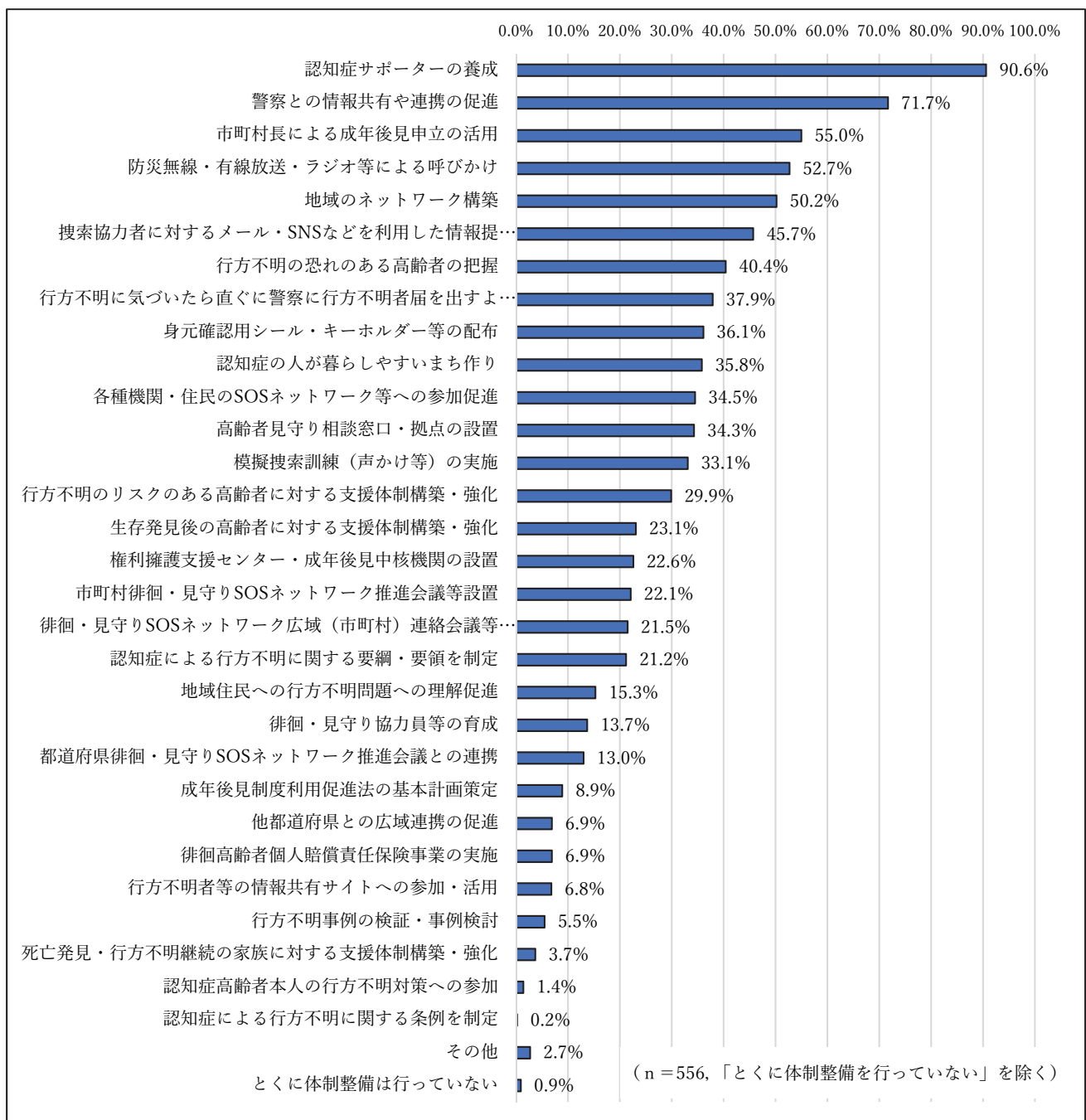


図 20 行方不明への体制整備

自治体の人口規模別に体制整備数を見ると、人口規模が多くなる程、体制整備数が多くなっていた。

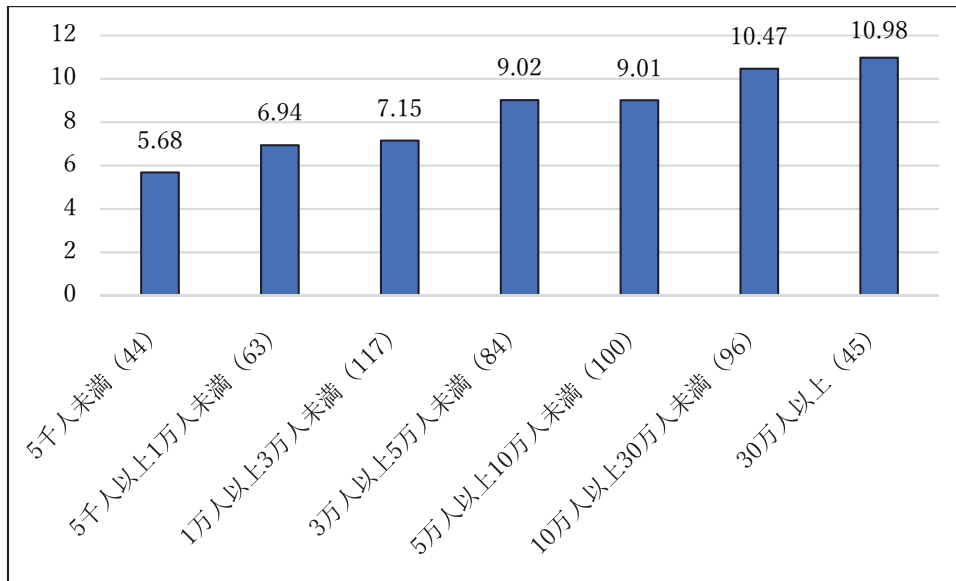


図 21 人口×体制整備状況（平均体制整備数）
（括弧内は自治体数、無回答を除いて集計）

独居認知症高齢者の行方不明のための支援体制構築・強化を行っていたのは、警察との情報共有・連携が89.7%と最も多かった。以下、地域住民による見守りが80.2%、SOSネットワーク等による見守りの67.3%、地域包括支援センター等による定期的訪問の66.4%と続いた。また当該支援体制構築・強化がどの程度役に立っているかを聞いた。1：まったく役にたっていない～6：とても役に立っている、の6段階で聞いたものの平均値を10倍した値で示した。ほとんどの項目は40～50の間であった。

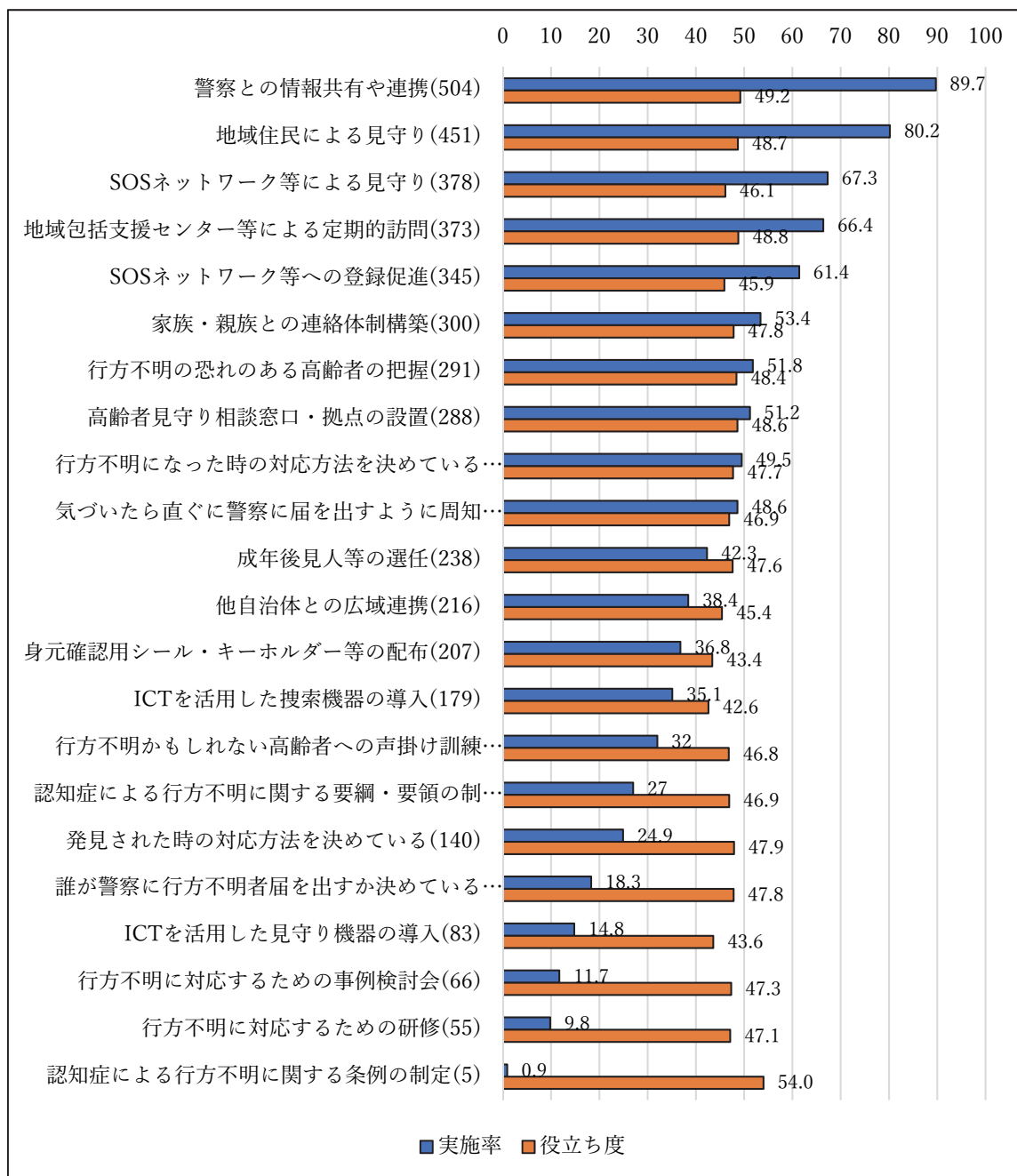


図 22 支援体制構築・強化と役立ち度

(役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を10倍した値を掲載)

自治体の人口規模別に支援体制構築・強化の役立ち度を以下に示す。なお、実施自治体数が少ないものは役立ち度が高く上位に来ているものがあるので、結果を見る際には留意して頂きたい（以下、同様）。

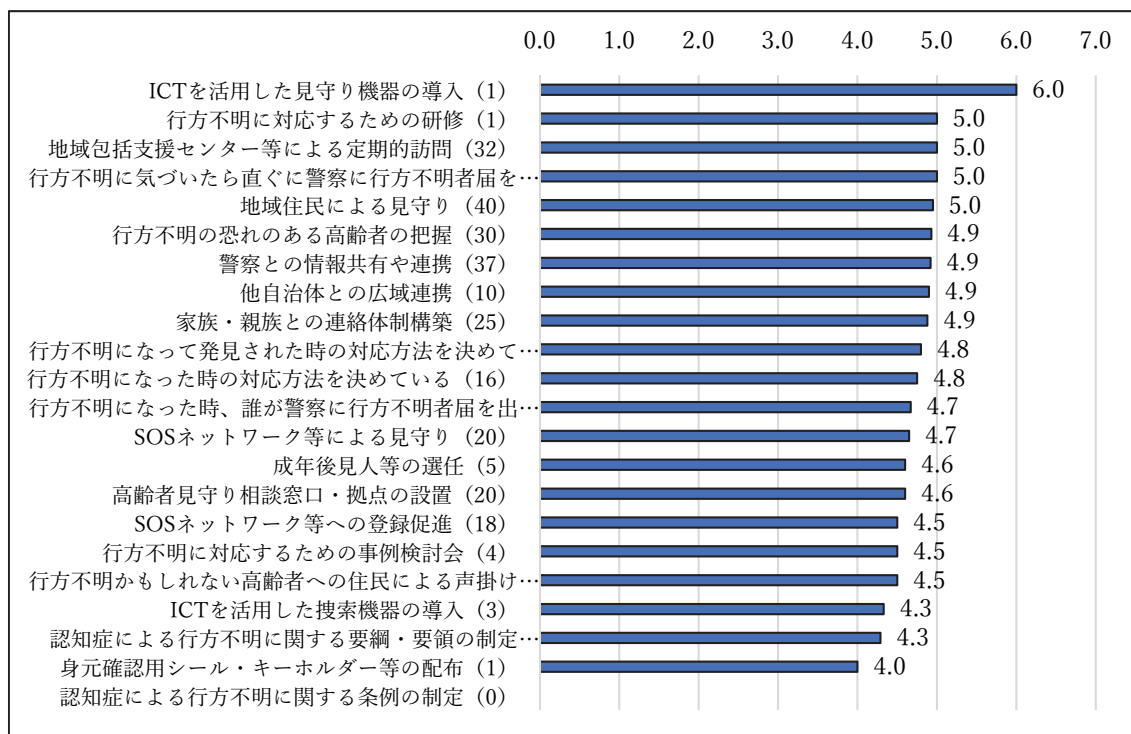


図 23 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 5 千人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

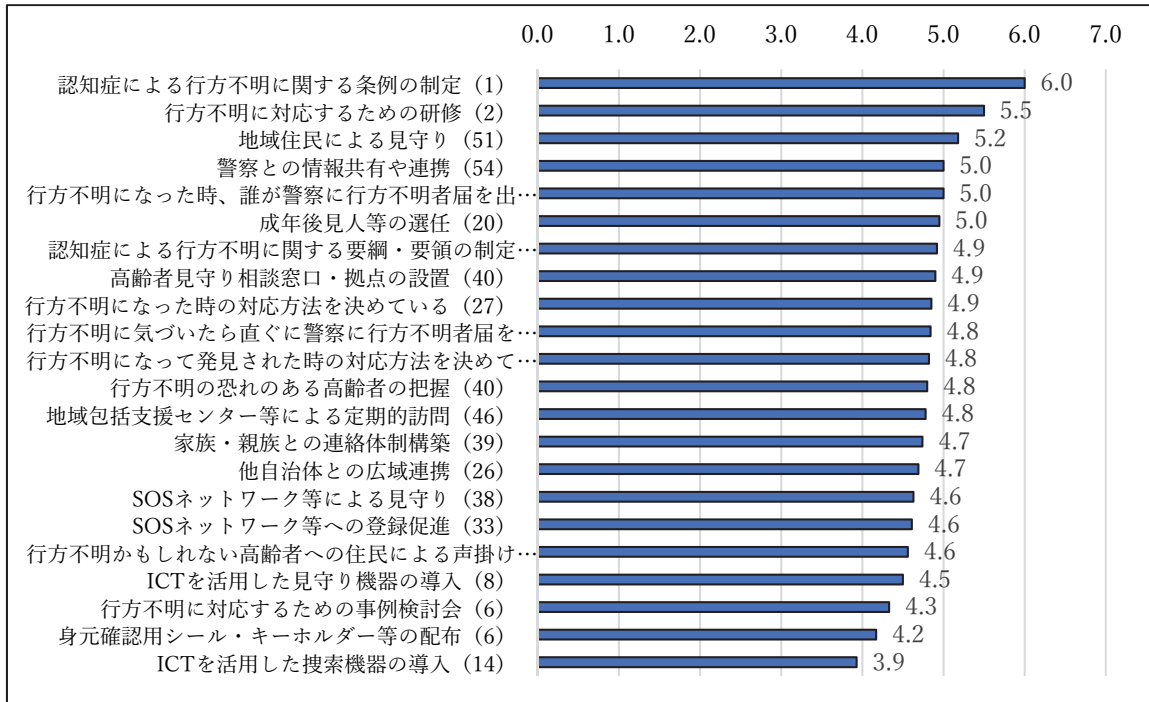


図 24 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 5 千人以上 1 万人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

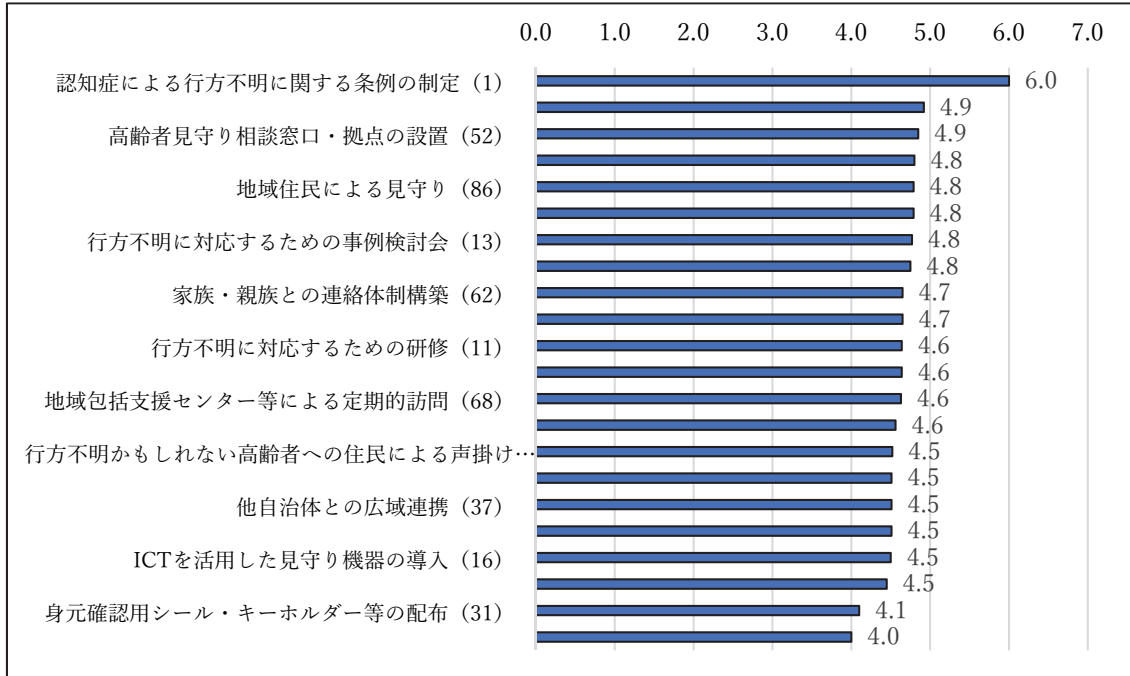


図 25 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 1 万人以上 3 万人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

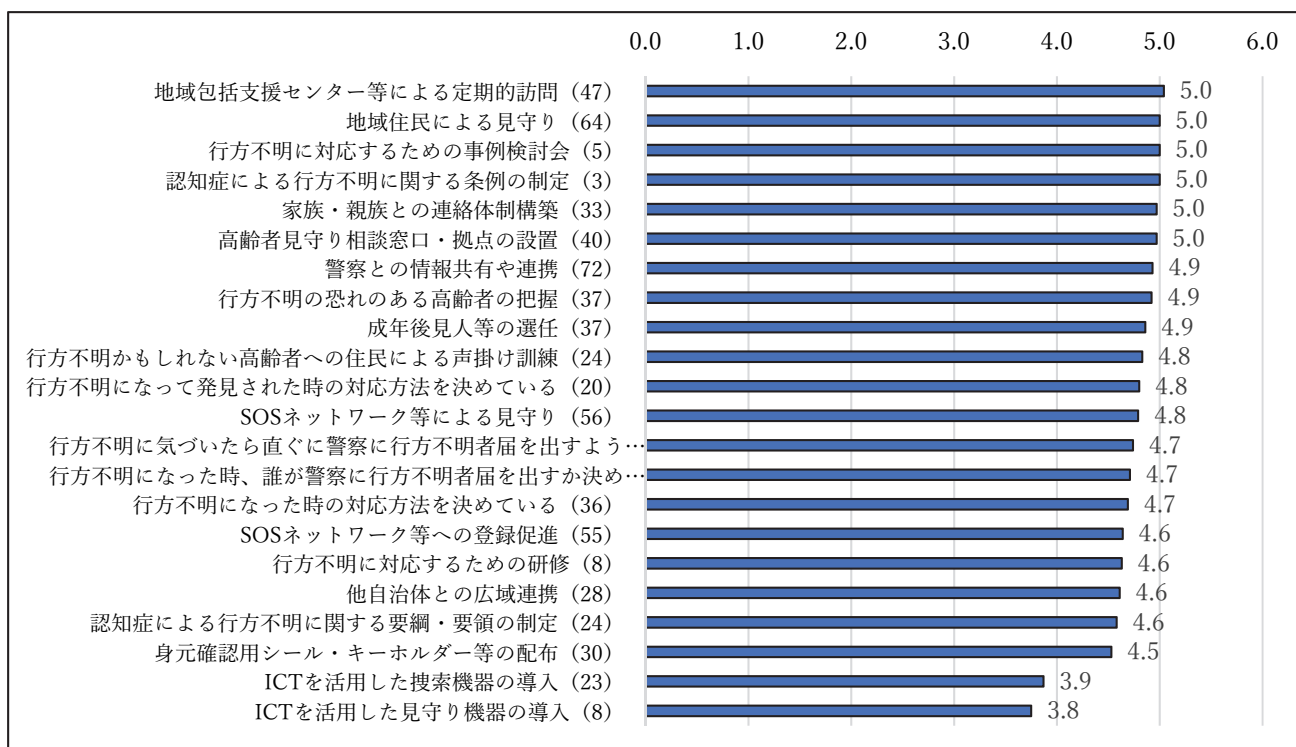


図 26 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 3 万人以上 5 万人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

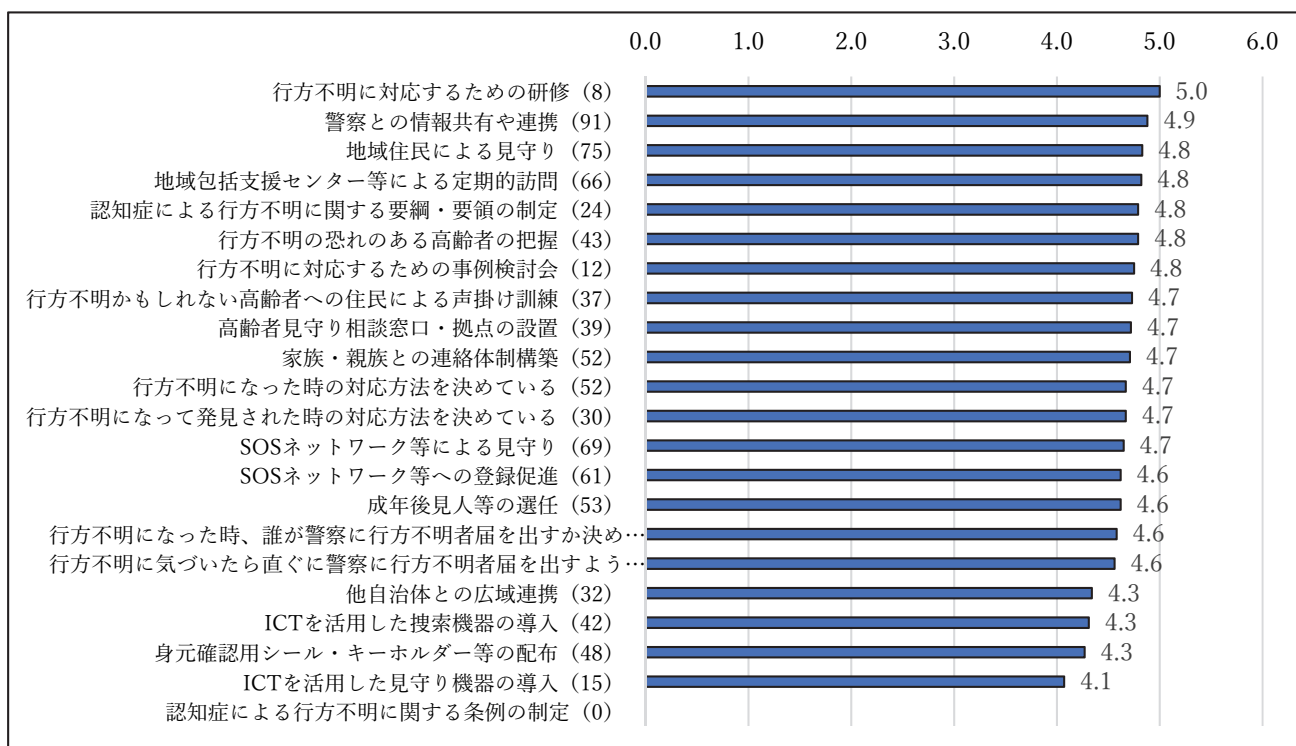


図 27 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 5 万人以上 10 万人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

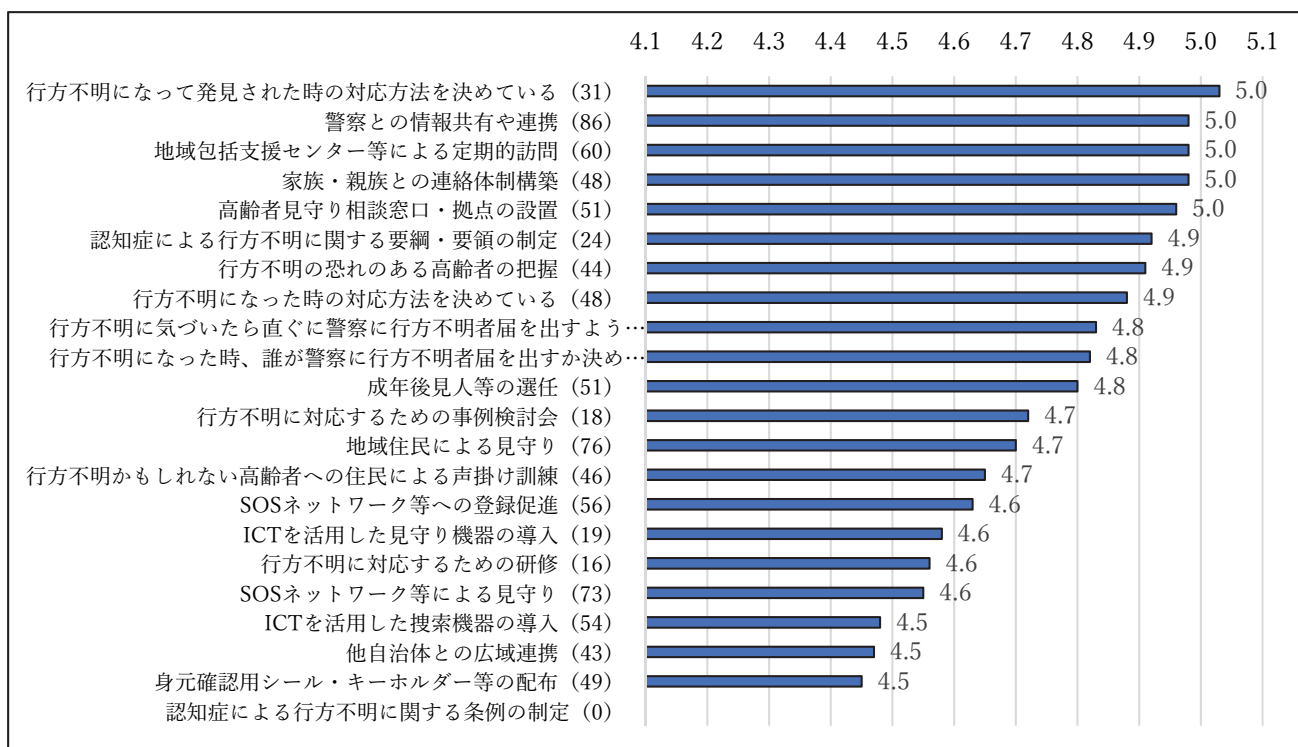


図 28 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 10 万人以上 30 万人未満）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

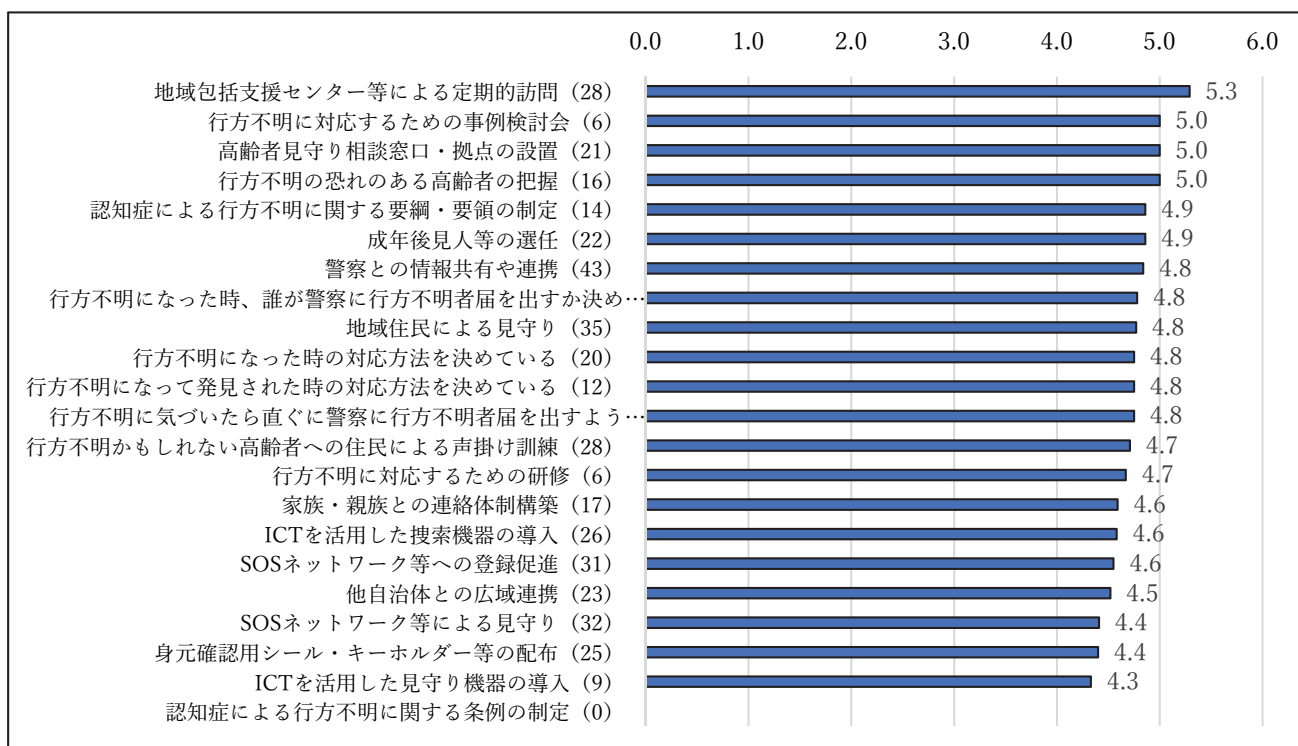


図 29 支援体制構築・強化と役立ち度（人口 30 万人以上）

（役立ち度：全く役にたっていない：1～とても役に立っている：6／平均点を 10 倍した値を掲載）

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群による、支援体制構築・強化の取り組みの違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、22項目中12項目について把握あり群の方が有意に「行っている」が多かった (**が付いた項目、1%水準)。

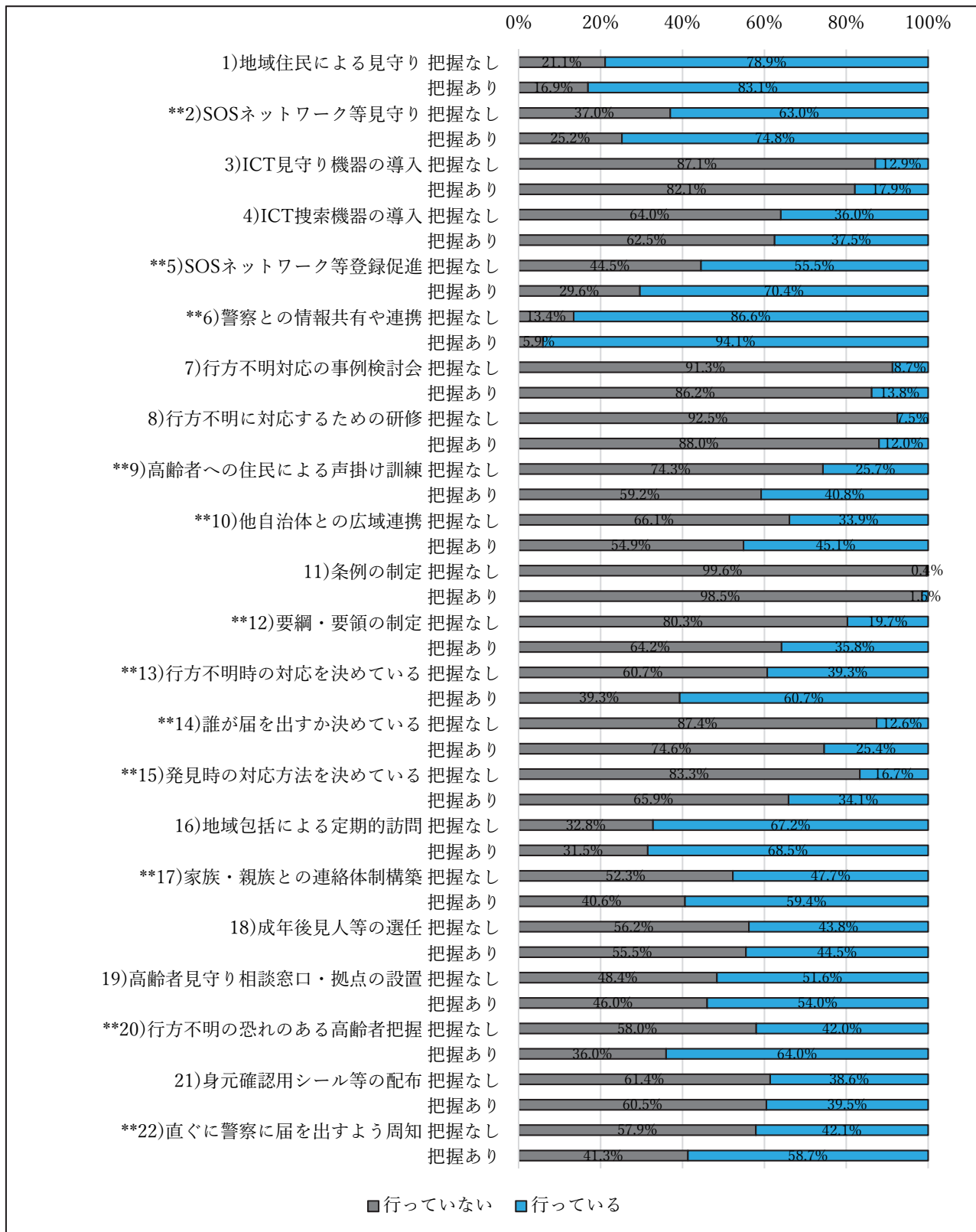


図 30 行方不明者数の把握×支援体制構築・強化

SOS ネットワークの有無について聞いた所、76.2%がありと回答した。しかし 2 割以上は無かった。

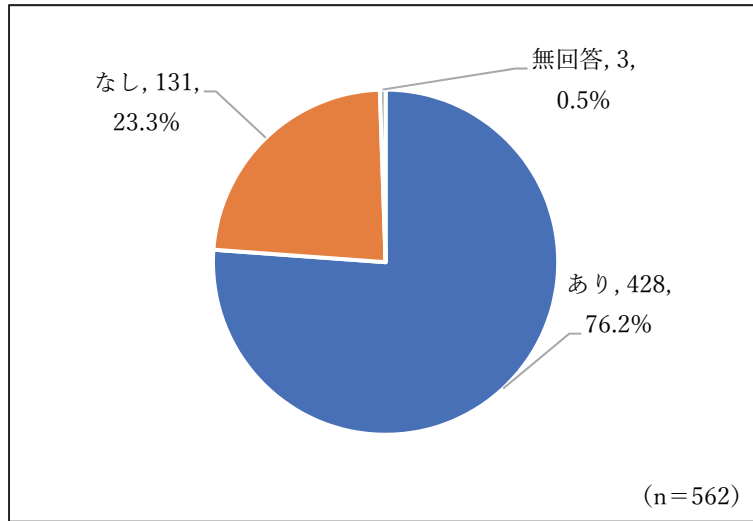


図 31 SOS ネットワーク等の有無

SOS ネットワークの構成員は地域包括支援センターが 71.2%と最も多く、以下、市町村担当部署の 67.6%、警察・交番 63.9%と続いた。

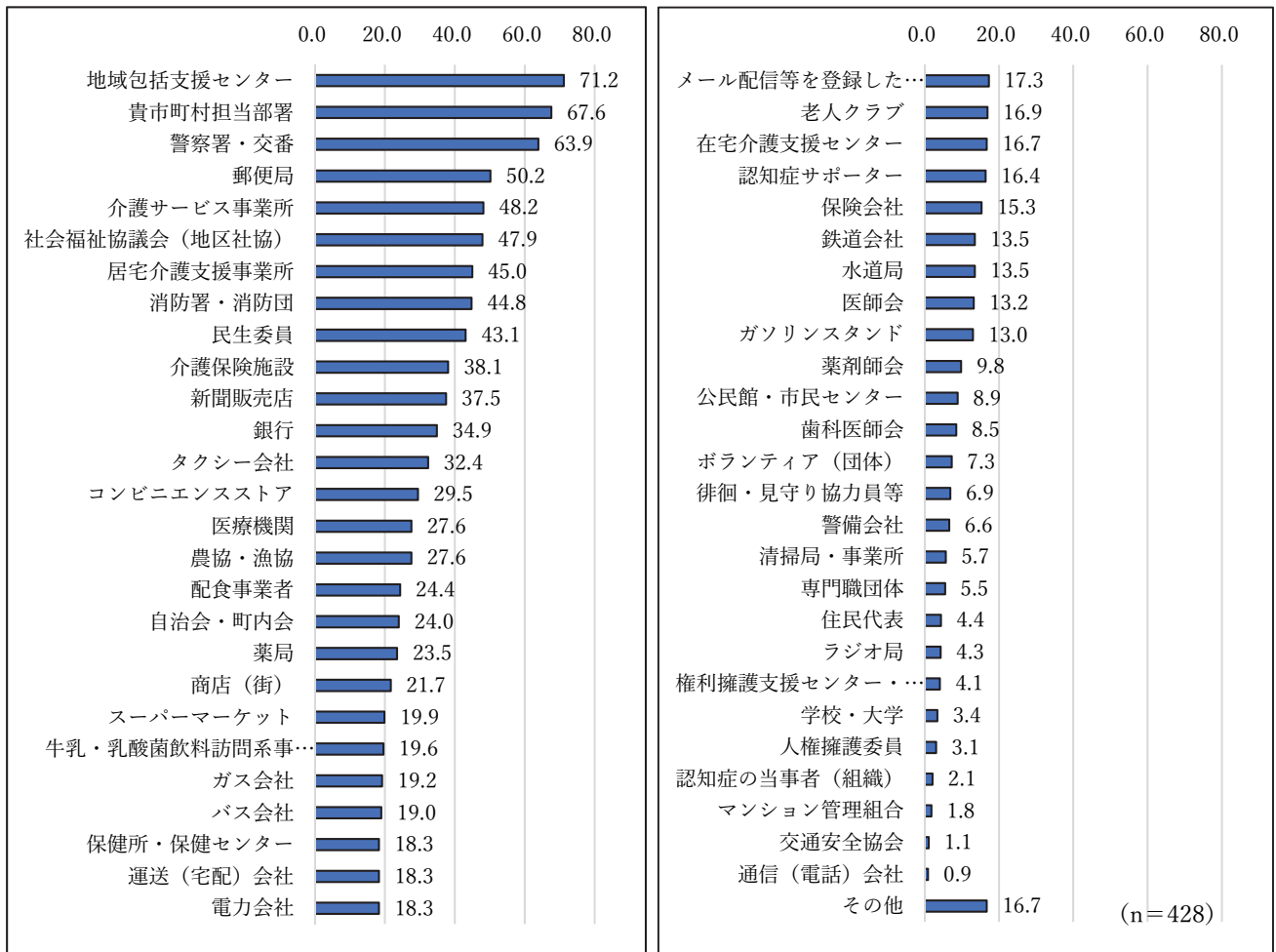


図 32 SOS ネットワーク等構成員

人口規模別に SOS ネットワーク構成員数を見ると、人口規模が大きくなる程、構成員数が増加していた。

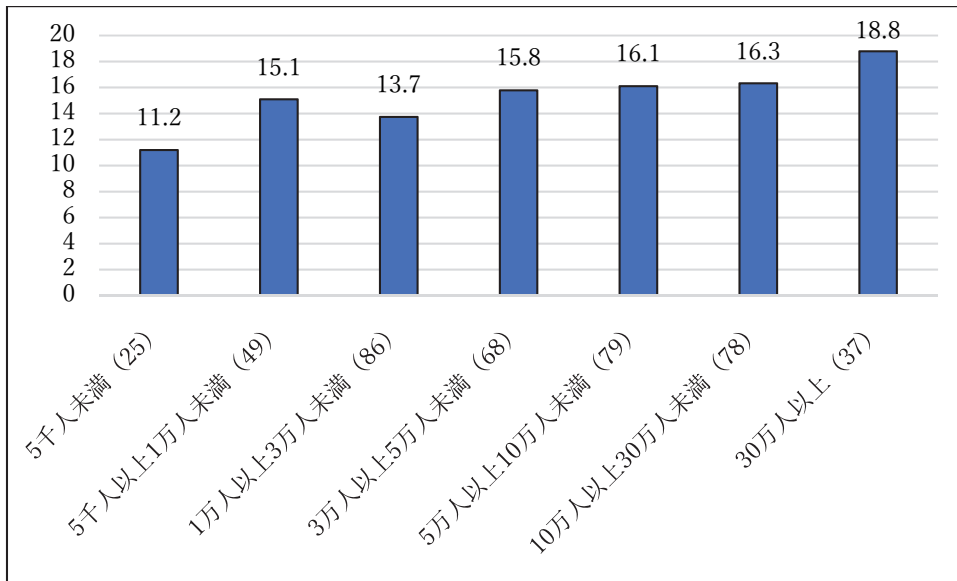


図 33 人口×SOS ネットワーク構成員数
(括弧内は自治体数、構成員数の平均値、無回答を除く)

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群による、SOS ネットワークの有無の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が有意に「SOS ネットワークあり」が多かった (1%水準)。

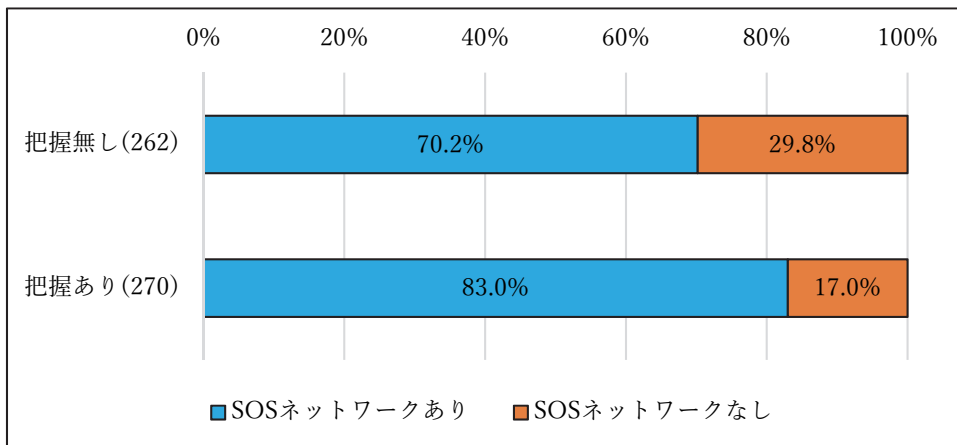


図 34 行方不明者数の把握×SOS ネットワークの有無

SOS ネットワークが機能しているかを、1：まったく機能していない～10：とても良く機能している、の10段階で聞いた。見守りについては7が20.3%と最も多く、以下、5の19.6%、6の18.0%が続いた。

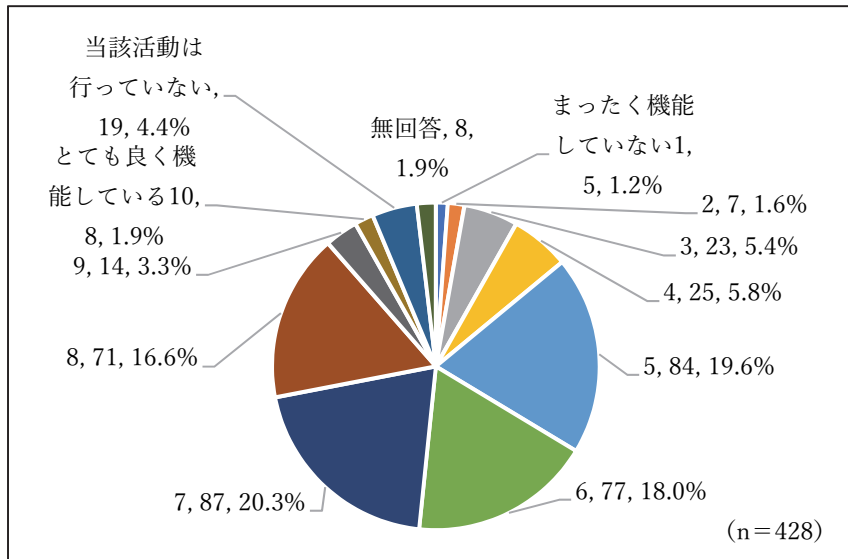


図 35 SOS ネットワーク等①見守り

自治体の人口規模別に見ると、1は人口規模が小さい所で見られる一方、7以上でみると人口規模による大きな違いは見られなかった。

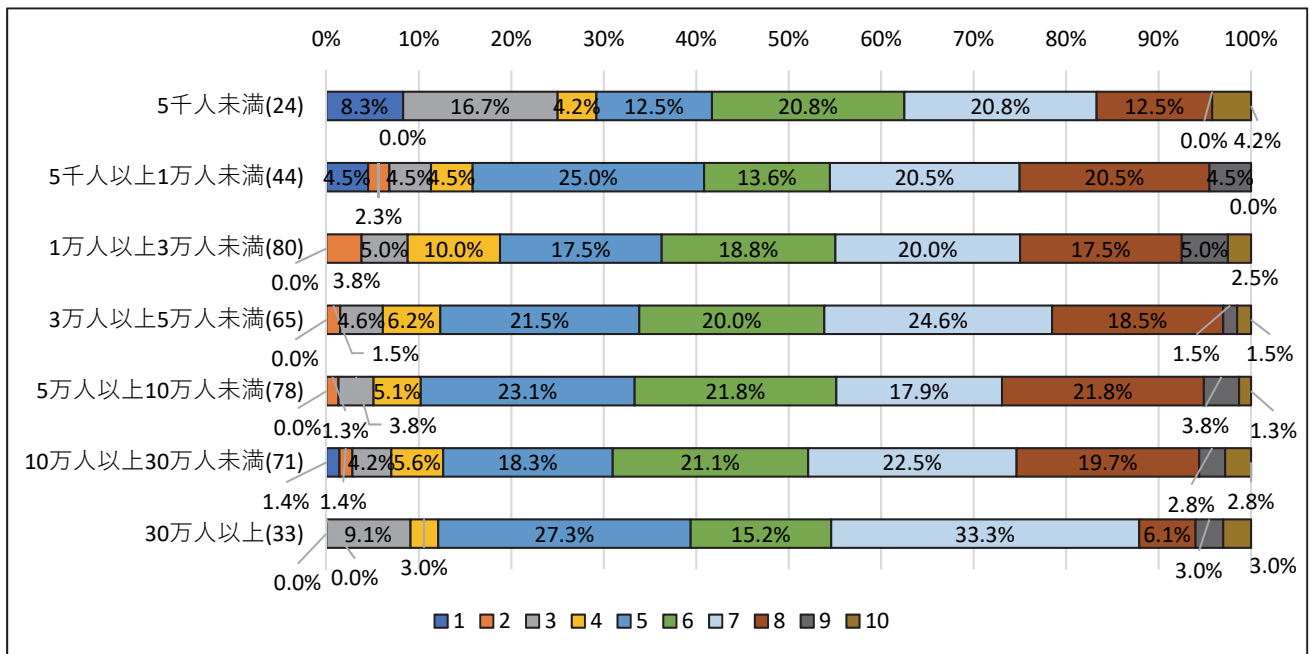


図 36 人口×SOS ネットワーク等①見守り
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

搜索活動は、5の19.9%が最も多く、以下、8の16.4%、6の15.7%と続いた。

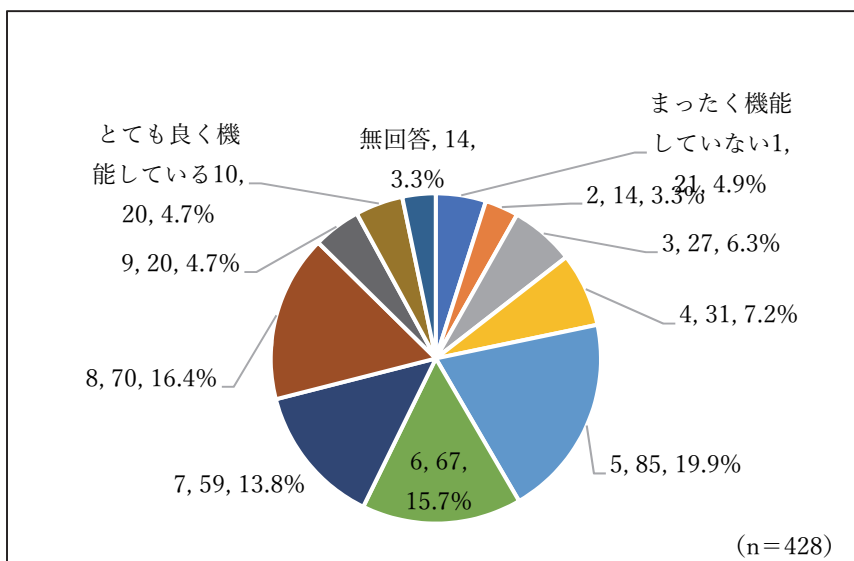


図 37 SOS ネットワーク②搜索活動

自治体の人口規模別に見ると、人口規模を問わず1が1割未満あった。8以上は人口が少ない自治体と多い自治体で若干少なくなっていた。

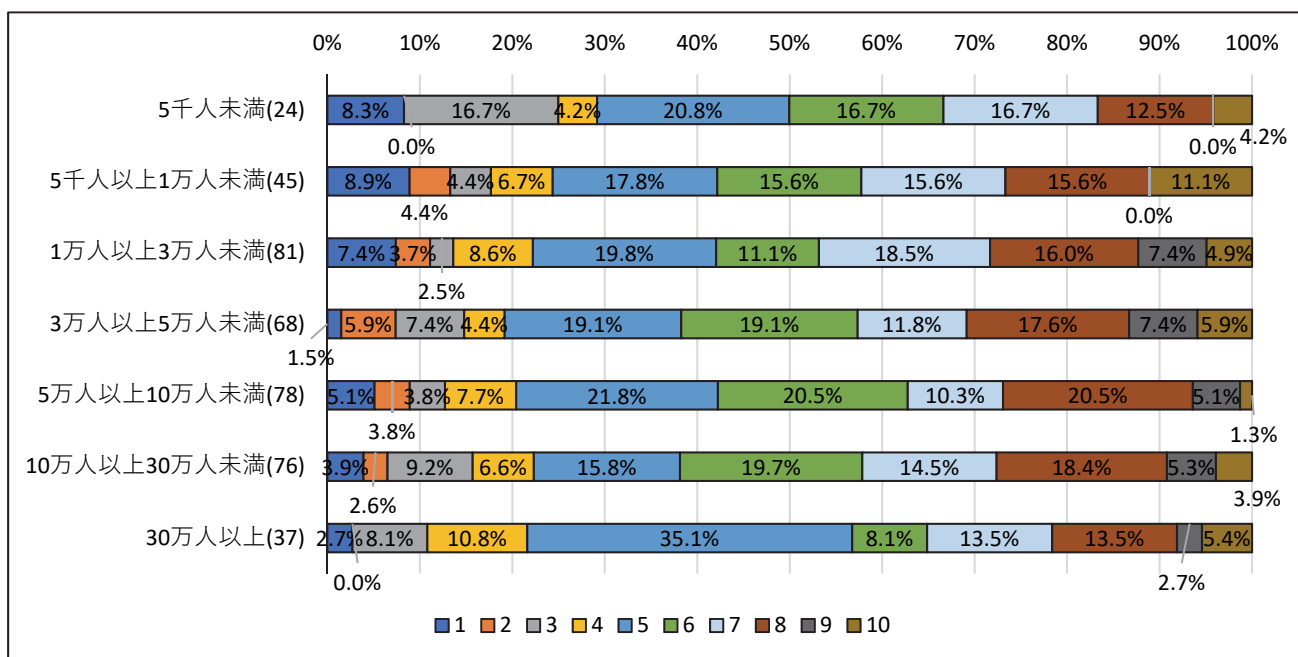


図 38 人口×SOS ネットワーク等②搜索活動

(括弧内は自治体数、無回答を除く)

生存して発見された高齢者への支援は、8が17.3%と最も多く、以下、5の15.4%、7の13.3%と続いた。

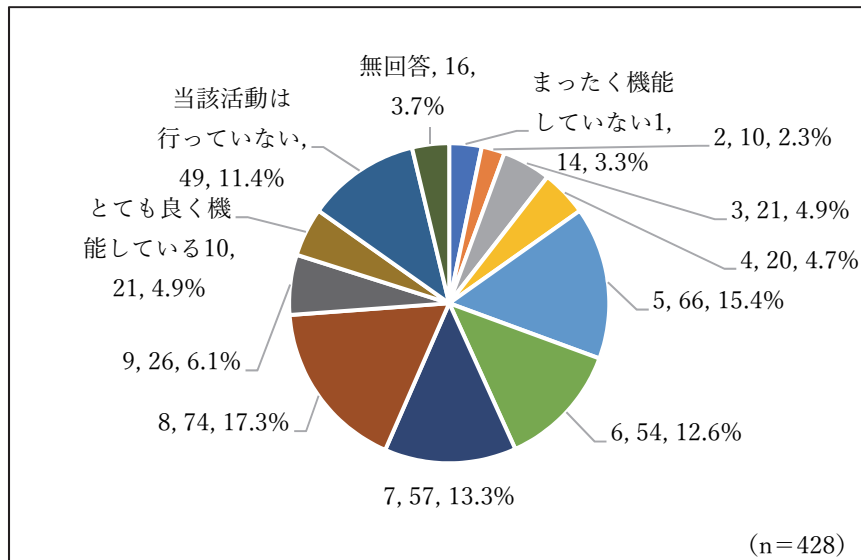


図 39 SOS ネットワーク③生存発見支援

人口規模別に見ると、8以上は人口規模が大きくなる程増加しているが、30万人以上では減少していた。

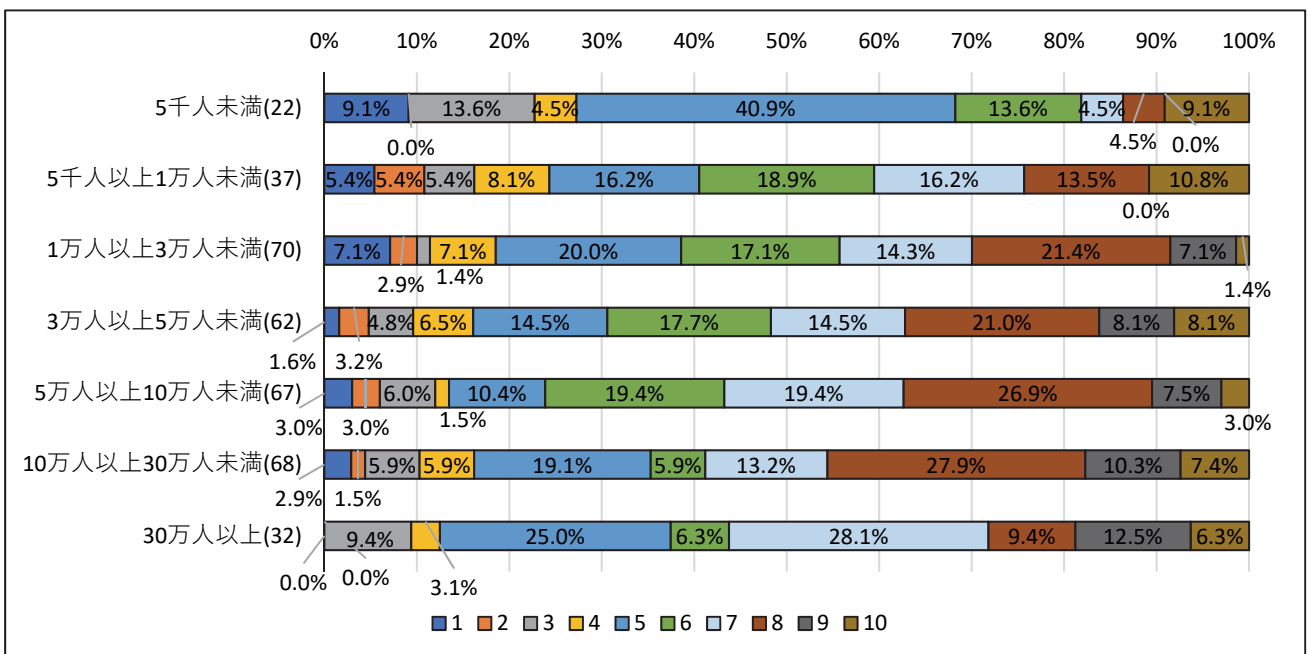


図 40 人口×SOS ネットワーク等③生存発見支援
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

SOS ネットワーク構成員間の連携を聞いた所、5が22.4%と最も多く、以下、6の14.7%、7の13.6%と続いた。

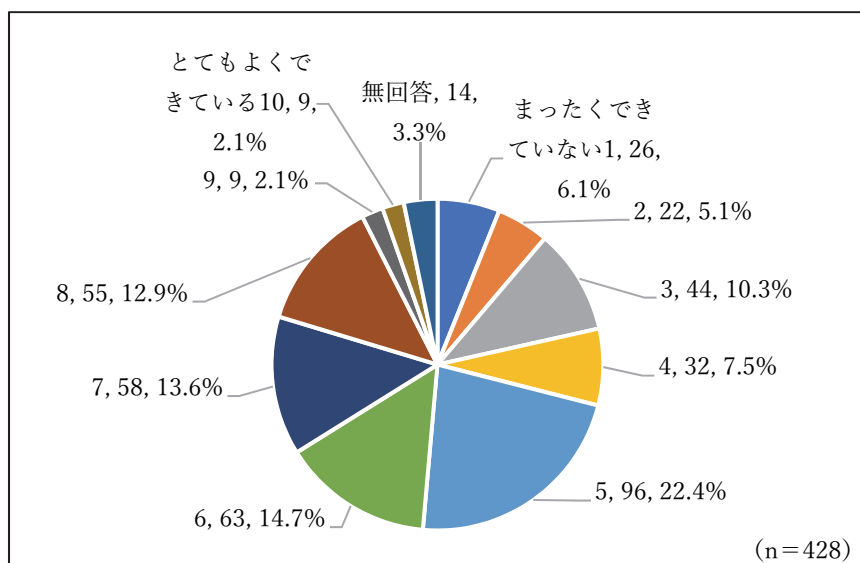


図 41 SOS ネットワーク④構成員間連携

人口規模別に見ると、人口規模による大きな違いは見られなかった。

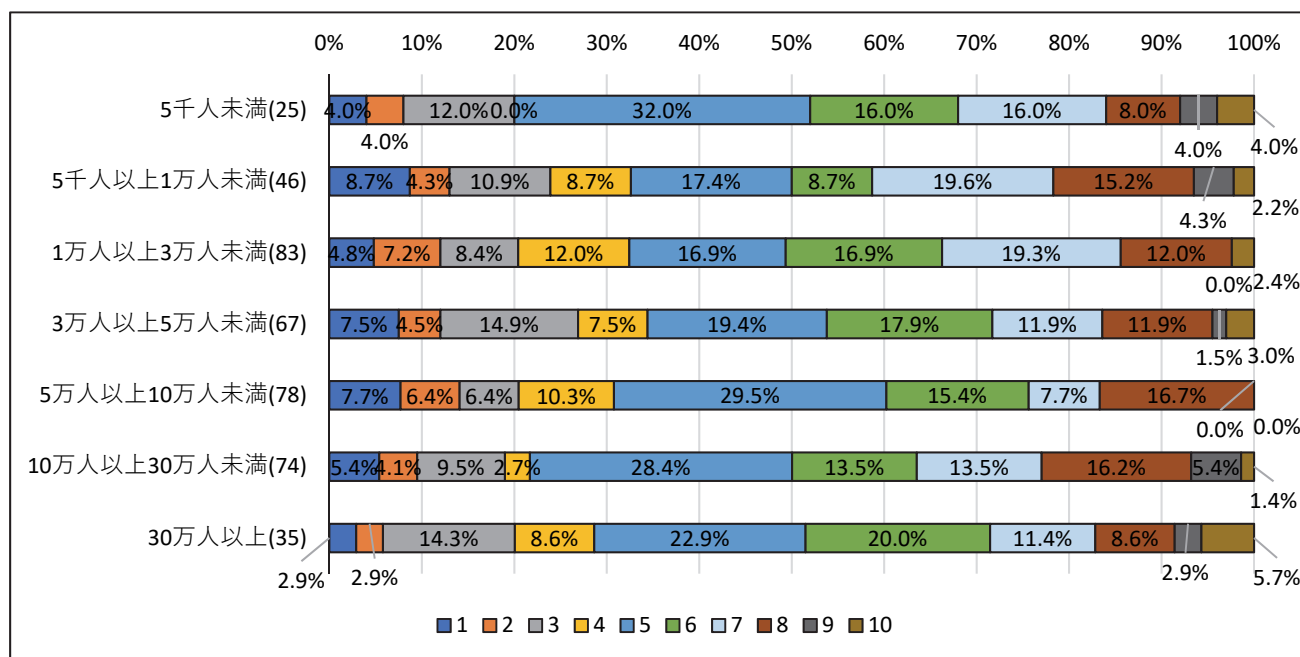


図 42 人口×SOS ネットワーク等④構成員間連携
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

SOS ネットワークの全体的評価を見ると、5 が 22.7% と最も多く、以下、7 の 18.0%、6 の 17.3% が続いた。

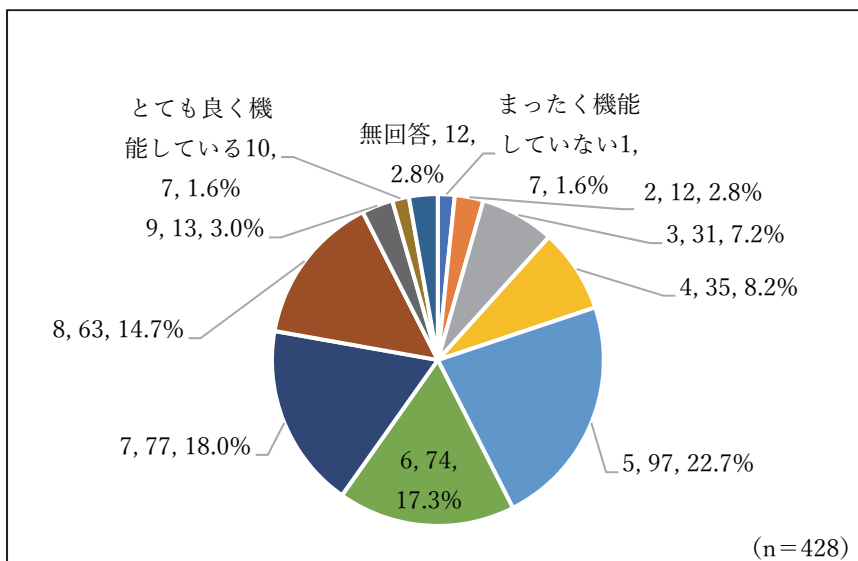


図 43 SOS ネットワーク⑤全体的評価

人口規模別に見ると、いずれも 8 以上が 2 割前後を占めているが、5 千人未満では 1 割強と若干少なくなっていた。

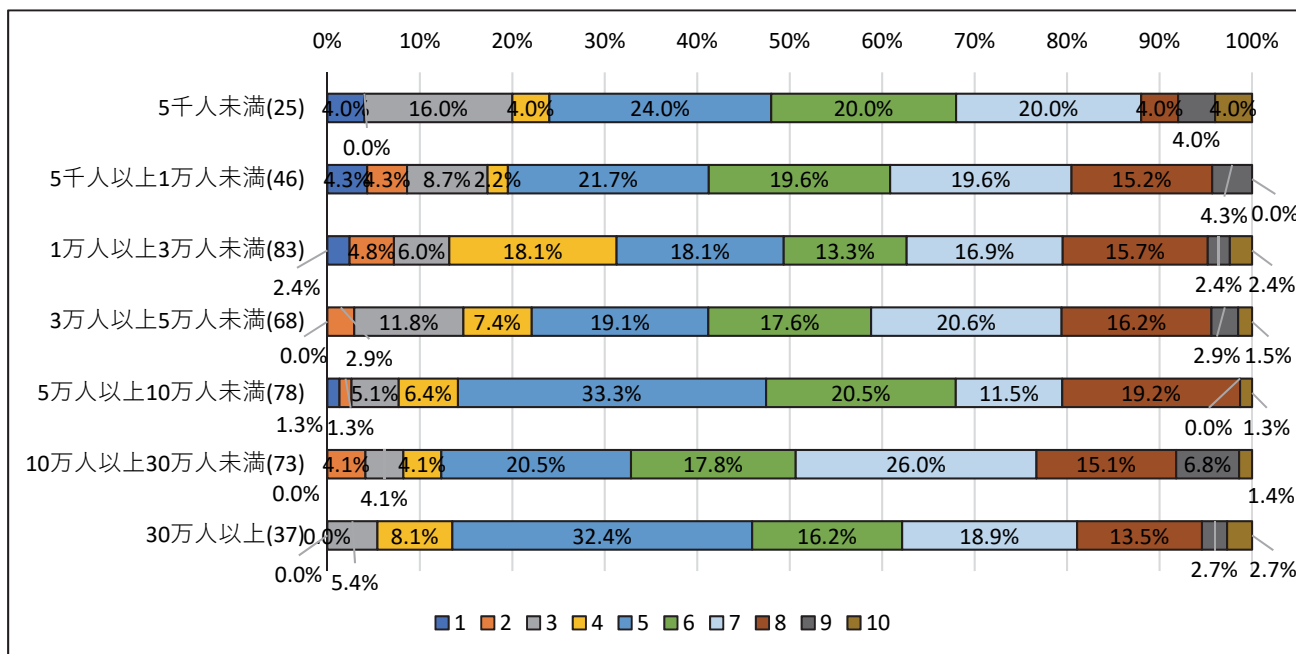


図 44 人口×SOS ネットワーク等⑤全体的評価
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、SOS ネットワークの機能（1～5 を低位群、6～10 を高位群）の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。見守りについて分析した結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（5%水準）。

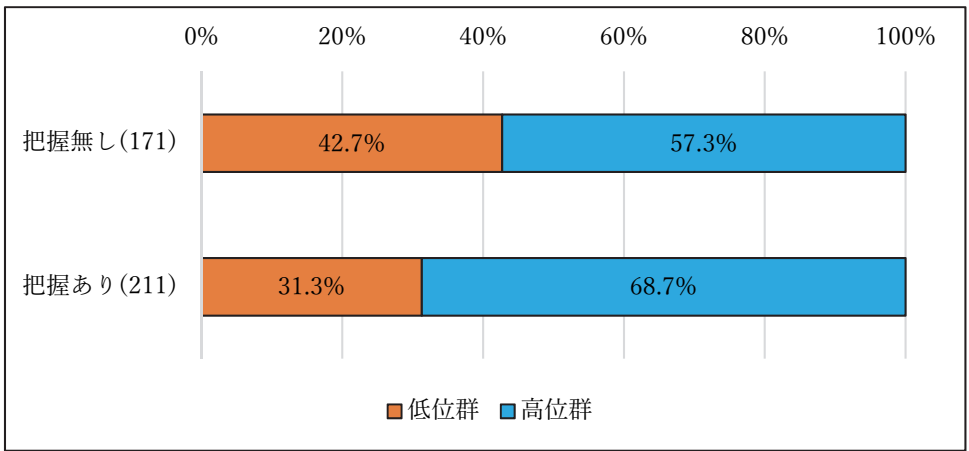


図 45 行方不明者数の把握×SOS ネットワーク①見守り

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、SOS ネットワークの機能（1～5 を低位群、6～10 を高位群）の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。搜索活動について分析した結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（1%水準）。

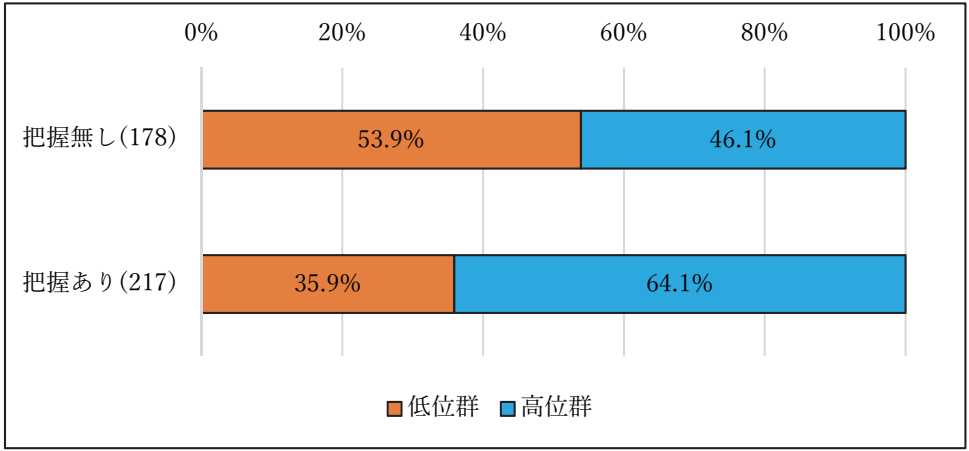


図 46 行方不明者数の把握×SOS ネットワーク②搜索活動

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、SOS ネットワークの機能（1～5 を低位群、6～10 を高位群）の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。生存発見者への支援について分析した結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（5%水準）。

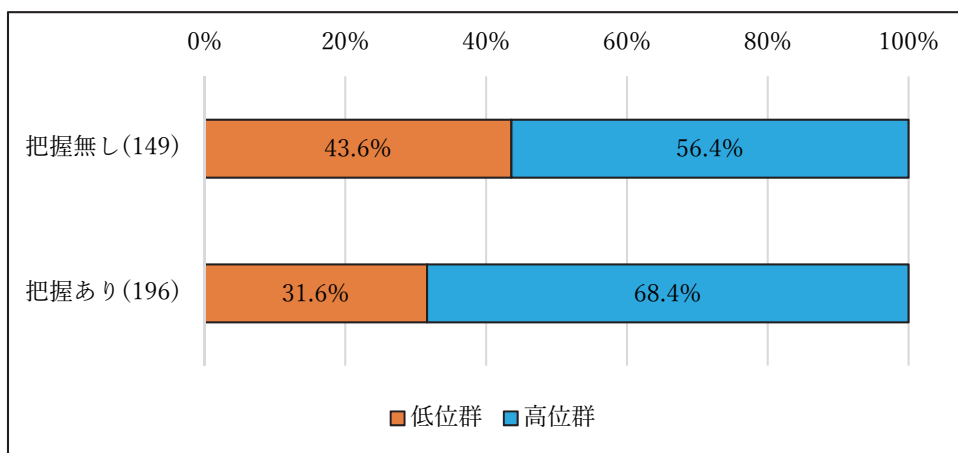


図 47 行方不明者数の把握×SOS ネットワーク③生存発見者への支援

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、SOS ネットワークの機能（1～5 を低位群、6～10 を高位群）の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。構成員間の連携について分析した結果、両者の間に有意な差は無かった（5%水準）。

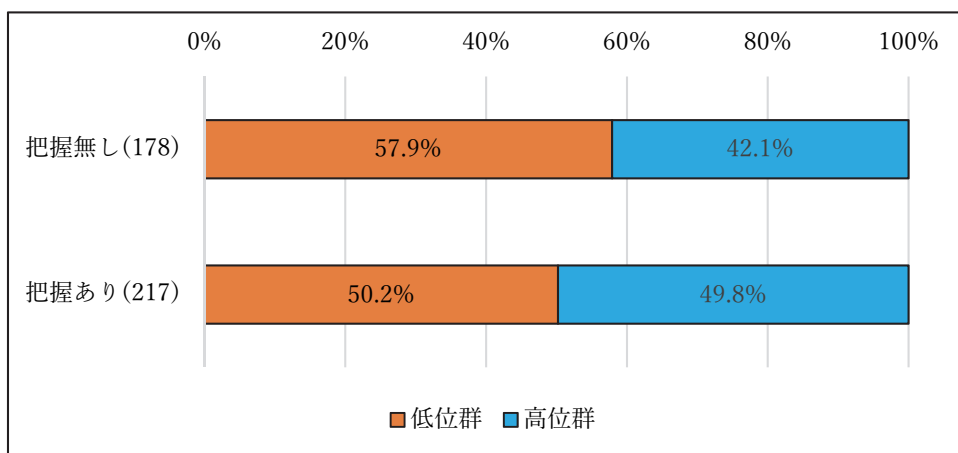


図 48 行方不明者数の把握×SOS ネットワーク④構成員間の連携

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、SOS ネットワークの機能（1～5 を低位群、6～10 を高位群）の違いをみるためカイ 2 乗分析を行った。全体的評価について分析した結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった（1%水準）。

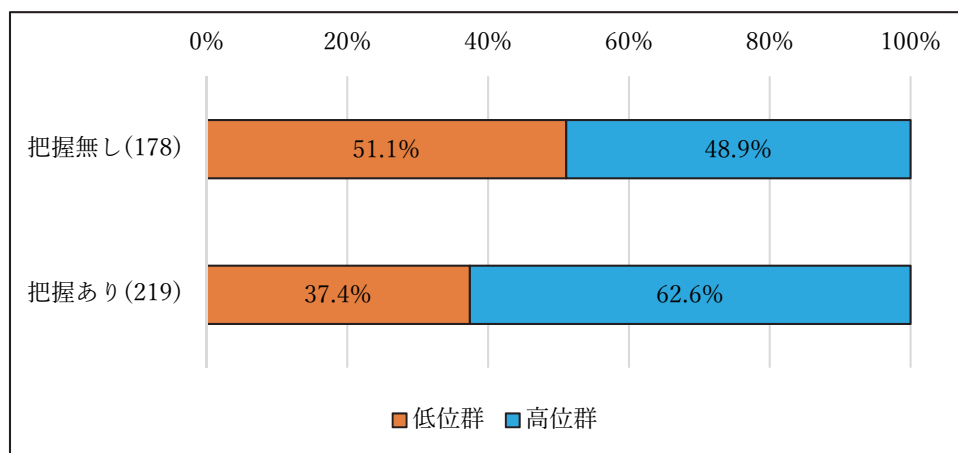


図 49 行方不明者数の把握×SOS ネットワーク⑤全体的評価

ICT 機器の貸与・助成に当たり、高齢者本人に説明と同意を行っているか聞いた所、必ず本人に説明し同意を得ているは 5.9%、本人に説明し同意を得ることが多いが 7.8%であった。貸与・助成は行ってないが半数以上を占めていた。

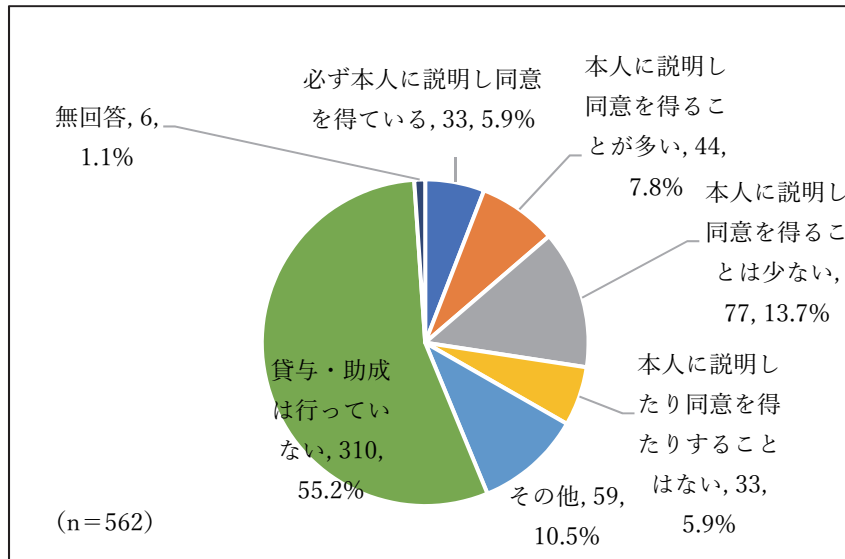


図 50 ICT 機器利用の説明と同意

人口規模別に見ると、いずれも必ず本人に説明し同意を得ているは 1 割未満であった。本人に説明し同意を得ることが多いを加えても、2 割未満であった。人口が少ない方が貸与・助成を行っていないが多かった。

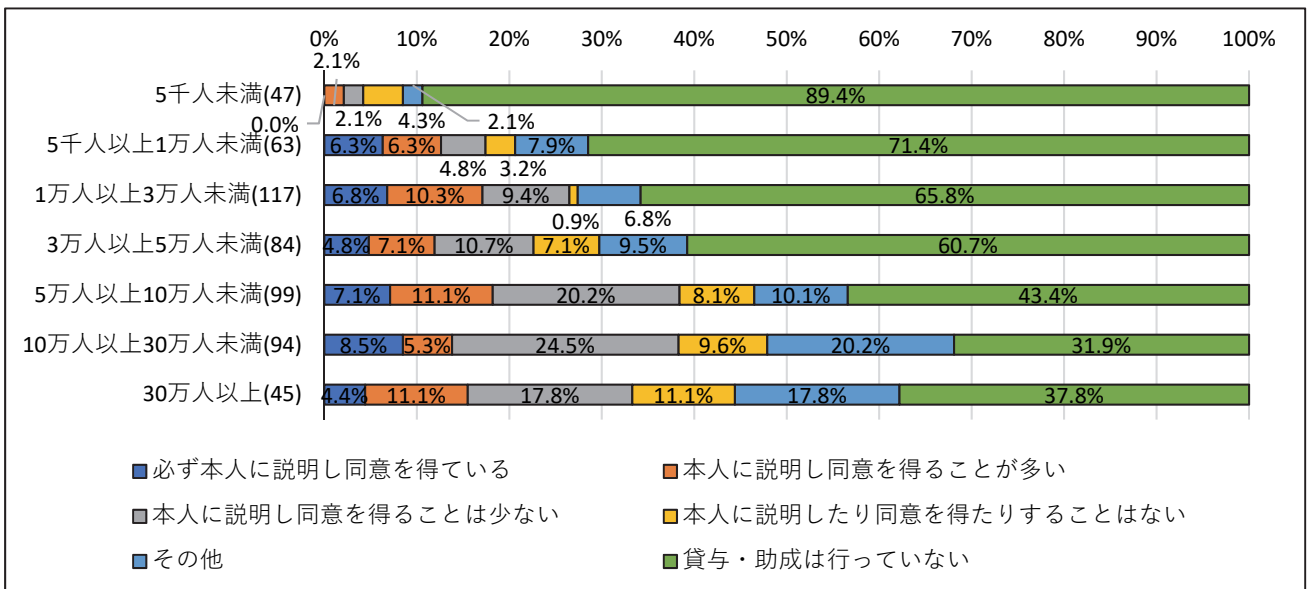


図 51 人口×ICT 機器利用の説明と同意
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

SOS ネットワーク登録時に高齢者本人に説明と同意を得ているか聞いた所、必ず本人に説明し同意を得ているは 10.7%、本人に説明し同意を得ることが多いが 12.5%であった。自治体によっては SOS ネットワークで登録制度も設けていない所もあった。

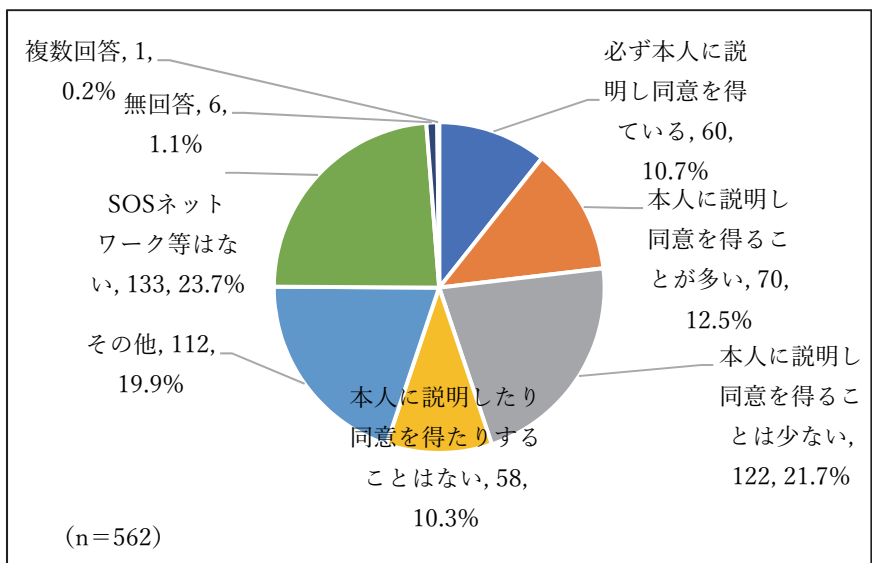


図 52 SOS ネットワーク登録時の説明と同意
 ※SOS ネットワークによっては登録を行っていない場合がある

人口規模別に見ると、いずれも、必ず本人説明し同意を得ているが 1 割前後であった。本人に説明し同意を得ることが多いを加えると、2～3 割程度になった。

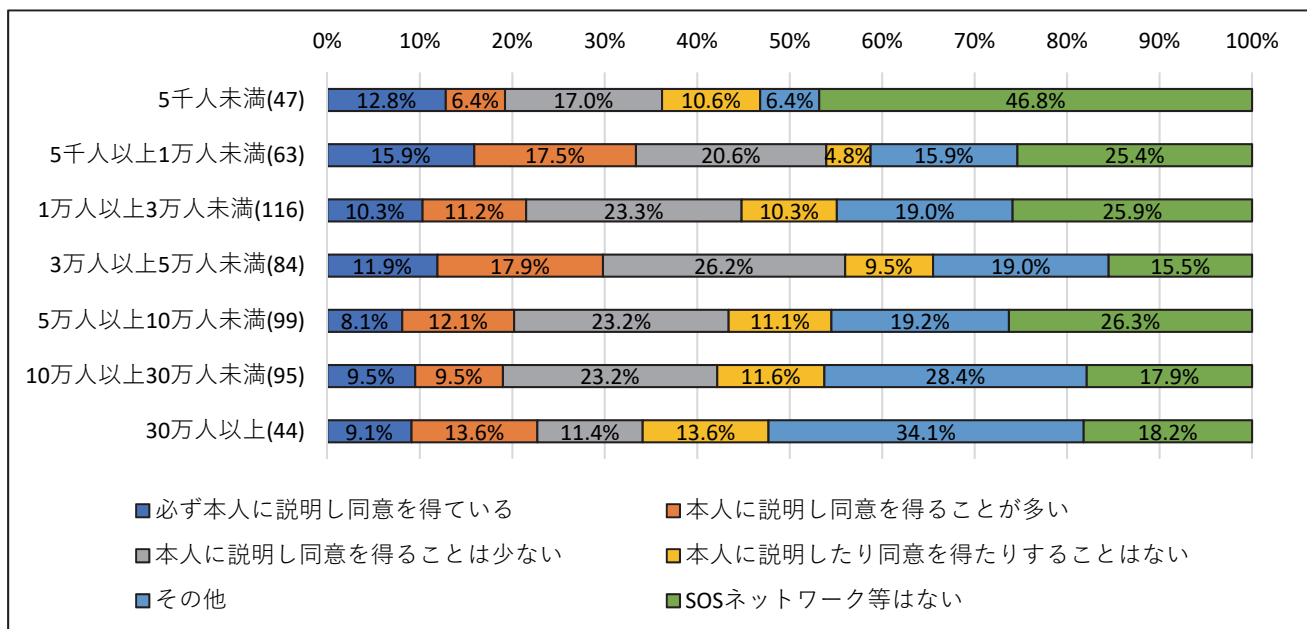


図 53 人口×SOS ネットワーク登録時の説明と同意
 (括弧内は自治体数、無回答を除く)

独居認知症高齢者の行方不明対策を講じる上での困難を1：まったく困難を感じない～6：とても困難を感じる、の6段階で聞いた。平均点が高いものを見ると、セルフネグレクトの問題を解決と行方不明対策に認知症高齢者本人の参画を得ることが5.0点で最も高かった。以下、行方不明を何度も繰り返すことが4.7点、行方不明になったことに気づくことが4.6点で続いた。

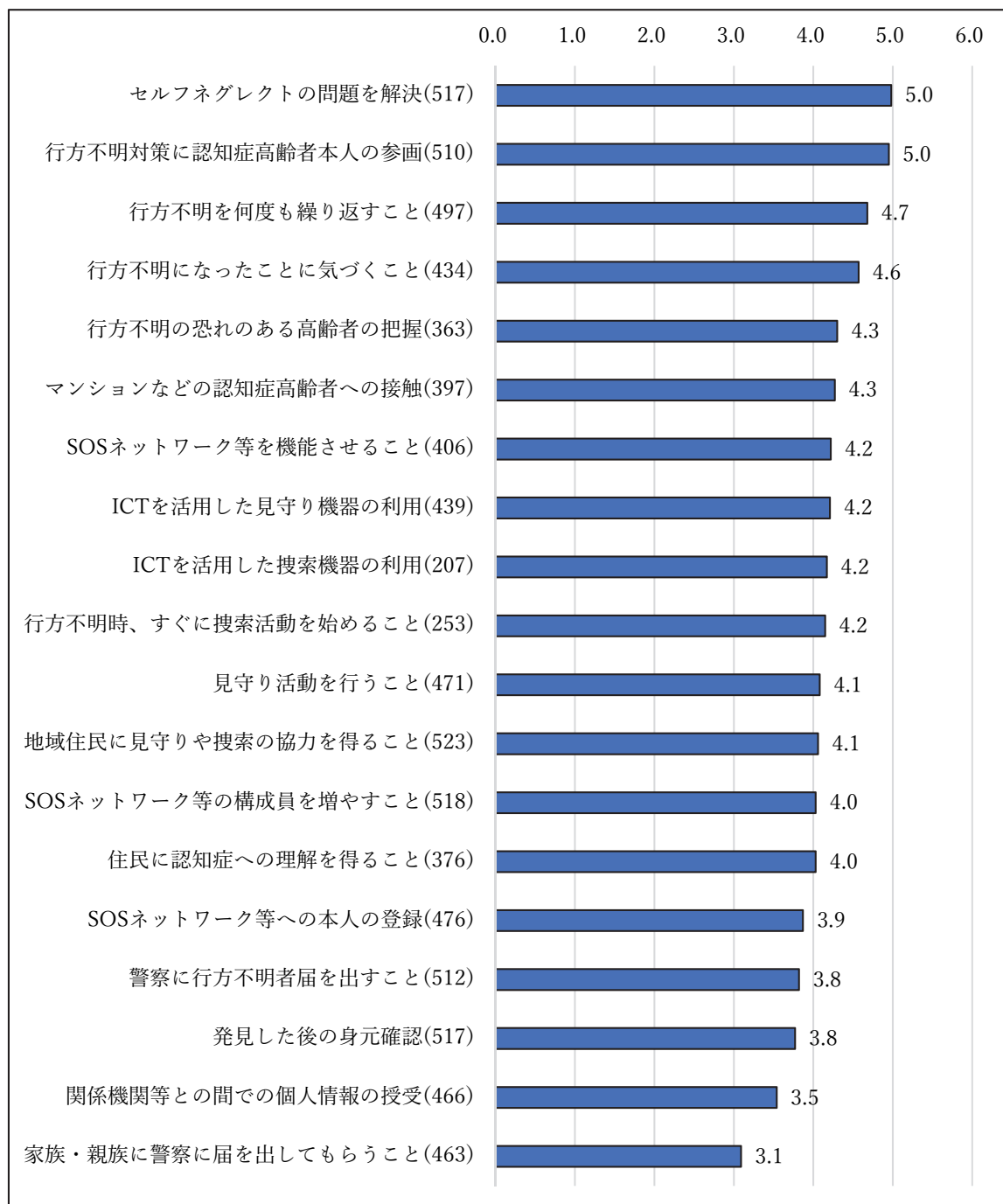


図 54 行方不明対応の困難

※無回答、該当しないを除いた数値

※1：まったく困難を感じない～6：とても困難を感じる、の平均点

自治体の人口規模別に行方不明の対応困難を以下に示す。

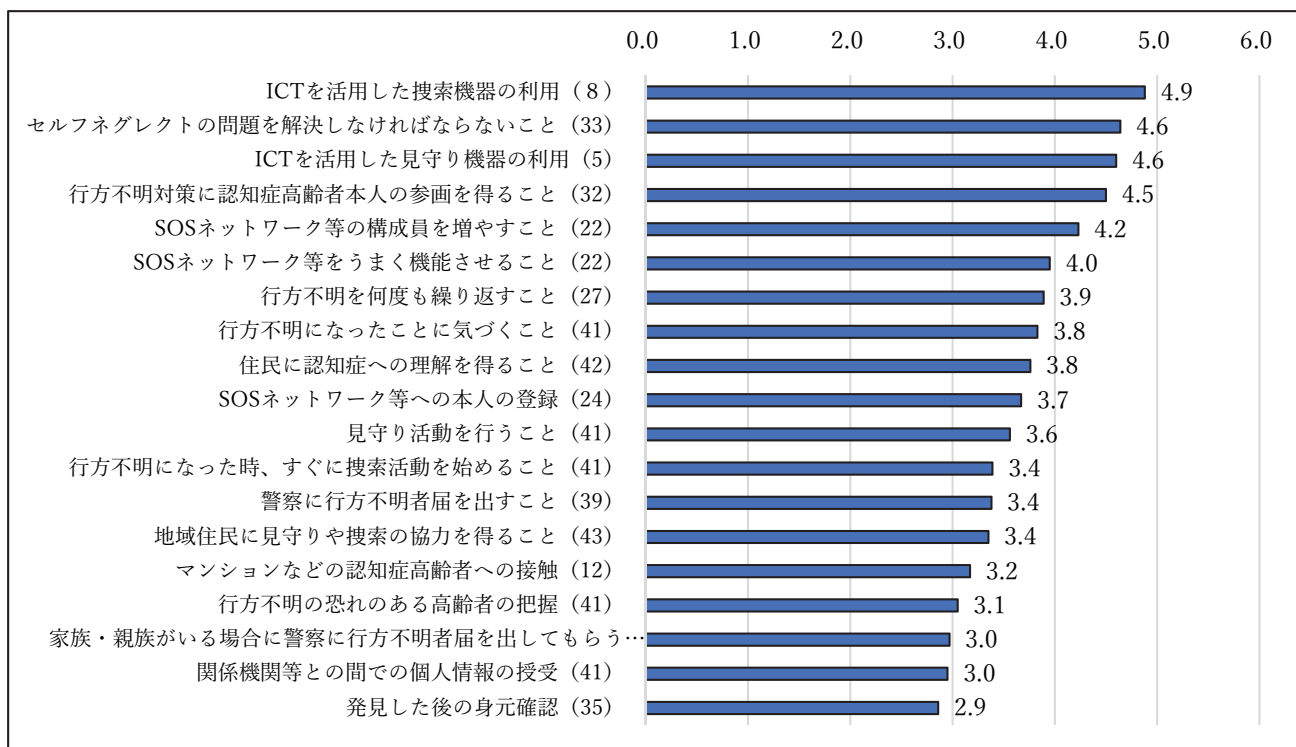


図 55 行方不明対応の困難（人口 5 千人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

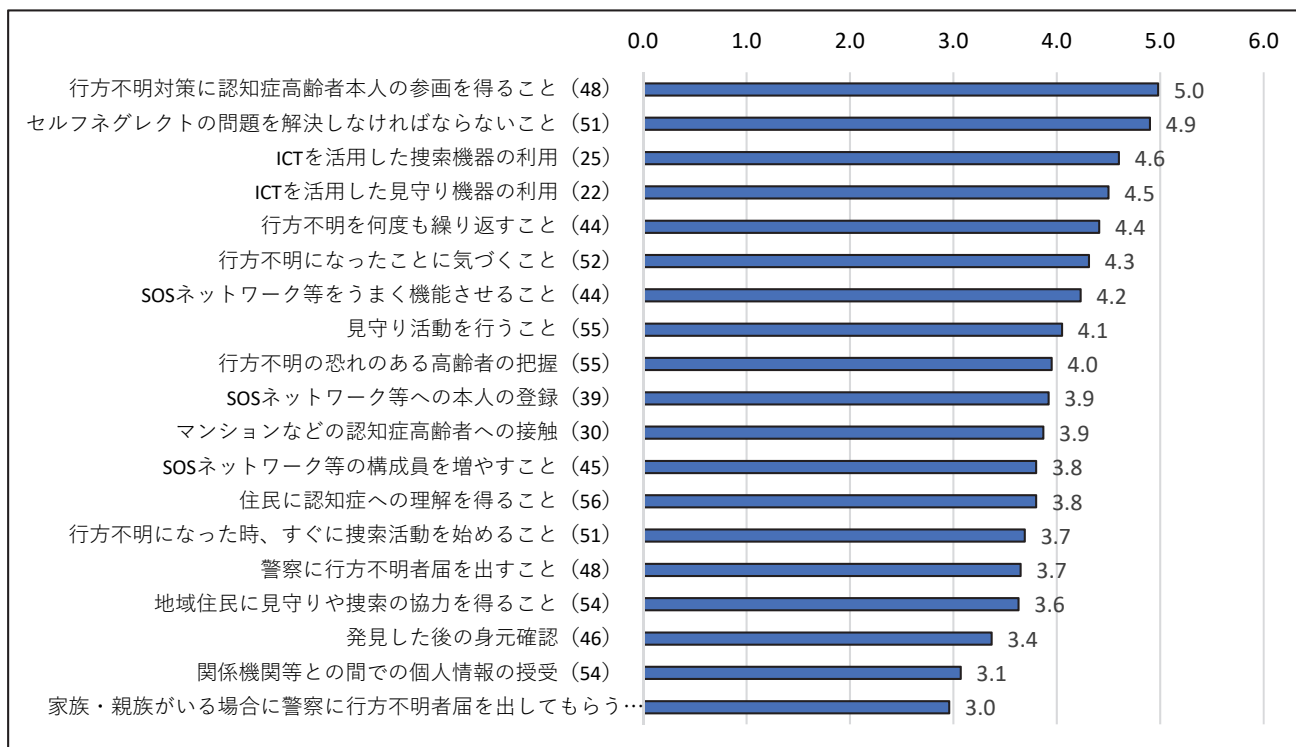


図 56 行方不明対応の困難（人口 5 千人以上 1 万人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

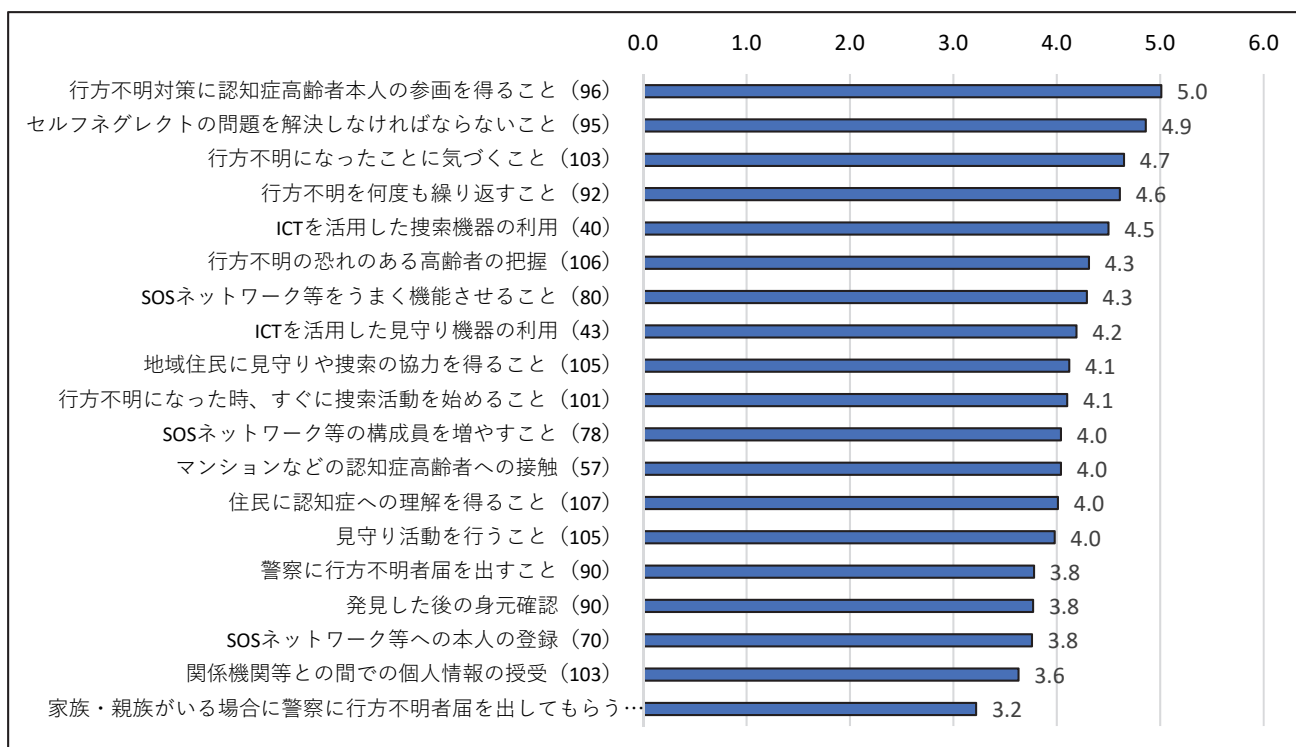


図 57 行方不明対応の困難（人口1万人以上3万人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

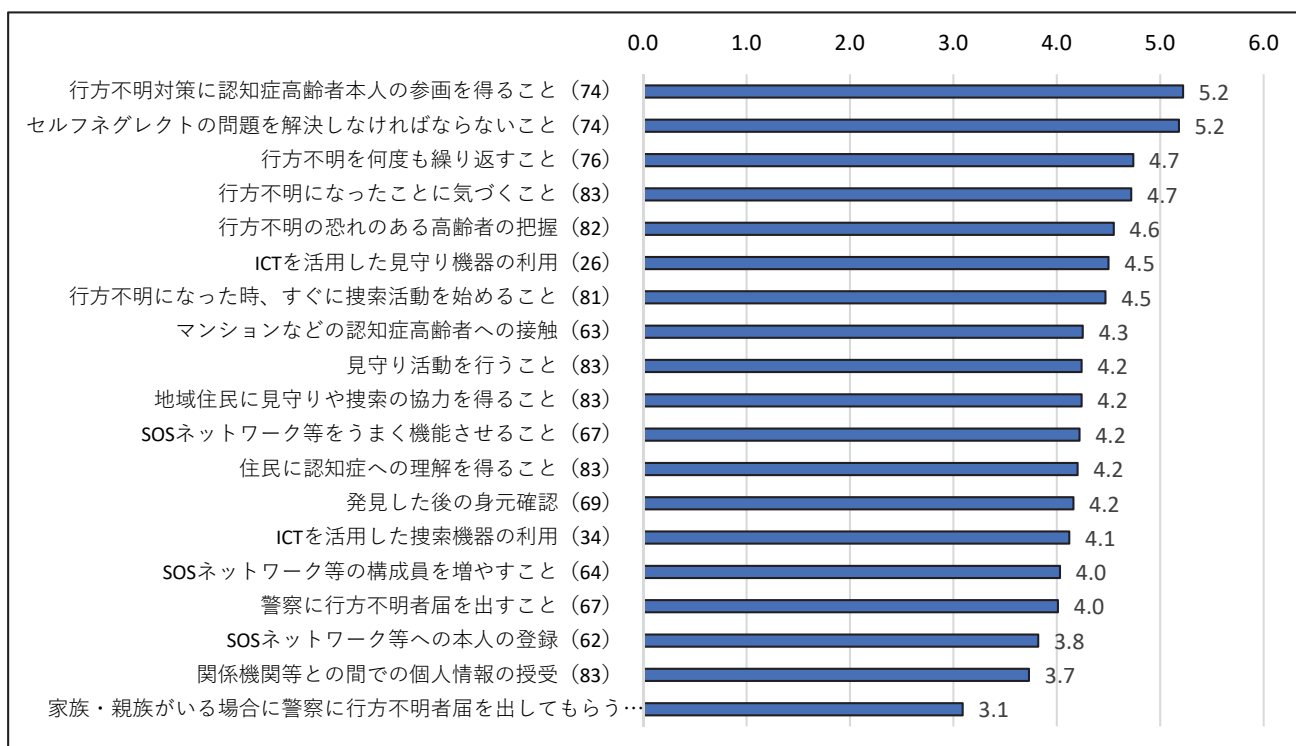


図 58 行方不明対応の困難（人口3万人以上5万人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

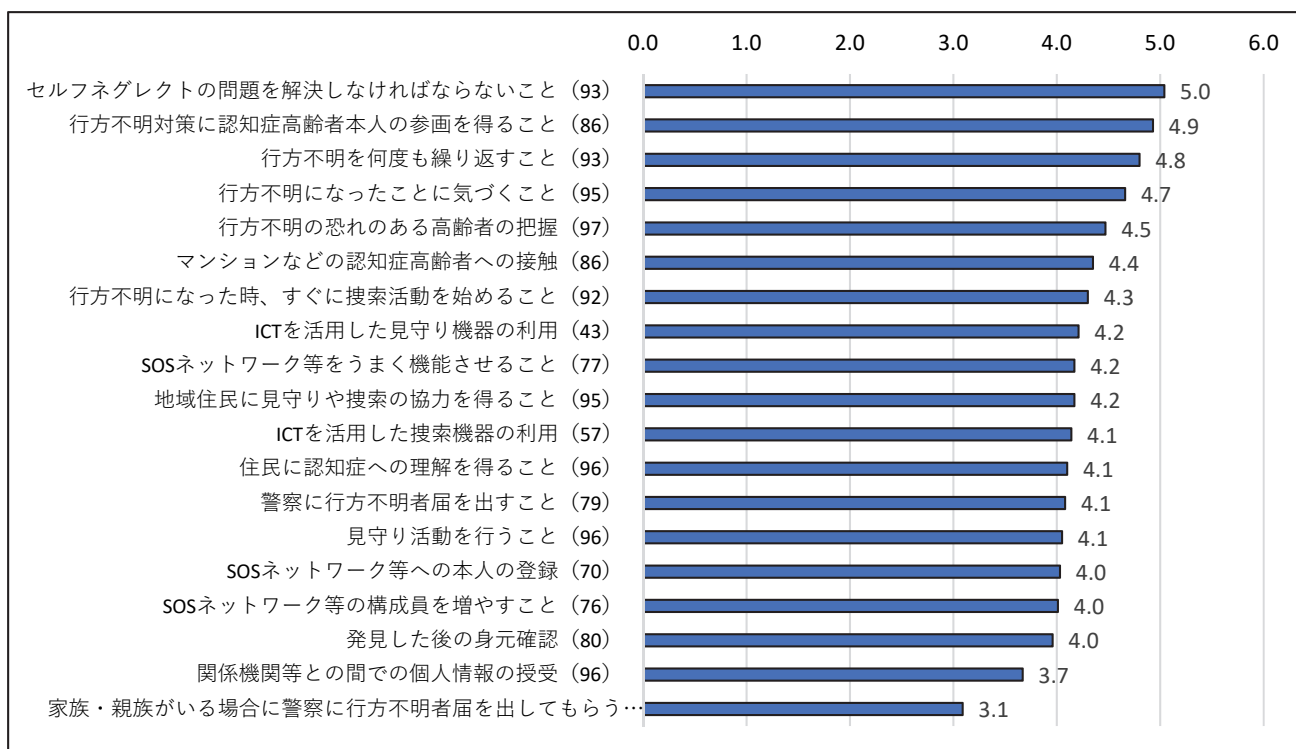


図 59 行方不明対応の困難（人口 5 万人以上 10 万人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

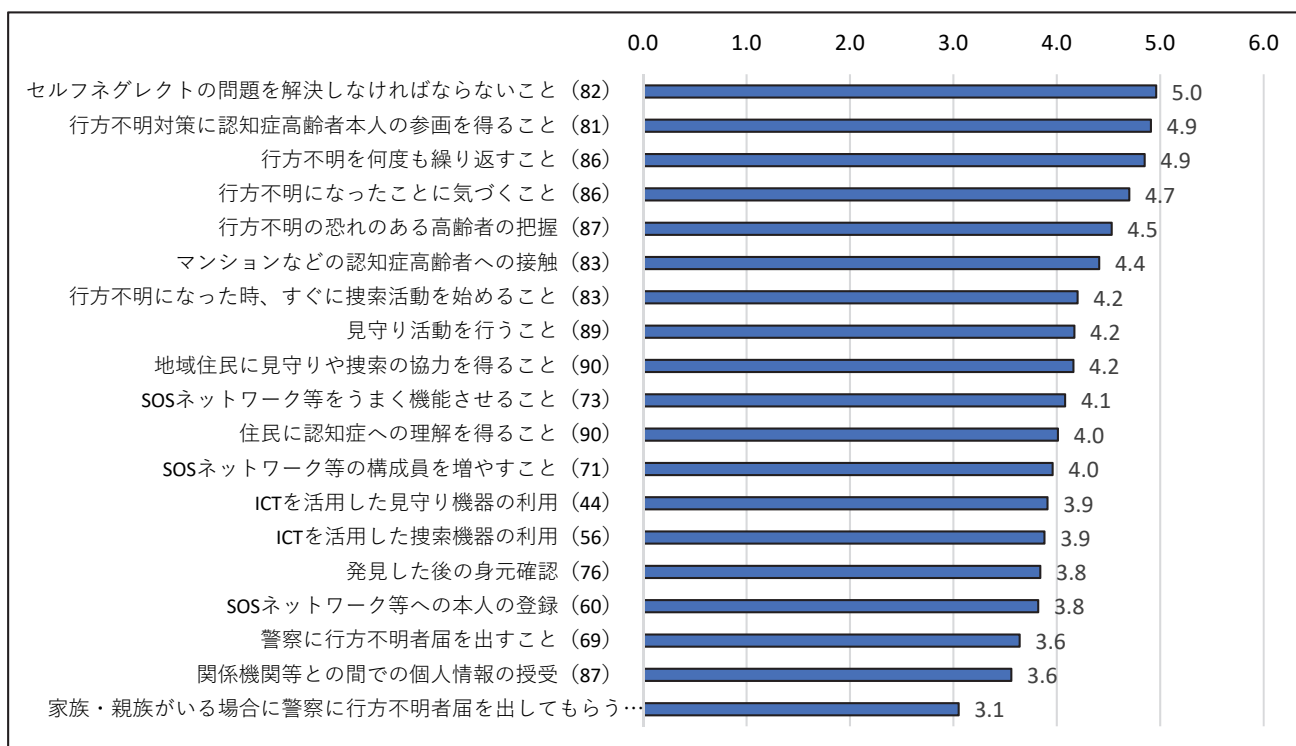


図 60 行方不明対応の困難（人口 10 万人以上 30 万人未満）

※無回答、該当しないを除いた数値

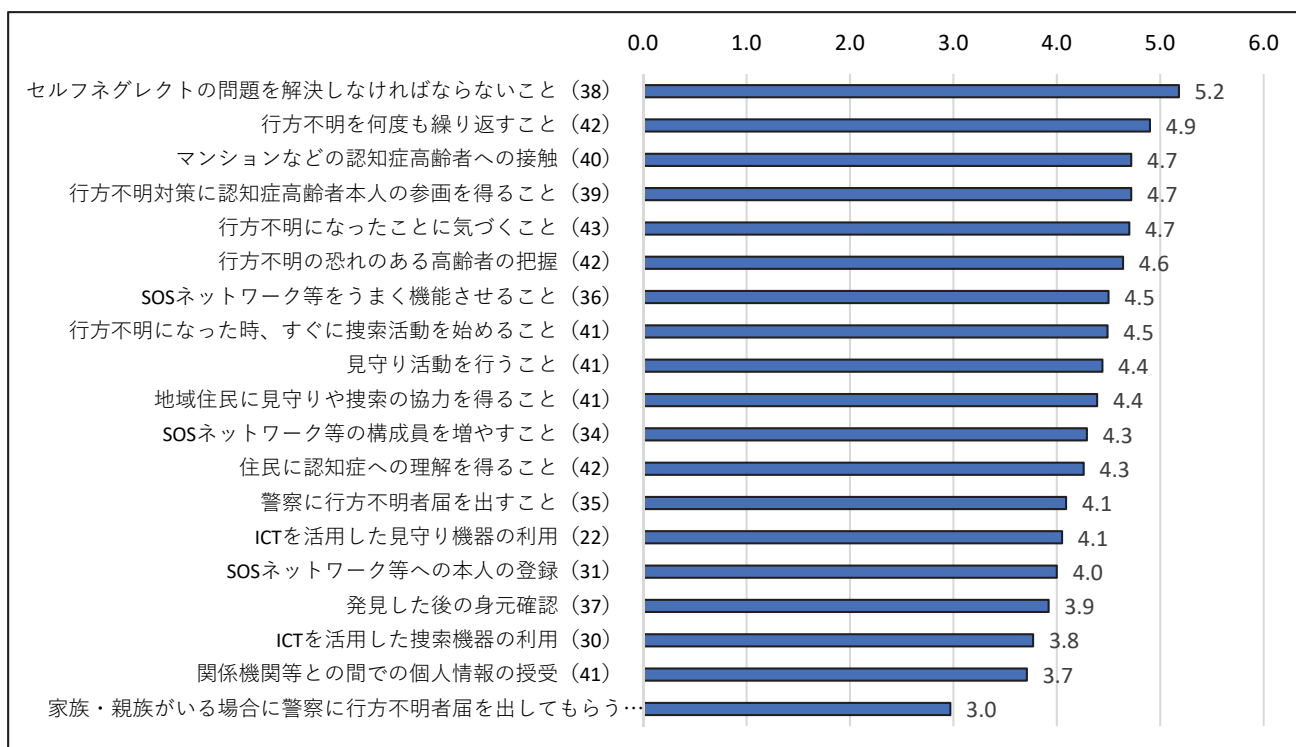


図 61 行方不明対応の困難（人口 30 万人以上）

※無回答、該当しないを除いた数値

行方不明者数を把握している群と把握していない群により、対応の困難（まったく困難を感じない～どちらかというとも困難を感じないを「困難を感じない」、どちらかというとも困難を感じる～とても困難を感じるを「困難を感じる」）の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、10項目について把握あり群の方が困難を感じないが有意に多かった（*：5%水準、**：1%水準）。

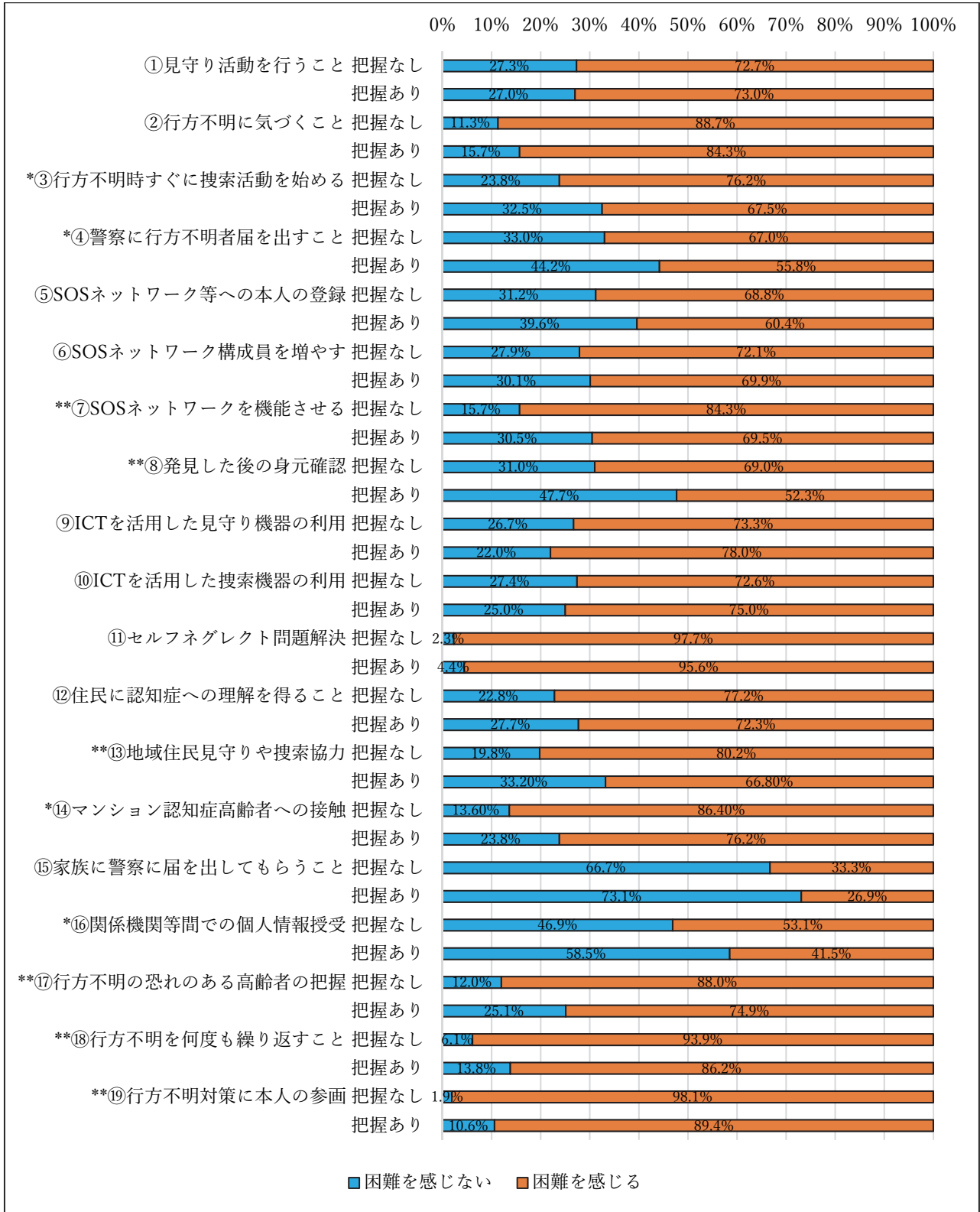


図 62 行方不明者数の把握×対応での困難

独居認知症高齢者の行方不明に対応するために今後必要な体制整備を1：必要ではない～6：絶対に必要である、の6段階で聞いた。平均点を見ると、警察との情報共有や連携が5.0点でもっと高く、以下、地域住民による見守りの4.9点、認知症の人が暮らしやすいまち作りの4.7点が続いた。

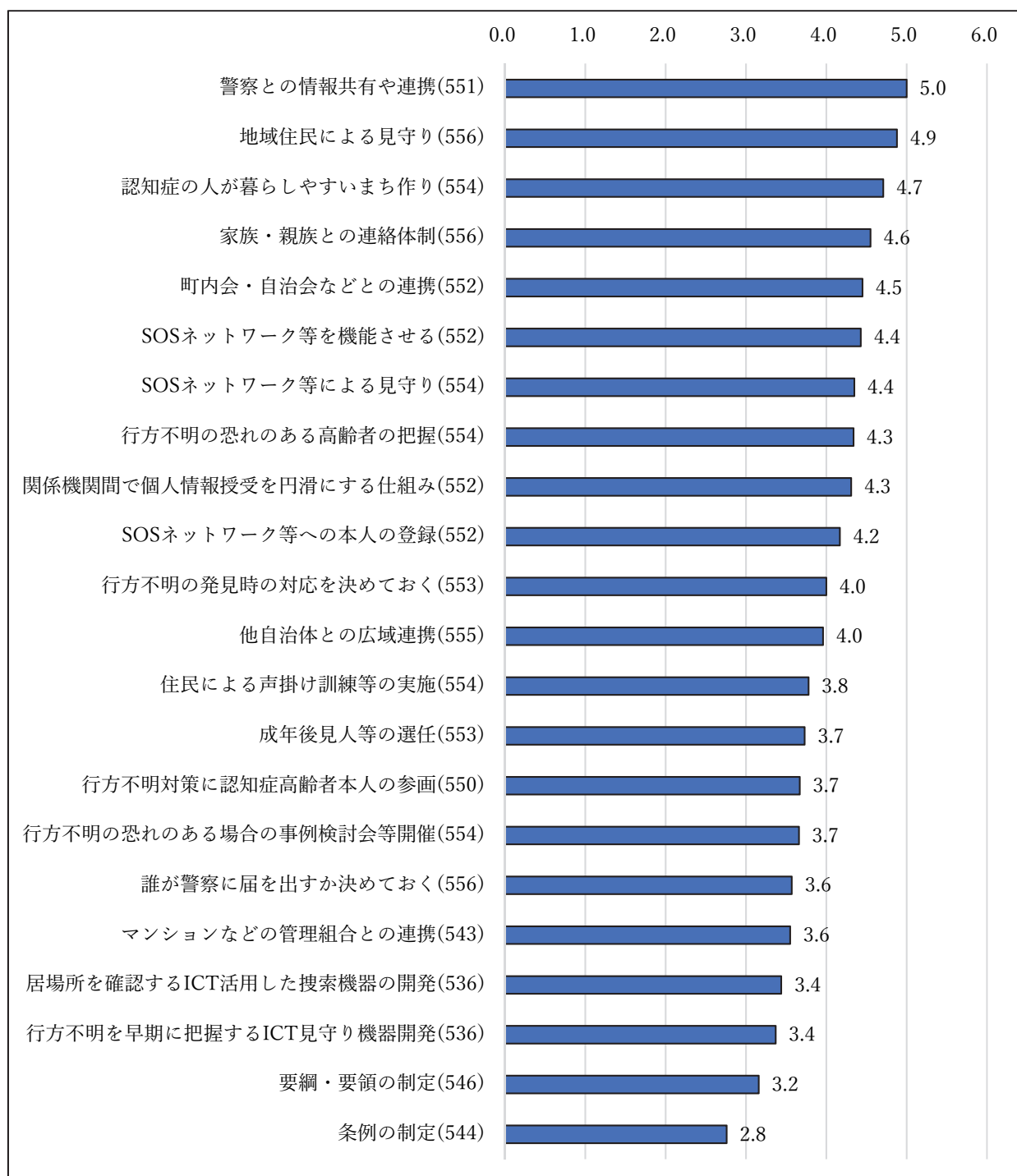


図 63 今後必要な体制整備

※1：必要ではない～6：絶対に必要である（平均点、「無回答」を除いて集計）

自治体の人口規模別に今後必要な体制整備を以下に示す。

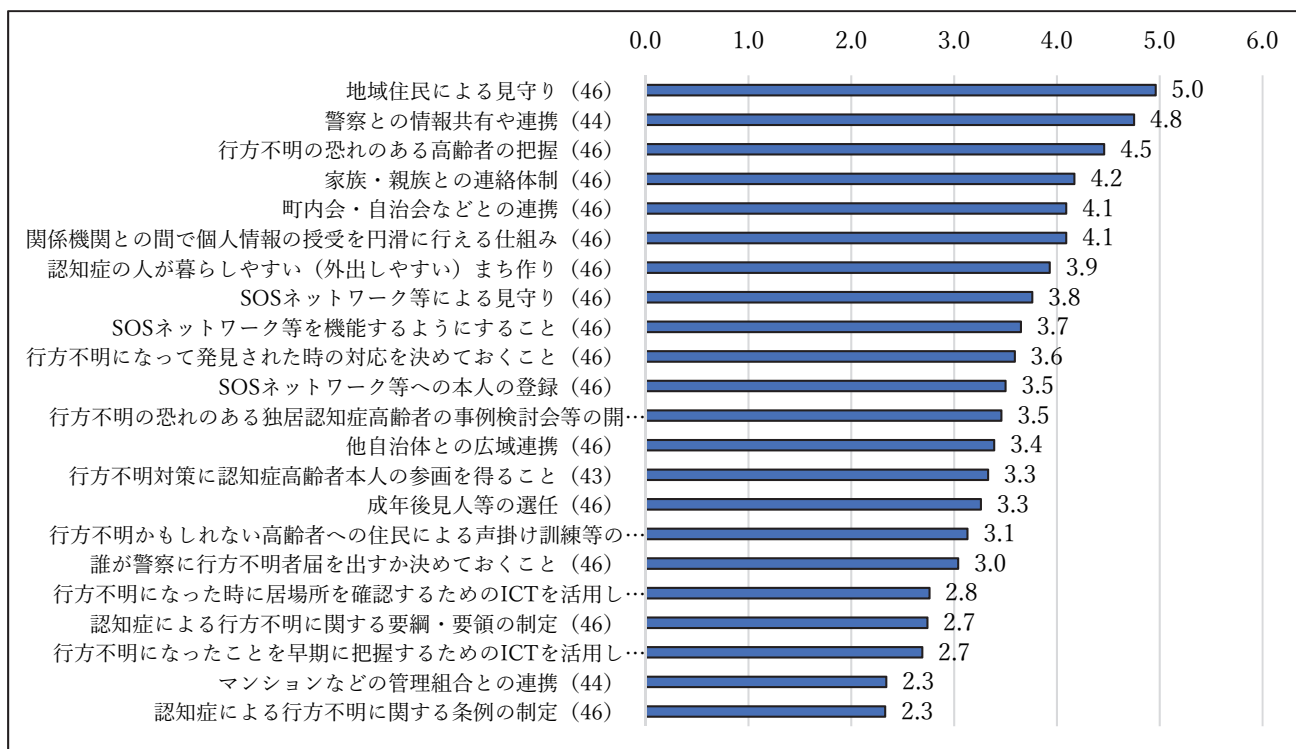


図 64 今後必要な体制整備 (人口 5 千人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

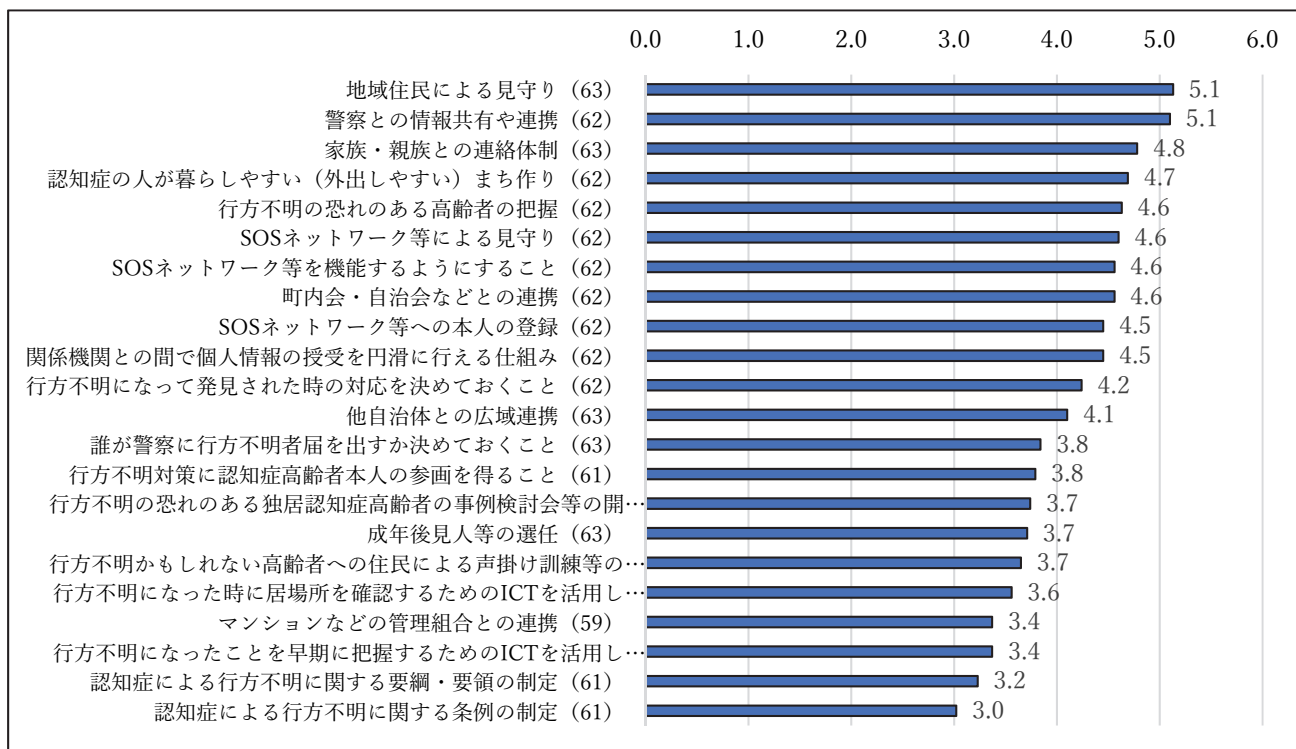


図 65 今後必要な体制整備 (人口 5 千人以上 1 万人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

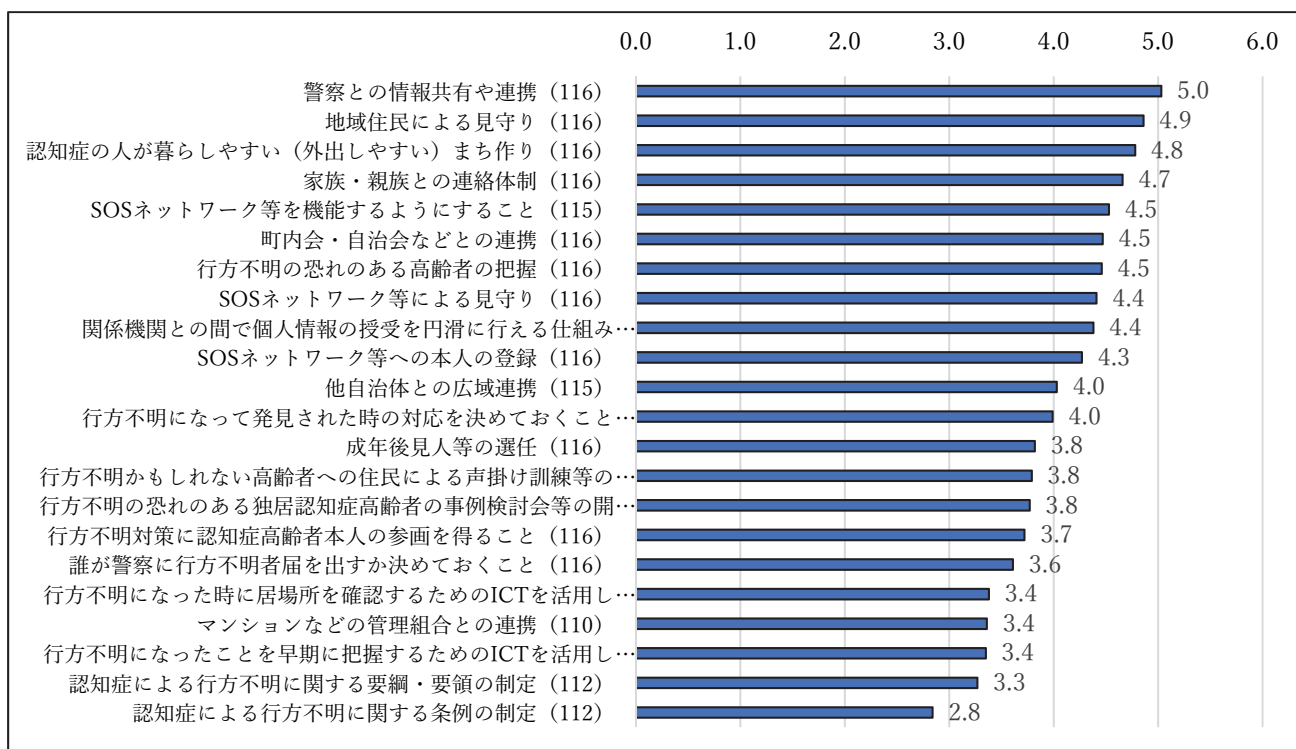


図 66 今後必要な体制整備 (人口 1 万人以上 3 万人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

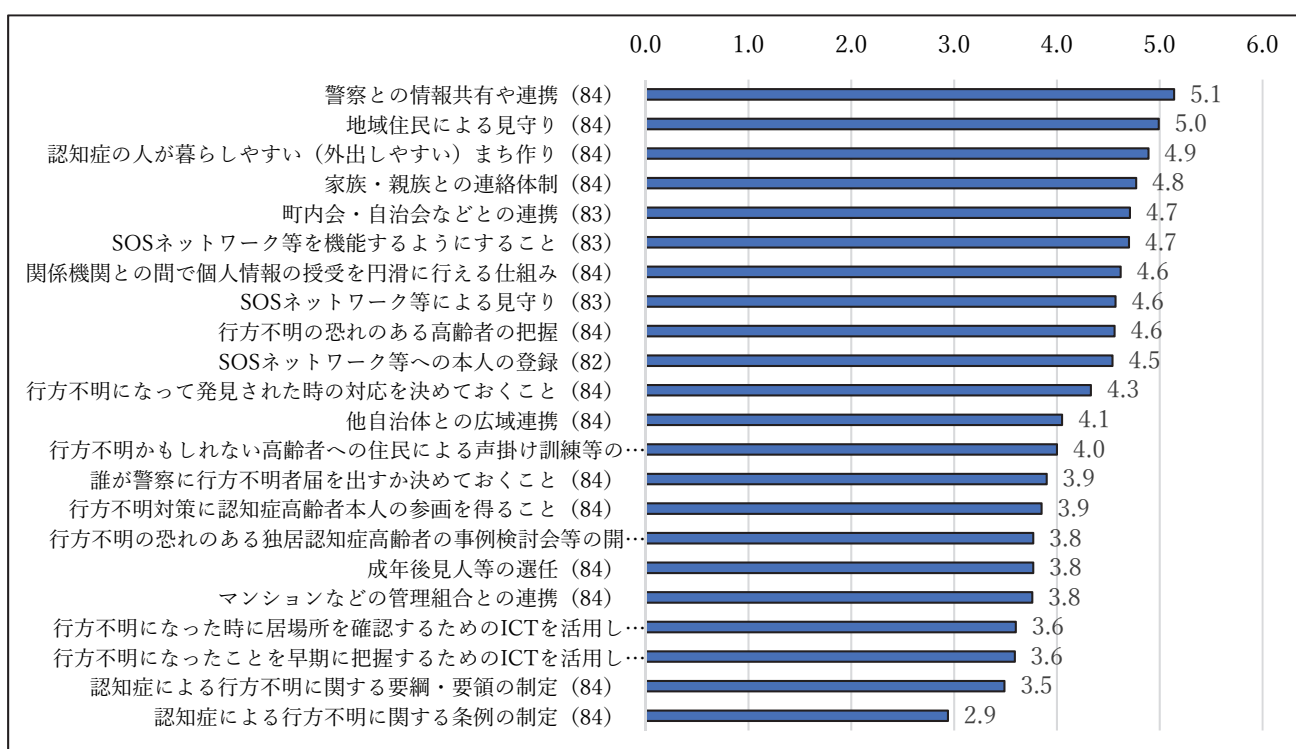


図 67 今後必要な体制整備 (人口 3 万人以上 5 万人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

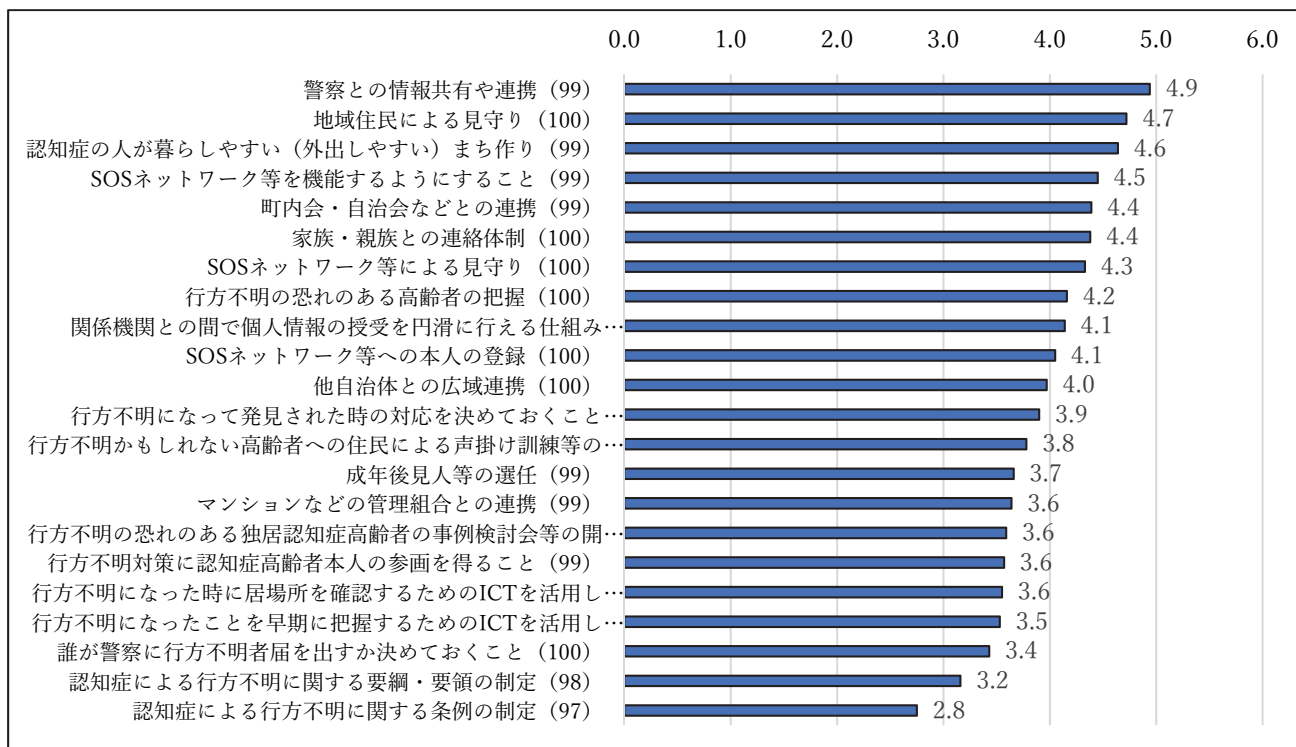


図 68 今後必要な体制整備 (人口 5 万人以上 10 万人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

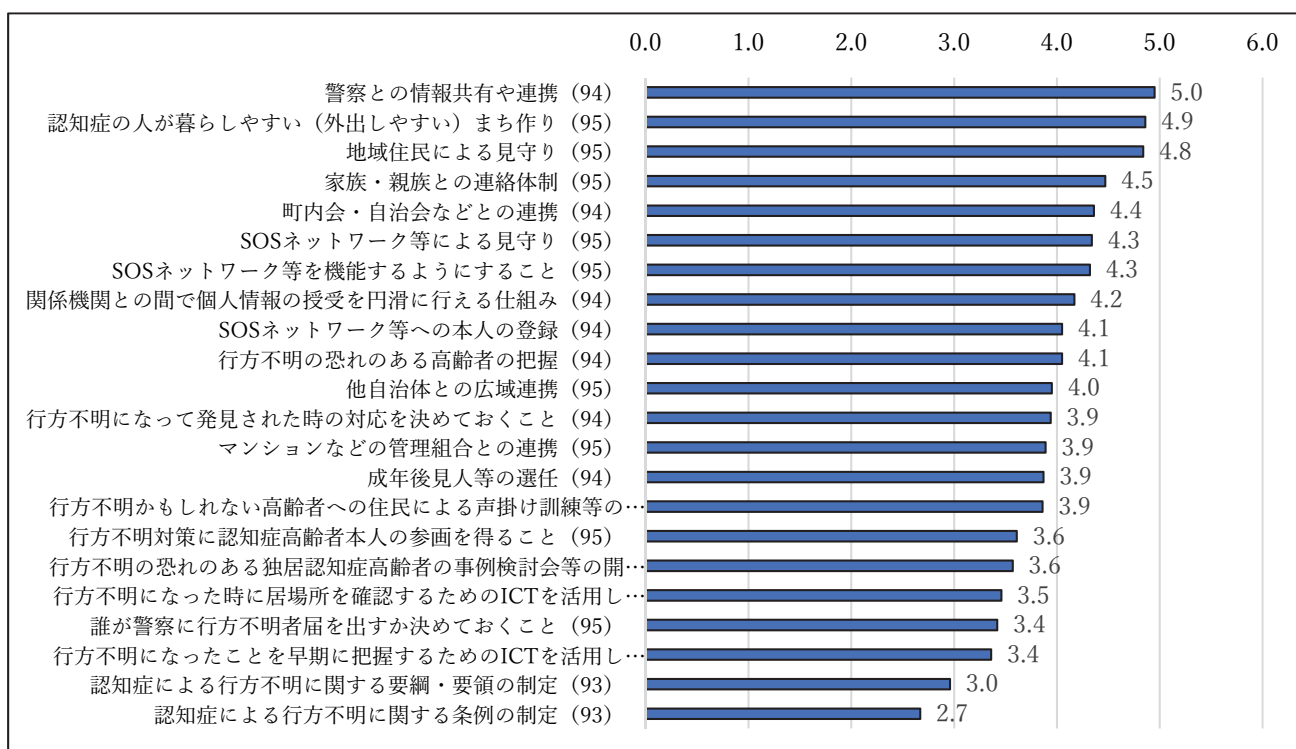


図 69 今後必要な体制整備 (人口 10 万人以上 30 万人未満)

※ 1 : 必要ではない～ 6 : 絶対に必要である (平均点、「無回答」を除いて集計)

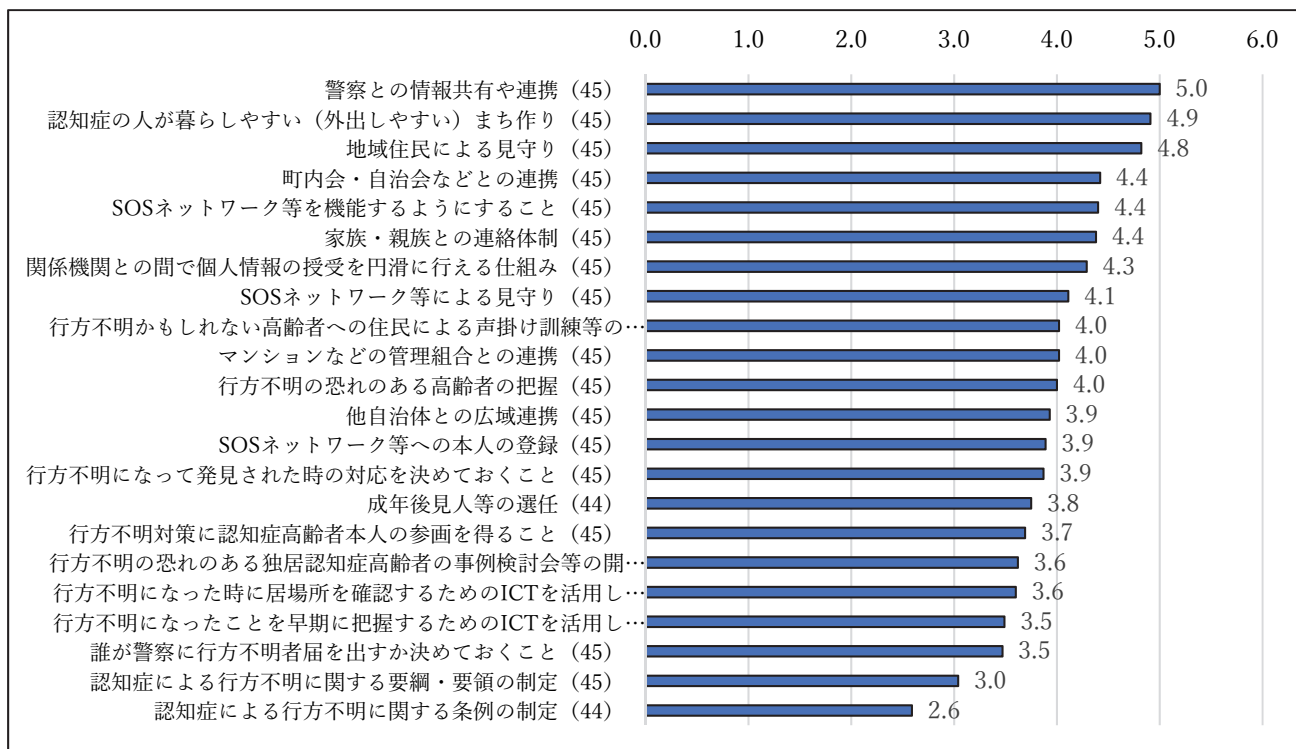


図70 今後必要な体制整備（人口30万人以上）

※1：必要ではない～6：絶対に必要である（平均点、「無回答」を除いて集計）

行方不明者の早期発見ができていないか、1：まったくできていない～10：とてもよくできている、の10段階で聞いた。5が24.2%で最も多く、6の18.3%、3の13.4%と続いた。

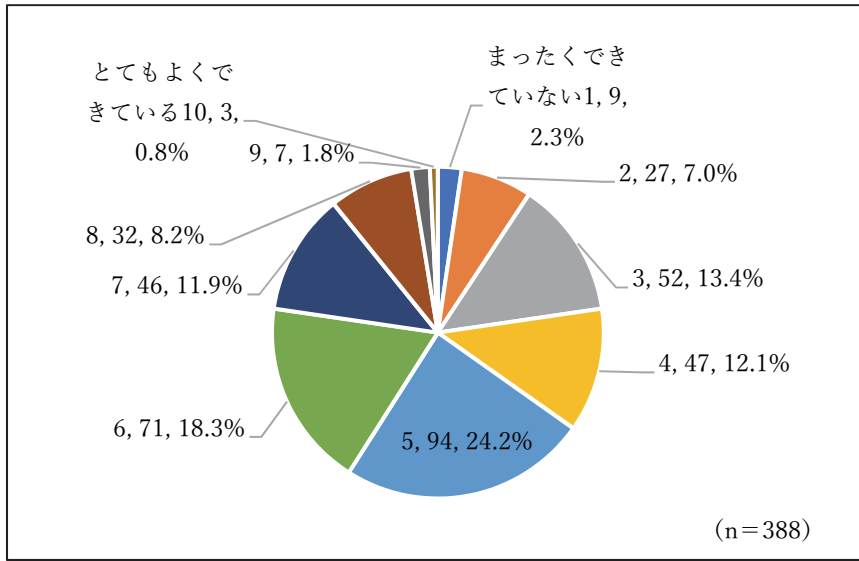


図 71 行方不明の早期発見
※無回答、該当事例がない、を除いて集計

人口規模別に見ると、8以上は人口規模が少ない程多くなっていた。8以上は5千人未満で3割を超えていた。

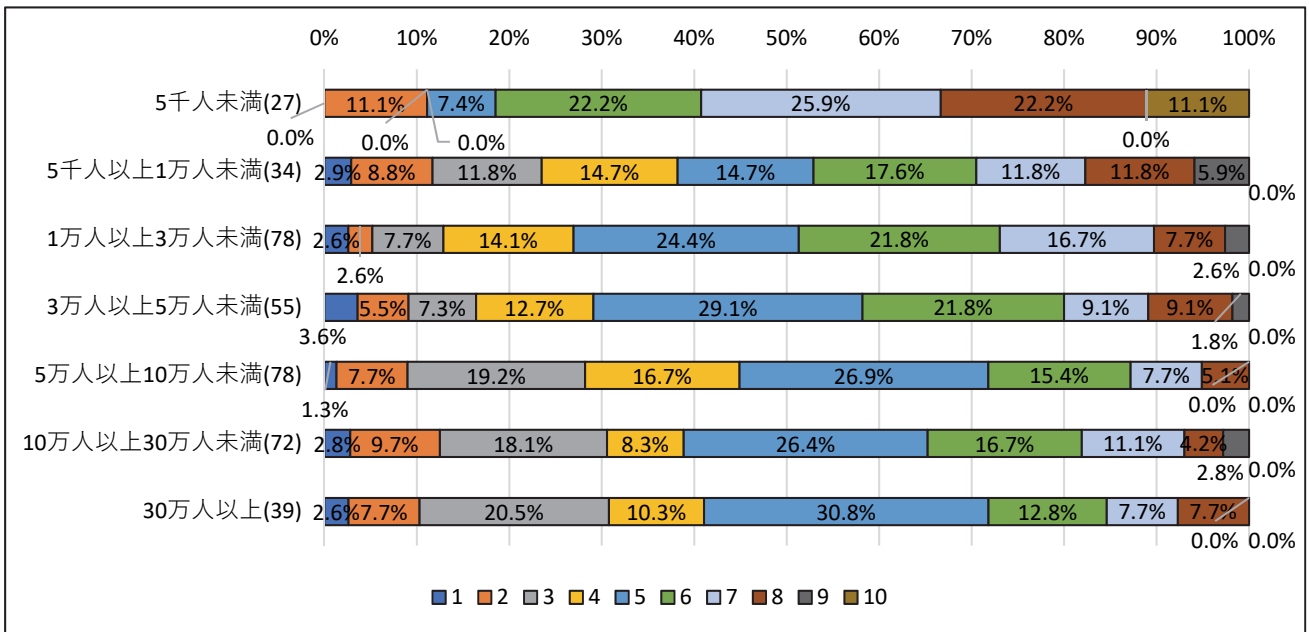


図 72 人口×行方不明の早期発見
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明の搜索活動がうまくできているか、1：まったくできていない～10：とてもよくできている、の10段階で聞いた。5の27.9%と最も多く、以下、6の17.4%、4の13.5%が続いた。

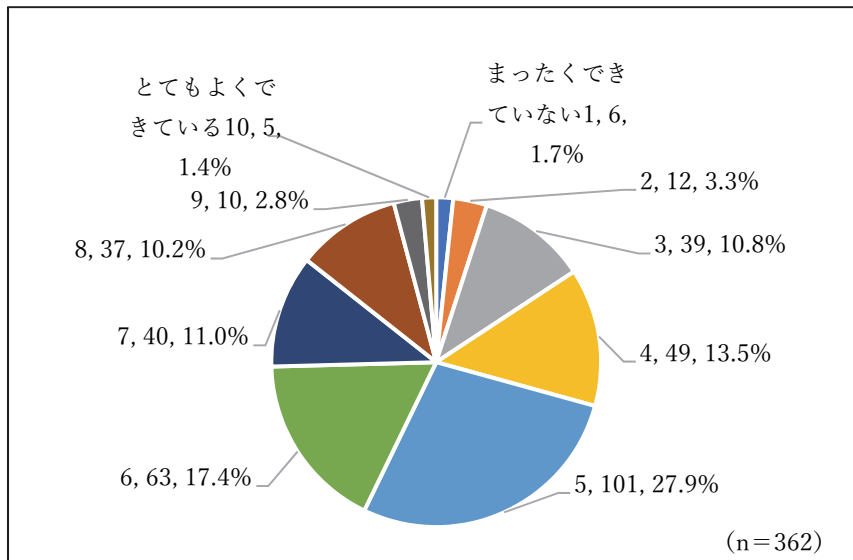


図73 行方不明の搜索活動
※無回答、該当事例がない、を除いて集計

人口規模別に見ると、8以上は人口規模が少ない程多く、5千人未満では3割以上であった。一方、1も5千人未満が1割以上と多くなっていた。

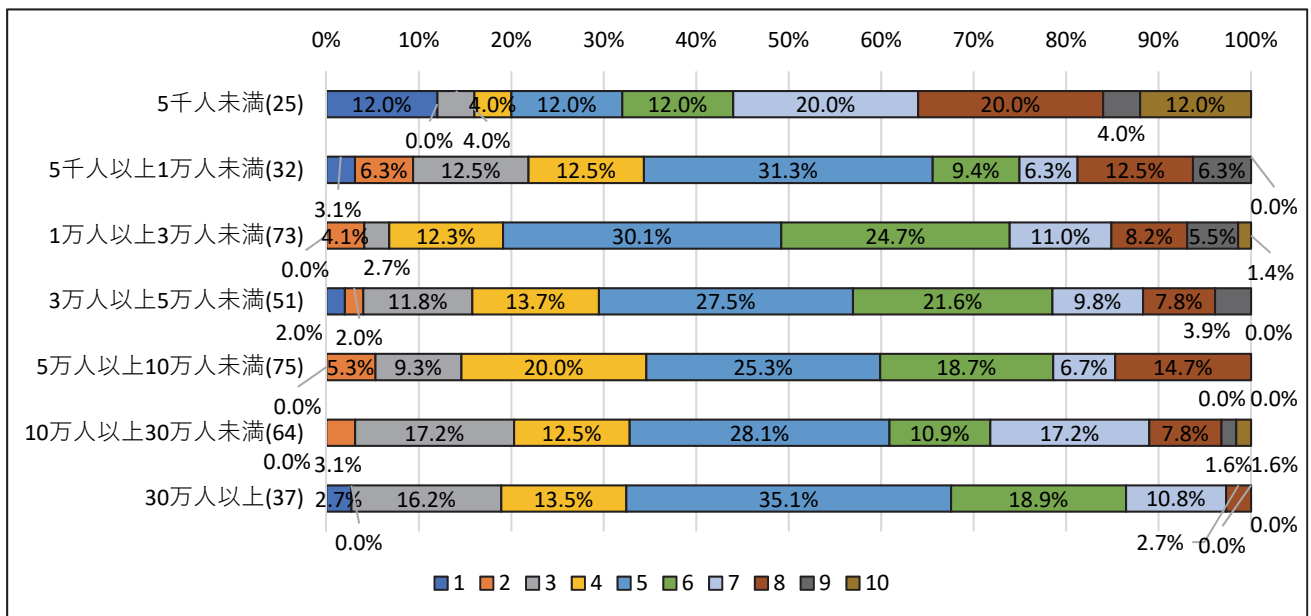


図74 人口×行方不明の搜索活動
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明者の身元確認を上手くできているか、1:まったくできていない～10:とてもよくできている、の10段階で聞いた。5が26.0%で最も多く、以下、6の18.2%、8の14.6%と続いた。

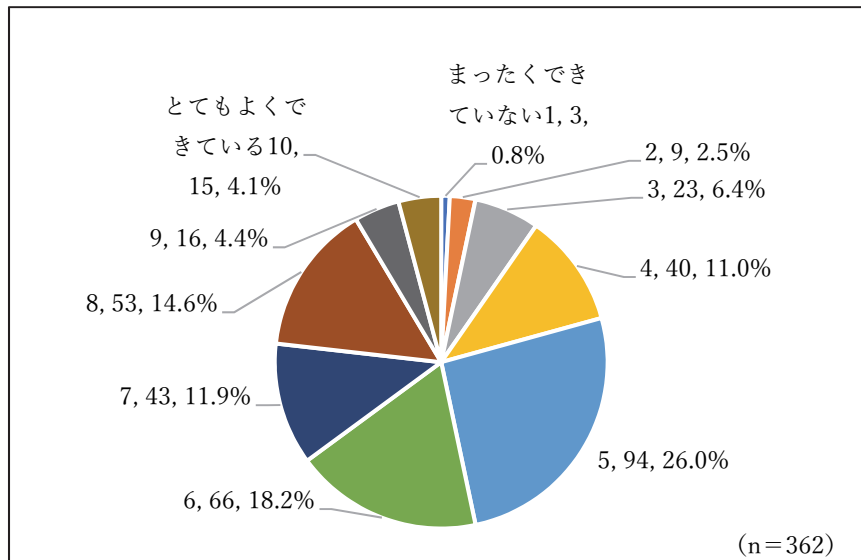


図 75 行方不明の身元確認
※無回答、該当事例がない、を除いて集計

自治体の人口規模別に見ると、8以上は人口規模が小さい程多くなり、5千人未満では半数を超えた。一方、5千人未満では1が1割近くあった。

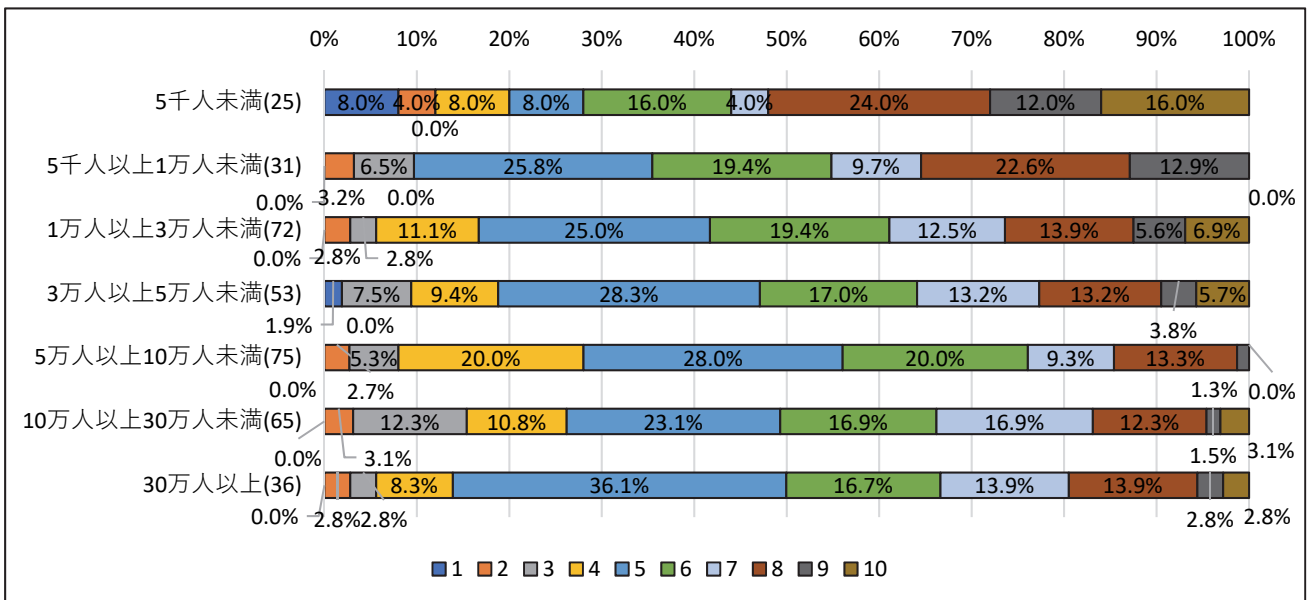


図 76 人口×行方不明の身元確認
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明への対応の全体的評価を1：まったくできていない～10：とてもよくできている、の10段階で聞いた。5が29.5%で最も多く、以下、6の15.8%、4の12.4%が続いた。

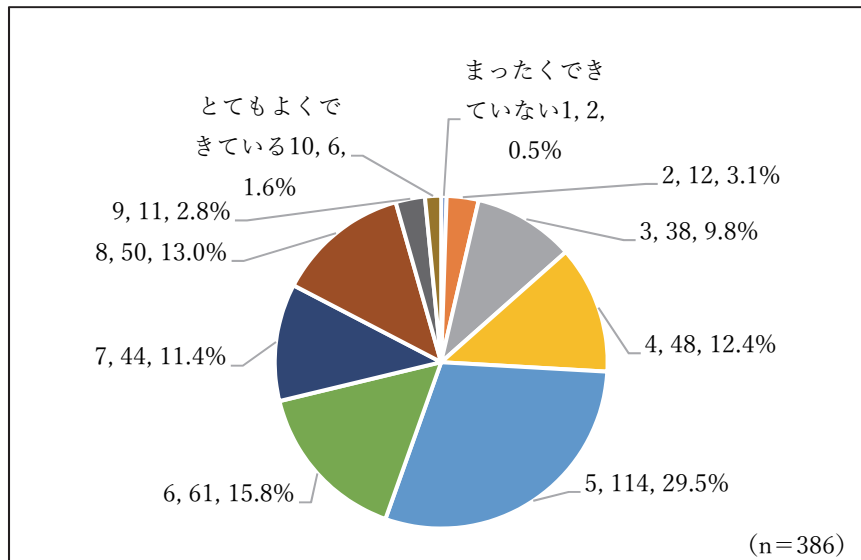


図77 行方不明への対応の全体的評価
※無回答、該当事例がない、を除いて集計

人口規模別に見ると、8以上は人口規模が小さい程多くなっていた。

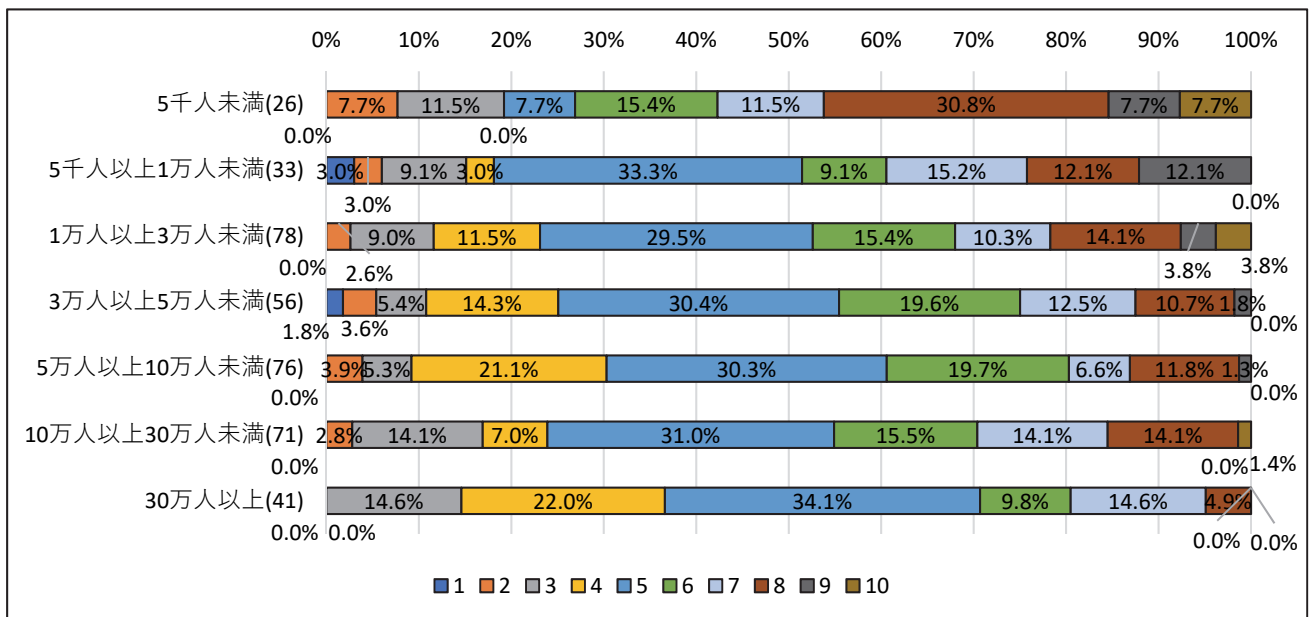


図78 人口×行方不明への対応の全体的評価
(括弧内は自治体数、無回答を除く)

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、行方不明者の早期発見(1~5を低位群、6~10を高位群)の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった(5%水準)。

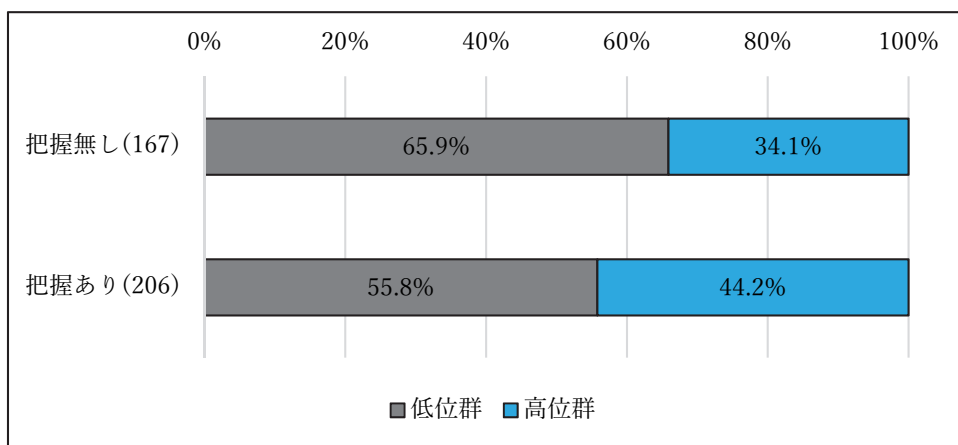


図 79 行方不明者数の把握×行方不明者の早期発見

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、行方不明者の搜索活動(1~5を低位群、6~10を高位群)の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった(5%水準)。

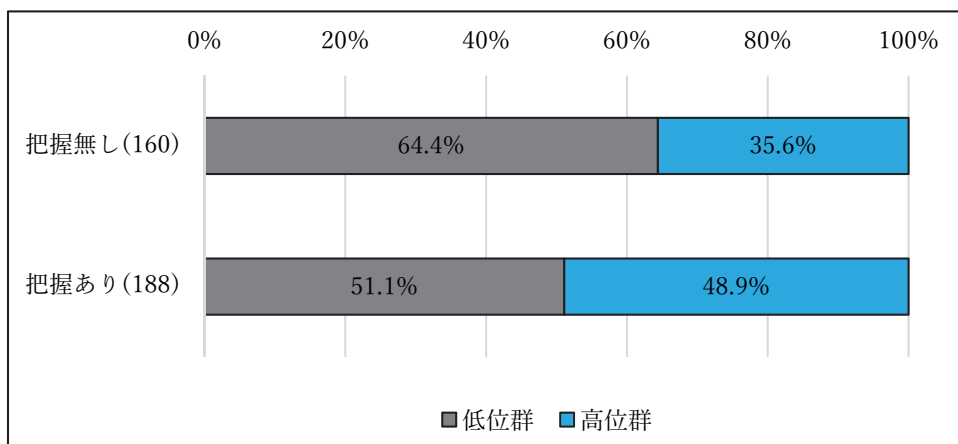


図 80 行方不明者数の把握×行方不明者の搜索活動

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、行方不明者の身元確認(1～5を低位群、6～10を高位群)の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった(1%水準)。

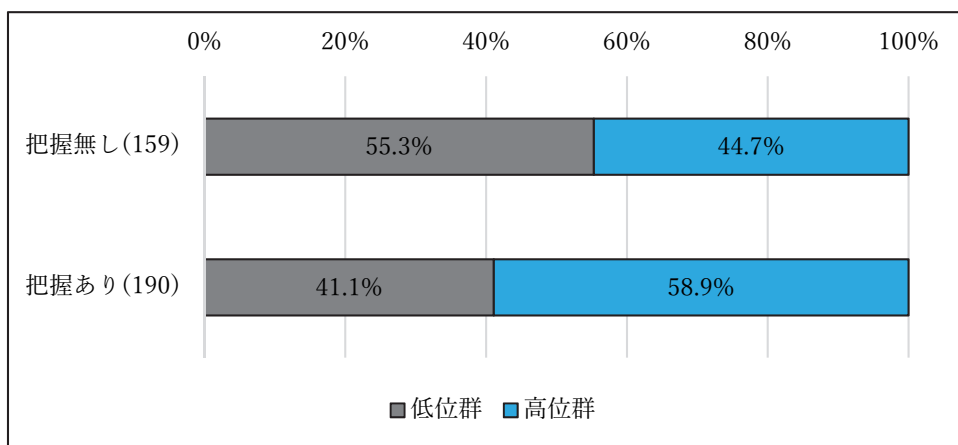


図 81 行方不明者数の把握×身元確認

行方不明者数の把握をしている群と把握していない群により、全体的に見た対応(1～5を低位群、6～10を高位群)の違いをみるためカイ2乗分析を行った。その結果、把握あり群の方が、有意に高位群が多かった(1%水準)。

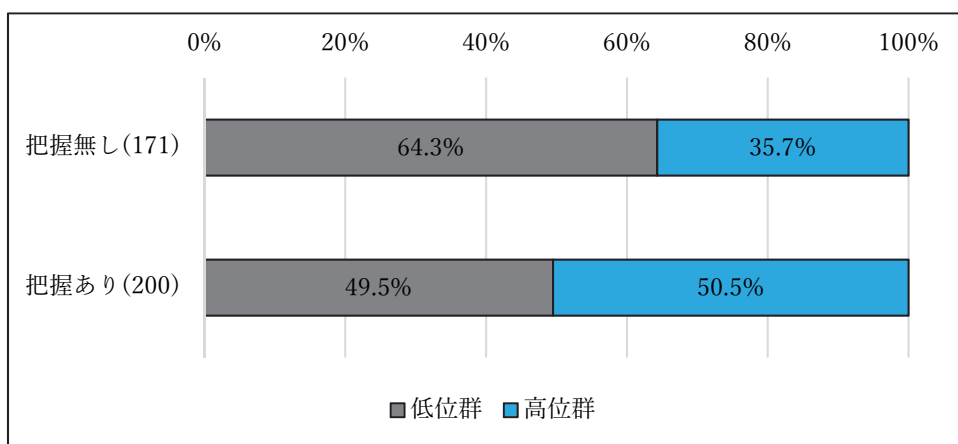


図 82 行方不明者数の把握×全体的に見た対応

3. 事例

2019年4月から2020年3月に発生した独居認知症高齢者の行方不明事例の記載を求めた所、200事例の回答があった。なお、独居の行方不明事例の記載を求めたが、家族との同居事例が記載されている場合があった。ここでは同居事例も含めて報告する。なお、行方不明が複数回あった場合は直近の行方不明について回答を求めた。

①行方不明者の基本情報

年齢は80歳-84歳が29.0%、85歳以上が26.5%、75歳-79歳が22.0%と、75歳以上の後期高齢者が多くを占めていた。

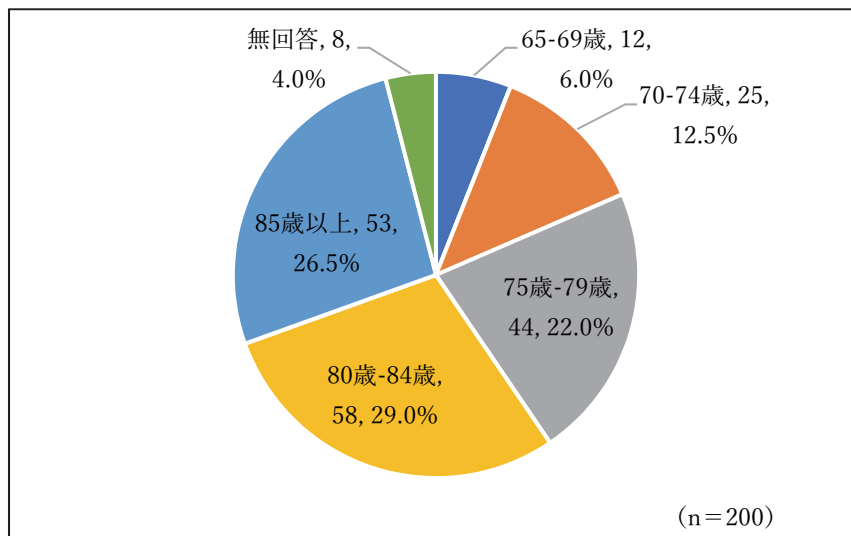


図 83 事例 年齢

性別は男性43.0%、女性が49.0%と女性が若干多かった。

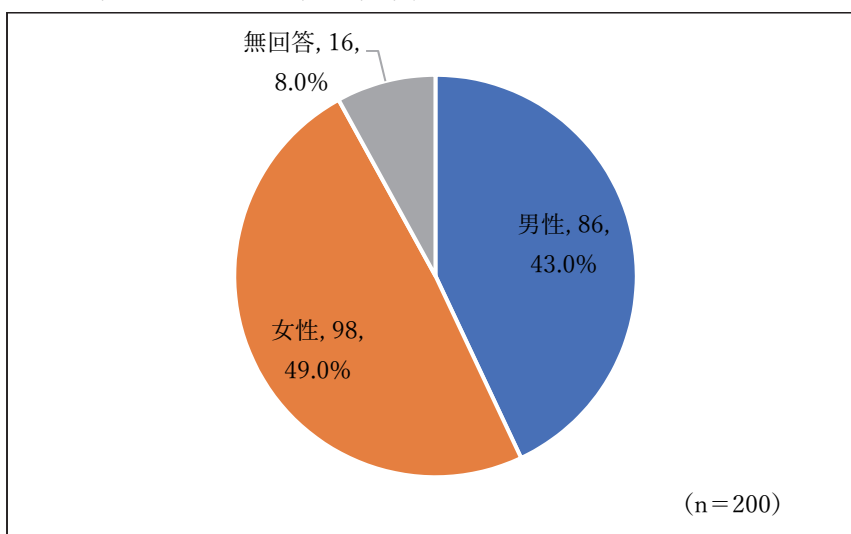


図 84 事例 性別

介護保険の要介護認定の状況を見ると、67.0%が要介護、6.5%が要支援であり、7割以上が認定を受けていた。

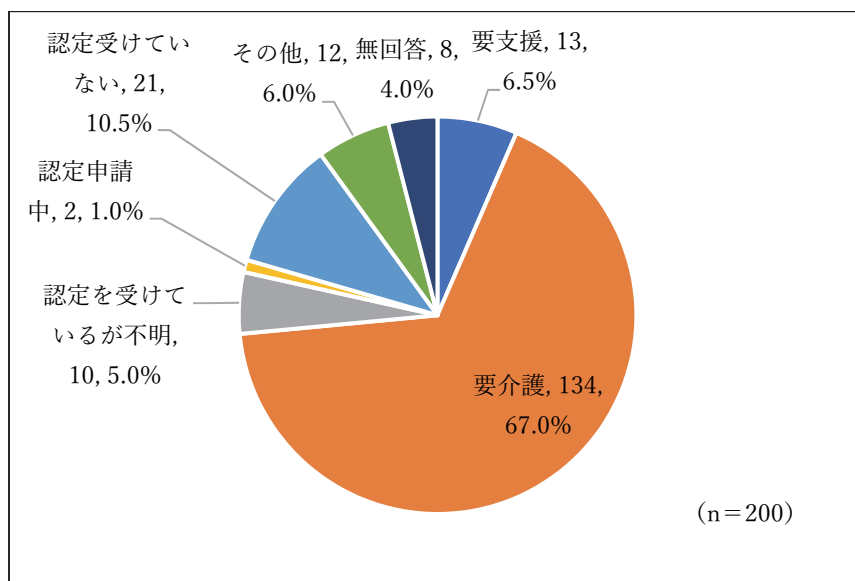


図 85 事例 要介護認定

認知症高齢者の日常生活自立度はⅢが 25.0%と最も多く、Ⅱが 18.0%となっていた。しかし、不明が 35.0%もあった。

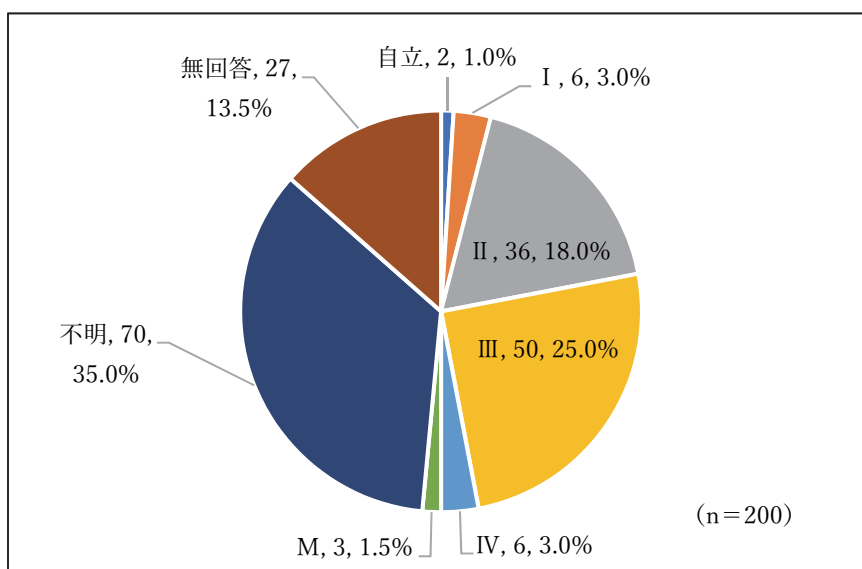


図 86 事例 認知症高齢者の日常生活自立度

認知症の診断を見ると、診断ありが65.0%と半数以上を占めていた。

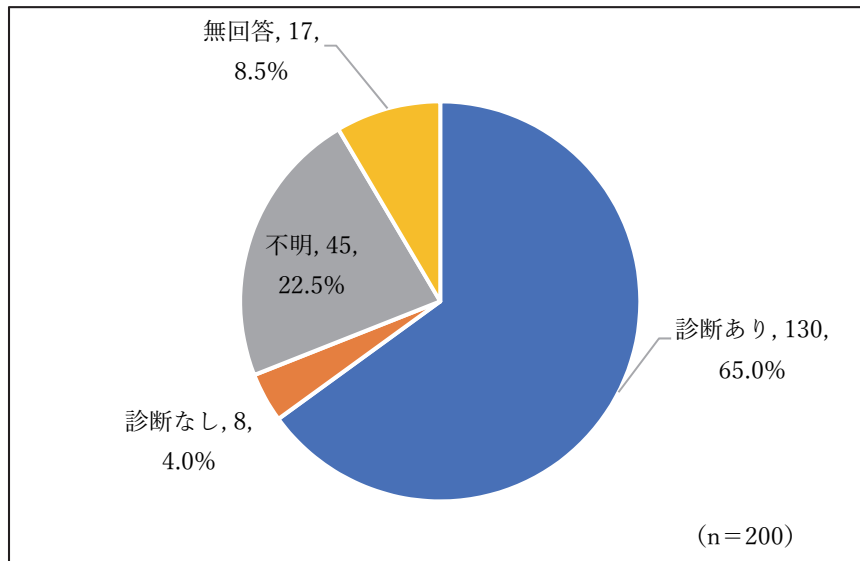


図 87 事例 認知症の診断

認知症の診断の内訳を見ると、アルツハイマー病が56.9%、認知症とだけ言われているが23.1%となっていた。

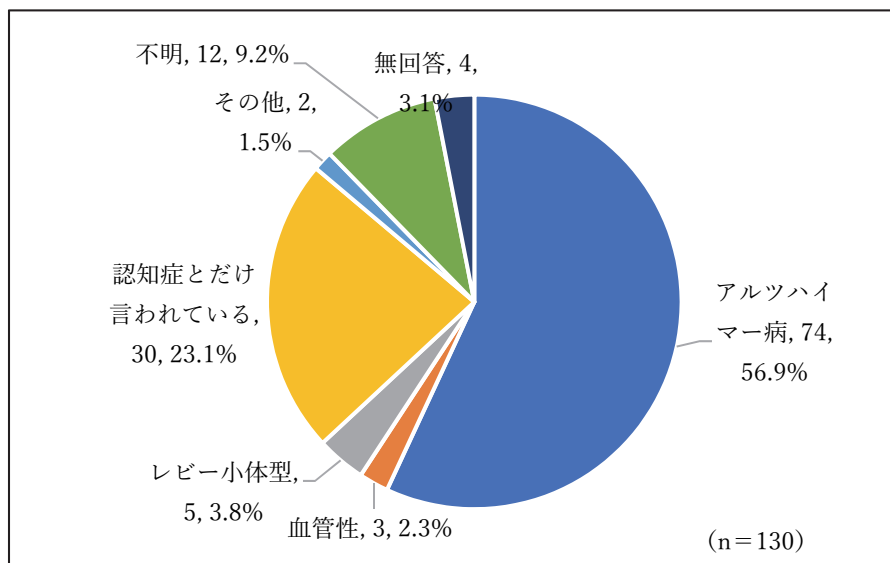


図 88 事例 認知症の種別

SOS ネットワークへの登録状況を見ると、登録しているのは 38.0%であった。登録していないのは 24.0%、SOS ネットワークが無いのが 25.0%であった。

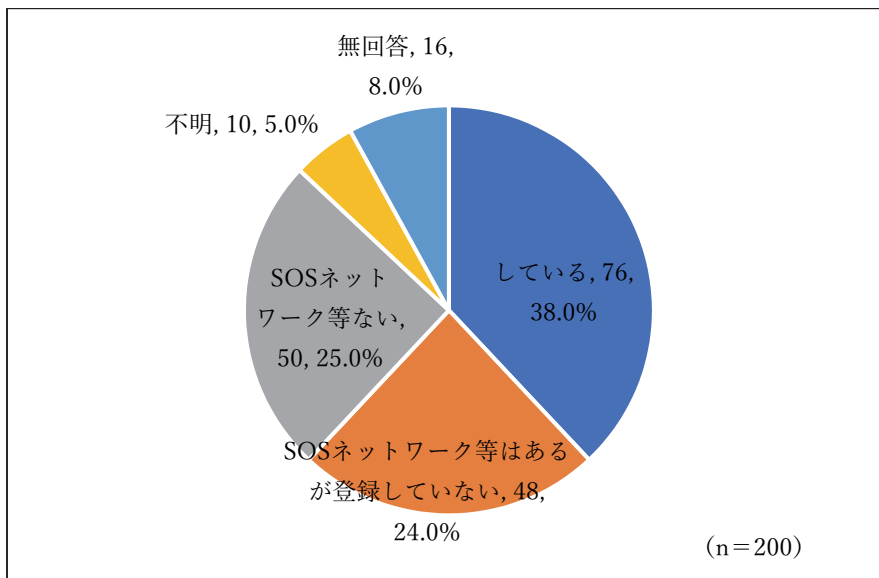


図 89 事例 SOS ネットワーク等への登録

②行方不明の状況

これまでの行方不明回数を聞いた所、なしが 30.5%で最も多く、これまでに行方不明があった場合は 3 回以上が 23.5%で最も多かった。

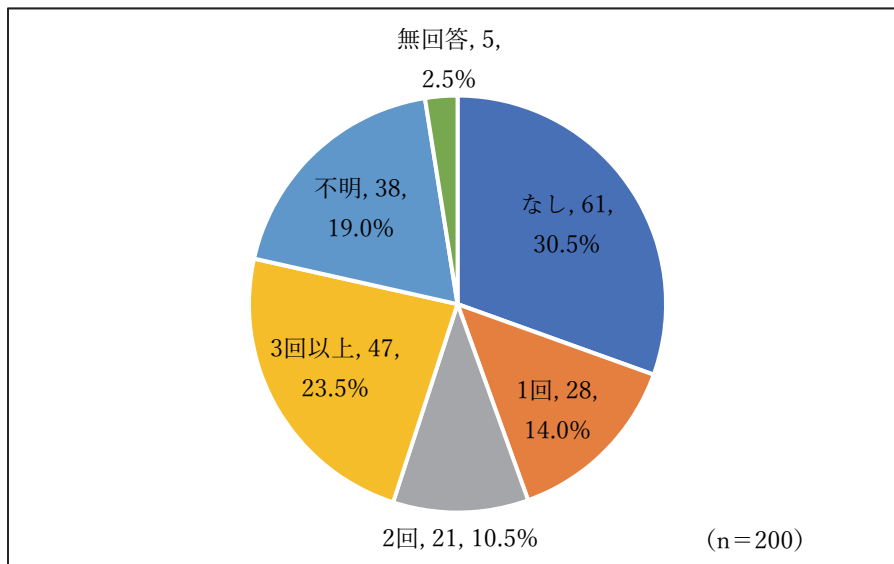


図 90 事例 これまでの行方不明回数

行方不明になった月を聞いた所、4月が12.3%、3月が11.7%、7月と12月が9.4%となっていた。

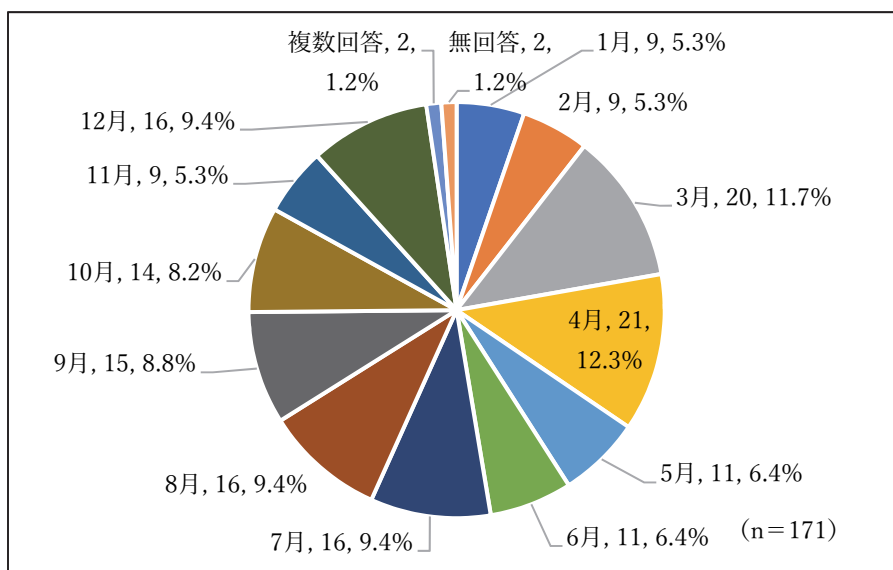


図 91 事例 行方不明になった月
(不明、無回答を除く)

行方不明になった時間帯を聞いた所、16-20時が17.0%、8-12時が16.5%、12-16時が14.5%などとなっていた。なお、行方不明になった時間帯を聞いたが、行方不明に気づいた時間帯を回答している例もあると考えられる。

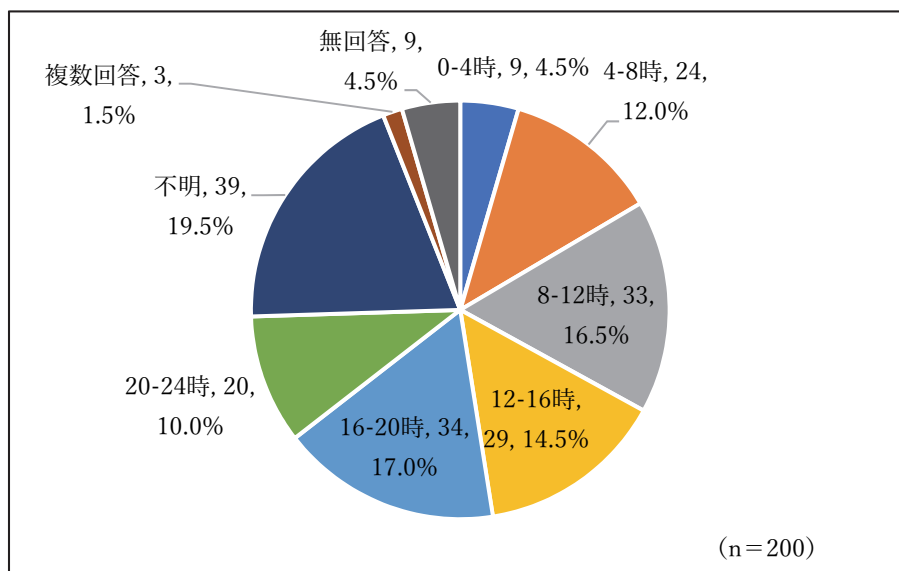


図 92 事例 行方不明になった時間帯

行方不明に気づいた状況を見ると、行方不明に気づいた人がいたのは 75.0%であり、発見されてから行方不明が判明したのは 16.5%であった。

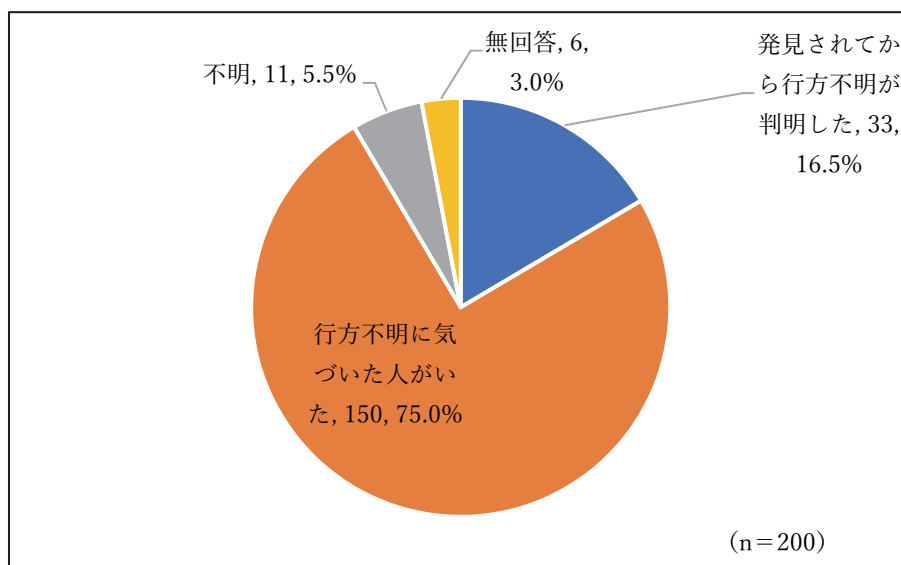


図 93 事例 行方不明に気づいた人

行方不明に気づいた人の内訳は、家族・親族が 52.0%、サービス担当者が 24.7%を占めていた。発見されてから行方不明が判明した場合、発見者は通りすがりの人が 42.4%、警察が 24.2%であった。

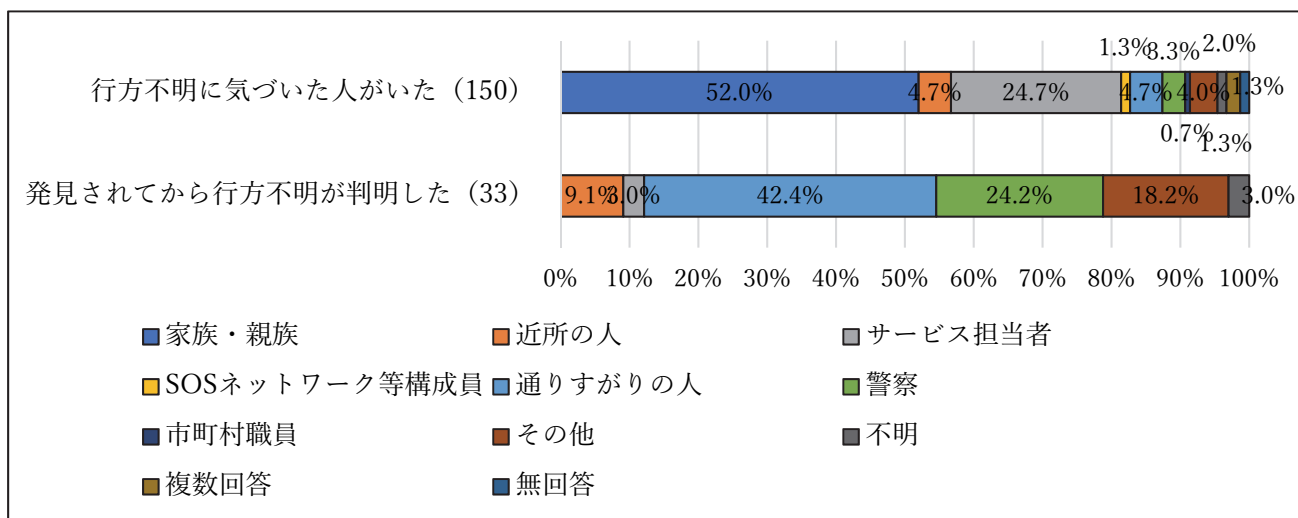


図 94 事例 気づいた人・発見者

行方不明に気づいた時期は、(行方不明になった) 当日が 71.0%、翌日が 10.5%であった。

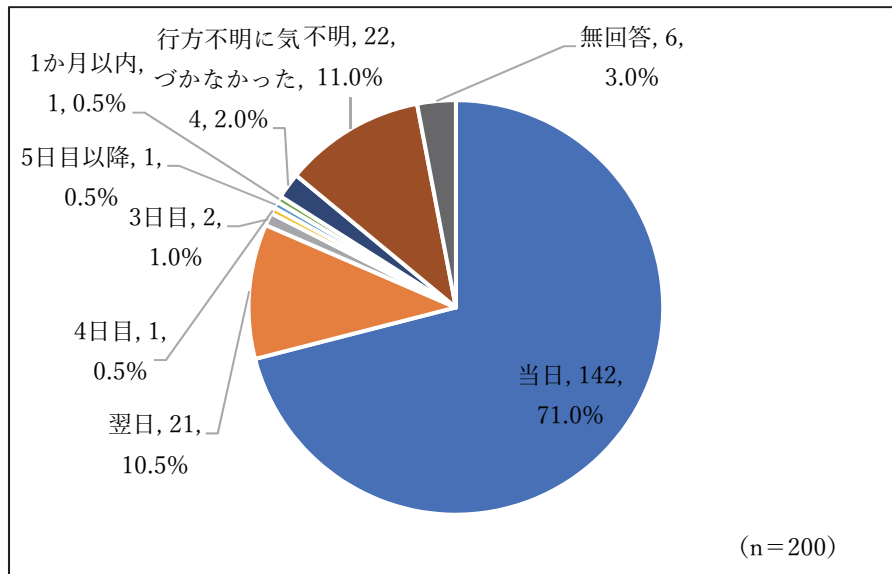


図 95 事例 行方不明に気づくまでの時間

③ 捜索状況

警察への行方不明者届の提出日は (行方不明になった) 当日が 46.5%、翌日が 6.5%であった。

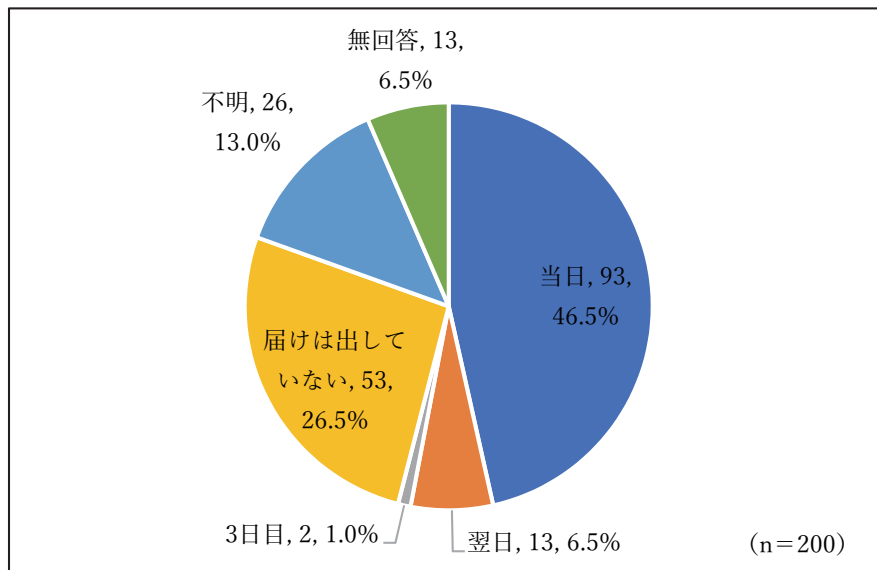


図 96 事例 警察への行方不明者届提出日

警察への行方不明者届を提出したのは家族・親族が 66.1%、サービス担当者が 8.7%であった。

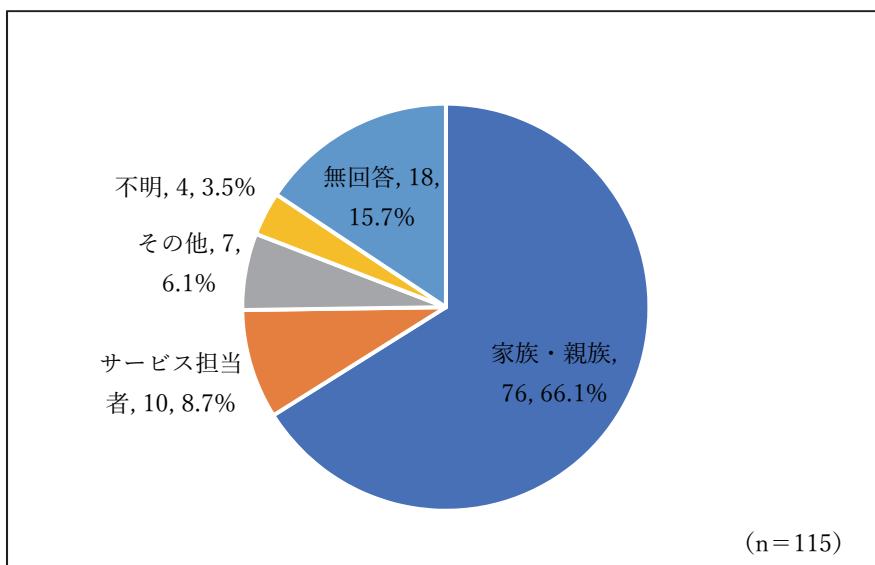


図 97 事例 行方不明者届の提出者
(行方不明者届の提出日が不明・無回答でも回答されている場合がある)

警察以外の捜索活動開始日は（行方不明になった）当日が 51.5%、翌日が 7.0%であった。なお、警察以外の捜索活動は行っていないが 25.5%であった。

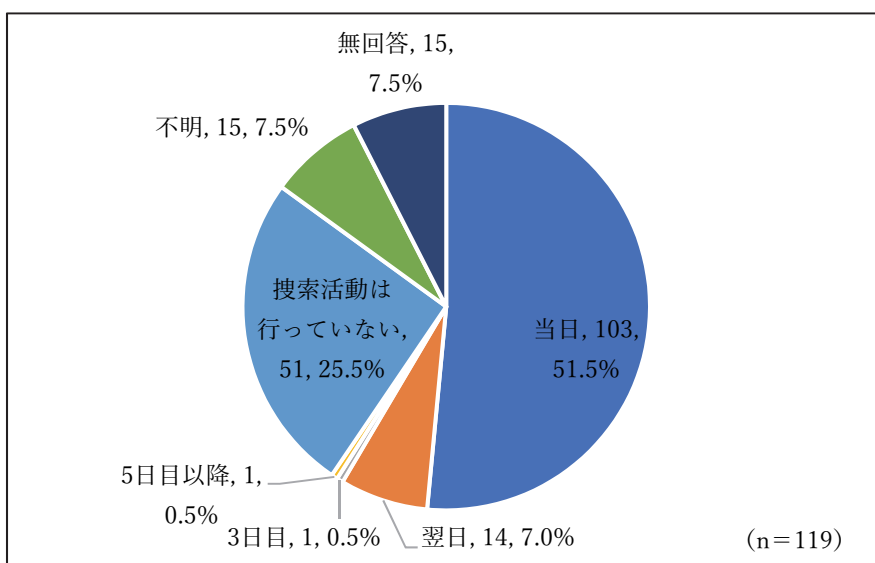


図 98 事例 警察以外の捜索活動開始日

警察以外の搜索活動参加者を複数回答で聞いた所、家族・親族が 57.6%、市町村職員が 38.1%、サービス担当が 36.4%などとなっていた。

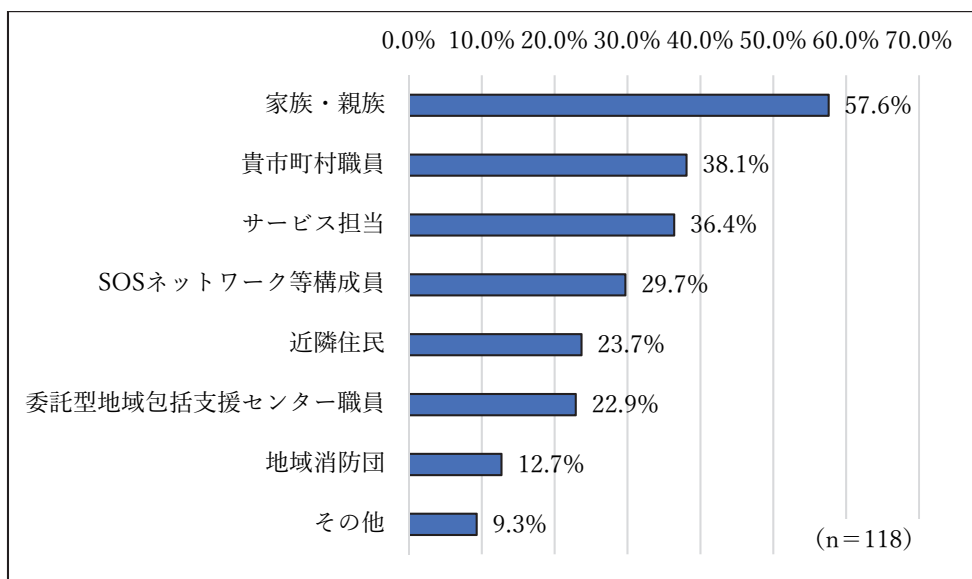


図 99 事例 搜索活動参加者（複数回答）
（無回答を除く）

④発見時の状況

発見場所を自宅からの距離で聞いた所、自宅付近が 20.0%、およそ普段移動する範囲内が 27.5%、およそ普段移動する範囲より遠くが 41.0%であった。

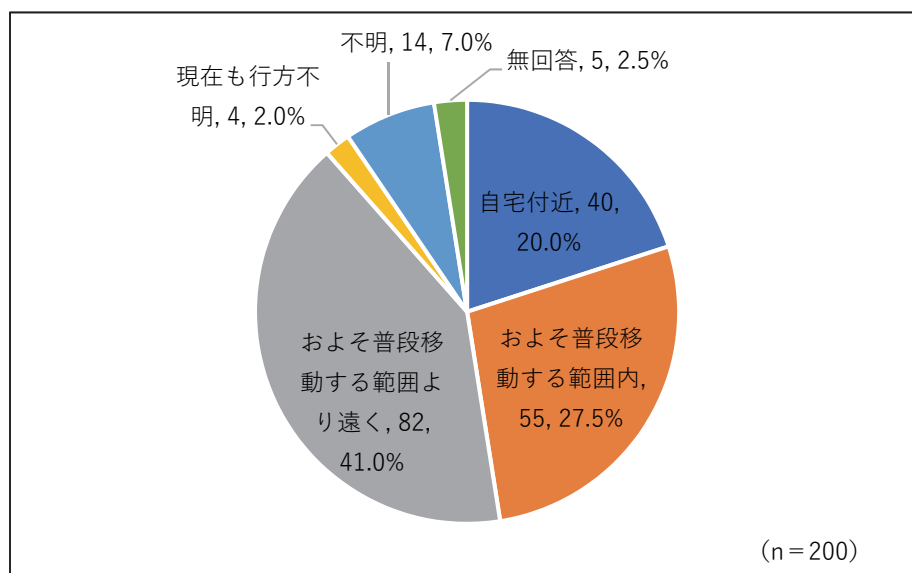


図 100 事例 発見場所

発見場所を居住する自治体内かどうか聞いた所、当該市町村内が 61.5%、当該市町村のある都道府県
 の他自治体が 16.5%、他都道府県が 7.0%であった。

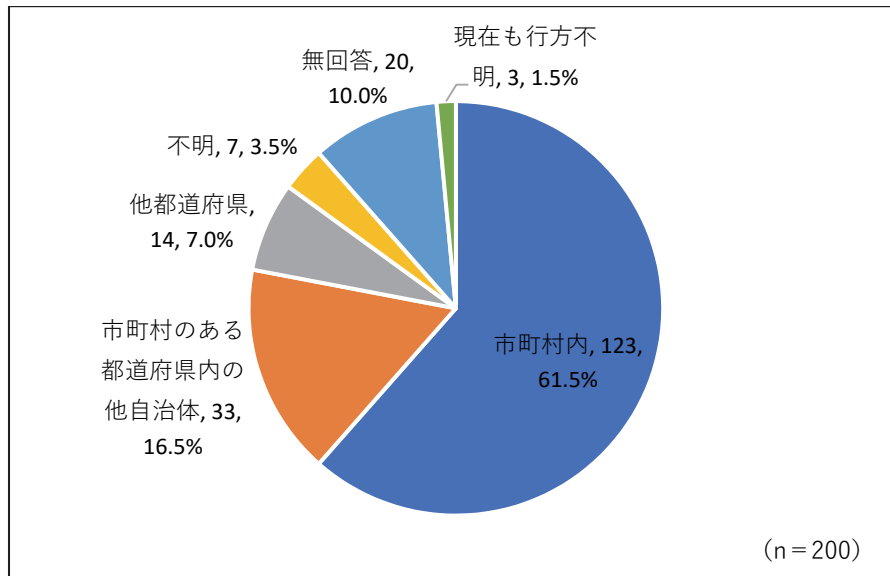


図 101 事例 発見地域

移動方法を複数回答で聞いた所、徒歩が 71.0%で最も多く、その他は自転車 7.0%、電車 5.5%と少数
 であった。

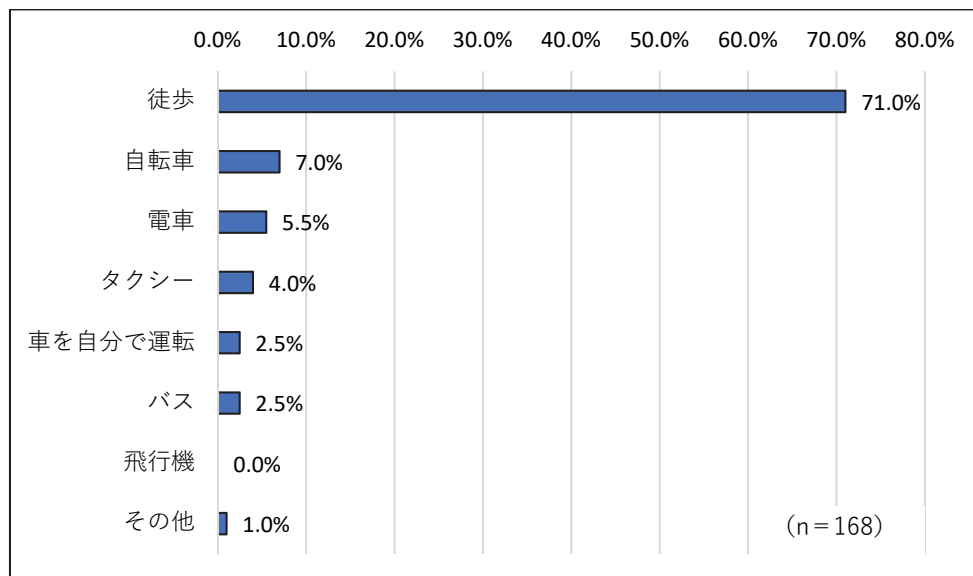


図 102 事例 移動方法 (複数回答)
 (無回答を除く)

発見時の高齢者の状況であるが、普段と変わりなかったが 55.0%、衰弱していたが歩行は可能だったが 16.5%、衰弱し歩行不可能だったが 5.0%、死亡していたが 5.0%、現在も行方不明が 1.5%であった。

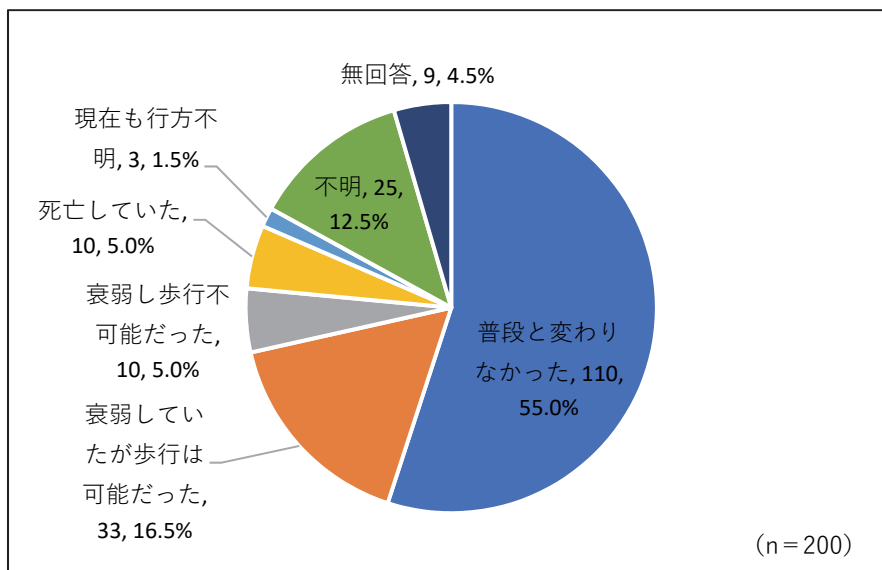


図 103 事例 発見時の状況

死亡者 10 人について死因を聞いた所、溺死・水死が 3 人、病気 1 人、不明 5 人となっていた。

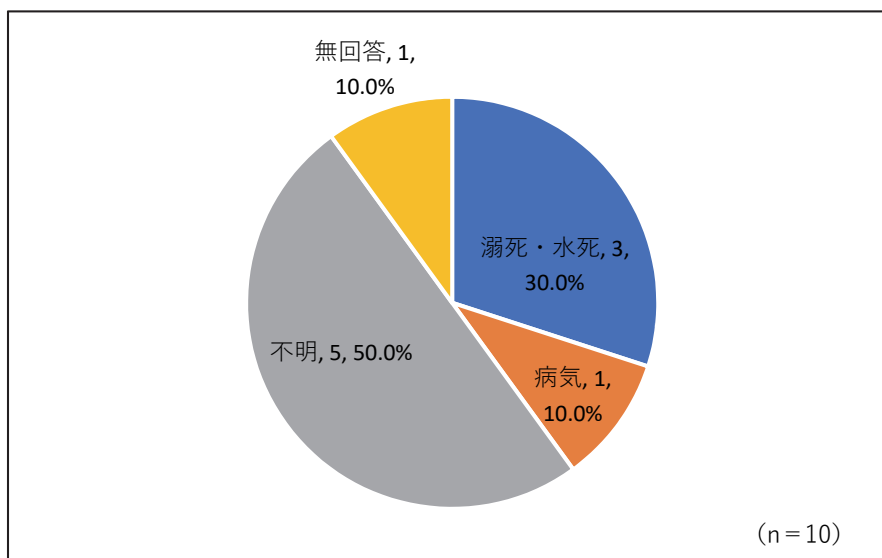


図 104 事例 死因

死亡者 10 人の死亡推定時期は、(行方不明になった) 当日が 2 人、5 日目以降が 3 人、不明 3 人であった。

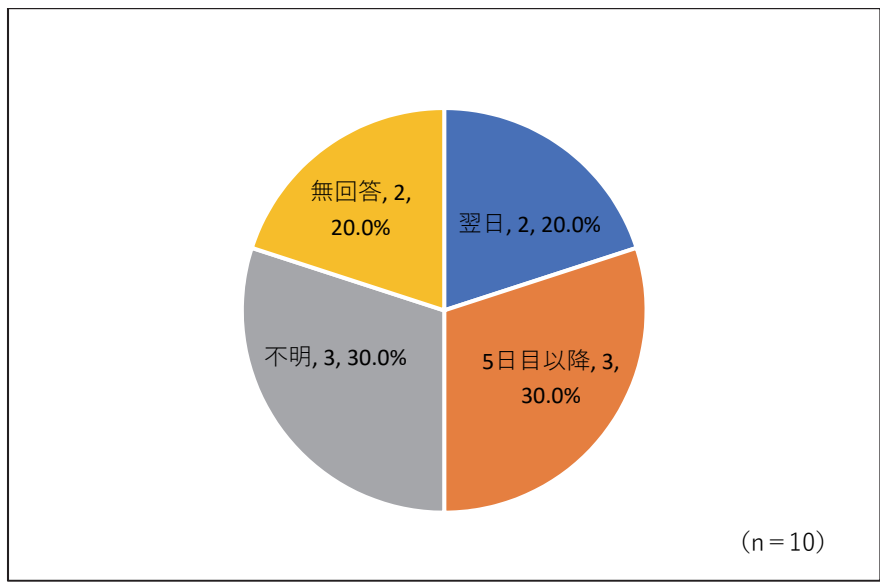


図 105 事例 死亡推定時期

行方不明者の第 1 発見者は、検索参加者が発見が 29.0%、本人が自力で帰宅が 6.0%、検索を行ったが参加者以外が発見が 19.0%、検索を行っていないが発見されたが 22.5%であった。

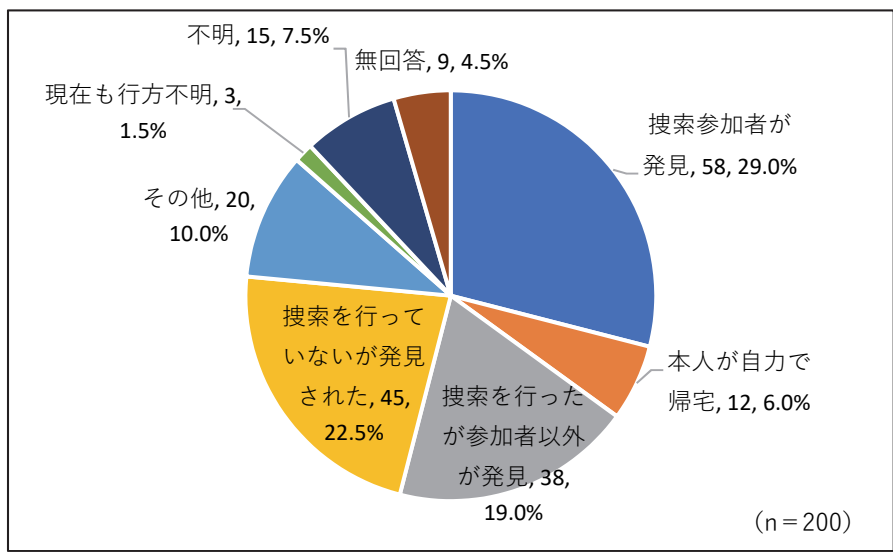


図 106 事例 第 1 発見者

発見までの日数であるが、(行方不明になった) 当日が 59.0%、翌日が 18.0%、3 日目以降は少数であった。

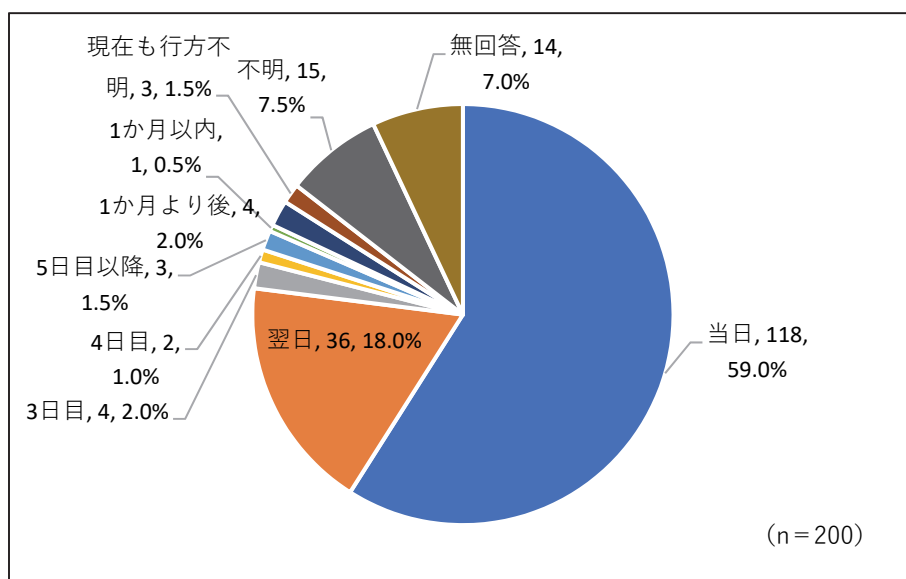


図 107 事例 発見までの日数

⑤事前の対策

事前の行方不明対策を複数回答で聞いた所、警察との情報共有や連携が 46.1%、続いて地域住民による見守りが 44.9%、SOS ネットワーク等による見守りが 37.1%などとなっていた。

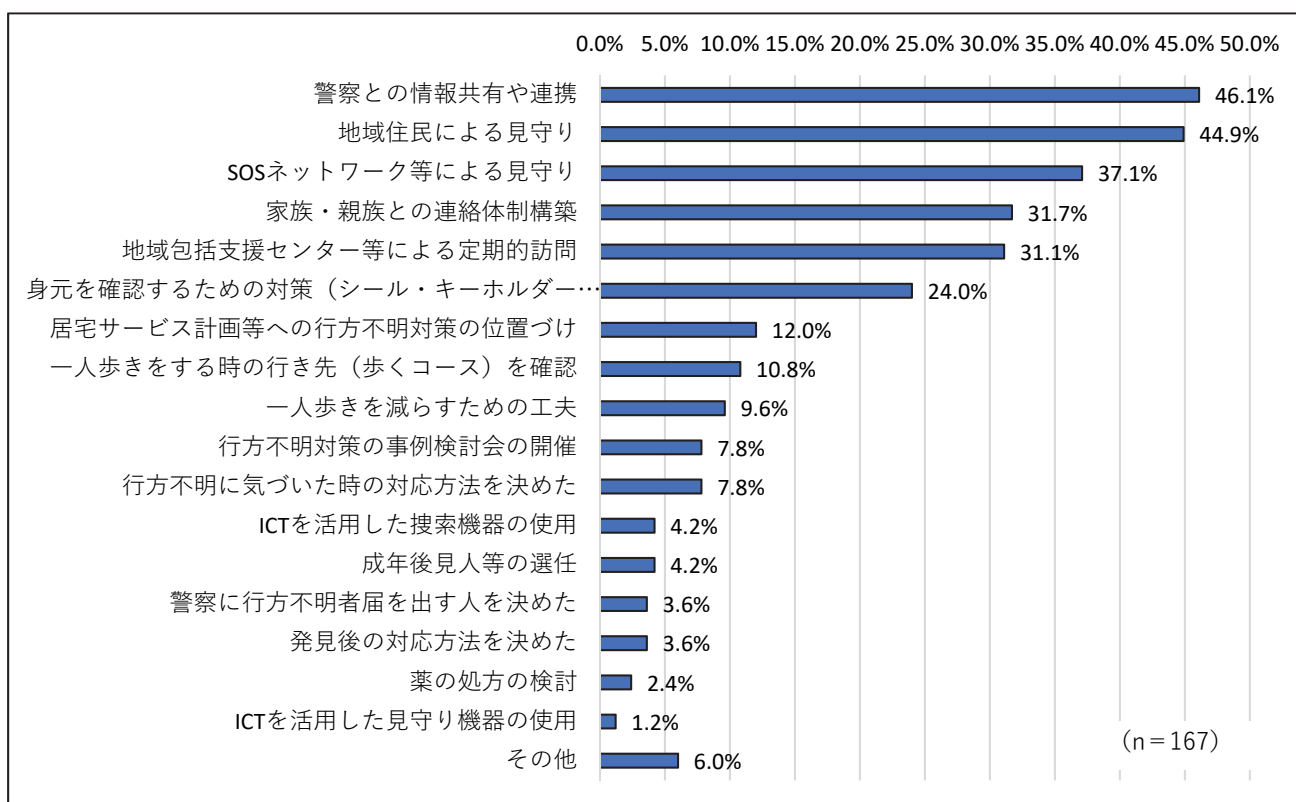


図 108 事例 事前の行方不明対策

(対策をしていなかった、不明、無回答を除いて集計)

4. 自由記述

ここまでに掲載した図に係る自由記述をまとめて以下に示す。

図6 行方不明担当部署（部署名）

①高齢者福祉・介護保険・健康推進担当課（延べ件数：422件）

■主な自由記述回答

- 高齢福祉課.
- 介護保険課.
- 健康福祉課.
- 地域包括ケア推進課.
- 住民福祉課*.
- 福祉課* 等

※ 住民福祉課、福祉課にはその他の福祉分野（障害者福祉、生活保護等）の業務が含まれている可能性がある。

②地域包括支援センター*（延べ件数：63件）

※ 直営型の地域包括支援センターを運営している場合、地域包括支援センターと回答せず、①高齢者福祉・介護保険・健康推進担当課名を回答している場合がある。上記件数は地域包括支援センターと記載した回答を算出したものである。

③危機管理・防災担当課（17件）

■主な自由記述回答

- 危機管理課.
- 危機対策課.
- 暮らし安全課.
- 安全安心課.
- 防災危機管理課.
- 交通消防防災課 等

④総務課（10件）

⑤住民窓口担当課*（6件）

■主な自由記述回答

- 住民課.
- 町民課 等

※ 住民課に福祉担当部門が含まれている場合がある。

⑥地域福祉・地域共生推進課（4件）

■主な自由記述回答

- 地域福祉課.
- 地域共生推進課.
- 福祉まるごと相談グループ. 等

⑦その他（4件）

■主な自由記述回答

- 利用者の支援をしている主管課.
- 保護課.
- 災害以外に係る捜索活動要綱のとおり. 等

図9 行方不明者届の提出（その他）

①事例の状況により判断する（17件）

■主な自由記述回答

- 状況により判断する.
- 個別の事案に応じて判断.
- 事例ごとに必要性を検討し対応する.
- 様々な情報を踏まえて個別に判断せざるを得ないと考えます. 等

②警察と連携して対応する（10件）

■主な自由記述回答

- 警察の指示により対応.
- 警察に相談し、対応を検討する.
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等から情報収集をしたり、訪問等で状況を確認した上で、事情により警察に相談することはある.
- 届出は出さないが警察へ情報提供を行う.
- 届出は出さないが、地域の方々やケアマネ等と連携して警察に相談することがある. 等

③地域包括支援センターが届を出す（10件）

■主な自由記述回答

- 関係機関がない場合は在宅介護センター・地域包括支援センターが届け出.
- 委託の地域包括支援センター.
- 担当地区の地域包括支援センター.
- 基幹型地域包括支援センターが支援. 等

④介護支援専門員から届を提出するように依頼（10件）

■主な自由記述回答

- 担当ケアマネがいる場合は、ケアマネから提出してもらうよう依頼する。
- ケアマネジャーが届出をする。
- 包括職員やケアマネが協力可能な範囲で届出を出すことがある。
- 基本的には、親族を探して届を出していただくようにするが、本人をよく知っているケアマネジャーに出してもらう。 等

⑤介護保険施設・事業者（介護支援専門員除く）が届を提出する（7件）

■主な自由記述回答

- 介護保険事業所等関係機関。
- 介護サービス利用者はその利用事業所。
- 関わりのある介護支援事業所など。
- 支援している事業所等が届を出す。 等

⑥地域関係者が届を提出する（7件）

■主な自由記述回答

- 民生委員等。
- 持ち家ならば民生委員。
- 区長が警察へ届出を提出したケースがあった。
- 本人をよく知っている地区の区長に出してもらう。 等

⑦親族・家族が届を提出する（3件）

■主な自由記述回答

- 基本的には親族を探して届を出していただくようにする等。
- 地区の区長、民生委員、親族、自治体のいずれかが届出ることになると考えられる。
- 基本は家族で行い、家族がない場合は町で対応する。 等

⑧事例がない・未検討・発生時に検討（10件）

■主な自由記述回答

- 今まで事例がないため、発生時に検討する。
- 事案が生じた際に協議を行うので、事前では対応は決まっています。
- 包括や市が関わっているケースであれば届出を出す。
- 明確な規定はない。 等

⑨その他（9件）

■主な自由記述回答

- 警察との相談、都福祉保健局の行方不明捜索情報、成年後見人選任等を活用し、原則、届出人がいない場合にならないようにしています。
- 市の事業（社会福祉協議会へ委託）であるはいかいSOSネットワークで警察を含む関係機関へ連絡し対応する。
- 社会福祉協議会。
- 本人の保護をできる人。
- 本人の把握がある人。
- 借家なら大家さん。
- 本人または家族からの届出意思の確認がされていれば対応可能。
- 福祉事務所職員がさがしに行く。
- 電話調整のみ。

図 16 警察との情報共有・連携

【できている理由】

①情報提供・共有の体制がある（211件）

■主な自由記述回答

- 行方不明届が届出された場合に、市へ連絡があり、警察と一緒に家族への当日の状況を聞き取りに行くなど連携している。また、警察でもチラシの配布など事前登録を市民にすすめるなど、認知症が疑われる人を市へつなぐことも協力いただいている。
- 一人歩き高齢者リストを作成し、地域包括支援センター、警察署、町役場で共有しているため。また、保護された場合、町役場に情報提供される。
- 孤独死疑いや徘徊高齢者の保護など、行方不明に限らず高齢者の問題が拡大してきており、都度警察と市（地域包括支援センター）が連携して対応しているため、関係性ができている。
- 行方不明となった人、もしくはなりそうな人について警察とその度情報共有しているため。警察に保護された方で、今後支援が必要であると考えられるケースについては、警察から市へ情報提供があり、本人その家族と面談、訪問し、必要な支援につなげている。（ケアマネがいる時はサービスの見直し、受診が必要であれば同行受診）
- 行方不明届が出たら警察から市へ情報提供され、包括とともに捜索、発見後は再発防止のフォローを行っている。届出が出された人だけでなく、保護事例についても情報提供してほしいと警察に依頼している。 等

②ネットワークを構築・活用している（81件）

■主な自由記述回答

- SOSネットワークが構築されており、事案発生時の連携が取れている。登録者以外の事案につ

いても同様の対応をすることで確認が取れている。

- SOSネットワークについて定期的に会議を開催。徘徊のおそれのある方へ事前登録制度による情報共有。行方不明事案発生後は未登録の方への申請を連携としてすすめている。
- SOSネットワークの一部として「いなくなっちゃうかもリスト」を作成、管理、情報共有している。迷い人保護の場合はまず直営包括に連絡が入り一緒に検索している。
- 安心見守り・SOSネットワーク事業で、警察に事前に登録者の情報提供を行っている。警察担当者に行政が設置している地域見守り支え合いネットワーク会議に参画していただき、顔の見える関係ができています。
- 認知症高齢者が行方不明となった際に、親類や周囲の支援者から捜索願を警察へ届出た場合、警察から親類等へ市のSOSネットワーク（早期保護を目的として情報配信システム）の利用を案内し、市へ当該事案について連絡する体制をとっている。また、情報配信後の情報共有も行い、早期保護を目指している。 等

③事前登録等の仕組みを運用している（21件）

■主な自由記述回答

- 行方不明のおそれがある高齢者の情報を事前に登録し、その内容について警察署と共有することで高齢者を保護した際に家族等への連絡を速やかに行えるようにしている。警察署で保護した高齢者について、情報提供を受ける場合がある。
- 外出先から自宅に帰れなくなる等の不安のある方（要介護1以上）を対象として、事前の登録情報から家族に連絡できるサービス（高齢者見守りステッカーの配付）等を通して対応できるよう連携している。また、警察から身元不明の照会があった際には、関係機関に捜査情報を提供するなど、迅速に対応している。
- 行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に市に登録し、警察に情報提供する体制を整備している。
- 行方不明歴のある認知症高齢者の中で、町の見守りネットワーク事業に登録された方に関しては、事前登録内容を情報提供している。必要時、警察より連絡を受ける場合もある。
- 事前登録で、行方不明となるリスクの高い方の情報を警察と共有している。行方不明となった場合には、警察と情報共有を行い捜索にあたっている。捜索にあたり、連絡調整は随時行っている。 等

④協定を締結して連携している（17件）

■主な自由記述回答

- 「行方不明情報管理システムへの事前登録」について市と警察と協定を締結している。行方不明事例が発生した際には迅速な手配と発見時の正確な身元特定ができる。
- 警察署を含め5者と「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定」を締結し、行方不明発生時の連携事務フローの確立、行方不明事案の再発防止の取組みを行うなど、情報共有や連携した取組ができています。
- 認知症高齢者の支援に係る警察署と行政の相互連携に関する協定締結を行っている。

- 要援護者 S O S ネットワークで管内市町村と警察との間で協定を結び共有を行っている。
- 令和元年度より認知症 S O S ネットワーク配信事業において警察と協定を結び、事前に登録いただいた行方不明となるおそれのある当事者の情報を共有できているため。等

⑤会議等で協議・検討している（16件）

■主な自由記述回答

- 「町認知症初期集中支援チーム」（協議体）があり、個別ケア会議には、必要に応じて医師や警察官に対応の検討協議をお願いしている。
- 行方不明が予想されるケースについて、地域ケア会議で対応方法を共有している。
- 警察署が事務局となっているはいかい S O S ネットワークに参加しており、一年に一度会議に参加し、情報交換を行っている。また不定期に町主催の会議に、警察署に参加していただき事例紹介をしていただいている。
- 地域ケア連絡会（2ヶ月に1回）に警察の担当者も参加し、認知症高齢者の案件については情報共有している。行方不明となる事案が発生した場合のスムーズな連携につながっている。
- 毎月、担当課と警察署で連絡会を実施。等

⑥情報を地域に発信して協力している（13件）

■主な自由記述回答

- 徘徊高齢者捜索模擬訓練や市主催のイベントに警察も参加し、情報を発信している。
- 行方明含の認知症高齢者の親族等が警察に行方不明届が出された場合に、市は防災無線や City メールにより、地域に情報提供し、協力を呼び掛けている。今後、行方不明者へのアウトリーチを行っていくことで庁内調整中。
- 家族の同意がある場合、警察からの依頼を受けて行方不明者について管内放送を流し登録者にメールを送信する。その際に認知症（疑い含む）があれば、高齢福祉課が関係機関に協力を依頼する。
- 警察からの依頼により、市の防災スピーカー及び情報メールを使い、行方不明者の情報（髪型や服装等の特徴）を市民に周知している。
- 身元不明で保護をされている高齢者の身元確認や行方不明者捜索の際の防災行政用無線による放送など、日頃より協力して情報共用や連携をしています。等

⑦小規模自治体のため連携しやすい（9件）

■主な自由記述回答

- 小規模村で、村は細かな情報まで提供できるため、お互いに連絡はとれている。
- 小さい町なので普段からいろいろなことで連携しているため。
- 小さな離島なので、地域の見守りや民生委員、駐在、となり近所のつながりで見守っている。
- 小規模の村のため、警察のみならず住民との連携もできている。コミュニティが強い。
- 離島の小規模自治体であり、駐在所との連携も図り易いため、変わったことがあれば連絡をとりあえる関係性がある。等

⑧マニュアルやフローを作成して対応している（5件）

■主な自由記述回答

- 「行方不明者捜索の流れ」（マニュアル）に沿って対応しているため。
- 行方不明者がでた時の警察はじめ他機関も含めたフローチャートを作成した。
- 行方不明が発生した場合のフローチャートを地域の警察署に渡している。
- 定期的に関係機関とのマニュアルの確認を行い、初動からの体制が確立している。
- 連携の流れの確認ができています。等

【できていない理由】

①情報共有に不十分な部分がある（32件）

■主な自由記述回答

- 基本的に警察の方が情報を多く持っているものの、本人や家族の同意が得られないとして、提供されないことがあるため。
- 警察で本人情報が特定できない場合や親族の連絡先が不明な場合等は、警察から情報提供の依頼があるが、そうでない場合は特に連絡はない。
- 警察署担当部署職員の異動、転勤等で十分に情報共有がされていない場合がある。
- 市に提出された認知症高齢者等安心見守り登録事業の申請書は警察と情報共有しているが、不明後や保護後の情報共有は行われていない。
- 平日の日中に届出された案件は、概ね情報共有ができていますが、閉庁日や夜間に発見された案件について、すべての情報は共有されていない。等

②体制や仕組みに課題がある（22件）

■主な自由記述回答

- SOSネットワーク事業はあるが形骸化しており、警察機関の中でも事業の内容が理解されていないことが原因であると考えます。
- 警察と連携をとっていたが、人事異動の関係等で近年は十分な連携がとれていない。
- 警察の対応者により異なる。
- 警察への連絡後の対応や情報共有等については、ケースに応じて協議しており、情報共有や連携のフローやマニュアルを整備していないため、連携がスムーズにいかない場合もある。
- 認知症高齢者が行方不明となった際に警察と情報共有や連携するための仕組みが構築できていない。警察からの問い合わせがあり、個人情報保護の観点から伝えても問題がない情報のみを伝えることはある。等

③全てを網羅することが難しい（18件）

■主な自由記述回答

- 警察から行方不明となった認知症高齢者全ての情報提供がされているかはわからない。ご家族が警察に捜査願が出され、徘徊SOSネットワーク事業による情報配信を希望される方について

は、警察と連携ができています。

- 行方不明になった方についてはよく連携ができていますが、行方不明になる前に保護されたケースなどは情報提供してもらえていない。
- 町で把握している認知症高齢者については、情報共有ができていますが、それ以外の方については全く分らない。
- 徘徊する可能性の高い人に対して、家族の意向があった場合は、事前に警察等関係機関と情報共有し見守りを行っている。ただ、介護認定を受けていない人などで徘徊のおそれのある人の把握はできていない。
- 徘徊高齢者等事前登録制度があり、市、消防、警察で情報を共有している。しかし、全ての認知症高齢者が登録できてはいない。 等

図 20 行方不明への体制整備（その他）

■自由記述回答

- G P S 機器購入費助成。
- G P S 機器の補助。
- G P S の貸し出し。
- ブルートゥースを利用した追跡アプリ。
- 村設置の防犯カメラの解析。
- 認知症徘徊 S O S への登録。
- 徘徊探索サービスの実施。
- Q R コードシール。
- ステッカーの利用案内。
- 行方不明高齢者の捜索協力依頼を電子メールで市民に発信。
- 高齢者にやさしい地域づくり推進協定をコンビニエンスストアと締結。
- 協定。
- 認知症カフェ、ケア会議。
- 単身高齢者の把握。
- 個別の事案に応じて判断。
- 事例ごとに必要性を検討し対応する。
- 様々な情報を踏まえて個別に判断せざるを得ないと考えます。 等

図 22 支援体制構築・強化と役立ち度

「(3)役に立っていることの具体的内容」および1)~22)以外で役に立っていること」の自由記述

①SOS ネットワーク等の具体的な活動 (19 件)

■主な自由記述回答

- 認知症に限らず、高齢者等の異変発見時に民間企業等から情報提供してもらうネットワークの構築。
- SOS ネットワークを近隣（市2町警察署）で締結し、広域的な対応が可能となり、警察の協力で休日、夜間もシステム活用できるようになった。
- 行方不明の恐れのある高齢者を把握し、SOS システムに本人登録し、身元確認用シールを配布している。身元不明で行方不明となっている高齢者の身元確認用シールから素早く、本人確認と親族への引き渡しにつながられている。
- 事業所・企業を対象とし、日常業務を通じて地域の高齢者の見守り等の推進を図るためのネットワーク構築を目的とする高齢者見守り支援事業を行っており、高齢者に異変を感じたら関係機関や警察へ連絡を入れるよう周知している。実際に協力者が包括支援センター等の関係機関へ連絡を入れられる事例もあり、認知症高齢者の行方不明に対応するために役立っている。
- 行方不明になった時に捜索願が出された場合、防災無線、安心安全メールが活用され、地元消防団が協力する体制があり、行政・警察が連携している。発見後、地域包括支援センターで個々の見守りネットワーク構築のため、地域ケア会議を開催している。 等

②具体的な見守り活動 (13 件)

■主な自由記述回答

- 地域住民による見守りのおかげで、高齢者が行方不明になることを未然に防いでいる。
- 民生委員が独居高齢者宅を訪問し、心配な高齢者がいる場合、圏域包括支援センターへ相談し地域の見守り対策強化している。圏域包括主催で大型スーパーでもパネル展示、相談会実施し、相談窓口の普及啓発に努めた。
- 介護保険サービス、配食サービス等の福祉サービスの利用や新聞販売店等との見守り協定を結び、多方面から見守りを行っています。
- 地域包括支援センターや民生委員の見守り活動の中で、行方不明となる可能性がある高齢者を前事に町と情報共有を行い、必要なサービス等を提供する。
- 地域住民や中学校関係者、事業所による見守りのおかげで、普段の行動範囲外へ行きそうになっても早期に発見でき、自宅へと帰ることができている事例がある。 等

③日頃からの連携 (7 件)

■主な自由記述回答

- ご近所の方の理解が一番。本人と家族にとって役立つ結果につながっていると思う。
- 警察への届出を早く行い、行政無線での放送、消防団員の動員へと速やかにつながるようにして

いる。

- 当市では地域包括支援センター、社会福祉協議会、権利擁護支援センターなどと、市役所福祉部を箇所集約し、よりワンストップサービスに近づける体制を敷いています。
- 警察へ行方不明者届出後、警察犬を連れて来られ、本人の所在が判明した事例があったことから、気づいた時点で警察へ届け出ることにより捜索手段が得られることもある。
- 行方不明に対応するための事例検討会について：介護保険サービスを利用している方等は、状況によりサービス担当者会議等で個別のアセスメントや対応方法を確認している。また、インフォーマルな関係を含めての地域での支援体制については、地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」にて支援方法を確認している。等

④キーホルダー・ステッカーの活用（4件）

■自由記述回答

- 過去に見守り反射ステッカーを貼った高齢者を発見した人が警察に通報したことで保護に至った事例がある。
- 登録番号入りキーホルダーを見て連絡をくださるケースもあり、警察介入前の未然防止に役立っている。
- 路上で発見され、救急搬送時に身元が判明しスムーズに搬送された。（シール・キーホルダー等の配布）
- 行方不明の恐れがある認知症高齢者等に靴ステッカーを配布すると同時に緊急連絡先や写真等を事前登録しており、警察、消防、担当地域包括支援センター、市で情報を共有している。

⑤ICTの活用（3件）

■自由記述回答

- シルバーフォンの設置（通報後近隣住民による安否確認）。
- GPSの活用。
- GPSの助成事業を実施。

図32 SOSネットワーク等構成員（その他）

■シルバー人材センター（13件）

■生活協同組合（12件）

■商工会議所（6件）

■企業 ※以下は主な自由記述

- 不動産会社。
- 建築関係者。
- 工事関係。

- 園芸関係.
- ケーブルテレビ (CATV) .
- マスメディア.
- 証券会社.
- 自動車会社.
- 高速道運営会社.
- フェリー会社.
- フィットネスクラブ.
- 理美容店.
- 銭湯.
- 福祉用具業者.
- 医療品販売・卸売業者.
- 薬品会社・製薬会社.
- 葬儀会社.
- 宿泊施設 (ホテル、旅館等) .
- 移動販売業者.
- 小売業者.
- 総合スーパー.
- リース会社.
- 車販売店.
- 花屋.
- ごみ収集業者.
- 県営住宅管理センター.
- 都市再生機構.
- 住宅供給公社. 等

■各種団体

- 公衆浴場業組合.
- 理美容協会.
- 自動車整備組合.
- 農協 (JA) .
- 森林組合.
- 宅地建築取引業者会.
- 防犯協会.
- 消防団.
- ボランティア団体.
- 連合婦人会.
- 女性会.
- 男性介護者の会.
- 身体障害者協会.

- 介護者専門員協会. 等

■公的機関

- 法務局.
- 社会福祉協議会.
- 在宅医療・介護相談センター.
- 在宅介護支援センター.
- 地域包括支援センターブランチ.
- 認知症初期集中支援チーム.
- 広域市町村.
- 近隣市町担当部署.
- 県土木事務所.
- 市の危機管理課.
- 図書館. 等

■その他

- 整骨院.
- 接骨院.
- 鍼灸・マッサージ治療院.
- 障害者施設.
- 見守り協定締結機関・事業所.
- 見守りアプリ登録住民.
- オレンジパートナー.
- 認知症介護指導者.
- 介護相談員.
- 介護予防推進センター.
- NPO 法人.
- 社会福祉法人.
- その他任意団体.
- 学生.
- 警察署の FAX 送信先登録事業所. 等

図 35～44 SOS ネットワーク等の活動促進の取り組み、活動する上での課題

①SOS ネットワーク等の体制に関する課題（44 件）

■体制の強化（24 件）

- 地域での見守り体制への協力.
- 関係機関との定期的な情報交換、意思統一の場の設定.
- 捜索活動への協力依頼が難しい.

- 捜索協力機関への認知症や認知症の人への関わり方、模擬捜索等の活動に対する支援を実施できておらず、協力機関との連携促進が課題。
- 行方不明時のスムーズな連絡方法については、再検討が必要と考えます。例：祝休日にあった場合は？
- 構成委員間での連携があまり取れていない。
- 認知症サポーター等地域の方が協力してくれるようなSOSネットワークの立ち上げが難しい。
- 加盟店同士の連携にはつながっていかない。
- 民間企業等との連携。
- スマートフォン等を利用した防災メールの普及・より早く認知症高齢者の捜索依頼の情報を発信する体制整備・協力機関等へのメールによる発見依頼体制。（現行はFAX）
- 具体的な活動や連携方法等が出来ていない。
- 協力事業者同士の連携。
- 民生委員等の定期訪問の定期的な見守りは「ゆるやかな見守り」であり、頻度の点で不確実性が残り、万一の緊急事態への対応が難しい。民間企業と連携しての見守りサービスを推進したい。
- 本市では協力機関に捜索をお願いするのではなく、通常の業務の範囲内で気にかけてもらうことを依頼している。そのため、比較的外に出る機会の多い、居宅事業所や通所事業所に協力を得ている。行方不明者情報は、協力機関にファックスとメールで発信しているが、リアルタイムに気付いてもらうことが難しかったり、気付いたとしても実際に外に出ているスタッフへリアルタイムな情報発信が難しいことで、発見につながらない可能性がある。しかし、LINEで認知症サポーターやオレンジパートナーに情報発信されるようになったため、リアルタイムな情報発信が期待できる。
- SOSネットワークを活用しての捜索依頼のみの実施であるため、構成員間の連携体制は整備されていない。
- 連携時の情報共有のスピード感が課題。
- 行方不明時の捜索体制が課題。
- ネットワーク構成員への意識づけや連携方法の確認及び周知が課題。他のネットワークとの関連性等の理解が必要。
- 地域包括支援センターと各協力機関の連携は行えているが、協力機関間の連携体制構築は致っていない。
- システムの都合上、協力会員の数のみの把握しかできず、会員とのネットワーク構築ができない
- 警察に保護された方の情報共有の仕組みを検討中。
- 民間事業所等へのネットワーク構築促進。
- 高齢者の見守りに関する協力事業所どうしの連携が十分でないことが課題であるため、協力事業所を対象として交流会の開催などを行い、地域の事業所間の連携を図っている。

■連携の促進（20件）

- 日常的な見守り（行方不明を防止する）体制を構築できるか？
- SOSネットワークの体制構築のみに特化した部署というのが明確にあるわけではなく、地域包括がメインとなり実施しているが、マンパワー的な課題もあるため、細部にまでの支援体制を整えるまでに至っていない。

- 市役所では行方不明者の保護が難しい。
- 認知症高齢者SOSネットワーク事業など、見守り・捜索協力を行う事業をより周知し、利用者、協力者・協力事業所を増やし、認知症の人やその家族が安心して暮らせる町づくりを推進する。
- 捜索ルートの適正化。
- 現時点では、実際に捜索が必要になった時には警察、消防、行政等の職員が捜索に当たっている。今後、認知症の方が増え一層地域における見守り、支援が必要になることが予測され、市域住民のSOSネットワークへの参画や情報共有の在り方等検討していく必要があると思われ、課題である。
- SOSネットワークの組織を立ち上げた段階である為、今後の活動等について検討が必要。
- 土日、祝日の事務局対応。
- ネットワーク（事前情報提供へ気軽に登録できる環境づくりと見守り意識、認知症の正しい理解の深化）。
- 行政としての体制強化。ファシリテーション力の向上。マンパワーが不足している状況も否めない。
- 行方不明者の情報を共有する制度の整備がすすんでいない。
- ネットワーク会議（連絡会議）が未設置。
- 市を中心に取りくみでいるが、横のつながりが少ないので強化していきたい。
- 独居高齢者の場合の連絡先や引き渡し先になる協力者の確保。
- 現時点では、実際に行方不明者が出た場合に、早期発見等につながる仕組みではないので、有益に機能するように改善する必要がある。
- 各区独自にSOSネットワークを構築し、見守りのネットワーク、地域づくりをすすめているが、早期発見につながる仕組みづくりをさらに推進していくことが必要。
- 全市的に共通した活動ではなく、地域包括支援センターや自治会等地域主体の活動になっているため、全市的な共通の仕組みづくりが早急に必要。
- 土日夜間等での対応、初動捜索体制の構築。
- 対応方法、積極性の欠如。
- 交通局、消防局の参画。

②SOS ネットワーク等の運用及び対応の限界（43件）

■活動上の限界（23件）

- 地域住民による見守りはあるが、完璧にはできない。住民の方々の相互意識の向上が一番の課題であると感じている。
- ほかに人に知られたくないとの思いがあり登録を拒否されることがある。
- 小規模自治体では案件がすくなく、活動を持続するのが大変である。
- 事前登録や周囲へのSOSを家族はためらいがちである。
- 実働につながったことがないが、認知症に関する地域の正しい理解が不足していると感じる。
- 捜索はあくまで構成員の所属する事業所の業務の範囲内での協力が主であるため、積極的な捜索活動にはつながりにくい。

- 写真が掲載できないこと（メール配信時）で探す人はイメージしにくい。消防団等が協力してくれるが、どこにいるかわからないので早期発見しにくい。行方不明者家族のプライバシーや恥意識が強く、情報公開が中途半端になる場合がある。
- 民生委員等の定期訪問の定期的な見守りは「ゆるやかな見守り」であり、頻度の点で不確実性が残り、万一の緊急事態への対応が難しい。民間企業と連携しての見守りサービスを推進したい。
- 広範にわたり事業者の協力を得る仕組みを構築しているが、高齢者の異変察知による事業者からの通報は年間6件程度であり、やや少ないのではないかと考えられる。
- ほとんどのケースは警察とその周辺で完結するケースが多く、各協力機関にとっては事例が少ないと思われる。
- 週末、夜間のSOSの保健所からの連絡が遅れて来たり、漏れがある。見つかった後で、SOSの情報が流れてくることがある。見つかった連絡もかなり遅れてくることがある。
- 日常の見守りではなく行方不明時の捜索支援になっているため、①所在不明に気づき、②行方不明者の届け出を行い、③行方不明者情報のメール配信を依頼する、というように「誰か」がいなければ始まらない流れになっていること。
- 地区毎に温度差がある。
- 新規登録者が出た際は、関係機関と情報共有しているが、徘徊ケースも多くないため、いざ活動する際に対応の方法について戸惑うこともある。
- SOSネットワークの目的は情報共有に重点しており、実際の活動の評価は難しい。しかし地域の協力を得るときの協力者への情報共有としたい。
- ネットワークシステムの稼働が年数回であり、普段からの見守り意識の向上が必要。
- 見守りネットワークに登録した協力事業者において、担当者は「ネットワーク」を理解していても、事業者の他の従業員に周知されていないケースが多い。
- 見守りネットワークへの事前登録や協力員、機関の登録以降、情報の更新やフォローアップが行っていないため、定期的に登録者の状況確認や認知症の理解を深めていく必要がある。
- 登録から年数が経過すると、協力団体の担当者も変わり、引きつぎが上手くできてない場合がある。また実際徘徊が発生しても通報のタイミングが遅い。
- 運用を開始したところであり評価ができていません。
- 事前登録制度については居宅介護支援事業所へ周知されてきており、登録申請も増加傾向だが、地域住民への周知と地域での見守りには課題がある。地域ぐるみで見守りができるよう、継続して事前登録制度の周知を行うことともに、地域づくりのための支援が必要である。
- 家族が警察に届け出、あるいは相談が先で対応が終了してから連絡が来ることが過去に3件ある
- 捜索した時の状況は記録しているが検証等を行っていない。

■SOS ネットワーク等への未登録者（6件）

- 事前登録してある人よりも新規の人が行方不明になり、緊急登録することが多い。
- 一度徘徊してからSOSネットワークに登録する人が多い。徘徊する可能性がある人が事前にSOSネットワークに登録してくれることが少ない。
- 登録していない方の実態把握、働きかけができていない。地域での啓発活動の促進。
- 本人が認知症を認めておられないため、事前登録につながらない。
- SOSネットワークに登録している人以外の把握は難しいが、地域の人やケアマネにより情報や

見守りができている。

- 事業に登録している人のほとんどが同居であり、独居の方は申請までつながらない。緊急連絡先の確保等、身よりのない方は難しい。

■地域社会の変化（4件）

- 高齢化の進行により、認知機能が低下している高齢者が増加している。又、精神の疾患による徘徊も増えている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの徘徊模擬訓練をどのように行えばよいのか。
- 個人情報、高齢化等により地区組織の脆弱化。市町単独で行なうことの難しさ（都道府県での取り組みが必要）。
- 独居高齢者への対応。

③SOS ネットワーク等の新規登録者・協力者の増加（23件）

■自由記述回答

- SOS ネットワークに協力してくれる機関等が増えない。
- ネットワーク登録者数が過少である。
- SOS ネットワーク協力員数がなかなか増えない。
- SOS ネットワークとして構成されておらず、町との協定等に基づき見守り・捜索支援を行っている。見守り協定の事業所が増えない。
- 登録事業所の参加促進に関して課題を感じている。
- 事前登録者が増えない。
- 登録者が少ない。
- 協力事業者の拡大。
- 登録者数が少なく、周知が必要。協力事業所が少ないままきている。
- メール等の受け手となる登録が伸び悩んでいることが課題です。
- 認知症高齢者等見守りSOS ネットワーク事業の登録者が少ない。効果的な周知方法の検討など。
- 協力事業所または情報配信登録者（市民）の増加のため呼びかけているが、思うように増えていない状況である。
- SOS ネットワークへの民間事業者の参加促進。
- 既存の取り組みについて、協力者を増やしネットワークを広げること。
- 本市においては、近隣住民で日頃から要援護者の見守りや、ゴミ出しなどの支援を行ったり、災害時において、要援護者の避難の手助けをする人を見守りネットワーク協力員として登録しているが、登録人数が要援護者の人数に対し少ない。
- R2年度開始のため現在は登録者、協力機関を募集中。
- 登録者数の伸び悩み。
- 独居高齢者の登録促進。
- 協力機関の構成員の業種を、介護関係以外にも広げていく必要がある。
- 構成員の新規登録が増えていない。
- 締結事業者をどのように増やすか。

- SOSネットワーク協力者のうち10～20代の割合が協力者全体の9.4%であり、低い割合である。SOSネットワーク協力者の新規登録が200件/年ほどである。
- SOSネットワーク登録の促進。

④個人情報に関わる課題（21件）

■自由記述回答

- 個人情報の問題。
- 個人情報の共有。
- 個人情報の取り扱い。
- メール等で通知する場合の行方不明者の個人情報をどこまで公表するか。
- 警察とメールでのやりとりができないため、情報共有にタイムロスが生じる。
- 平常時からの見守りも重要だと思うが、個人情報の保有はできない事業所も多く、また、登録者数も少ない状況。
- 個人情報の提供をどこまでの範囲で行うかが課題。
- 行方不明時のスムーズな連絡方法については、再検討が必要と考えます。例：メールでの個人情報を発信する場合のセキュリティは？
- 効率的かつ効果的に見守り活動をするためには個人情報の取り扱いが必要だが、個人情報保護法や個人の権利などにより情報の融通や連携が難しい。
- 情報伝達のスピード感を上げるために、SNS等の活用を検討したいが、個人情報との兼ね合いがあるため難しいと感じている。
- 写真が掲載できないこと（メール配信時）で探す人はイメージしにくい。消防団等が協力してくれるが、どこにいるかわからないので早期発見しにくい。行方不明者家族のプライバシーや恥意識が強く、情報公開が中途半端になる場合がある。
- より細かく見守れる目を増やしていくことと個人情報の取り扱い。
- 協定を締結しているのが一般住民であるため個人情報の関係が全てに協力をお願いしているわけではない。
- 顔写真を含む個人情報の扱い。
- 個人情報をどこまで共有できるか。行方不明発生時見守り登録団体へスムーズな情報発信ができていない。

⑤活動の周知（16件）

■自由記述回答

- 幅広い年齢層に周知する必要があるが、高齢の方が参加する事が多く（会議等）課題となっている。
- 普及啓発を行っているが、登録者数が少ない。
- 協力機関の新規の登録。
- SOSネットワークの登録対象者への周知。
- 当該事業に関する活動内容等の市HPへの掲載、チラシの配布を行っている。

- 市民への周知が課題。
- 登録者数が少なく、周知が必要。
- 効果的な周知方法の検討など。
- ネットワーク制度が開始されたばかりのため、周知不足。（コロナ禍により、PRできる場が減ってしまった。）
- 登録事業所間の連携や認知症への理解を普及啓発することが出来ていない。
- 登録していない方の実態把握、働きかけができていない、地域での啓発活動の促進。
- 地域へのさらなる周知。
- 見守りトライくんシールの普及啓発、市民及び事業所への広報。
- 「高齢者見守りサポーター」や協力事業者の見守り意識の持続のために、定期的な啓発・研修が必要。
- 全ての年代にとって、活動内容の認知度が十分でない点が課題としてあり、今後も引き続き活動促進の普及啓発が重要である。
- 周知方法が課題である。

⑥SOS ネットワーク等が機能していない（13件）

■自由記述回答

- SOS ネットワークはあるが、構成員間で連携するまでの機能はない。
- 徘徊高齢者の検索依頼がほぼないため、組織が形骸化してしまうこと。
- 訪問系の事業所や接客対応のある事業所を中心に異変があった際に連絡してもらえるシステムになっているが、行方不明時の検索を目的としていないため、認知症高齢者の行方不明時の活動としては機能していない。特定の地域で、検索態勢をとっているところはあるが、市としてすべて把握しているわけではない。
- 検索活動は警察、消防が行う。SOS登録時業者には、情報共有のみで検索依頼はしていない。
- SOS ネットワークとして構成されておらず、町との協定等に基づき見守り・検索支援を行っている。見守り協定の事業所が増えない、周知ができていない。
- ネットワークはあるものの実際に活動していない。
- 独居高齢者の見守りは行えているが、その独居の高齢者が認知症であるか、行方不明になった際の対応等については、取り決めがなく、対応できていない。
- ネットワークはあるが行方不明になる方がいない。登録者がいないため、現在全く機能していない。
- ガイドライン策定後（R元年度）実働していない。上手く機能するように模擬訓練も検討している。
- SOS ネットワークは構築しているが、実際に行方不明のケースがなく、機能していない。実際のケースがあったときに対応できるかが課題である。
- 検索活動は実施していない。構成員間の連携を特に促進していない。
- ネットワーク在存してはいるが実際に実働したことがない。個々の機関とのやりとりはあってもネットワークとしての機能が不明確。
- 市独自のSOS ネットワークはなく、警察のネットワークの一員となっている。通常業務の中で

の見守りのほか、警察からSOSネットワーク情報が発信されたときに発見に関する協力を依頼するだけで、ネットワークとして具体的な活動はしていない。

⑦SOS ネットワーク等の運用実績がない（10件）

■自由記述回答

- まだ、1度も運用されていないので、わからない。
- SOSネットワークを利用して、行方不明の高齢者の発見に繋がった事例が現在のところはない点。
- 活用事例がないため、想定で回答しました。模擬訓練を年に1回実施し、実際に起きた際に円滑に動けるように心がけています。
- 事例が少なく、機能しているかどうかわからない。
- 体制は整備されている。行方不明者となって町外・管内的に検索願いを出したケースはない（町内で発見されている）。
- SOSネットワーク委員会の開催実績はありますが、直近では開催することができていません。
- SOSネットワークを発動したことがない。
- 発信した情報がどのように構成員の中で役立てられているのか。
- 運用を開始したところであり評価ができていません。

⑧ICT等の活用（6件）

■自由記述回答

- ICT化の検討。
- 情報連携する上で使用する媒体（メール、FAX等）の検討。
- GPS等の検索機器を持ってもらうための工夫。
- スマートフォン等を利用した防災メールの普及。
- より早く認知症高齢者の検索依頼の情報を発信する体制整備・協力機関等へのメールによる発見依頼体制（現行はFAX）。
- QRコードシールを配付しているが、申請→交付→関係機関への情報提供をスムーズに行うこと。

⑨SOS ネットワーク等の更新（5件）

■自由記述回答

- 協力機関（商店等）の登録内容を更新・変更＝情報が登録時（当初）のまま。
- SOSネットワーク設立から時間が経過し、ネットワーク構成機関の更新が課題。
- 登録事業所の参加促進及び、更新の手続き事務に関して課題を感じている。
- 平成27年度に認知症高齢者SOS見守りネットワークが発足し、4年が経過し、各団体に担当者が変わったことで、各団体の状況把握が難しく、役割の認識も薄れつつある。
- 行方不明者の発見経路は一般通行人やスーパーコンビニなどが多いため、SOSネットワークの構成員の見直しを行う必要がある。

図 50 ICT 機器利用の説明と同意（その他）

■ 家族・親族の同意

- 家族の同意。
- 家族が申請。
- 家族申請がほとんどであり、本人に直接説明する場面がない。
- 家族や支援者に対応を委ねている。
- 家族が本人に説明している。
- 家族に同意を得ている。家族から本人に説明している可能性はある。
- 認知症の本人、家族又は家族から認知症の本人へ説明し同意を得ている。
- 家族に説明し貸与している。
- 家族、親族に説明し同意を得ることが多い。
- 家族等の申請・同意により実施。
- 家族等申請者に対する説明等。
- 家族の説明、同意を得ることが多い。
- 原則本人に同意を得ているが認知機能の低下により困難な場合は親族等から同意を得ている。
- 家族の判断に任せている。
- 市が認知症本人の同意を得ることはなく、本人同意の有無は家族次第。
- 助成対象者は介護者（家族など）のため、家族から本人へ説明をしてもらう。
- 家族から本人に説明している（「家族支援サービス」のため）。
- 家族支援の為家族から同意を得ている。
- 家族からの申請としているため、本人の同意を確認していない。
- 家族からの申請であるので、市から認知症本人への説明同意は行っていない。
- 助成のみであり、申請者（親族等）と事業者間で契約。
- 認知症の方のご家族に説明し同意を得ている。
- 家族からの申し出が多い。家族への説明。
- 家族が申請してくることが多いため、家族に説明している。
- 制度はあるが利用者がいない。利用に際しては、家族等からの同意のみで、本人同意はないと考えられる。 等

■ その他の対応

- 本人への説明、同意の必要性の判断は申請者に一任している。
- 本人に説明し、同意を得る様になっているが、理解は難しい。実装着も困難。
- 助成制度はあるが実績なし。
- 制度はあるが利用されたことがない。
- 利用件数が少なく評価できない。
- 助成し行っているが実績がない。
- 今年度からGPS機器の貸与に関する事業を開始し実績がないため。
- 必要に応じて説明を行っている。
- 補助金助成はあり、相談者に説明している。

- 介護保険制度による貸与.
- 書面で同意を得ている.
- 定めていない.
- 申請者や支援者へ行っている.
- 制度はあるが実績なし様々な情報を踏まえて個別に判断せざるを得ないと考えます. 等

図 52 SOS ネットワーク登録時の説明と同意（その他）

■家族等の同意

- 家族、親族に説明し同意を得ることが多い.
- 家族又は親族に必ず説明し同意を得ている.
- 認知症の方のご家族に説明し同意を得ている.
- 届出者の同意を得ている. 届出者は家族や親族であることが多い.
- 申請者は家族が主であり、本人の同意は必須としない.
- 家族等にネットワーク申請時に同意をもらっている.
- 家族からの申し出が多い. 家族への説明.
- 家族等申請者に対する説明等.
- 家族（申請者）に委ねている.
- 家族で対応していただいている.
- 家族による申請の為、不明.
- 認知症高齢者の家族が本人の安全確保のため本人の同意なく申し込むことが多い.
- 市が認知症本人の同意を得ることはなく、本人同意の有無は家族次第.
- 家族同意により登録可. 家族が本人にどこまで説明しているかは不明.
- 認知症の本人、家族又は家族から認知症の本人へ説明し同意を得ている.
- 認知症本人の意向を尊重できる者（家族・支援者等）の同意を得ている.
- 家族、居宅支援事業所からの申請が多いため実態不明.
- 家族や支援者に対応を委ねている.
- 本人または家族に説明し同意を得ている.（同意書をとっている）
- 原則本人に同意を得ているが認知機能の低下により困難な場合は親族等から同意を得ている. 等

■SOS ネットワーク等に認知症高齢者が登録されていない（ネットワークの趣旨が異なる）

- 本市のSOS ネットワークは、認知症高齢者の登録制度はなく、行方不明高齢者の検索にあたって加入団体へ情報共有を図るものである.
- 本市のSOS ネットワークは、認知症高齢者が事前に登録をするものではなく、ネットワーク構成員が高齢者を日頃から見守り、声かけ等を行うことを目的としている.
- 見守りネットワークへの登録は、協力事業者及び団体のみ行っている
- 本市のSOS ネットワーク事業は認知症高齢者の登録は行っていない.
- SOS ネットワークに認知症高齢者の登録制度がない.

- 現在は本人や個人、当事者を登録する仕組みではない。
- 本人登録は行っていない。
- 事前登録制度はない。
- 登録者がいない。
- 登録はしていない。
- 登録実績なし。
- 制度はあるが登録者がまだ0人。
- 登録者がいないため、説明、同意を得たことがない。
- 事前登録制度はない。
- 登録制度がない。 等

■その他の対応

- 地域包括支援センター運営を受託する法人がしており、認知症の本人又は家族に必ず説明し、同意を得ている。
- 本人に同意を得ているが、必須ではない。本人同意がない場合は、名前は出ない。
- 問い合わせや申請時に説明する為、本人からであれば説明すると思います。
- ケースに応じて対応する。
- 事例による。
- 状況に応じて対応。
- 必要に応じて説明を行っている。
- 申請手続きをケアマネが担うこともあり不明。
- ケアマネジャーが説明している為、詳細は把握していない。
- 担当ケアマネジャー等に任せており、実態は分からない。申請書や同意書等は用意していない
- 相談者に説明している。
- 申請者への説明となっている。
- 説明を受けた本人が、登録の申請を行っている事例もある。
- 説明の有無に関しては把握していない。
- その地域独自で展開している。
- 今後運用するので評価できない。
- 本人への説明は必要と思うが、認知機能の状況に影響される。 等

図 54 行方不明対応の困難

「困難の具体的内容」および1)～19)以外の困難」の自由記述

①体制づくりが困難（14件）

■主な自由記述回答

- 警察からの情報提供が勤務時間外や土日祝日であった場合に即座に捜索活動が出来ない場合がある。

- 独居認知症高齢者が介護保険サービスを利用していたり、親族の安否確認や見守りがある場合には行方不明とならないための手立てを関係者等で考えることができるが、サービス等の利用がなかったり親族等の見守りがなかったりした場合の対応をどう決めていくのかという点に困難さがある。
- 地域で暮らす認知症の人も多様（本人の暮らし方、希望する見守られ方、好ましい距離感など）であり、ひとりひとりに個別化した見守り体制づくりが困難である。
- 独居高齢者に限らないが、地域で暮らすためには家族だけでなく地域ぐるみでの見守りが必要であり、地域の見守り体制を整えることが重要である。マンションやアパートに住む高齢者も増えており、地域での関係づくりや連携方法なども今後の課題と感じる。
- SOSネットワーク構築、QRコード、声かけ訓練の開催、実施に向け準備をすすめる段階である。地域柄、近隣住民等の協力は得やすいが、山の中に入ると、捜査、開始、発見が遅れることが多い。 等

②実効性が乏しい（13件）

■主な自由記述回答

- 高齢者やその家族、その周囲の人々等の当事者や当事者に近い方々の理解は得易い。協力機関も最近、参画されたところは認知症等の理解もよくされているが、数年前やもっと以前に協力機関となっている場合は、世代交代等により協力機関になっていることを知らない場合もあり、実働・実効性に乏しい。
- 当町の見守りネットワークは、認知症高齢者のSOSネットワークではなく、町内の高齢者を見守るというネットワークのため、認知症高齢者を見守りに特化していない。
- 高齢者本人がGPS機器を持ち歩くことができないケースが多いため、ICT機器の助成を行っても利用者が少ない。
- 警察の行方不明者の捜索時にSOSネットワークのメール配信によるシステム活用の実績がほとんどない（初動の捜査は告知放送など別のツールを活用しているため）。
- 中山間地域の為、GPSが使えない地域が多い。 等

③家族や近隣の理解（7件）

■主な自由記述回答

- 認知症高齢者等の家族の行方不明に対する理解不足。
- 行方不明の届出は家族にとってハードルが高いと思われるところがある。行方不明時に町の防災メール配信をするかどうかでもためられる家族さんが多い。
- 地域住民による見守りが監視になりがち。緩やかな見守りが出来るよう支援が必要であるが、程よい距離感の理解が難しい。
- 認知症を隠したい傾向がまだあるため、オープンにできる環境づくりが必要である。
- 住民の中には認知症に対する認識がうすい方も多くいる。ご家族が認知症であることをかくしてしまう。 等

④本人の認識の問題（6件）

■主な自由記述回答

- 認知症高齢者に自覚がなく理解を得られないことから地域住民への協力を得難い。
- 認知症本人に見守りネットワークに参加してもらっていなかった。
- 行政はもとより、地域に対しても心を開いていない方の場合は、介入が非常に難しいです。
- 精神疾患あるが治療中断、または未受診のまま経過し、医療や介護介入拒否するケースが増えている。
- 今までの生活環境からセルフネグレクトの自覚や問題意識がない場合があるため。等

⑤個人情報や身元引受、身元不明に関わる困難（6件）

■主な自由記述回答

- 身元不明者の身元が判明しない場合の対応方法（担当部署、介護保健サービスの提要の可否等）が明確に定まっていない。
- 独居認知症高齢者身元引受人の確保。
- 実際に行方不明となった際にメールで情報配信をするが、警察への行方不明届提出を原則としている中、発見時に誰に引き渡すか、誰が自宅に連れて行くかなどが決まっていない。
- サービスに繋がっていない独居認知症高齢者を把握することに困難を感じる。警察署から行方不明者の情報が市役所へ入ることが多いが、市役所から警察へ問い合わせても個人情報のため詳細な状況を確認することができない場合がある。
- 市民が行方不明になった高齢者を発見した際、発見者は市ではなく警察へ連絡するため、市では行方不明に気づくことが困難である。警察から本人に関する情報提供を求められることがあるが、個人情報のため、スムーズに情報提供を行うことが難しいことがある。防災無線や市民向けメールにて行方不明者情報が流れるが、実際に市民が検索をしているかは不明。等

⑥事前登録の課題（5件）

■自由記述回答

- 迷い人となる可能性がある方の事前登録を推進しているが、迷い人となってから登録を検討する方が多い。
- 市ではSOSネットワーク事業で行方不明者に関するメール配信を行っていますが、H31年度（2019.4～2020.3）で配信した市内行方不明者の3名いずれもが事前登録なしであり、今後の対象者の登録率に課題があります。
- 登録者がまだまだ少ない。登録していない人が行方不明になり保護されることの方が多。
- SOSネットワークへの本人登録数を増やすこと。
- 地域包括支援センターや民生委員が独居高齢者等の見守りを行っているが、SOSネットワークの登録や位置情報検索機器の貸与がない高齢者が多数いること。

⑦協力者が増えない（19件）

■自由記述回答

- 市の広報紙へ掲載したり、市内ラジオ番組へ出演したり、事業周知に力を入れているが近年は構成員数が伸び悩んでいる。
- 協力会員数（メール会員）の拡大が課題である。

⑧負担が大きい（2件）

■自由記述回答

- すでに認知症が進行している独居高齢者に公的支援者が介入できるようになるまで数ヶ月の時間を有する場合が多い。地域住民の見守りがあっても住民の負担も大きく疲弊している場合も多い。警察に保護されても市町村の職員が身元引受人になるのに抵抗がある。（何の権利も保障もない状態）
- 警察署で繰り返し保護される方への支援。

⑨当事者参加が進まない（1件）

■自由記述回答

- 認知症の当事者が参画し発信することが難しい。

図 63 今後必要な体制整備（その他）

■自由記述回答

- 町内の企業や事業所が協力機関（ネットワーク）となり、できる範囲で見守り活動や捜索活動を実施する取り組み。
- 本人が玄関を出たかどうかわかるカメラの設置。（センサー付）
- 人口減少に伴う地域の過疎化に対応する見守り体制の整備が必要と考える。
- 地域住民同士の関係が希薄化した中で、認知症サポーターを増やす等により、地域住民による見守りや、認知症の人が暮らしやすいまち作りが必要ではないかと考える。
- 引き続き認知症高齢者の把握に努めること。SOSネットワークの周知、啓発による登録者増、各機関との連携を密に。
- 過去の事例において、地域住民が行方不明高齢者を発見したことが保護につながるケースが多いので、地域住民による見守りは特に必要だと思う。
- 行政だけの力では、継続的な見守り等は限界があるため、家族や地域の自助や共助が必要と常々感じています。
- 現状、警察による捜索、市民向けメール・防災無線等での呼びかけにて行方不明者を保護し、家族等へ引き渡しすることができているが、今後はSOSネットワーク等を整備し、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを進めていく必要がある。

- 早期発見につながるためネットワーク登録者や登録事業所を増やすこと。
- 地域住民による見守り体制の整備。
- 本人負担費用がなるべく発生しない仕組みや機器の選定、また設置工事（撤去工事）が難しくな
ないことが、体制整備に繋がると考えます。
- 個人情報をごとまで開示し、見守り体制を整えていいのか・・・近所の方への協力を依頼しに
くい。
- 独居認知症高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、希望する生活、必要な支
援、どのように支援してほしいのか、独居、身寄りやキーパーソン不在、高齢、認知症などの未
来に備えた本人の意思表示と意識づくりののち、個別支援計画の作成につながる仕組みが必要
（事前準備）
- 認知症高齢者本人による参画は、行方不明に限らず必要。市ではGPSの貸与やSOSネットワ
ークの登録に本人の同意を求めているが、このような事業に意見を聞きたい。
- 認知症になっても安心して住み続けられるようなまちづくりを目指して、「認知症とともに生き
る希望条例」を令和2年10月1日に制定する。区の責務の他、全ての区民が参加できること・
役割等も含まれている。
- 行政だけの見守りだけではなく、地域住民により見守り、民間企業による見守りなど、見守り体
制の網目を広げていくことが必要だと考える。
- 現在あるもので活用しているが、仕組みを整理していく必要がある。 等

図 63 今後必要な体制整備（ICT を活用した見守り機器の開発）

①状況を把握することができる機器（130件）

■主な自由記述回答

- いつ外出したのか、帰ってきたのか分かるもの。
- 自宅や通いの場からいなくなったことがすぐに分かる機器。
- 行方不明になるおそれのある高齢者等が家から離れた際に家族等に通知されるシステム。
- 本人が常に身につけるもの（くつなど）に目立たないように装着できて、不規則な行動をした時
に家族や関係者に知らせるGPS機能。
- 自宅の玄関等を出て、一定期間戻らない等の場合、家族等に連絡等が繋がる仕組の装置。
- 自宅から離れて、何時間かすると連絡がくるようなシステム。
- 家から出たことを知らせる機器。
- 自宅の敷地外へ出た時に知らせてくれる機器。
- GPS機能がついた小型の機器。
- 決まった行動範囲から外れた際に、連絡が入るシステムがあると把握しやすいです。
- 個人のプライバシーを保護しながら、自宅での高齢者の安全が確認できる機器。
- 本人の追跡、特定ができること。
- 低コストのGPS装置。
- 住居から外出したことが分かる機器。

- 早期に把握できる機器.
- 本人に役割があり、それが達成されない時に緊急連絡先に連絡が入る。(ペット型、植物型ロボットなど?)
- 生活範囲を超えた移動を知らせるもの.
- すれ違いで居場所を認識できる機械. すれ違いを感知して、メールで知らせると早期に動きやすい.
- 独居の人等に対し、人権を尊重したうえで遠隔で見守りが行えるシステム. 出入りや着衣が分かるなど.
- G P S 等を利用した本人の居場所の早期発見につながる機器.
- 一定時間帰宅しない場合、家族や関係者へ通知が行く仕組み.
- 小型 G P S 等、持ち物に追加しておけるもので、随時の位置把握が可能な機器.
- 広域連携が可能な機器 (例: 服につけるバーコードを現場で読み取れば複数の自治体で位置を確認できるようなもの) 見守りタグ e t c .
- ご本人の使用する靴に G P S 等を設置 (挿入) できるようにする.
- 玄関等に見守りセンサーまたは動画撮影機能のあるもの.
- 認知症高齢者が自宅で活動しているか、家族が手軽に確認できる機器の開発.
- 直接養護者へ連絡が届く機器.
- 小型の G P S 機器.
- 靴や衣類、バッグの中に入れられる G P S 機能付きの機器.
- 生活圏域外に出たら、支援者に通報される。(又は、民間事業者に通報).
- 本人が自宅から離れた際に登録者へ通知が届くようなもの.
- センサーで外出の有無が把握でき、かつ価格の安いもの、取り付けが簡単なもの.
- 危険区域 (山、川、海等) への侵入を察知する機器.
- 本人が外出、帰宅したことがわかる機器. しかし、協力してくれる家族や親族がいない場合はどうするかという問題あり.
- 家族の電話が鳴るようなシステムだと、仕事や運転中で確認できない場合も多い為、近くの協力企業や包括、市、警察等にお知らせが入るようなシステムにする等.
- プライバシーを保持しながら、見守れるカメラや自宅に出入りを確認できるメールサービスなど.
- 本人が身に付ける可能性が高いものに G P S 機能をつけ、緊急時に家族や関係者が本人の居所を把握できるようにするもの。(他事業で同様の機器活用中).
- G P S 機能 (自宅から行動経路が判明できるもの).
- 本人の所在場所が確実にわかり、健康状態がある程度わかるもの.
- 自宅にセンサーをつける. 双方向で連絡が取りあえる機器.
- 行方不明になった際、すぐに S O S ネットワークの構成員へ連絡がいくようなシステムを構築する。(行方不明の情報は S O S ネットワークの構成員なら誰でも流せるようにする).
- 市町村が貸与する小型タグを身に付け、見守りアプリをインストールしたスマホを持つ地域住民や受信装置に接近すると、タグと相互認証設定したスマホを持つ家族等に利用者の位置情報が通知されるシステム.

- 家から外出したら、すぐ知らせが介護者等にくる。
- 玄関等に取り付ける記録可能なモニター付きの機器。
- 市内全域に顔認識カメラの設置。
- 行方不明時の服装・時間等の把握が出来る機器（個人宅へ設置する防犯カメラ的なもの）。
- 普段の行動範囲を超えて行動しているときに教えてくれる機器。
- 日常の動きと違う場合（反応がない時間がいつもと違うなど）すぐに感知できるもの。
- 普段の生活範囲外にでた場合に知らせてくれるもの。長時間家に帰らない場合等。
- 見守りタグ（カメラ）導入済み。
- いつもの散歩コース（活動範囲）から出てしまったときにそれが分かるもの。現状の家や部屋を出る毎に通知等では見守りしきれない。
- 普段よりも動きがない、又は、動き過ぎている通知ができるような物。（目立たない）
- スマートフォンのような携帯機器により、普段とは異なるルートを歩行している等の情報を収集できれば、早期発見につながると思われる。
- 一定時間、特定の場所にいなかったら連絡するシステム。
- 対象者が1人で家の外に出たら連絡希望者に通報されるような機器。
- G P S などを持たずに外出される時が困るので、外出ルートが分かる機器。
- 当事者の認知レベル、生活様式に合わせた個々に対応している機器とキーパーソンに常時その情報が伝えられるシステム。
- 範囲設定（対象者が決められた範囲外に出たときに親族へ通知←スマホ携帯電話）。
- 行方不明が判明した後、すぐに活用できるもの。個人情報の管理が確実なもの。
- 玄関等の出入口に行くと音が鳴ったり家族の携帯に通知されるもの。
- 本人が違和感なく身につけられる軽量、小型でG P S 発信にかかる電力消費が小さい物。自宅や施設をはなれたら即、家族等登録先にアラームで知らせる。
- 異変を察知、外出等の把握ができる。
- 次項目（搜索機器）と連動したもの。
- 本人の動きを支援者たちで常に、簡単に確認することができるシルエットセンサー。かつ施設や個人でも購入（レンタル）しやすい安価なもの。
- 親機を自宅内に設置し、本人に子機（G P S ）を保持させ、親機から一定の距離離れた場合は、あらかじめ登録している家族等に連絡が届くような機器。
- 小型化、軽量化し、いつでも身に付けておけるもので、短期での充電が不要かつG P S 機能付きのもの。
- 家から外出する際の通知機能。
- 自宅内に不在の時間が長くなった際、関係者に通知が入るシステム。
- 普段の行動範囲をあらかじめ聴取し、自宅から普段の行動範囲を大幅に超える移動があった場合に連絡がいくようにする機器。
- 生活状況（例：電気使用量やガス使用量、水使用の有無、対象が室内で動いているかどうかの確認）をデータ化もしくはセンサーのようなもので感知したり、把握することができる機器。
- あらかじめ決めた範囲から出た場合に家族などに知らせる機器。
- 単独で一定の距離以上行動したら家族や支援者等に通知が行く仕組み。

- 要介護者と介護者の距離が遠くなる通知がくる機器が必要。
- 外出した場合の通知が来るもの。
- 独居の認知症高齢者が、一定時間帰宅しないと、家族等に連絡が入るシステム。
- 本人が自宅等から離れた際に、家族に通知される見守り機器。
- 現在、本市の事業で使用しているGPS機器は半径〇Km圏内から出た場合にアラームメールを受信する機能があるが、通常外出があり得ない時間帯に家から出た場合や、〇時間以上家に帰らない場合など、きめ細かい設定ができるとよい。
- センサー等で家から出て行ってしまったことを通知する。
- 伴走するカメラロボット。
- 具体的な機器が思い当たりませんが、自宅から一定距離から離れた場合に関係機関は連絡できる機器。
- GPS。
- 玄関等にセンサーなど設置して、自宅の出入りの状況が確認でき、帰宅が確認できない場合に支援者や警察に通報するシステム。
- 本人の行動パターンから危険を感知したら未然に支援者につながるしくみ。
- GPSを使用した位置情報の確認。
- 位置情報を家族が速やかに把握できる機器。
- 不在数時間で支援者に不在を知らせる。
- 自宅を出たことが家族や支援者に伝達される仕組み。
- リアルタイムで位置情報が表示でき、対象者の行動履歴から行方不明の恐れがある場合は、家族、親族へメール等で連絡があるもの。
- 日常的に本人が常に着けるもの（靴や杖）にGPSを組み込めるような機器。
- 靴等にGPS機器を装着し、高齢者の居場所を知らせる機能。
- 別居の家族が状況把握することができる操作が容易な機器、安価なもの。
- どのルートを通過したかわかるもの。
- 本人の居場所が明確にわかる。
- 何時間が家を不在にすると家族へ連絡が入る見守り機器。
- 携帯機器のアプリケーション等を活用して、定期的に見守るサービス。
- いつも立ち寄る店、病院等を事前登録できる。そこから離れたなら家族に知らせる。
- 徘徊を感知できるような機器、センサーなどで知らせてくれる機能。
- クツなどにGPSをうめ込むものや、携帯GPSがあっても対象者がそのクツをはいたり、携帯GPSを持ち出すとは限らないので、何が良いかは不明です。
- ある一定時間以上自宅に戻らない場合に感知するような機器。
- AIを搭載したロボットによる見守り機器。LINEと連動できる機器。
- GPS（継続的に追跡できる）、体内に埋め込むチップ式等。同時に普及啓発ができるシステム。介護保険適応になる。
- GPS機能等。
- 高齢者が家を出て1時間以上戻らなければ連絡が入るなど。
- ドアセンサーで探知したら登録携帯電話にお知らせがくるしくみ。

- レンタル等が容易で家族等に通知がいきやすいもの。
- 日頃、1人歩きするコース等を事前に登録しておき、コースから大きく外れた場合に緊急連絡先（数件登録可能）に通知が届く機器。・対象者の方は、午後から夕方にかけての外出頻度が多いという調査結果から、夕方に人感センサーが作動して反応がなければ在宅していないということで緊急連絡先（数件登録可能）に通知が届く機器。
- 自宅に一定時間不在（予定以外）の状況を把握できるシステム。
- ・対象高齢者が外出した際に随時お知らせをしてくれる機器。また高齢者が抵抗なく身に付けやすいものが必要。
- 高齢者でも簡単に操作ができて、同居でない親族等が日常の安否や健康状態を定期的かつ簡単に把握できるもの。
- 家の中での異変に早期に気づくことができるような機器。
- プライバシーの問題もあるが、外出された時刻と帰って来られた時刻がわかる機器。
- 今年度、事業化している（街中にある自動販売機に受信機能を設置。認知症に起因した道迷いリスクのある方がコイン型のタグを身につけ、そのタグを受信機が察知し位置情報をラインで確認する。
- 家族等が遠方にいても、日常の様子をリアルタイムで確認することができ、プライバシーに配慮している機器。
- おでかけセンサー（離床センサーの玄関ドア版）、声かけA I。
- 家を出た際に家族に通知がいく見守り機器。
- 本人が携帯する、持ち歩く行為なしに、若しくはその行為を本人が忘れることなしに、本人の居場所が特定できる機器。
- 自宅内での様子（倒れている事が把握できるような機能）があり、GPSを活用し、一人歩きにも対応している機器。尚且つ、心ず持ち歩くか、身に着ける事が日常的にできる物。
- 例えばサ高住等において家内にセンサーを設置し、介護スタッフが把握できる仕組みなど。
- センサー、モニター、通報のシステム？
- 玄関から出る、帰るという映像を別宅の家族にメール等で通知する。 等

②扱いやすい機器（88件）

■主な自由記述回答

- 誰にでも使いやすい機器。
- クラウド型システム。
- 経費があまりかからず、使う方が使いやすい機器。
- 独居認知症高齢者は、機器の管理ができないという課題を解消できれば、活用できると思う。
- 本人が常に身につけるもの（くつなど）に目立たないように装着できて、不規則な行動をした時に家族や関係者に知らせるGPS機能。
- 本人が使いやすいもの。
- ICTの施策は大きく分けて①GPS端末②搜索者のスマホアプリ③発信機と発信機に連動したスマホアプリという3種類あると思うが、搜索アプリを有効にするためには、全国的に統一されたインターフェイスであることと、多数のユーザーがいることが最低条件であるため、全国的に

広く推進していただきたい。

- 当事者の生活に違和感や支障がなく、自然と日常継続的に機能でき、当事者が取り外しや破損できない物。
- 日常的に使用する家電等に設置可能な機器。
- 独居の人等に対し、人権を尊重したうえで遠隔で見守りが行えるシステム。出入りや着衣が分かるなど。
- 誰もが簡単に登録できるアプリの開発。
- 小型GPS等、持ち物に追加しておけるもので、随時の位置把握が可能な機器
- ご本人の使用する靴にGPS等を設置（挿入）できるようにする。・玄関等に見守りセンサーまたは動画撮影機能のあるもの。
- 認知症高齢者が自宅で活動しているか、家族が手軽に確認できる機器の開発。
- 靴や衣類、バッグの中に入れられるGPS機能付きの機器。
- 身体の負担にならず常に装着できる。生活圈域外に出たら、支援者に通報される。（又は、民間事業者へ通報）
- 高齢者の方でも使いこなせるICT機器の開発。
- センサーで外出の有無が把握でき、かつ価格の安いもの、取り付けが簡単なもの。
- 軽量で装着に違和感の無いもの。安価。
- 認知症高齢者等が抵抗なく所持できるGPS等。
- 独居認知症高齢者が取り外しや充電に関して、1人で対応できる機器。
- プライバシーを保持しながら、見守れるカメラや自宅に出入りを確認できるメールサービスなど。
- ICT機器等に不慣れな高齢者でも使用しやすい機器。
- 本人が身に付ける可能性が高いものにGPS機能をつけ、緊急時に家族や関係者が本人の居所を把握できるようにするもの。（他事業で同様の機器活用中）
- 完全防水で取りはずすことが不必要なもの。（リングなど）
- 身につけていなくても見守りができる物。
- 稼働時間が長い。（充電する頻度が少ない）
- 自宅にセンサーをつける。双方向で連絡が取りあえる機器。
- 対象者が身に付けやすい物・携帯電話やパソコン等、家族が扱いやすい物。
- SOSネットワーク間で容易に情報共有が図れるシステム。
- 高齢介護者でも簡単に操作可能な機器。
- 高齢者が必ず持ち歩いたり、身に付けたりするGPSのような機器。
- 導入や維持の費用が安価であること・利用者のプライバシーを保てること・服や靴等、複数箇所に取り付けられるもの。
- 反応が良いもの（現在はタイムラグがある）充電が少なくても良い。いつでも身につけられるタイプ。運用コストが高価でない物。
- 本人の行動に制限がかからないもの。（ひとり歩きしたい時もある）
- 価格が安く、簡単。認知症問わず、高齢の方に普及できるもの？
- 日常生活の中で抵抗なく使用できる機器。認知症であっても使用できる機器。

- スーパーなどの窃盗対策の機器ならば、認知症高齢者に違和感なく身につけられることができそうである。
- 認知症高齢者が気軽に持てる機器。
- 見守られる側の人権にも配慮された機器。
- 当事者の認知レベル、生活様式に合わせた個々に対応している機器とキーパーソンに常時その情報が伝えられるシステム。
- 機器を設置したときに、本人が不信がらないもの。
- 本人が持ちたいと自発的に思えるもの、本人自身の安心につながるもの。
- 認知症高齢者の方が持ち歩きやすい（身につけやすい）媒体の開発。
- 本人が違和感なく身につけられる軽量、小型でGPS発信にかかる電力消費が小さい物。自宅や施設をはなれたら即、家族等登録先にアラームで知らせる。
- 認知症高齢者が身につけやすい大きさか重さであることや、安価であること、充電する必要がないこと。
- そもそもGPS機器等を持って外出することを忘れてしまうために、その機能を果たさないのでは意味がないので、そういったことにも対応できるような機器等が開発されると活用しやすいと思われる。
- 本人が外してしまう問題をクリアすること。
- 小型化、軽量化し、いつでも身につけておけるもので、短期での充電が不要かつGPS機能付きのもの。
- 本人がいつも持ち歩ける、身につけることができるもの。
- 充電のいらない、体に身につけられる機器、タグやチップのようなもの。
- 小型で持ち歩くもの、認知症になる前から持ち歩くことが習慣となっているものに付属されているもの。
- 気軽に使用できるもの。
- 高齢者が普段使いしやすい物（アクセサリや衣類等）にICチップ等が埋め込まれているもの。
- 本人が常に身につけるタイプのもの。
- 取りつけやすく紛失しにくいもの。充電が容易なもの。
- 本人が操作しなくても見守る仕組みで、特別な設備を必要としないもの。
- 本人が身につけるもの、あるいは体につけておけるもの。
- 本人が身につけやすい機器。
- 充電が必要ない。小さくて軽いもの。
- 高齢者自身が普段から身につけ持ち歩けること。
- 本人が利用しやすく利用拒否されないもの、また、充電等メンテナンスフリーのもの
- 本人や家族が負担なく、携帯できるもの。（持ち歩くことを意識しなくてよい）
- 日常的に本人が常に着けるもの（靴や杖）にGPSを組み込めるような機器。
- 靴等にGPS機器を装着し、高齢者の居場所を知らせる機能。
- 手軽に身につけられ、安価なもの。
- 対象者が自然に装着できる機器。（既存の物だと特定の靴にしか付けられないなど制約が多い）

- 本人が常に身につけていられるもの。
- 高齢な方でも簡単に操作することができる機器。
- 山林等でも電波がとだえない機器。
- 充電不要なGPS対応の見守り機器。
- リストバンドくらいの大きさのGPSで1万円以下の値段のもの。
- 高齢者が違和感なく手軽に持ち運べる機器。
- クツなどにGPSをうめ込むものや、携帯GPSがあっても対象者がそのクツをはいたり、携帯GPSを持ち出すとは限らないので、何が良いかは不明です。
- AIを搭載したロボットによる見守り機器。LINEと連動できる機器。
- レンタル等が容易で家族等に通知がいきやすいもの
- 使用方法が容易なもの。
- 常時身に付けてもらいやすく、バッテリーの持続時間の長いもの（充電時間と回数に配慮）
- 対象高齢者が外出した際に随時お知らせをしてくれる機器。また高齢者が抵抗なく身につけやすいものが必要。
- 認知症高齢者の持ちやすい、身につけやすいもの。
- 高齢者でも簡単に操作ができて、同居でない親族等が日常の安否や健康状態を定期的かつ簡単に把握できるもの。
- 連続待受時間が長く、こまめに充電しなくていいもの。
- 誰もが利用しやすい機器。（コスト面、使い方など）
- 本人が違和感なく身につけられるような機器。
- 安価で簡単で誰もが使いやすいもの。
- 発見者が見て見守りの機器だと認識でき、使い方がわかるもの。
- 本人が携帯する、持ち歩く行為なしに、若しくはその行為を本人が忘れることなしに、本人の居場所が特定できる機器。
- 自宅内での様子（倒れている事が把握できるような機能）があり、GPSを活用し、一人歩きにも対応している機器。尚且つ、心ず持ち歩くか、身につける事が日常的にできる物。 等

③コストパフォーマンスの高い機器（23件）

■自由記述回答

- 経費があまりかからず、使う方が使いやすい機器。
- GPS機能がついた小型の機器。安価での利用（購入）が可能なもの。
- 安価で必ず本人が身につけるような機器。
- 低コストのGPS装置。
- 低コストで導入可能な機器。
- センサーで外出の有無が把握でき、かつ価格の安いもの、取り付けが簡単なもの。
- 軽量で装着に違和感の無いもの。安価。
- 導入や維持の費用が安価であること・利用者のプライバシーを保てること・服や靴等、複数箇所に取り付けられるもの。
- 反応が良いもの（現在はタイムラグがある）充電が少なくて良い。いつでも身につけられるタイ

ブ. 運用コストが高価でない物.

- 価格が安く、簡単. 認知症問わず、高齢の方に普及できるもの？
- 安価なもの.
- 安価、複数の支援者に通知されるもの.
- 無料で利用できる見守り機器.
- 認知症高齢者が身に付けやすい大きさか重さであることや、安価であること. 充電する必要がないこと.
- 本人の動きを支援者たちで常に、簡単に確認することができるシルエットセンサー. かつ施設や個人でも購入（レンタル）しやすい安価なもの.
- 安価で誰もが持てるもの.
- 手軽に身につけられ、安価なもの.
- リストバンドくらいの大きさのGPSで1万円以下の値段のもの.
- 費用の負担が少ない.
- 費用コストが低く抑えられるものが望ましい.
- 誰もが利用しやすい機器.（コスト面、使い方など）
- 安価で簡単で誰もが使いやすいもの.
- 個人情報の問題があるため、必要時のみに活用できる機器があれば良いのではと思う. 機器も持ち歩かなければ利用できない. 様々なものがあるが、高額であったり活用が難しい. 等

④見守りに限らず多機能な機器（6件）

■自由記述回答

- 行方不明に限らず、服薬管理や食事・飲水状況について把握可能な機器の開発.
- 日常的に使用する家電等に設置可能な機器.
- 毎日必ず使用する家電または水道メーターと連携した通報機器.
- AIを搭載したロボットによる見守り機器. LINEと連動できる機器.
- 高齢者でも簡単に操作ができて、同居でない親族等が日常の安否や健康状態を定期的かつ簡単に把握できるもの.
- 体温・血圧等が測定できる体調管理機能を兼ねた機器.

⑤見守られる高齢者本人にも配慮された機器（5件）

■自由記述回答

- 見守られる側の人権にも配慮された機器.
- プライバシー配慮のあるもの.
- 見張りにならない「見守り」機器の開発.
- 本人が見守られていることに安心をもてるシステム.（見守り側と信頼関係が持てる等）
- 家族等が遠方にいても、日常の様子をリアルタイムで確認することができ、プライバシーに配慮している機器.

⑥広域的に利用できる機器（3件）

■自由記述回答

- 広範囲の見守りができるもの。
- 広域的に利用できるもの。
- 広域的に周知、活用できる共通のツール。（QRコードラベルなど）（自治体ごとにバラバラのツールだと普及しづらいため）

⑦その他（6件）

■自由記述回答

- 現在でも、ネット環境が整った場所であれば遠隔操作での監視カメラ等が低価格で設置できるが、ICTだけでは不十分なため異変時などに駆けつけてくれる人的サービスとの併用が必要と思われる。
- 介護保険貸与品目の徘徊感知器があるが、あまり使用されていないのが現状。使用していても離床センサーであったりと、認知症高齢者の屋外への一人歩きへの対応は難しいのが現状。
- 他自治体の動向が知りたい。
- 中山間地域だと圏外になり利用できない。
- すでに事業を実施しているが、独居の場合、活用が難しい。
- 新しい機器の開発というよりは、既存の機器の普及が必要。

図 63 今後必要な体制整備（ICTを活用した検索機器の開発）

①状況を把握することができる機器（139件）

■主な自由記述回答

- 本人の居場所が分かるもの。
- 精度のよいGPSや持ち運びがしやすいコンパクトなもの。通信費の安いもの。
- より小さく、持ち運びが容易なサイズのGPS端末。
- 本人が常に身につけるもの（くつなど）に目立たないように装着できて、不規則な行動をした時に家族や関係者に知らせるGPS機能。
- 本人の位置情報と同時に、必要な方へ情報共有ができるシステム。
- GPS機能を持った、身体等に貼りつけ使用できる機器。
- カーナビのように本人が移動すると記録が残るものがあると行動が把握しやすいです。
- ICTの施策は大きく分けて①GPS端末②搜索者のスマホアプリ③発信機と発信機に連動したスマホアプリという3種類あると思うが、搜索アプリを有効にするためには、全国的に統一されたインターフェイスであることと、多数のユーザーがいることが最低条件であるため、全国的に広く推進していただきたい。

- 山間地域でも正確に把握でき、かつ、本人に持ってもらいやすいもの。
- GPSのつuitakつ、ぞうり。
- GPS（小型化）・・・リング形式など、本人が外すことができないもの。
- 低コストのGPS装置。
- ハイリスク者のGPS的な機器。
- 居場所情報がとぎれない物。
- 何にでも簡単につけられるGPS機器。自分の気に入った靴等に付けられ、スマホ等で検索でき安価であるもの。
- GPS機能、近くにいる人への保護の依頼が同時にできる機能。
- GPSなどの位置情報がわかる機器。
- 居場所を確認できる機器。
- 小型で身につけやすく、安価なGPSのような機器。
- GPS等を利用した本人の居場所の早期発見につながる機器。
- 手ぶらで外出した際でもわかるよう、衣類や靴などに取り付けられてGPS等で発見できる仕組み。
- 小型GPS等、持ち物に追加しておけるもので、随時の位置把握が可能な機器。
- GPS機能の付いた携帯品の使用。
- ご本人の使用する靴にGPS等を設置（挿入）できるようにする。・玄関等に見守りセンサーまたは動画撮影機能のあるもの。
- 小型のGPS機器。
- 靴や衣類、バッグの中に入れられるGPS機能付きの機器。
- GPS機能で個型化、価格を安く。
- 早期発見が可能な機器。
- 十分なセキュリティの上で認知症高齢者等の家族が簡単に本人の位置が分かる機器。
- 小型の携帯端末。靴に取り付けられる、または靴内蔵型で、安価で耐久性の高い端末。現状使用しているGPSはバッテリー内臓のためそれなりに大きさと重さがある。充電しなければならぬことも難点で、独居認知症高齢者はサービス事業者が入ることが必要となる。
- GPS機能がありながら、電源や持ち歩かないといった問題が解消されたもの。
- GPSの機器を身につけていなかったり、GPSシューズではないものを履いたり、はだしのままであったりした場合には、早期把握が困難である為、洗濯可能なGPS機器を肌着等の取り付けられるようにする等。
- 感度の高いGPSで、大きな機器でなく洋服など身につけることができる。
- スムーズに関係者へ本人情報を共有できる機器。（同様の機器活用中）
- GPS等の活用により早期に発見できるシステム。
- 24hインターネットで場所が確認できるもの。
- 顔認証システムを搭載したもの等。
- 場所を特定でき、長時間の使用が可能なもの。
- 位置特定のGPS機器は徘徊高齢者自身が保持することは厳しい。徘徊時に必ず履くであろう靴の中（中敷きなど）などにGPS機能を搭載させた介護靴などスマートフォンやインターネット

などと連動し検索ができるようなもので安価であれば需要は高い。

- GPS 機能.
- GPS 機能をもった機器を常に持ち歩いてもらえるように服やバッグ、靴等に付けてもらえるようにする.
- 市町村が貸与する小型タグを身に付け、見守りアプリをインストールしたスマホを持つ地域住民や受信装置に接近すると、タグと相互認証設定したスマホを持つ家族等に利用者の位置情報が通知されるシステム.
- 本人が身につけなくても徘徊に気付くことが出来るシステム.
- 正確な現在の位置がリアルタイムで把握できる.
- bluetooth やGPS を利用したもの.
- 超小型、軽量のシールパッチのようなGPS 機器.
- 安価で気軽に使えるGPS 端末.
- 高齢者が身につけやすいもので、位置情報の精度が高いもの.
- 充電の必要がないもの. 本人が肌身離さずに利用できるもの. GPS が正確であること. 防水であること.
- 見守りタグ (カメラ) 導入済み.
- GPS.
- 長時間居場所が特定できる物. (充電や電池交換できなくても)
- 場所の特定をしやすい機器.
- 居場所が分かるアプリ.
- GPS を備えた機器.
- ウェアラブルな端末で、事前に本人が行方不明になったりしたときには居場所の検索に使うことを了承して運用される仕組みとセット.
- 装着型GPS 等.
- 正確な場所がわかる.
- 時系列で居場所 (移動場所) 記録が残るシステム.
- GPS などを持たずに外出される時が困まるので、外出ルートが分かる機器.
- 山間部でも位置情報が把握できる高性能なもの. 充電不要なもの. 対象者が違和感なく持ち歩く習慣になるもの.
- GPS 機能、通話機能.
- 行方不明になった際、電波の届きにくい場所へ行く場合もあるため、精度の高い位置情報が検索可能な媒体の開発.
- 本人の居場所がすぐに分かる (GPS 付き) 機器.
- 本人が違和感なく身につけられる軽量、小型でGPS 発信にかかる電力消費が小さい物. 自宅や施設をはなれたら即、家族等登録先にアラームで知らせる.
- 建物内でも位置が把握できる機器が必要.
- 正確な位置情報、移動ルートがわかる.
- 広域で検索可能であり、ピンポイントに居場所が判明する機器であって、機器の所持が習慣化されていなかった高齢者でも違和感なく携帯できるもの. また発見時に本人の保護を行うサービス

も付帯している必要あり。

- 入員を割かなくても迅速に、正確に検索することができるドローン
- GPS：携帯可能なパターンが豊富な小型のGPS機器。電池式もしくは簡単に充電できるもの。GPS以外：検索時に携帯などで電波を感知し、およその距離などが分かるもの。（ダウンングのようなイメージ）
- 小型化、軽量化し、いつでも身に付けておけるもので、短期での充電が不要かつGPS機能付きのもの。
- GPS機能。
- 独居認知症高齢者が外出する際、身に付けているもの（杖・靴・帽子等）に内蔵できるようなGPS機器。
- 上記のような連絡があった場合、その場所の付近の（事前登録した）ボランティアへ連絡が自動的に行くような機器。
- 歩行状況や衣類、表情などから認知症により徘徊かどうかを識別できるAI監視カメラのようなもの。
- 単独で一定の距離以上行動したら家族や支援者等に通知が行く仕組み。
- GPSを活用した検索機器の開発が必要。
- GPS等を駆使した正確な位置情報がわかるもの。
- GPS機器。
- 本人が、家に置き忘れることなく、常時持ち運びができるサイズで、高齢者が外出時忘れない工夫があるGPSの機器。
- 小型のGPS、シール型式のGPS
- 徘徊行動中の高齢者であることを地域住民等が識別できるような仕組みがあれば早期発見、保護につながると思われる。
- くつの中にうめこむなど本人がもち歩かなくてもよいGPSや街にそれを探知する機器を設置するなど。
- 本人の現在地が特定できる機器。（本人が必ず身に付けられるもの）
- 本人が気がつかないような居場所がわかる機器。
- 本人の現在の場所がすぐ検索できる機器。
- 本人の今の居所を家族や関係者に知らせるもの。
- 本人が生活エリア外に出た時に気付くことができるもの。
- 現在地よりも精細な把握の出来る機器。
- 山林地帯でも活用できる検索機器。
- ICTタグと現在ある機器の精度の向上、AIを使った機器の開発。
- 山林など人が捜索しづらい場所でも自動で発見できる機器。
- 安価に利用できるGPS機器。
- 本人が必ず身につけるものにGPS機能。
- 位置情報。
- 例えば、日頃から利用している服や用品、また外見等を登録し、本人特定につなげられるシステム。

- GPSを使用した位置情報の確認.
- 位置情報を家族が速やかに把握できる機器.
- 本人が常備することに抵抗を感じない程度のGPS端末機.
- GPSアプリ等.
- 新型コロナウイルス接触確認アプリと同様に行方不明者が近づいた際、アプリを通じて知らされる仕組み.
- 検索機器の操作の仕方が簡単なもの.
- GPSを活用し、本人の居る場所を即座に特定するような機器.
- 靴等にGPS機器を装着し、高齢者の居場所を知らせる機能.
- どのルートを通じたかわかるもの.
- 小型で充電容量が大きいGPS.
- 本人がどこにいるのか、情報提供を家族等にするのでなく、本人が家に帰る道を情報提供する機器.
- 独居高齢者でも必ず身に付けることができる機器. 現在地だけでなく、どのような道順で歩いたかルートがわかるとよい.
- より高度に位置がわかるもの.
- 場所を特定できるような機器. GPS機能などをけいさいしたものをいかに本人に常日頃もってもらえるかが課題.
- リストバンドくらいの大きさのGPSで1万円以下の値段のもの.
- GPSのようなもので、いざ行方不明になった際に機能するもの. (本人が身につけるのを忘れて外出する事例があるため).
- GPSを利用した機器.
- 貼り替え可能なシールタイプのGPS (直接体につけられる物) ※本人が身につけられないため、予めつけておくことができるもの.
- GPS (継続的に追跡できる)、体内に埋め込むチップ式等. 同時に普及啓発ができるシステム. 介護保険適応になる.
- GPS機能等.
- 認知症の高齢者が拒否されず、必ず持っていただけるようなGPS機器.
- 持ち歩けない、充電できない、費用が高いことがネックになっている. 自転車にGPSをつけてほしいと警察に言われたことがある.
- より小型でより長い時間稼働可能な位置情報発信機.
- 本人が身につけやすく探知が容易で充電機能が長持ちし、市町をまたいで使えるもの.
- 本人が必ず持ち歩くようなGPS機器 (今あるものよりも小さなもの、重くないもの).
- 乗務員や駅員が早期対応を可能にする目的で、交通機器 (電車・バス) に乗車する際に本人がGPS探索機器を携帯していたら、センサーが反応する機器. ・杖等、高齢者が外出時に使用する確率の高いものに薄型GPS探索機器が埋め込んである商品の開発. または、帽子や靴、財布、自転車等使用する人によって付け替えられる小型のGPS探索機器.
- 機器を複数持ち歩いたり設置をすることは難しい. (1) 外出を感知. (2) 発見者から情報提供、提供ができる等、1つで多機能かつ身につけやすいものが必要.

- 防犯カメラが顔認証をできるシステム.
- 行方不明になった場合に出来る限り、正確な位置情報が分かる機器が必要.
- 対象者の個人情報に配慮しつつ、平常時、行方不明の行動履歴が正確かつ簡単に把握できて、対象者が持ち忘れることのないもの、周囲の人が、はいかい中だとかんたんに気づくもの.
- 外出時に持ち運ぶ可能性の高いGPS付きの機器.
- 携帯に抵抗がなくバッテリー容量が十分な位置検索機器.
- プライバシーの問題もあるが、外出された時からどのような道順で今現在どこにいるのかわかるとありがたいと思います.
- 本人が意識して身につけなくても居場所がわかる機器.
- 今年度、事業化している（街中にある自動販売機に受信機能を設置、認知症に起因した道迷いリスクのある方がコイン型のタグを身につけ、そのタグを受信機が察知し位置情報をラインで確認する.
- 確実に持ってもらえるようなGPS端末。（小型、安価）
- 位置情報の精度をあげることが必要と思います.
- 安価で簡単で誰もが使いやすいもの.
- 本人の位置が正確に把握できる物.
- 靴に取りつけられるGPS。（内臓ではなく）
- コンビニ、スーパーの防犯カメラ、ドライブレコーダーと連携できるもの。 等

②扱いやすい機器（89件）

■主な自由記述回答

- 誰にでも使いやすい機器.
- 経費があまりかからず、使う方が使いやすい機器.
- 精度のよいGPSや持ち運びがしやすいコンパクトなもの、通信費の安いもの.
- より小さく、持ち運びが容易なサイズのGPS端末.
- 独居認知症高齢者は、機器の管理ができないという課題を解消できれば、活用できると思う.
- 本人が常に身につけるもの（くつなど）に目立たないように装着できて、不規則な行動をした時に家族や関係者に知らせるGPS機能.
- GPS機能のあるものは、持参していなければ無効である。この点を打開できるものであると有り難いです.
- 小型で常に携帯できる機器.
- GPS機能を持った、身体等に貼りつけ使用できる機器.
- 山間地域でも正確に把握でき、かつ、本人に持ってもらやすいもの.
- 充電が不要又は1年以上経過しての交換や充電。ペンダントやお守りのような小型で持ち歩きしやすいもの.
- 本人の負担にならないように携帯がしやすいもの。充電の頻度が少ないもの.
- GPS（小型化）・・・リング形式など、本人が外すことができないもの.
- 何にでも簡単につけられるGPS機器。自分の気に入った靴等に付けられ、スマホ等で検索でき安価であるもの.

- 小型で身につけやすく、安価なGPSのような機器。
- 身につけやすく、必ずもっていただけるもの。
- 軽量でジュース等に設置できるGPS。
- 現在もGPSの貸し出しをしているが、充電が頻繁に必要なので電池が1年くらい持つものが良い。
- 誰もが簡単に登録できるアプリの開発。
- 手ぶらで外出した際でもわかるよう、衣類や靴などに取り付けられてGPS等で発見できる仕組み。
- 小型GPS等、持ち物に追加しておけるもので、随時の位置把握が可能な機器。
- カード式や超小型化、アプリ等があればと思うが、その探索機器を持参しないと役目を果たさない。また、山間地域などではGPSの利用も難しいと推測されるため、環境に左右されない物が必要と思われる。
- ご本人の使用する靴にGPS等を設置（挿入）できるようにする。・玄関等に見守りセンサーまたは動画撮影機能のあるもの。
- 本人が身につける可能性の高い機器の開発。
- 小型のGPS機器。
- 靴や衣類、バッグの中に入れられるGPS機能付きの機器。
- 身体の負担にならず常に装着できる。
- 本人が抵抗なく所持できる機器。
- 高齢者の方でも使いこなせるICT機器の開発。
- GPS機能で個型化、価格を安く。
- 軽量で装着に違和感の無いもの。安価。
- 独居認知症高齢者が取り外しや充電に関して、1人で対応できる機器。
- 小型の携帯端末。靴に取り付けられる、または靴内蔵型で、安価で耐久性の高い端末。現状使用しているGPSはバッテリー内臓のためそれなりに大きさと重さがある。充電しなければならぬことも難点で、独居認知症高齢者はサービス事業者が入ることが必要となる。
- GPS機能がありながら、電源や持ち歩かないといった問題が解消されたもの。
- GPSの機器を身につけていなかったり、GPSシューズではないものを履いたり、はだしのままであったりした場合には、早期把握が困難である為、洗濯可能なGPS機器を肌着等の取り付けられるようにする等。
- 感度の高いGPSで、大きな機器でなく洋服など身につけることができる。
- ICT機器等に不慣れな高齢者でも使用しやすい機器。
- 行方不明時に身につけなくても良い物（本人にはどうする事もできないため）。
- 位置特定のGPS機器は徘徊高齢者自身が保持することは厳しい。徘徊時に必ず履くであろう靴の中（中敷きなど）などにGPS機能を搭載させた介護靴などスマートフォンやインターネットなどと連動し検索ができるようなもので安価であれば需要は高い。
- 認知症の方がいつでも身につけていられる様な形態の機器。
- GPS機能をもった機器を常に持ち歩いてもらえるように服やバッグ、靴等に付けてもらえるようにする。

- 対象者が身に付けやすい物・携帯電話やパソコン等、家族が扱いやすい物。
- 本人が必ず身に付けていることのできるもの。
- 市町村が貸与する小型タグを身に付け、見守りアプリをインストールしたスマホを持つ地域住民や受信装置に接近すると、タグと相互認証設定したスマホを持つ家族等に利用者の位置情報が通知されるシステム。
- 高齢介護者でも簡単に操作可能な機器。
- 目立たず、抵抗なく身に付けられる物。低額。警察との情報共有が可能となるような機器があれば安心。個人情報が出て悪用されないもの。
- 導入や維持の費用が安価であること・利用者のプライバシーを保護すること・服や靴等、複数箇所に取り付けられるもの。
- 超小型、軽量のシールパッチのようなGPS機器。
- 安価で気軽に使えるGPS端末。
- 小型化、省電力化された機器（本人による簡易な所持及びバッテリー切れ防止）。
- 普段着ている服、くつ等に簡単に付けられる機器。本人が気付いても怪しまれない物。
- 高齢者が身に付けやすいもので、位置情報の精度が高いもの。
- どんな時でも身に付けるもの。（理想は身体に埋め込めるといいが、人権的にどうかと）
- 充電の必要がなく、本人の位置が分かる機器。
- 認知症の方がGPSを衣服等につけて一人歩きすることは困難を感じるのでは、そこを解消できるような機器の開発が必要。
- 充電の必要がないもの。本人が肌身離さずに利用できるもの。GPSが正確であること。防水であること。
- 常に所持できるもの。
- 湿布のように肌に貼りつけられるようなGPS機器（防水必須）。
- 首からかけたり、ポケットに入れても違和感のない薄型のものなど。（現状では装着が困難）
- スマートフォンのような携帯機器により居場所を特定することは可能だと思うが、本人が携帯しない場合はその機器も意味もなせなくなることから、それが解決できる機器が必要と思われる。
- においを記憶し探知する機器。
- ウェアラブルな端末で、事前に本人が行方不明になったりしたときには居場所の捜索に使うことを了承して運用される仕組みとセット。
- 装着型GPS等。
- 簡易なもの。
- 安価、本人が必ず持参するようなもの。
- 当事者が常に身につける物と連動している機器。
- 山間部でも位置情報が把握できる高性能なもの。充電不要なもの。対象者が違和感なく持ち歩く習慣になるもの。
- 大衆性があるもの。
- 本人が違和感なく身につけられる軽量、小型でGPS発信にかかる電力消費が小さい物。自宅や施設をはなれたら即、家族等登録先にアラームで知らせる。
- 広域で捜索可能であり、ピンポイントに居場所が判明する機器であって、機器の所持が習慣化さ

れていなかった高齢者でも違和感なく携帯できるもの、また発見時に本人の保護を行うサービスも付帯している必要あり。

- 本人が外してしまう問題をクリアすること。
- 小型化、軽量化し、いつでも身に付けておけるもので、短期での充電が不要かつGPS機能付きのもの。
- 充電不要な機器など、充電中に機器を持たずに行方不明になることを防ぐことができる機器の開発。
- 独居認知症高齢者が外出する際、身に付けているもの（杖・靴・帽子等）に内蔵できるようなGPS機器。
- 誤差範囲の少ない搜索機器。
- 本人が、家に置き忘れることなく、常時持ち運びができるサイズで、高齢者が外出時忘れない工夫があるGPSの機器。
- 駅や大通り、交差点などの電波受信できるようなセンサーの開発。
- ご本人に確実に装着してもらえる小型、軽量の機器。
- 日常生活の中で使用し、外出時に使うものに付属できるもの。
- 小型のGPS、シール型式のGPS。
- くつの中にうめこむなど本人がもち歩かなくてもよいGPSや街にそれを探知する機器を設置するなど。
- 本人の現在地が特定できる機器（本人が必ず身に付けられるもの）。
- 取りつけやすく紛失しにくいもの。充電が容易なもの。
- 充電などの管理がしやすく、居場所の特定など高齢の家族でも簡単に操作できるもの。本人が携帯しやすい工夫。
- 認知症の人が無理なく必ず携行でき、機器の使用方法が簡単なもの。独居認知症高齢者のように、身近な支援がない場合でも使用できる。（定期的な充電の必要がない等）
- 充電が必要ない。小さくて軽いもの。
- 本人が必ず身につけるものにGPS機能。
- 本人が利用しやすく利用拒否されないもの、また、充電等メンテナンスフリーのもの。
- 外出に携帯すること、充電することが無理なく行なえる仕組み。
- 現在のGPSは機器が大きき持ち歩かないため、洋服のポケットに入る小型の機器や服や肌に貼る形状の機器があればいいと思う。
- 本人が常備することに抵抗を感じない程度のGPS端末機。
- 靴等にGPS機器を装着し、高齢者の居場所を知らせる機能。
- 本人が必ず所持できるもの。（所持しないと機能しないため）
- 管理がしやすく、安価なもの。
- 誰でも使いやすい機器。
- 電波環境の悪い農村地区などでも正確に使えるような機器の開発。
- 小型で本人に持たせやすい機器。
- QRコードを利用した機器を行方不明の恐れのある高齢者に配布し、常に携帯していただくような仕組みづくりが必要と感じる。

- 小型で充電容量が大きいGPS。
- 簡便な取扱い。
- 山林等でも電波がとだえない機器。
- 本人がはずしたり、電池が切れて不能になることがないもの。
- 独居高齢者でも必ず身に付けることができる機器。現在地だけでなく、どのような道順で歩いたかルートがわかるとよい。
- 普段から身につけられるような機器。
- リストバンドくらいの大きさのGPSで1万円以下の値段のもの。
- 高齢者が違和感なく手軽に持ち運べる機器。
- 必ず身につけておくタイプの探索機器。
- 本人が違和感なく身につけられる機器。（洋服に付けられる小型のもの等）
- 貼り替え可能なシールタイプのGPS。（直接体につけられる物）※本人が身につけられないため、予めつけておくことができるもの。
- GPS（継続的に追跡できる）、体内に埋め込むチップ式等。同時に普及啓発ができるシステム。介護保険適応になる。
- 認知症の高齢者が拒否されず、必ず持っていただけるようなGPS機器。
- 持ち歩けない、充電できない、費用が高いことがネックになっている。自転車にGPSをつけてほしいと警察に言われたことがある。
- 体につける事ができるチップ。
- より小型でより長い時間稼働可能な位置情報発信機。
- 本人が身につけやすく探知が容易で充電機能が長持ちし、市町をまたいで使えるもの。
- 本人が必ず持ち歩くようなGPS機器。（今あるものよりも小さなもの、重くないもの）
- 乗務員や駅員が早期対応を可能にする目的で、交通機器（電車・バス）に乗車する際に本人がGPS探索機器を携帯していたら、センサーが反応する機器。・杖等、高齢者が外出時に使用する確率の高いものに薄型GPS探索機器が埋め込んである商品の開発。または、帽子や靴、財布、自転車等使用する人によって付け替えられる小型のGPS探索機器。
- 検索精度の高いもの。使用方法が容易なもの。
- リストバンド型。
- 認知症高齢者の持ちやすい、身につけやすいもの。
- 外出時に持ち運ぶ可能性の高いGPS付きの機器。
- 携帯に抵抗がなくバッテリー容量が十分な位置検索機器。
- 連続待受時間が長く、こまめに充電しなくていいもの。
- 様々な形状のGPSチップ。（ビジュアル的に優れたものや衣類に装着できるもの等）
- 誰もが利用しやすい機器（コスト面、使い方など）。本市は山間部が多いので、そういった地形に対応可能なもの。
- 機器を持ち歩けない（捨ててしまう、何も持たずに出かけてしまう）高齢者に対応した機器。
- 確実に持ってもらえるようなGPS端末。（小型、安価）
- 安価で簡単で誰もが使いやすいもの。
- 行方不明高齢者が意識せずとも持ち出せる探索機器。

- 認知症高齢者が外出時に必ず持ち歩くもの、身に付けるもの。
- より小型で精度の高い検策機器の開発。
- 建物の中だと広くてどこか分かりにくいという声がある。近づくと振動、音、光等で分かる（近くなるほど強くなる）機能があれば広い範囲から狭い範囲で対応できる。
- 携行しやすいGPS。
- 簡易に携帯が出来て、入浴等でもとりはずしをしなくてよいもの。 等

③コストパフォーマンスの高い機器（22件）

■自由記述回答

- 経費があまりかからず、使う方が使いやすい機器。
- 精度のよいGPSや持ち運びがしやすいコンパクトなもの、通信費の安いもの。
- 安価で必ず本人が身につけるような機器。
- 低コストのGPS装置。
- 小型で身につけやすく、安価なGPSのような機器。
- 低コストで導入可能な機器。
- GPS機能で個型化、価格を安く。
- 軽量で装着に違和感の無いもの、安価。
- 導入や維持の費用が安価であること・利用者のプライバシーを保てること・服や靴等、複数箇所に取り付けられるもの。
- 安価で気軽に使えるGPS端末。
- 個人情報保護機能（写真を消せる、スクリーンショット不可、検索協力市同士の情報がもれない等）がしっかりしているもの、いつでも本人が身につけられるもの（服のボタン、ブレスレット、アンクレットなど）運用コストが実態に見合った物。
- 安価、本人が必ず持参するようなもの。
- 安価に利用できるGPS機器。
- 安価で誰もが持てるもの。
- 管理がしやすく、安価なもの。
- リストバンドくらいの大きさのGPSで1万円以下の値段のもの。
- 持ち歩けない、充電できない、費用が高いことがネックになっている。自転車にGPSをつけてほしいと警察に言われたことがある。
- 費用の負担が少ない。
- 費用コストが低く抑えられるものが望ましい。
- 誰もが利用しやすい機器（コスト面、使い方など）。本市は山間部が多いので、そういった地形に対応可能なもの。
- 確実に持ってもらえるようなGPS端末。（小型、安価）
- 安価で簡単で誰もが使いやすいもの。 等

④見守られる高齢者本人にも配慮された機器（5件）

■自由記述回答

- 本人視点のものが必要。監視ではだめ。
- 導入や維持の費用が安価であること・利用者のプライバシーを保てること・服や靴等、複数箇所に取り付けられるもの。
- 本人が発信できるもの、本人が持ちたいと自発的に思えるもの、本人自身の安心につながるもの。
- 誰にも負担感がなく、いざという時のみ確認できる機器。機器も大切だが人の支援が大切。
- 対象者の個人情報に配慮しつつ、平常時、行方不明の行動履歴が正確かつ簡単に把握できて、対象者が持ち忘れることのないもの、周囲の人が、はいかい中だとかんたんに気づくもの。

⑤捜索に限らず多機能な機器（3件）

■自由記述回答

- 捜索機器の場所を特定するのみならず、本人の体調等も詳細にわかるような機器の開発。
- 個人情報保護機能（写真を消せる、スクリーンショット不可、捜索協力市同士の情報がもれない等）がしっかりしているもの。いつでも本人が身につけられるもの。（服のボタン、ブレスレット、アンクレットなど）
- 見守り機器と捜索機器が連動したもの。

⑥連携に役立つ機器（3件）

■自由記述回答

- 警察との連携ができる機器。
- LINEのようなアプリ。
- 目立たず、抵抗なく身に付けられる物。低額。警察との情報共有が可能となるような機器があれば安心。個人情報が漏れて悪用されないもの。

⑦広域的に利用できる機器（2件）

■自由記述回答

- 広域的に利用できるもの。
- 本人が身につけやすく探知が容易で充電機能が長持ちし、市町をまたいで使えるもの。

【自由記述】都道府県に希望すること

①広域連携の強化（34件）

■主な自由記述回答

- 広域連携の強化。
- 広域での連絡の仕組。警察や消防などとの連携の仕組。
- 具体的対応策（事業含む）の照会・他市町村との意見交換会の企画。
- 県下統一のネットワーク構築・人材育成にかかる支援（住民等への育成方法の指導等）・SOSネットワークや独居高齢者支援に関する相談や支援体制構築に向けた支援。
- 管内・都道府県内の近隣市町村の広域連携にあたっての機会づくり。
- 広域連携が可能な機器（例：服につけるバーコードを現場で読み取れば複数の自治体で位置を確認できるようなもの）見守りタグ e t c .
- 見守りネットワーク等各地域で様々な取り組みがあるが、地域間での遮るのではなく本来であれば県域でのネットワークの統一が必要と感じている。
- 広域的な見守りネットワークの構築。
- 広域連携するために、周辺市町と協議する場を設けてほしい。
- 県単位で警察と協定を結ぶなど、共通認識がもてるようにしてほしい。（担当署員によって認識が異なることがあり、対応に苦慮する）
- 広域連合の整備。体制整備をするための研修。
- これまで通りの広域連携を望む。
- 地域の実情に合った広域体制の整備。
- 現在も年に1回行われている広域地域の市町村ネットワーク連絡会議において、独居認知症高齢者の行方不明に対応した事案の報告、検証、検討が行える機会を継続して実施していただきたい。・警察からの手配書等、当該高齢者の状況を早期に当該市町村へ情報提供していただけると、その後の対応の必要性について早期に検討できるものと思われます。
- 県を超えた見守り体制について隣県や全国で検討。
- 県内自治体での情報交換会の開催。
- 県下の認知症施策担当者が情報共有や協働の取り組みを検討できる場の創設を希望します。
- 隣接する自治体など広域的な対応がスムーズにできる体制づくり。
- 他自治体との広域連携対応についての確認。
- 県境自治体は隣接県との連携が必須である。積極的に連携し市町村に行方不明発生時は速やかに情報共有を図れるよう統一した情報シートやその活用システムづくり。
- 県内の広域連携の仕組みづくり。
- 広域連携の音頭をとる。近隣での先進事例の紹介。
- 発見時の対応について、情報提供、連絡調整、一時的に保護する機関、搬送医療機関調整などの役割の明確化。
- SOSネットワークのさらなる連携をおこなって考えています。
- 警察も含めた迅速に情報共有できる体制づくり。
- 行方不明者、早期発見のシステムは広域的に警察署と連携を図って取り組む必要があるため、県に

インタシブをとってもらいたい。

- SOSネットワークを広域で行うため、関係団体、企業、機関との交渉、まとめを行い、県全体のネットワーク構築。
- 広域での連携体制。
- ICT機器導入への補助、隣接市町村との連携促進。
- 各々の市町で取り組んでいるが、徘徊高齢者の課題については情報共有の問題等警察や消防との関係機関との連携が必要になってくるため、都道府県の支援は必要。
- 他市町まで徘徊されることもあるので、広域で早急に情報共有できる仕組み。
- 市町をまたいだ調整、研修。
- 事案発生時の他市町村への協力依頼。
- 政令指定都市など行方不明の頻度の高い市町村と数年に1度の郡部では、注意喚起の必要はあるが、意識の差がある。いざ起きた時にSOSネットワークの対応ができるように警察署の担当者が転勤で変わった時に担当者で対応が変わることがないように道レベル等での注意喚起が必要と思われる。 等

②情報提供及び情報共有の推進（25件）

■主な自由記述回答

- 県内外のとりくみについて、広く情報提供して頂きたい。
- 情報共有（従来どおり）。
- 他の都道府県への速やかな情報共有
- 他市町村の好事例等があれば情報提供いただきたい。
- 県では市町村に何を求めているのか知りたい。また、この調査のように認知症高齢者の行方不明に関する条例や要綱などを定めている自治体の好事例などがあったら参考にしたい。
- 現在も年に1回行われている広域地域の市町村ネットワーク連絡会議において、独居認知症高齢者の行方不明に対応した事案の報告、検証、検討が行える機会を継続して実施していただきたい。・警察からの手配書等、当該高齢者の状況を早期に当該市町村へ情報提供していただけると、その後の対応の必要性について早期に検討できるものと思われま。
- 事例集（他市町村の取り組み等）の周知、配布。
- 県警と各自治体との情報共有体制、構築づくり。
- 他市住民であるが、行方不明となった高齢者が行旅死亡人として取り扱われていたため、周辺市にまで足を伸ばし懸命に捜索していた家族には、相当時間が経過してから情報が伝わった事例があった。都のサイトには行旅死亡人に関する情報は掲載した方が良いのではないか。
- 独居認知症高齢者の行方不明者に対して、県内ではどのような対応をとられているのか（機器の導入等）ご教示いただきたい。
- 県内の迅速な行方不明情報の提供。
- 広域連携の音頭をとる。近隣での先進事例の紹介。
- 発見時の対応について、情報提供、連絡調整、一時的に保護する機関、搬送医療機関調整などの役割の明確化。
- SOSネットワークの照会依頼をインターネットでの掲示板で閲覧ができるようにしてほしい。

各協力機関には、パスワードを伝達することで、写真が白黒で顔を判別しづらいという課題を改善することが可能であるとする。

- 市町村における対策を検討するためのヒントとなる研修会等を企画して欲しい。他市町村や他県の行方不明高齢者情報が電子メールにて提供されるが、データベース化してパスワード認証により情報にアクセスできるようにするなど検索を容易にできるようにして欲しい。
- 先進地区の情報提供や、有効な機器の補助制度。
- 対応の好事例の紹介。
- 認知症に関する各種施策の周知、情報発信。
- 好事例の紹介。
- 県警の防犯ネットなど活用させてほしい旨要望したが、できないと言われた事がある。せっかくなので利用させていただければありがたい。
- いち早く情報提供できる体制づくり。
- SOSネットワークの実施や活用状況等について、年1回など定期的に情報共有や意見交換できる場を設けて欲しい。
- 居住自治体で見守りされなかった場合、経過と共に広域の自治体に情報共有を行っていただきたい。
- ICT機器の情報提供。
- 市町村間による連絡会の開催など。 等

③取り組みやルール等の統一化（25件）

■主な自由記述回答

- 県の規則的な枠組みを示してほしい。
- 県外で保護されるケースについて、引き渡しを都道府県間で行い市町村に届けて欲しい。（A県からS県に迎えに行ったケースがあった。）
- 県として行方不明捜索、身元判明のためのツールを統一してほしい。国が行うと良い。
- 認知症高齢者行方不明になったときに対応するアプリなどの統一。
- 各自治体で見守りシールやキーホルダー等を導入しているが、行方不明高齢者が市域をまたぐことが多数あるので、都道府県レベルでの導入について検討してほしい。
- 県境自治体は隣接県との連携が必須である。積極的に連携し市町村に行方不明発生時は速やかに情報共有を回わるよう統一した情報シートやその活用システムづくり。
- 県道への監視カメラの設置。監視カメラ設置協力への補助。
- 広域連携に関して県としての要綱を定め、各市町が各々で別々の動きをしないようにしていただきたい。市町によって対応方法が異なるため、広域連携が難しい。
- 防災無線などの利用は高齢者部局主導での調整が難しい。県危機管理局－市町危機管理部局で調整してほしい。
- 県内共通の早期発見ツールの導入。
- 市町村単位が協力機関と協定を結ぶのではなく、ある程度は県が主導で協定を定結して欲しい。
- 広域の連携は必要であるとは思いますが、メールで行方不明の情報配信をするにあたり、例えば九州沖縄中国から中部地方にひとり歩きする確率は低いと思いますので、情報配信するエリアを

狭めてもよいかと考えます。

- 個人の賠償責任に関する公的保障の取り組みが、自治体によって様々であり、格差が生じないように県としても方針を示してほしい。
- QRコード等、市の施策を展開しているが、他市で発見されることも多いため、市単位で普及啓発を進めても効果が表れにくい。都道府県レベルで共通のツールを用いて対応してほしい。
- 行方不明の早期発展にむけたツール等について、県内で共有できるものを県主導で導入してほしい。
- 都道府県単位のメールやSNSを利用したSOSネットワークがあれば効率的と思われる。
- 道外等、遠方の行方不明者の捜索協力の依頼があっても、対応困難なため、通知の整理も必要ではないか考えます。 等

④補助金・機器貸与等の財政的支援（16件）

■主な自由記述回答

- 独居認知症高齢者の行方不明対応への取組に対する、財政的支援。先進的事例の周知や体制整備のための研修等を開催して欲しい。
- 捜索機器の貸与。広域連携の促進。
- 見守りや捜索機器設置事業への補助金。
- 独居認知症高齢者が行方不明にならないような設備の促進や補助。事前の対策（近所などつながりを持っておくことの重要性など）の普及・啓発。
- 行方不明になったことを早期に把握するためや行方不明になった時に居場所を確認するためのICTを活用した見守り機器や捜索機器の貸与及び使用の費用に対する県補助金の拡充。
- 見守りシステム（ソフトバンク）に県で一括契約はできないか？※費用の面で単一市町村では導入のハードルが高いように感じる。
- 財政的支援。
- 機器の開発導入やボランティア等の育成に対する補助金。
- 先進地区の情報提供や、有効な機器の補助制度。
- ICT機器導入への補助、隣接市町村との連携促進。
- ICTを活用した見守り機器の導入をするための補助金の助成。
- 現在は、行方不明探索機器としてのGPS機器の導入は実施していません。なお、今年度の新型コロナウイルスにより影響で、今後は新規事業の立ち上げに対する財政上の課題があります。次年度はオリンピック開催により、東京都周辺は交通量が増加する見込みであり、事故防止等安全面の配慮として、都からの財政面での補助制度を希望します。
- ICT機器の補助。
- GPS等活用者に対する助成制度の創設。
- 財政支援。
- 徘徊する方が地域で暮らしていくために、メール配信システムやバーコードでの読み取り、GPSの靴のレンタルなど、物を組み合わせて使う必要があるが、全て市町村単位が準備するには予算的に難しい面がある。取り組む際の費用面。 等

⑤施策の立案及び仕組みの構築（16件）

■自由記述回答

- 居場所を確認するための効果的な対策を県下で統一してもらいたい。
- 具体的対応策（事業含む）の照会。
- 市独自のシステムではなく、市や県をまたいで検索できる統一のシステムを構築していただきたい。
- 県が主導して行方不明者の早期発見に資する仕組みを構築してほしい。
- 独居高齢者への支援を充実してほしい。
- 緊急連絡先や身元引受人となる人がいない独居認知症高齢者を支援する機関を設置してほしい。
- 夜間の行方不明発生時の対応のしくみづくり。
- 身元不明の人を保護する場合の医療機関受診や保護できる施設への入所までの入院体制が整備されるといいです。
- 宅配系の民間事業者との個人情報共有を円滑にすべく働きかけをしてほしい。 等

⑥研修等の開催（7件）

■自由記述回答

- SOSネットワークに関する構築作りの研修。
- 広域連合の整備、体制整備をするための研修。
- 研修会等の企画。
- 体制づくり等の研修の実施、事例の検討会の開催。
- 市町村における対策を検討するためのヒントとなる研修会等を企画して欲しい。他市町村や他県の行方不明高齢者情報が電子メールにて提供されるが、データベース化してパスワード認証により情報にアクセスできるようにするなど検索を容易にできるようにして欲しい。
- 他市町で起きた事例の共有や対応方法等の情報交換が行える研修会等の実施。
- 市町をまたいだ調整、研修。 等

⑦周知・広報活動（3件）

■自由記述回答

- 独居認知症高齢者が行方不明にならないような設備の促進や補助、事前の対策（近所などつながりを持っておくことの重要性など）の普及・啓発。
- 情報発信する際の協力を得たい。
- SOSネットワークの他関係機関への周知、啓発。 等

⑧その他（8件）

■主な自由記述回答

- 人材派遣。（2～3年単位）
- 行方不明者が発生した場合の捜索活動の協力。
- 収容施設の設置。

- 身元不明者及び帰宅困難者等を一時保護できる24時間対応可能な施設の整備。
- 国への要望を出してほしい。
- すでに県と協力しながらすすめているがより連携していけるとよい。
- 広域連携のしくみがすでにある。
- 高齢者を保護した際、一時的に保護が可能な施設の整備と、入所時の健診医療機関の整備→高齢者を保護した際、警察が行うのは保護のみで、その後の対応は自治体に依存している。自治体で対応を行うにも時間が必要で、一時的な保護施設は警察にとっても必要であると考えため。

【自由記述】国に対する希望すること

①法律や仕組みの整備（28件）

■主な自由記述回答

- 独居認知症高齢者の行方不明に速やかに対応するための法律や制度、仕組みの整備。
- ICTの活用にはネット環境が必須と思われるため、インターネット環境（wifi含め）や低料金での整備をお願いしたい。
- 県単位で警察と協定を結ぶなど、共通認識がもてるようにしてほしい。（担当署員によって認識が異なることがあり、対応に苦慮する）
- GPS機器活用費用の助成。・認知症を含む高齢者の見守りを国民の義務とすること。
- 独居認知症高齢者の行方不明対応に資する法や環境を整備してほしい。
- 行方不明者対応についての法整備。
- GPS等の機器を介護保険の対象とすることの検討。
- 認知症高齢者個人賠償責任等の保険料について、市町が負担する場合の地域支援事業の対象としてほしい。
- 関係機関との間で、個人情報の授受を円滑に行える仕組み。
- 高齢者が増える中、人生100年を前向きに生きていける体制づくり。
- 対応に必要な個人情報の活動ができるよう法整備する。
- 独居の認知症高齢者が行方不明になった場合、「死亡するリスクもあるため、放置しない」ことを、別居している家族が守ることの周知。認知症の人が外出できる専門職の支援。
- 家族・親族の協力が無い高齢者の対応にあたるケアマネジャーの本来業務以外の負担増が問題となっているが、独居認知症高齢者の行方不明に際してもケアマネジャーの力を借りなければならない。ケアマネジャー総数の拡大に向けた施策を展開するとともに、介護保険制度に係る本来業務以外の役割についても公として位置づけを行い、介護保険給付費以外の収入を補償する仕組みを設けられたい。
- 街中の防犯カメラの活用ができる仕組みづくり。認知症対応への予算増額。
- 身元不明者及び帰宅困難者等を一時保護できる24時間対応可能な施設の整備。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリと同様な仕組みで、事前に登録しておいた認知症高齢者が接近した際、同アプリを入れたスマホ等を所持した人に知らされるシステムの構築及び国民への配布。行方不明時に交通事故や列車事故を起こした際の賠償が免除される法律。
- 緊急連絡先や身元引受人となる人がいない独居認知症高齢者を支援する機関を設置・支援してほ

しい。

- 広域での連携体制。
- 関係機関が円滑に情報共有ができるような仕組みづくり。
- 独居認知症高齢者が行方不明にならないようなサービスの整備や優先的に利用できる制度を定める。
- 医師から I C チップを体内に埋め込む方法が早期発見には確実ではないかと意見が出ている。
- I C T が介護保険で適用できるようにしてほしい。
- 鉄道や自動車事故などが起こった場合の徘徊高齢者個人賠償責任保険事業がどの市町村においても実施できるような支援を考えてほしい。
- 独居認知症高齢者の行方不明事案の実態を把握すること。・行方不明事案への対応に関する取組の好事例の情報提供。・企業等（特にコンビニ等）に対する、見守り活動の取組の推進。・権利擁護に関する法整備。
- 夜間の行方不明発生時の対応のしくみづくり。
- 身元不明の人を保護する場合の医療機関受診や保護できる施設への入所までの入院体制が整備されるといいです。
- 独居の方の場合、行方不明発見後に引き受ける家族等がないことが多いため、見守り体制が整うまで一時的に施設を利用することができる等の制度の創設。
- 都会と各地域では対応が異なることが多い。制度が今まで地域で柔軟に対応できていたことが制限される可能性がある。 等

②財政的支援（27件）

■主な自由記述回答

- 自治体への経費の補助。
- 補助金の交付。
- 独居認知症高齢者の行方不明対応への取組に対する、財政的支援。先進的事例の周知や体制整備のための研修等を開催して欲しい。
- 見守りや捜索機器設置事業への補助金。
- G P S 機器活用費用の助成。・認知症を含む高齢者の見守りを国民の義務とすること。
- 行方不明になったことを早期に把握するためや行方不明になった時に居場所を確認するための I C T を活用した見守り機器や捜索機器の貸与及び使用の費用に対する県補助金の拡充。
- I C T 機器の開発と利用時の補助金等の制度。
- ひとり歩き応援グッズの給付について補助金を交付。
- ランニングコストも含めた補助金の創設（本人・家族負担なし）。・独居認知症高齢者の行方不明事案に対する社会全体での支援・協力に関する広報（空気感、必要性を作る仕組み）
- 捜索機器運用に対する費用の助成。・損害補償に対する指針の提示。
- 見守り機器の開発及び補助制度。
- 個人賠償保険や G P S 等 I C T 機器の配布、助成については、その必要性和費用対効果を国の見解として評価いただきたいです。市町村単位では、判断が非常に難しいと考えます。
- I C T 機器の費用助成。

- 財政的支援.
- I C T機器の有効性の検証、導入にあたっての補助.
- 機器の開発導入やボランティア等の育成に対する補助金.
- 国道への監視カメラの設置. カメラ設置への補助.
- 街中の防犯カメラの活用ができる仕組みづくり. 認知症対応への予算増額.
- 見守りシステムに対する国の交付金、補助金.
- 各種助成制度の充実、補助金の充実.
- 独居認知症高齢者の行方不明に対する財政的支援.
- 市の取り組みをサポートしてほしい（予算面など）.
- 施策 etc が実現したものになりにくい「普及啓発」「本人発信支援」といわれてもなかなか難しい. 研究や開発医療者、家族支援に費用を使ってほしい.
- I C T機器の補助.
- 財政支援.
- 財源措置.
- 徘徊する方が地域で暮らしていくために、メール配信システムやバーコードでの読み取り、GPSの靴のレンタルなど、物を組み合わせて使う必要があるが、全て市町村単位が準備するには予算的に難しい面がある. 取り組む際の費用面. 等

③ルールや機器の仕様の統一化（17件）

■主な自由記述回答

- 機器を全国統一仕様で展開してほしい.（業者によって異なる仕様だと市民が対応できない）
- 個人情報の同意が得られない場合の対応について.（マニュアルの制定）
- 各市町村での対応ではなく、全国統一にすべき. I C Tを活用した検索・見守り機器も各市町村の取り組みは予算などの問題から広がりを持つのは難しいと感じる. 全国で同じ機器を利用することができれば、より効果的ではないかと思う.
- 市独自のシステムではなく、市や県をまたいで検索できる統一のシステムを構築していただきたい.
- I C T機器の標準化.
- 検索機器運用に対する費用の助成. ・損害補償に対する指針の提示.
- 国が認知症の方へのツール（GPS、検索ツール）を開発し、対応マニュアルを考えてほしい. 認知症という症状は世界中で個人差はあれど同じなのだから.
- 認知症高齢者行方不明になったときに対応するアプリなどの統一.
- 国で共通のシステムを構築し、マイナンバー等で管理する体制整備.
- 県内共通の早期発見ツールの導入.
- 全国共通の様式を定める. 全国共通のアプリケーションの導入.
- I C Tの貸与といっても外出時に本人が持って出かけることは難しく、家族がいても高齢世帯等だと充電することもむずかしい. そのため全国一律で統一の何かを実施してもらうことも必要なのではないか.
- 地域差のないシステムの構築.

- より使いやすい見守り機器等の開発.
- 警察と行政の連携体制の促進化.
- 市町県境を越えた統一した施策.
- 全国で統一した取り組みがあるとよい. 認知症という病気は特別なことではないという意識を誰もがもてるようなP R. G P S等活用に対する助成制度. 等

④周知・広報活動（8件）

■主な自由記述回答

- 住みなれた地域で暮らす構想は良いが、高齢者が住んでいる自治体が全て対応することができ、あるいは、子どもや親族が支援しなくてもいいと、遠方にいる子供世代や親族が誤解を招くような表現で広報しないように注意してほしい.
- I C Tの施策は大きく分けて①G P S端末②搜索者のスマホアプリ③発信機と発信機に連動したスマホアプリという3種類あると思うが、搜索アプリを有効にするためには、全国的に統一されたインターフェイスであることと、多数のユーザーがいることが最低条件であるため、全国的に広く推進していただきたい.
- 認知症徘徊者への理解を得る啓発.
- 認知症見守りへの理解を深めるための広報・キャンペーン等.
- ランニングコストも含めた補助金の創設（本人・家族負担なし）・独居認知症高齢者の行方不明事案に対する社会全体での支援・協力に関する広報.（空気感、必要性を作る仕組み）
- 独居、認知症、この2つのワードが非常にネガティブな印象があります.誰もが可能性のある状況だと思いますので、前向きな情報発信をこれからもお願いしたいです.
- 独居の認知症高齢者が行方不明になった場合、「死亡するリスクもあるため、放置しない」ことを、別居している家族が守ることの周知. 認知症の人が外出できる専門職の支援.
- 兎相の短縮ダイヤル啓発のように、国民が当然対応すべき出来事であると啓発してほしい. 等

⑤情報提供（8件）

■主な自由記述回答

- どのような事例があるのか、情報提供していただきたいです.
- 先進事例の発信・専門職等の育成支援・相談、援助.
- 認知症行方不明者の情報が閲覧できるポータルサイトの開発.
- 独居の人が認知症か否かを知る術をおしえてほしい.
- 独居認知症高齢者の行方不明者に対して、全国的にはどのような対応をとられているのか（機器の導入等）ご教示いただきたい.
- 独居認知症高齢者の行方不明事案の実態を把握すること. ・行方不明事案への対応に関する取組の好事例の情報提供. ・企業等（特にコンビニ等）に対する、見守り活動の取組の推進. ・権利擁護に関する法整備.
- 都道府県をまたぐ行方不明者が出た事実（NHKの番組）から数年すぎると緊急性は低くなる. 注意喚起や行方不明者の対応方法についてよりよい情報の提供は必要と思われる.

- ICT機器の情報提供. 等

⑥研修等の開催（2件）

■自由記述回答

- 独居認知症高齢者の行方不明対応への取組に対する、財政的支援. 先進的事例の周知や体制整備のための研修等を開催して欲しい.
- 先進事例の発信・専門職等の育成支援・相談、援助. 等

⑦その他（8件）

■自由記述回答

- 人材派遣.（2～3年単位）
- 国で開発して頂きたい.
- 広域連携が可能な機器.（例：服につけるバーコードを現場で読み取れば複数の自治体で位置を確認できるようなもの）見守りタグ etc.
- 収容施設の設置.
- 行方不明になった場合に、援助者がいなくても発見できる有効な機器の開発.
- SOSネットワークの定義を示してほしい. どこに対してどのような協力依頼を行ったらより効果的か助言がほしい.
- 現在の事業の継続を希望.
- 効果的なシステム、機器の活用. 等

【自由記述】警察に対して希望すること

①情報共有・情報提供（63件）

■主な自由記述回答

- 互いの情報の共有.
- 町の情報は提供するが、警察が持っている情報は絶対に教えてもらえないため、早期発見するためには、情報共有してもらいたい.
- 早期対応するため、写真等のデータをメールでやりとりできるようにしてほしい.
- 情報提供.
- 警察との情報共有は必須であるため、個人情報を守りつつも円滑な情報共有ができるよう、県警に働きかけて欲しい.
- 親族の連絡先等、個人情報を教えてもらえない事があるので、地域包括から直接親族へ連絡できずに滞ることがある. 必要な情報を教えていただきたい.
- 警察内部での認知症の恐れのある高齢者の情報の共有.
- 密な情報共有と連携.
- 情報共有や担当者間の顔の見える関係づくり.

- 行方不明に限らず、行政や包括支援センターに情報提供を求めるのはよいが、逆の場合にある程度情報は共有できるようにお願いしたい。
- 同報無線で捜索を呼びかけた事例に対して、高齢担当課へ情報提供してもらえると良い。
- 独居認知症高齢者の行方不明に速やかに対応するための情報共有。
- 現状どおり、情報共有の継続。
- 一度でも行方不明になったことがある方に対し、市の見守りシール等の制度について情報提供をすること。（実際に市が作成したチラシを警察に配布し、案内をお願いしている。）
- 市への情報提供及び情報確認を行ってほしい。
- 捜索に関するノウハウなどがあればご教授願いたい。
- もう少し詳細な情報が欲しい。
- 独居に限らず、徘徊高齢者の保護時には市などに情報提供してほしい。家族に引き渡して終わりではなく、その後受診等の支援や介護サービス等の調整等を行わなければ、繰り返す懸念がある。
- 情報の開示。日頃からの地域見守り体制の構築。
- 市との情報共有のあり方の明確化。・駐在と本市の情報共有の強化。
- 捜索時の密な情報共有および情報共有の仕組みづくり。
- 運転免許の更新時に、認知症と診断を受けた方について情報提供がほしい。できるだけ早くかわかることで、行方不明時の早期対応が可能になる。
- 行方不明になる危険性を把握しておらず、SOSネットワークの事前登録を行っていないような方が行方不明になり、警察が対応されたケースについて、速やかに当該市町村へ情報提供をいただくことで、その後、必要な支援について早期に検討できると思います。
- 警察で把握した行方不明事案に関する情報提供。 ※現状、行方不明事案の発生を警察が把握した際に捜索メールへの登録の促しはしてもらっているが、詳細な事案情報についての文書等による情報提供はされない。また、地域包括支援センターへの相談を促してもらう連携も出来ているので、今後も地域包括支援センターとの更なる連携を継続していただきたい。
- 個人情報共有し、合同捜索する体制。
- 行方不明高齢者等が発生した際の情報共有の統一化。
- 情報共有や情報提供について。
- 捜索願の提出の簡便化。警察署の統廃合で最寄の署まで30分（車で）かかる。SOSネットワーク登録時に顔写真、立姿写真を警察に共有しているのに捜索願提出時にも写真必要。
- 事例が発生した際の自治体への情報共有。
- 見回り等で認知症の可能性が高い高齢者がいれば連絡が欲しい。
- 定期的な情報共有ができる仕組み。
- 再発防止の為、保護経過の経緯。（事前登録者であればキーホルダー所持していたかなど）情報収集しており、今後もお願いしたい。
- すばやい情報提供が出来ればと思っています。
- 市で行方不明者数を把握できていないため、年間の警察での保護件数等を報告していただきたい。
- 発見時の対応について、情報提供、連絡調整、一時的に保護する機関、搬送医療機関調整などの

役割の明確化。

- 警察への捜索中は、家族だけでなく、本人の状況を知る支援者も提出できることの周知
- 適時適切な情報連携。
- 行方不明者の情報の共有を行いながら、さらなる協働を行ってきたいと考えています。
- 行方不明のおそれのある方の情報交換をし、連携をはかり早期発見につなげる。
- 情報共有の統一化。警察主体のSOS見守りネットワークの構築。
- 地域で行方不明をくり返す市民についての行政や包括支援センターへの情報提供。
- 市からの情報提供は全て行うが、警察からの情報提供はほとんどない。その後どうなったのかという聞きとりも聞くことができないため、その後のフォローができない。
- 情報共有。
- 情報の共有を密に行いたい。高齢者本人が警察に保護され、家族が対応できた場合は市に連絡が入らないケースも多い。
- 対象者に関する情報を共有（提供）していただきたい←詳しくほしい。警察からの情報提供は情報内容として「ない」に等しい。
- 警察のみで対応した場合の事例提供。
- 情報共有・交換がスムーズに行える体制づくり。
- 情報提供、共有。
- 行政等との情報共有を目的としたツールの導入。
- 事前に情報提供している内容を確認してほしい。
- 可能な範囲で届け出時や、発見時の状況を教えてほしい。
- 早期の情報提供と行方不明ハイリスク情報の共有。
- 行方不明者に対する早期の情報提供。
- 相談を受理した際の市との情報共有。リスクがある方に対する平常時の訪問。
- 地域の巡回時等で、道迷いで不安そうな高齢者や身だしなみ等気になる方を見かけたら、挨拶でもいいので声をかけてほしい。・交番勤務の移動や交代勤務時等に、近隣の高齢者で見守りが必要で気になる対象者の情報を引き継いでいただきたい。
- 情報提供。
- 通常からの情報共有。
- 都道府県を越えて行方不明になった場合、捜索願を出していても判明までに時間がかかったケースがありました。積極的に情報収集してほしいです。
- 窓口の統一と共通理解。
- 情報共有と連携。
- 発見時の高齢者の健康状態等の情報を頂きたい。（その後のフォローにつなげるため。）
- 高齢者（認知症）の行方不明情報の共有、検討時の協力。 等

②連携の強化（38件）

■主な自由記述回答

- 地域包括支援センターとの連携強化。
- 家族が同居している場合など、家族の希望がなければ行方不明届を受理しないため、捜索活動

(メール配信など)が十分に行えない。できれば、協力が得られるように支援して欲しい。・身柄引受の際、家族の協力が得られない場合に、行政に対して威圧的、強要的な態度で強引に押し付けることはやめてほしい。(県外の警察署)

- 円滑な連携。
- 密な情報共有と連携。
- 円滑な本人情報の提供・移送の協力。(市は夜間帯の対応ができない)
- 市町村との連携した捜索対応体制の構築
- 情報の開示。日頃からの地域見守り体制の構築。
- 担当者間の引継ぎがうまくいかずにシステムの運用が困難となることから、担当者が変更となった際も滞りのないようにするシステム構築が必要。
- 警察内。(警察署、交番、駐在所の情報共有・連携の強化)
- 子どもの見守りと同様に、独居認知症高齢者への見守りの強化。
- 何か仕組みの構築を検討する際に、プレーヤーとして参画してほしい。
- 今後も捜索への協力を継続していただきたい。
- 警察で把握した行方不明事案に関する情報提供※現状。行方不明事案の発生を警察が把握した際に捜索メールへの登録の促しはしてもらう連携はできているが、詳細な事案情報についての文書等による情報提供はされない。また、地域包括支援センターへの相談を促してもらう連携も出来ているので、今後も地域包括支援センターとの更なる連携を継続していただきたい。
- 各警察署間の横の連携の改善。
- 市町村との連携強化。
- 連携の強化。
- 包括との連携。
- 行方不明者が出たら警察から防災無線を流すよう市へ連絡が入るが、発見した場合、連絡が来ない時があるので、市への連絡をお願いしたい。
- 見守り、見回りの強化。
- 日常からの連携の強化。声掛けの実施など。
- 発見時の対応について、情報提供、連絡調整、一時的に保護する機関、搬送医療機関調整などの役割の明確化。
- パトロールの強化。駐在機能の各世帯訪問等情報収集。
- 早急に捜索するために迅速な連絡。
- 認知症高齢者を早期に発見し、行方不明を防ぐためにも免許証の更新時や返納時に関する連携のしくみが出来ると良いと思います。
- 詳細な個人情報の提供。(捜索情報といって提供されないことが多々ある為)
- 連携の強化。
- 捜索～発見にあたっての連携。
- 自治体との連携促進。
- 認知症高齢者の行方不明の届出がなされたときは、県単位ではなく全国単位で連携してほしい。
- 高齢者等の危険ドライバーに関する事故防止と支援のための連携強化。
- すでに警察と協力しながらすすめている状況があるが、より連携していけるとよい。

- 広域での連携体制。
- 捜索する際の自治体と警察との役割の明確化。
- 捜索に協力いただくこと。
- 警察職員の人事異動による引き継ぎに課題を感じる。異動があっても途切れることなく連携ができるよう検討したい。
- 高齢者の親族等が行方不明届を出した際に今後の支援のために地域包括支援センターなど関係機関に繋がるよう調整強化を行ってほしい。
- 県内外・市外問わず警察間における連携と市との連携。
- 情報共有と連携。 等

③届け出の受理や対応への要望（29件）

■主な自由記述回答

- 家族が同居している場合など、家族の希望がなければ行方不明届を受理しないため、捜索活動（メール配信など）が十分に行えない。できれば、協力が得られるように支援して欲しい。・身柄引受の際、家族の協力が得られない場合に、行政に対して威圧的、強要的な態度で強引に押し付けることはやめてほしい。（県外の警察署）
- 身寄りがいない場合や家族が遠方の場合、身元の引受人をどうすると良いのか、柔軟な対応を検討していただきたい。
- 本署に連れて行き話を聞くのではなく、交番等で話を聞き関係機関と連携する。
- 自宅へ戻すこと等の決定を市に委任しないでほしい。
- 親族、家族以外からの捜索願いの受理対応。
- 行方不明の届け出提出の要件を柔軟に行ってほしい。（市、ケアマネ等でも出せるようにしてほしい）
- 普段から認知症高齢者のひとり歩きを応援する姿勢で対応していただきたい。
- 夜間、休日等の閉庁時の対応をしていただきたい。
- 警察は情報提供したら終わりではなく、継続して見守りの協力をしてほしい。
- 認知症高齢者行方不明になったときに対応するアプリなどの統一。公用スマートフォンへの行方不明者追跡アプリの導入。
- 捜索届の提出者が親族でなくても認められるようにしてほしい。
- 管轄警察署の捜索ネットワークシステムに不具合が生じることが多いため、修理で対応が難しいなら新たなシステムを導入する等、体制整備をしてほしい。（FAXにより一斉送信が出来ず、ほぼロールにてFAX対応となるため、時間がかかってしまう）
- 特に独居高齢者については警察署で保護した場合、帰宅させるときの身元引受人がいない。（親族が遠方に住んでおりこられない等）場合が多く、今後もそうしたケースは増えていくと思われるため、身元引受人がなくても円滑に帰宅させることができる対応方法を検討してほしい。
- 警察等が保護した場合、警察から自宅に連れて行ってほしい。（まれに市から警察に迎えに来るよう求められることがある）
- 捜索願いを出す場合に、家族以外の人（包括職員、ケアマネ、市役所職員等）が出せる仕組みを作ってほしい。

- 市へ情報照会がある場合、他市、包括、どこまで問い合わせているのでしょうか？連絡が入った時、市へ求める対応とは？
- 警察で保護した際、移行が必要な場合に引き続き担ってほしい。
- 警察が保護された時に、情報収集や家族への指導（市への相談、登録など）を丁寧にして下さっていると、スムーズに対応できることがあるように感じるので、丁寧な対応を今後もお願いしたいです。
- 巡回の集中期間をもうける。
- 行方不明にならないと動いてもらえない、それが普通だが日頃からの見守り e t c は期待できない。警察は担当が短期間で異動になり、引き継でも難しい。
- 管轄区域で対応の違いがあるので統一してほしい。
- 今後も協議が必要であるが、24時間対応及び派出所等、出先での行方不明届出の対応
- 地域の巡回時等で、道迷いで不安そうな高齢者や身だしなみ等気になる方を見かけたら、挨拶でもいいので声をかけてほしい。・交番勤務の移動や交代勤務時等に、近隣の高齢者で見守りが必要で気になる対象者の情報を引き継いでいただきたい。
- 市役所開庁時間外（土、日、祝、夜間）の時間帯に発生した案件について署内で保護する仕組み
- 高齢者を保護した際に、見守り支援に関する制度の利用につながるような働きかけをすること。
- 政令指定都市など行方不明の頻度の高い市町村と数年に1度の郡部では、注意喚起の必要はあるが、意識の差がある。いざ起きた時にSOSネットワークの対応ができるように警察署の担当者が転勤で変わった時に担当者で対応が変わることがないように道レベル等での注意喚起が必要と思われる。
- 夜間の休日に行方不明者を保護された場合に、身元を引き受けるまでの間、保護をして頂きたい。行方不明のリスクが高い高齢者の夜間の見守り。（見まわり）
- 認知症高齢者を保護した時に一時的に過すことのできる静養室（ベット付）の確保を検討してもらいたい。各警察署内。等

④警察署職員の認知症の理解（10件）

■主な自由記述回答

- 認知症の方に対する接し方を学んでほしい。
- 認知症高齢者に対する対応を学んでいただき、職員によって対応が変わることがないようにしていただきたい。個別ケースに対して柔軟な対応をしていただきたい。（パトロール経路等）
- 行方不明になった後、すぐに施設に入れなければならないという考えは考え直してほしい。認知症に対する理解を深めてほしい。
- 認知症についての理解。家族の苦勞なども。
- 行方不明になると、すぐ「施設へいれなさい」というのをやめてほしい。認知症については、正しい知識を身につけてほしい。
- 警察の中にも認知症に対する理解がない方がいるため、認知症について学ぶ機会が必要
- 認知症への理解を深めていただきたい。
- 保護されるとすぐに、必ずと言って良いほど「施設入所を！！」と言われてしまう。地域共生社会についての理解や施設入所の現状を知ってほしい。

- 認知症の方への対応方法などについて知ってもらう機会があれば、スムーズな保護につながると思われる（認サポの実施など）。
- 認知症への理解、対応を行なってほしい。 等

【自由記述】独居認知症高齢者の行方不明についての意見・希望

■体制整備が必要（22件）

- まずは体制整備が必要。
- 現在すすめている徘徊SOSネットワークの構築をすすめていきたい。
- 行方不明リスクがある独居認知症高齢者が、なんらかの支援につながっていない場合、生活実態の把握から行わなければならない、キーパーソンも不明である場合が多い。独居の認知症高齢者を行方不明発生以前に把握することが重要と考える。
- 行方不明になる前にその者の支援体制を整備することが大切と考えます。
- 大変難しい課題。行政も包括も身元引受けや保証人にはなれない。制度の活用も難しい。（法人等の活用は高額のため）。市町村での対応に苦慮する中で、国や県としても、支援となる施策の検討をしてほしい。
- 独居の方については周囲の気づきが遅れる。警察の対応で帰宅出来ることがあっても、その情報は入り難い。状況の把握を日頃から出来ていることが必要。関係機関での情報共有が必要である。
- 独居高齢者を全員把握することは絶対にムリ。年齢を区切って（75才以上等）それ以上の方にはSOSネットワークへの登録を義務付ける等、強制力が必要。今後対応する人員が減り、認知症の方が増えると気づかれずに路上で亡くなる。身元不明のまま生活保護になる方が増えるのは明白。
- 個人情報の扱いなど、いざ行方不明にならないと簡単に情報提供が難しいように感じる。
- インフォーマルな見守り体制と介護サービス等を組み合わせ、見守る（住民、ボランティア）
- 発見時の対応について、情報提供、連絡調整、一時的に保護する機関、搬送医療機関調整などの役割の明確化。対応に必要な個人情報の活用ができるよう法整備。
- 行方不明と判断され、通報されるまでの時間の短縮や再発予防及び再発時の対応が課題であると思う。
- 国でプラットフォームを作れば現場である自治体はそれを活用し、均一的な運用ができる。また自治体間の連携も強化でき、合理的だと考える。
- 日頃からの地域の関係性づくり。
- 携帯電話のGPS機能の活用について、行方不明者の捜索時ICは通信会社と協力体制を整備し、必要に応じて随時情報提供を依頼したい。
- 認知症高齢者のみならず、独り暮らしの方の安否については地域で連携をとっていく必要があり、その中に認知症高齢者もハイリスク群として含んでいきたい。
- 行方不明者が出た際、早い対応ができる体制。そのために日頃の訓練必要。認知症の方への理解（世の中全体的）が必要。

- 独居、高齢となると早期発見が最重要課題であり命に関わる問題として重く受けとめたい。
- 行方不明を防ぐための見守りし、行方不明（普段との違い）に気づき、行方不明であったときには近隣住民等から広域へと捜索協力・支援を得るような地域づくりのためにも、認知症独居高齢者に特化するのではなく、高齢者の個別支援の中で見守り方を段階的に拡張していくような体制が必要と考えます。
- 当町は住民と行政のつながりが都市部と比して強いと思います。このことは共生社会の土台ができていて今後強化していく必要のある部分ですが、結果的に現在行方不明事案が少ないことにつながっていると思います。
- 自助、共助、公助というけど、自助、共助の弱い人、地域は公助をしっかりと整備しなければ住民は守れないと思う。それが行政の役割だと考える。
- 行方不明の頻度の高い市町村と数年に1度の郡部では、注意喚起の必要はあるが、意識の差がある。いざ起きた時にSOSネットワークの対応ができるように警察署の担当者が転勤で変わった時に担当者で対応が変わることがないように道レベル等での注意喚起が必要と思われる。
- 休日、夜間に発見された場合、役所や地域包括センターによる対応が困難。警察署での長時間の対応も難しく、発見後支援者の対応が可能になるまでの繋ぎの時間をどうするのか検討が必要と考える。

■連携の促進（7件）

- 地域包括では、独居認知症高齢者の存在を確認するのが難しい。医療機関や警察、民生委員などから情報を受け、初めて分かる事例もある。連携が必要だと思う。
- 独居の認知症高齢者は、そもそも目的があって出かけたのか行方不明なのか、いつからいないのか等、捜索に必要な情報が集まりづらい。市、警察、介護事業者、地域の人との連携が必須な難しい問題であると考えています。
- 当町では65才以上の心配な独居や高齢者のみ世帯に、緊急通報装置を設置、行動状況、確認可能、行方不明等発生しないよう病院、民生委員、地域の住民の情報により、見守り体制強化を図り介護申請につなげ、成年後見制度への支援等対応している。
- 行政や地域包括支援センターが独居認知症高齢者を全て把握しているものでもない。行方不明が出た場合には、一般の行方不明者と同様に警察等関係機関と協力し捜索すべきである。
- 保護された時間帯が深夜～明け方の場合、親族が対応できるまで又は公共の交通機関が運行するまで、行政以外で警察と協力して対応できるところがあると良い。
- 県、国、関係部署ともに連携、情報共有を今後ともお願いしたい。
- ご本人がこれまで地域とつながりを持って来なかったケースにおいて、個別のネットワークづくりに難しさを感じる。

■普及啓発の必要性（5件）

- ご本人が地域とのかかわりを持っていない場合、地域で見守りをしていくことは難しい。認知症に関する啓発の強化は必要。
- 地域住民にもっと理解が進むとよいと思います。
- 今後は、ICTにも慣れた世代が高齢者となるため不具合は出にくいと思われるが、現世代はICTの活用は難しいと思う。また、認知症の理解がなければ難しいと思われるが、興味がない

方々への普及啓発に課題を抱えている。

- 独居かどうかにかかわらず、困っていそうな高齢者を見守ったり手助けしたりするまちづくりが必要だと思う（市民の理解）。身近に親族等の協力者がいない場合の、発見時の対応を誰がするか課題。
- 行方不明者が出た際、早い対応ができる体制。そのために日頃の訓練必要。認知症の方への理解（世の中全体的）が必要。

■その他（14件）

- SOSネットワークに特化した事例集があれば参考にしたい。
- 認知症の場合は独居は難しいと考えます。
- 当市は独居認知症高齢者の行方不明件数の把握はできていませんが、件数は少ないと思っています。また、行方不明になり、捜索が開始し発見されるケースがほとんどです。
- 帰れなくなっているのか、帰っていないのか判断や、もともと外出する習慣がある人の場合、どこまで様子を見ていいのかの判断が難しい。
- 市町村の人員体制が厳しく、急に行方不明の連絡が入ったときの対応。
- 当該事例がない為、ネットワークもうまく活用できていない。
- 自覚や受診歴がなく独居の人に認知症が有無を聞きとるのは困難である。的確にわかる方法があるなら教えてほしい。
- 海や山などが多い地域での捜索を想定した機器が必要。
- 独居の場合、いなくなってしまったこと自体、気づくことができないため、いつ行方不明になったのかを把握できない。
- SOSネットワークが本人の外出の自由を奪うようなシステムにはしたくないと思っています。
- ICTの活用が必要になってくると思います。
- 独居の方が行方不明になられた場合すぐに気づくことが難しいことや、何度も行方不明になってしまう方への支援について課題だと考えており、対応に関する好事例の情報提供等があれば参考にさせていただきます。
- 本市によるSOSネットワークにおいては、対象者の世帯の状況（独居・別居）について把握していません。
- 現在、市で把握している中では独居認知症高齢者の行方不明者はなし。しかし高齢者人口が増加していく状況で、今後対策が必要だと考える。

【自由記述】独居認知症高齢者の行方不明に早期に気づく上での効果的な方法や課題

①普段からの見守り・介護サービスの導入（133件）

■主な自由記述回答

- 普段から定期的な安否確認を要請。行方不明や不慮の事故に巻き込まれるおそれがあり、それでも独居の場合、家族関係がよくないケースもあり、早期対応、緊急時の対応が上手くいかないことがある。

- 個人情報保護の関係もあるが、可能であれば近隣者の見守りを依頼する。
- 近隣の人への理解をもとめ、見守りをたのむ。
- 介護保険サービスやその他の福祉サービスなど定期的に見守りのできる体制を早期に構築する。地域の独居高齢者等を地域で見守り・支えるという意識の醸成。
- 介護保険の申請を行い、見守り安否確認を兼ねて介護サービスを導入。市で行っている高齢者福祉事業を導入。配食サービス、緊急通報システム導入。見守りシール配布事業を利用。地区の民生委員、近所さんへの見守り課題。山間部など近所と離れている地域も多くあり、見守りしていくにはという課題がある。
- 介護保険や配食サービス等訪問するサービスを定期的に入れる・地域の民生委員、自治会役員、近所の人などの見守り強化を図る。
- 近隣の人の計画的な見守り。
- 見守り体制の構築。本人との関係づくり。
- 効果的な方法は早期に介護保険サービスにつなげ、定期的に人が出入りする状況をつくる。課題は本人がサービス導入や人との関わりに拒否的な場合、本人の状況把握が難しく、対応が遅れてしまう可能性がある。
- 地域の民生委員等日頃から見守りに協力的な方に協力して頂き、見かけないなど感じたら役場、包括等へ連絡する。
- 地域からの孤立・サービス拒否。
- 地域での見守り・見守りシステム
- 地域の方との情報共有。見守り支援（ふれあいコール、地域での見守り）。・夜間等は難しい。
- 地域住民による協力。
- 地域住民の認知症高齢者に対する理解を深めることが必要。・地域の中で見守り体制を整備することが必要。・警察との情報共有や連携が必要。
- 頻回な訪問にて状態の確認をすること。住民の中で見守りができる人材を育成する。
- 普段から地域で顔のみえるつながりがあること。
- 民生児童委員や近隣住民の日常적인見守り。
- 24時間の見守りはできない。
- 地域の見守り、家族の定期訪問。
- 独居高齢者であれば行政の見守り対象となり、民生委員による状況の把握は定期的に成される。あんしん電話（緊急通報装置）の設置や配食によるみまもりなどのサービス利用の促進や認知症の傾向があれば、SOSネットワークの登録をすすめている。それでも、最初に異変に気づくのは近所の方、地域の方であることが多いと思われるので、やはり地域の人をつながり、日頃から意識的に啓蒙することが必要と考えている。
- ご近所付き合い、地域とのつながりを強化する。ICTの活用も全国的に進んでいるが、本人にとって「監視されている」と感じる部分があることも考えられるため、生活に根ざした見守りの仕組みが必要である。
- サービスの導入（ヘルパー訪問時に不在で気づく等）、地域包括支援センターの定期的な訪問や見守り、近隣住民との連携。
- 医療・介護サービス事業者、近隣住民、民生委員等外部から見守りの入る機会を増やす。

- 日頃から民生委員等の地域住民との関係をきづいておく。
- 家族はいないので近隣の見守り、地域ネットワーク構築。介護保険サービスの利用（ケアマネ）。
- 課題：個人情報があり近隣者に見守りなどの協力依頼が難しい。
- 介護サービス、親族、近隣住民の訪問や連絡が毎日ある。
- 介護サービスを利用していれば、職員が訪問した時に気づくことができますが、認知症であることを否定する方が多いので、介護サービスの利用に至らないことが課題です。
- 介護サービス関係者や地域住民の見守り。
- 介護保険サービスの導入することで、本人の状況を知る人物を増やす。携帯電話を持たせる。
- 介護保険サービスの利用による見守り機能。本人や家族と地域住民との関係性が構築されていれば行方不明者を初期段階で発見できる可能性が高まる。
- 介護保険サービスや安否確認が入っている事例であれば行方不明に比較的気付きやすいと考えられる。当市では民生委員が独居高齢者全員を訪問しており、その訪問の結果等地域包括支援センターに報告してもらう体制となっている。この情報を参考に必要と思われる方には見守りの体制を整えている。
- 介護保険サービス等を継続的に利用することにより関係機関によって見守り、発見することができる。
- 介護保険利用者はサービス提供者、親族による見守り。
- 各種介護サービス等により見守り、安否確認を地道にやっていくことの重要性。（地域による見守り）
- 近所づきあい、顔みしりがどれだけいるか。
- 近所での見守り。
- 近所による見守りネットワークの構築。
- 近所の見守り。ケアマネ、サービス提供事業所との連携。
- 近所の住民に見守り体制をつくって、毎日声かけをすること。
- 近所の人の理解、見守り機器の使用。
- 近隣から「洗濯物が（何日も同じ状態で）干しっぱなし」「新聞がたまっている」等で高齢者の独居世帯の安否に関する情報が入ることが多い。この点から、日頃からの近所とのつきあいは、行方不明に気づくきっかけになる。
- 近隣で認知症高齢者を把握して、地域での見守り、声の掛け合いができる地域づくりが課題
- 近隣との見守り体制構築のための地域ケア会議。
- 近隣や地域住民の協力が必要になる為、SOSネットワークだけでなく、地域での見守り強化が必要であると思います。
- 近隣住民、自治会、マンション管理人などとケアマネジャーや地域包括支援センターが情報共有を日常から図っておく。
- 近隣住民による遠目からの見守り。家族、親族による訪問等による見守り。行方不明以前と行方不明時の変化、違いに気づける程の関わり。
- 近隣住民の見守り。
- 近隣住民の見守りと声掛け。介護サービスの利用。

- 見守り体制の強化。サービスの受入れに拒否が強いケースについては、体制を組むことに困難がある。
- 公的サービス（介護保険や高齢者サービス）の導入。地区民生委員等への情報提供。
- 公的サービス活用とともに、地域の見守りなどの個々の状況に応じた支援体制の充実。家族（親族）と地域との良好な関係づくり。
- 公的にすべてを把握することは困難であるので、地域内に居場所をつくり、近所で見守りを行ってもらう体制を作るべきと考えている。（認知症の方の居場所づくり）
- 効果的な方法・・・地域やコミュニティの見守り、家族の協力。課題・・・家族が近くにおられないことや、地域によっては関係性の希薄な地域もあり、十分な見守り体勢がとれないところもある。
- 行政区、小地域ネットワークの体制を日頃から充実してくれており、近隣の方々の見守り・目配りの協力が重要である。
- 行方不明になることを想定して支援計画を立てておく。
- 家族、ケアマネジャー等が本人の出かける可能性のある経路にあらかじめ見守りのお願いをしています。見守り安心シートを活用しています。
- 市や包括等では対応が厳しいため、地域の見守り等の対応が求められる。
- 支援者等による見守り回数の増。
- 周りに暮らす人に関心を寄せ支え合うまちづくりと、本人が自立した生活の心配が少ないうちから未来の暮らし方に備える意識をもっておくこと。
- 生活パターンをケアマネ等の支援者が把握し、地域の見守り協力依頼を具体的な曜日や時間帯でできるとよい。
- 早期からの近隣との関係づくり。周囲の意識を高める。介護保険サービスの利用となれば、担当者会議の場等で本人の意向確認、生活のリズムや行動パターンの把握。見守り体制において共通認識。
- 対象者の近隣の方々による見守り体制は構築を図る（ミニネットワーク）。ただし協力を得るために賛同が必要となる。
- 地域での協力体制を整えること。機器の活用。
- 地域での見守りが大切だと思います。
- 地域での見守りと声かけ。
- 地域での見守りネットワークの構築。事前のリスクの高い対象者の把握、定期的なHVができれば早期発見につながると思う。
- 地域での見守りやサービスでの関わりが大きい。行方不明になった事例が少ないため、対応方法に課題はあると思う。
- 地域で顔の見える関係を日頃から構築。
- 地域で顔見知りになれる場をつくっておき、気にかけることができる体制づくり。
- 地域とのつながりを日頃からもつ事が大切。本人が周囲との関わりを拒否する場合の関係性の構築が課題。
- 地域による見守り。独居高齢者、認知症になる前から対応について相談しておくこと、キーパーソン等。

- 地域の見守りにより、気付いてもらうことが重要である。介護サービス利用による安否確認を行う。
- 地域の見守りネットワークを作ること。商店や施設に見守りについて依頼しておく。介護事務所へ気になる人がいたら、市や警察に通報するように周知をはかる。安否確認電話で日々の在宅状況を確認する。
- 地域の見守り体制の充実・見守り必要な高齢者の実態把握・事前登録の推進。
- 地域の住民同士で日頃からお互いを気にかけてくれる関係性が一番の見守りと考えますが、現実的に厳しい地域の環境や関係性も多いので、介護サービスなどハード面の支援に確実につなげることが重要と考えます。
- 地域の人の問題意識の高さ。
- 地域の方々の理解と日常的な見守りが最も効果的と考えます。
- 地域住民、事業所、地域で働く人などの日ごろからの見守りと異変に気付くこと。
- 地域による見守り体制の強化が必須である。個人情報等の壁が課題となっている。
- 地域住民の普段からの見守りと行方不明発生時の対応方法をあらかじめ決めておく
- 地域住民や関係機関の見守りを強化する。日頃から関係者間で情報共有しておくこと。
- 地域住民や民生委員等により情報提供。事前の情報登録など。
- 地域包括支援センターや地域住民と普段より連携をとり見守り体制を整えておく。
- 地区ごとに見守り体制にバラつきがあることが課題である。
- 町内放送で把握することが多い。現時点では包括支援センターが動くことが少ない。
- 徒歩圏内でいける場の構築・活用や地域住民、民生委員などの地域づくりの推進により、地域の独居を含む高齢者世帯との関わりを密にし、認知症になる前から関係性を構築すること。
- 独居に限ったことではないが、日中独居の方も多く、近隣の方等インフォーマルな関係を含めた日常生活でのさりげない見守りの協力者が不可欠と思われる。そのためには、幅広い世代が関心をもつような取り組み（例えば、学校での認知症サポーター養成講座の開催等）が重要であり、開催にあたり関係者の問題意識の共有が課題である。
- 独居のため、介護サービスの利用や親族、家族の訪問がない場合は、行方不明になったことに気付きにくい。民生委員や近所の日頃からの見守り体制とその方の中でルール等を決めておく。
- 独居認知症高齢者の知人、担当地区民生委員等にリスクを伝え、自体発生前に協力を依頼することが重要と考える。
- 日頃からの関係づくり。
- 日頃からの近所つき合いが大切だと思うが、最近はそのつながりが薄くなっている。
- 日頃からの地域住民同士の見守りや声をかけあえる地域づくり、関係づくりが大切と考えている。
- 日頃から関係者と連携しておく。
- 日頃から近所との付き合いのない方、独居認知症高齢者を把握することは、今後も引き続き課題である。
- 日頃から支援者の目を多くしておく。
- 日頃から隣近所との関係づくりを行い、周囲が早く変化に気づける地域づくりをつくっていくことが大切。

- 日頃より定期的に近隣住民や高齢者相談センター等による見守りを行う。
- 日頃地域で見守りを行い、地域の方から連絡が入りやすくする。
- 日常からの相談体制の強化。
- 日常生活における家族・地域の見守り体制の充実。
- 認知症の方が住みやすい街づくり。
- 認知症の方をこちらが早期に把握すること。日頃から地域住民、自治会、見守りネットワーク協力機関、関係機関（民生委員、介護事業所、警察、e t c）との顔の見える関係づくりが重要。
- 認知症高齢者の行方不明に早期に気づくことができる地域づくりが課題である。
- 認定やサービス利用、定期受診等、定期的な外出や第三者の目に触れない方の把握は難しい。
- 配食サービスを利用し、毎日の安否確認を行う。
- 配食サービスを利用していけば、手渡しでの受渡しができず弁当業者の配達員が本市に連絡をし、行方不明になったか早期に確認ができる。課題は現在、本市の配食サービスは平日の1日1食、最大週3日までしか利用できない点。残りの平日2日と土日の早期の安否確認ができない。
- 普段からの見守り体制を確立すること。
- 普段から地域住民やSOSネットワーク内の構成員とできるだけ顔見知りになっておく。
- 普段の生活パターンを知る。
- 別家の家族に対し見守りに関する意識をどのように高めていくのか。行方不明である事を近隣者が気づけるように日常的な見守り体制をどう構築していくのが課題です。
- 本市は独居認知症高齢者の安否確認等を目的に、弁当（夕食）を手渡しで届ける「食の自立支援事業」を実施しており、行方不明等で不在になった場合、早期に行政が介入できる仕組みを構築している。
- 毎日、関わられるような仕組みを持っている新聞、給食サービスや宅配サービスとの連携。課題：本人が関わりを拒否すること。
- 毎日の配食サービスで安否確認を行える。民間の配食サービス業者が少しずつ増えており、毎日の見守り支援が行えている。
- 民生委員への見守りの依頼、介護サービスの利用の促し等を行い、安否確認を出来る体制を作る
- 民生委員や委託事業による高齢者見守り訪問を一定の年齢から画一的に行うことで、高齢者の生活の様子の変化を察知しやすい環境をつくっています。
- 民生委員や近隣住民など身近な住民による普段からの見守りや行方不明発生時には、速やかに関係機関へ連絡する体制づくり。民生委員や近隣住民も高齢化しており、「自分の生活で精一杯」という声も多く、住民全体による体制づくりに課題がある。
- 民生委員や包括支援センターによる訪問による見守りの他、ヤクルト、老人組合等による見守りにより早期発見につなげる。
- 民生委員等地域で独居の方や高齢者世帯を見守り、声かけして下さっている方との連携。日頃から顔の見える関係であること。 等

②独居認知症高齢者の行方不明に気づく体制（31件）

■主な自由記述回答

- 暗くなっても家の明かりがつかない等、日常生活での変化に近所の人が気がつき相談してくれる体制づくり。
- 一人暮らしの登録があれば、社協の見守り巡回員や民生委員との関わりができるが、何のサービスにもつながっていない高齢者の場合の早期発見については課題である。
- 家族・親族の関わり、周囲の見守り、高齢者サービス等の利用など、つながりがあると気づきやすいと思う。
- 家族により早期の気づきが難しい。宅配サービス等で声をかけてもらう。
- 課題：早期発見が難しい。・見守りを行う地域包括支援センターや民生委員の業務増。
- 課題：週に何度かデイサービス、ヘルパー、配食サービス等利用している場合、定期的に関わる人がいるので、早期に気づくことができるが、そうでない場合気づくまで時間がかかる可能性が高く対策が練りにくい。
- 課題：地域の高齢化、過疎化が進んでおり、行方不明に早期に気付く事が難しい。
- 介護サービス利用と重なれば早期に気づけるが、サービスが入らない時間帯は気づかれにくい。サービスに代わる見守り体制（チームオレンジなど）の構築の必要性を感じるがなかなか難しい。
- 介護サービス利用者であれば、行方不明の可能性を共有し、不在の時は情報を伝え、警察に相談、家族がいれば家族への連絡を行なう。医療に定期的にかかっている場合は、受診しなかった時の情報共有。ADLが良く認知症が低下している方は、外出しているだけなのか、行方不明なのか、ある程度の時間の経過がないと判明しない。いつから不在なのかがわからない。
- 介護事業所だけでなく、新聞店、スーパー等、本人の関わりがある企業等からも情報を得られるよう体制を整えること。行方不明のリスクがある方については、事前に本人情報を支援者間で共有し、平時の見守り体制を整備していくことが必要と思われる。
- 近隣に住まれている方や、民生委員の方など、地域の見守りの目があることで、本人の姿が見えない時に行政が警察に情報が届きやすくなる。
- 近隣の方に電気が付かない、姿を見かけない、など変化がみられたら情報提供してもらう。
- 近隣の方や民生委員が独居認知症高齢者の存在に気付くことが必要で、その人の一日の行動パターンを把握している人が近隣にいたことが行方不明の早期発見につながるのではないと思う。
- 近隣住民による遠目からの見守り、家族、親族による訪問等による見守り、行方不明以前と行方不明時の変化、違いに気づける程の関わり。
- 効果的な方法：新聞や宅配牛乳がとりこまれているか、夜間TVや電気がついていないか、最近みかけたのはいつか、覚えておく。地域住民や生活機関への協力依頼。課題：転居等にて関わる人がいない場合どのように確認するか。
- 行方不明に気づきにくいいため、見守りの頻度を多くすることが有効かとは思いますが、見守る人や事業者の負担が大きくなる。常に見守ることが出来るわけではないので、人やサービスによる見守りや早期発見には限界がある。
- 親族の関わりや介護サービス等の利用がない場合、行方不明に早期に気づくことが難しい。
- 早期に気づく方法として地域住人の見守りが必要である

- 地域（近隣住民）から孤立して閉じこもっている方の異常の早期発見は難しい。
- 独居認知症高齢者の行方不明時の早期発見が困難なことが課題である。
- 日ごろの本人の生活パターンのアセスメントやサービス利用状況等を関係者間でこまめに情報共有し、異変に早期に気付く体制を構築する。行方不明に気が付いた際にいつからいないのか詳細や着衣が不明。
- 別居家族だけではなく、担当ケアマネや地域包括などの家族以外の地域や専門職が早期に支援に介入し、行方不明に気づけるきっかけを増やす。
- 変化に気づいてもらえる地域との関わりが大切である。そのためにも社会参加が必要となるため、集いの場を設けることも課題となっている。 等

③ICTの活用（29件）

■主な自由記述回答

- 家から出たことを知らせる機器・一人歩きを行う認知症高齢者（リスク群）の事前把握
- 見守りシステムや徘徊探知機器の効果的な活用が必要。・近隣住民との連携をどのようにはかるか、協力を依頼する際の情報提供の範囲や方法等について課題に感じている。
- 地域住民による協力・機器を活用した早期対応。
- 隣近所・知人の見守り、地域の中の見守り態勢の構築・認知症当事者への偏見を持たないための、認知症に関する知識・情報の周知・（本に・家族の理解を得たうえでの）外出を確認できるセンサー器具等の設置。
- GPS、地域の見守り、家族の定期訪問。
- GPS端末等を利用し、本人が外出した（家から出た）際にすぐに知らせてくれる機能があれば良い。
- ICTの活用。
- ICTの活用。近隣住民との交流、見守り。市民の理解（困っていそうな高齢者に気付く）
- いつも履く靴やカバンがあれば小型のGPSをつけておくと早期発見につながる。何のために外出しているのか普段からその人の行動の理由を知る。
- 音が鳴って本人の外出を知らせる装置や本人が外出すると家族へメール等知らせが届くシステム機器があるとよいと思う。
- 家族はいないので近隣の見守り、地域ネットワーク構築。介護保険サービスの利用（ケアマネ）。ICTの活用。
- 介護保険利用者はサービス提供者、親族による見守り。GPS機器の所持。
- 近所の人の理解、見守り機器の使用。
- 近隣住民や親族の協力を得ても、タイムリーに気づくことは不可能であり、いかに早く気がつけるかが課題で、ネットワークをはるとともに、何らかのシステム（ICT）が必要であると思う。
- 見守り機器の導入。見守り事業の導入。
- 玄関等にセンサーなど設置して、自宅の出入りの状況が確認でき、帰宅が確認できない場合に支援者や警察に通報するシステム。高齢者がいつも行く場所（店や近所の家など）に行かなかった場合等に支援者や警察に知らせる近隣とのネットワークづくり、日ごろの見守り。課題：行方不

明に早期に気が付く人がいない。GPSなど利用してほしい人がいた場合、申請手続きや機器管理を誰がするか。

- 効果的な方法・・・地域やコミュニティの見守り、家族の協力、SOSネットワークの普及（事前登録制度、GPS利用支援事業）。課題・・・家族が近くにおられないことや、地域によっては関係性の希薄な地域もあり、十分な見守り体勢がとれないところもある。
- 市で行っている緊急通報システム事業に登録してもらう。人感センサーにより一定時間反応がない場合は自宅での異変または行方不明であることが分かるため。
- 自宅と本人にセンサーのような物を設置し、一定以上の距離があいたら即警察、包括等へ連絡が入るような機器を作って配置する。
- 地域での協力体制を整えること。機器の活用。
- 独居というくくりで、行っていないが、クツシール登録者について、事前に個別ケア会議等で本人の行動パターン、ルートなどを関係者で共有し、見守り体制が必要だと思い、一部で実施している。
- 独居の認知症高齢者が行方不明になった場合、気づくのは困難である。そのため、自宅から外出した際に、近隣住民、賃貸住宅であれば大家、地域包括支援センター等に通知される機能があれば良いのではないかと。
- 認知症の早期診断、早期対援を促進する。また診断確定月に生体認証の登録をしておく。ただし、一方で個人情報保護の観点から法整備が必要。
- カメラとビーコンを組み合わせた「安心、安全見守りネットワーク事業」など。支援者やボランティア活動の方も協力可能であり、良い取り組みであると考えている。
- 平成30年9月から、GPS機器の公費助成制度を訪入し効果を検証している。実際に行方不明になった方は1人で、その方は発覚後すぐに居場所を特定し家族により保護された。こうしたことから、GPS機器の有効性を認識している。（自宅から半径〇km圏外へ移動した際のアラームメール設定）ただし、自宅付近から離れない場合はこの機能は生かされないことが課題。
- 訪問給食を手渡しすることにより、本人の不在の確認ができる。高齢者が、GPSを持って外出できるような機器を持ち、出かける時と帰った時に、家族に連絡が届く装置があると、気づきが早い。
- 本市においては行方不明の恐れのある高齢人への支援が十分ではなく、SOSネットワークの構築やICT機器を利用した見守りシステムの確立が今後の課題である。
- ICT機器の活用。（GPS）
- 様々な方法でGPSを本人に身に付けてもらうことが大切だと考えるが、身に付けてもらうことが難しい。等

④独居認知症高齢者の実態把握（21件）

■主な自由記述回答

- 家族や地域の見守り活動。
- そもそも独居高齢者の把握と管理システムにより情報管理、高リスク者を的確に捉える為の現場力の強化。
- 家族や地域住民、各団体と繋がりが無い独居認知症高齢者の状況を把握できるか不安がある。

- 行方不明になるリスクが高い方を把握し定期的に電話や訪問を行う。
- 行方不明になる可能性のある高齢者を正確に把握することが難しい。
- 実態把握のうえ、その方の見守り体制を組む（自治会、組、隣り近所、民生委員等との間で）。そのためには他人事ではなく、地域に必要な取り組みであるとの共通認識を持つことが課題
- 状況の把握を日頃から出来ていることが必要。関係機関での情報共有が必要である。近隣の方への協力をお願いしたいと思うが、個人情報の関係から課題は多い。当町の場合、「ひとり歩きで帰宅できない可能性があります」登録を進める。情報を配布している管内の駐在等で活用して頂く。
- 早期からの近隣との関係づくり。周囲の意識を高める。介護保険サービスの利用となれば、担当者会議の場等で本人の意向確認、生活のリズムや行動パターンの把握。見守り体制において共通認識。
- 早期に気づくためには、行方不明となる可能性があることを周囲や支援者が把握していることが前提で、介護サービス等の利用により人の目が届くようにしたり、サービスを利用しない日やサービス利用に至っていない人への見守り体制の構築が必須。
- 早期に把握しておくこと。
- 対象者の行動パターンを把握しておいた事が行方不明に気づくきっかけとなる。
- 地域での見守りネットワークの構築。事前のリスクの高い対象者の把握、定期的な訪問ができれば早期発見につながると思う。成年後見制度の活用。
- 地域に住んでいる独居認知症高齢者の把握、台帳の整備等。
- 地域の見守り体制の充実・見守り必要な高齢者の実態把握・事前登録の推進。
- 地域包括支援センターがかかわっている認知症高齢者の情報を提供してもらい把握すること。
- 地域包括支援センターや民生委員の方々など、平常時から1人暮らし高齢者の把握や1人暮らし高齢者台帳への登録を進めており、その中で認知症が必配な方の連絡を受け、医療や介護サービスなどの支援体制を提供できた事がある。平常時から把握が必要だと思う。
- 独居の認知症高齢者を全て把握している機関はほぼないのではないかとと思われる。近隣の方の協力等が重要と思われる。
- 独居認知症高齢者の把握を地域住民（自治会等）ができ、いつも気にかける見守りの意識を持ってもらうようにすること。
- 日頃からどこにどのような方が住んでいるか把握しておく。（地域又は地域包括支援センター等で）
- 本人と別居している遠方の家族や、地域住民からの相談が無いと独居認知症高齢者がいること自体把握できない。
- 徘徊の恐れがある高齢者の事前登録が徘徊してから登録するケースが多く、早目に登録について周知を図る必要がある。 等

⑤関係機関との連携体制構築（20件）

■主な自由記述回答

- 介護保険サービスやその他の福祉サービスなど定期的に見守りのできる体制を早期に構築する。・民生委員などとの連携を密にとる。・地域の独居高齢者等を地域で見守り・支えるという

意識の醸成、・相談窓口の周知、

- 関係機関との連携、（地域包括支援センター、デイサービス事業者等）
- 警察との情報共有、・家族や近所の方の気づき、安否確認、・認知症サポーターを増やす、
- 見守りシステムや徘徊探知機器の効果的な活用が必要、・近隣住民との連携をどのようにはかるか、協力を依頼する際の情報提供の範囲や方法等について課題に感じている、
- 地域住民の認知症高齢者に対する理解を深めることが必要、・地域の中で見守り体制を整備することが必要、・警察との情報共有や連携が必要、
- 頻回な訪問にて状態の確認をすること、・民生委員や病院、地域包括支援センター等、関係機関との情報共有、（課題）地域住民の認知症に関する理解促進、住民の中で見守りができる人材を育成する、
- SOSネットワークの構築が課題となっている、
- SOSネットワーク等が充実し、地域の見守りが機能すること、
- ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を行うこと、また近隣住民の方が異変に気付いた時に連絡をしやすい仕組みづくりを整えること、
- 医療と介護、町内会、警察、消防、金融との普段からの連携、
- 課題、関係者の役割分担や役割の責任の所在が決めにくい、
- 介護保険サービスまたは配食サービスなど、様々なサービス担当者間での本人に関する情報共有
- 関係機関との情報連携によるリスク対象者の把握、
- 近隣住民、民生委員等との連携、情報共有、
- 公的サービス（介護保険や高齢者サービス）の導入、地区民生委員等への情報提供、
- 窓口を明確にし、民生委員、介護支援専門員等、関係者との連携を密にとれる体制を構築する、又近所の見守り体制を構築する、
- 地域ケア会議の開催、自治会長、民生委員、介護事業所、近隣住民が集まり、本人の行動範囲の共有や心配事があった時の情報の連絡先などを決めた、
- 地域の関係機関等の連携により、事前に行方不明の恐れがある高齢者の把握を行うことで初動が早くなる、
- 独居でありかつ認知症があると、様々な機器を使いこなせない可能性があり、早期に気づくことが困難である、地域の理解と協力、関係機関との連携が一番重要である、
- 独居の方にSOSネットワークが活用しにくい、等

⑥定期的な見守りの体制（17件）

■主な自由記述回答

- 〈効果的〉包括による継続的な見守り、病院等、関係機関との情報共有、
- 〔効果的な方法〕観察を中心に行政、地域住民等による定期的な見守りが効果的である、〔課題〕見守りの中心となる親族がいない独居高齢者の見守りを、どのように行っていくかが今後の課題である、
- 介護保険サービスやその他の福祉サービスなど定期的に見守りのできる体制を早期に構築する、・民生委員などとの連携を密にとる、・地域の独居高齢者等を地域で見守り、・支えるという意識の醸成、・相談窓口の周知、

- 介護保険の申請を行い、見守り安否確認を兼ねて介護サービスを導入。市で行っている高齢者福祉事業を導入。配食サービス、緊急通報システム導入。見守りシール配布事業を利用。地区の民生委員、近所さんへの見守り課題。山間部など近所と離れている地域も多くあり、見守りしていくにはという課題がある。
- 定期的な見守りによる確認。
- 定期的な見守り体制。
- 定期的な状況確認を行うこと。
- 定期的な弁当の配達やサービスの利用など、本人と会う機会を定期的に持つことが有効と考える。また、地域住民によるご近所見守り体制などがあれば、数日顔を見ていないことから検索につながるなど早期対応で効果的と考える。見守りが必要な人にサービスや近隣ネットワークが必ずつながるわけではなく、独居認知症で身寄りがないと本人理解が得られにくいことも課題と考える。
- 定期的な訪問。
- 定期的な訪問や見守りがある事。介護サービスだけでなく、ヤクルトや生協等の訪問と連携が必要と思われるが、介護サービス以外の現場の人との繋がりが薄い事。
- 定期的にサービス、サポートが入ること。
- 定期的に見守り（サービス利用や通いの場を含む）環境の構築。
- 定期的に訪問、安否確認を行うこと。キーパーソンを事前に確認しておくこと。
- 定期的に連絡を取り合う相手がいない方については、なかなか気づかない。
- 独居、老々世帯宅への定期訪問による情報把握。
- 独居認知症高齢者に対する定期的な見守り。
- 毎日誰かが安否を確認できる体制。 等

⑥行方不明の独居認知症高齢者を見つける・つなげる体制（8件）

■主な自由記述回答

- 【効果的な方法】・見守りネットワークを活用して、高齢者の異変に早期に気づき、近隣住民や関係機関が連携して情報共有、対応すること。
- GPS機器の利用。・予め近隣者からの情報を得る。個人情報保護の関係もあるが、可能であれば近隣者の見守りを依頼する。
- 事前に認知症で独居の方は、町に登録し管轄の警察と情報共有をしておく体制（制度）があると、万が一の際に備えて情報活用できる。（誰が行方不明届を出すかも決める）・地域の民生委員等日頃から見守りに協力的な方に協力して頂き、見かけないなど感じたら役場、包括等へ連絡する。
- ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を行うこと。また近隣住民の方が異変に気付いた時に連絡をしやすい仕組みづくりを整えること。
- 暗くなっても家の明かりがつかない等、日常生活での変化に近所の人気がつき相談してくれる体制づくり。
- 警察、医療機関、民生委員等から情報提供をして頂く。介護保健サービスや保険外サービス（配食など）を利用し、誰かの目が届くようにする。

- 行方不明になったことを家族が気づいた場合、また市民等一般の方が気づいた場合でもまずは警察へ連絡がいくことがほとんどであり、市が行方不明に気づくことはほぼない。
- 行方不明に気づいた人が行政や警察にすぐに相談せず、まずは自力で搜索しようとしてしまい、行政等への早期の相談が遅れること。
- 等

⑦見守りツールの限界（8件）

■主な自由記述回答

- G P Sでの所在確認及び訪問等での所在確認。・G P S機能付きの携帯電話にかえて、位置情報を追っていたが、電源を切られていたり、充電されていなかったり、置き忘れていたことがあった。・見守りシール（QRコード）を交付しても貼っていないケースやその洋服を着ていない、カバンなど持っていないことがある。・独居高齢者の場合、迷子になっていることを確認することが困難である。（警察に保護されて、迷子になっていることがわかった。）
- 市認知症高齢者S O Sネットワーク事業の利用登録者に、お守りキーホルダー（緊急連絡先の電話番号と登録番号を印字）とおまもりステッカー（靴等に貼る反射材のステッカー）を配布。・お守りキーホルダーや携帯電話、G P Sを必ずしも所持していない。
- 24時間動きのないときに反応する機器を設置しておくのが良いが、24時間経過してしまう。
- I C Tを活用し、自宅エリア外へ本人が出た場合に、別居の家族に通知がいくシステムの利用が効果的と考えるが、発信機器（端末）を身に付けている必要があることが課題。
- 現在、当市ですすめている事業（道迷いリスクのある方にコイン型タグ（発信機）を身につけてもらい、その電波に反応する受信機を地域内の自動販売機などに設置する。道迷い発生時には、受信機近くの通過長報を瞬時に家族等のスマホにメール通知し、搜索時の情報源となることを目指す）が、実行されれば早期に気づくことができる。当事者がタグを持ち歩くかが課題。事前の登録が必要。
- 地域住民の協力やI C Tは重要であるが万能ではない。
- 当市では行方不明時の対応として、G P S機能を活用しているが、本人が携帯電話を持ち歩かない場合や、携帯電話の電源が切れてしまっているという課題がある。
- 独居でありかつ認知症があると、様々な機器を使いこなせない可能性があり、早期に気づくことが困難である。地域の理解と協力、関係機関との連携が一番重要である。 等

【自由記述】独居認知症高齢者を搜索する上での効果的な方法や課題

①ICTの活用（53件）

■主な自由記述回答

- （課題）G P S機能を備えた機器を用意しても中々持ち歩かない。
- 〔効果的な方法〕居場所を確認できるようなG P S機能付きの端末。S O Sネットワーク等を活用した地域住民の協力。警察との行方不明高齢者に関する情報共有。〔課題〕G P S機能付きの

端末を持たずに行方不明となる高齢者の対策（GPS付きの靴を検討するなど）

- GPSを活用することで行方不明時に居場所を特定することができるが、本人が機器を持参できる工夫が必要であり、GPSの充電が必要な場合、充電を確実にする方法を考えることも必要となる。また月額使用料の負担について家族の理解が得られることも必要である。
- GPS機器を常に身に付けてもらう・独居認知症高齢者が徘徊している場合、行方不明者届が提出されない限り、徘徊かどうかの判別が付かないため、搜索にすら至らない可能性がある。
- GPS端末・親族や知人友人の協力。
- LINEのオープンチャット機能がもう少し使いやすくなると搜索にも活用できるのではないかと期待しています。→個人情報の保護がもう少し可能になるといいと思います。（現在はスクリーンショットや転送ができるので、行方不明者の写真共有は不可）
- SOSネットワークを活用した搜索を行うこと・GPS機器やドローンを活用した搜索を行うこと・当該高齢者の行動の傾向について日頃から把握すること。
- お守りキーホルダーや携帯電話、GPSを常に所持してもらう。
- 事前登録情報に沿って搜索。・GPS等を持っている場合は、情報を共有・SOSネットワーク登録事業所への早期情報配信・警察との情報共有。
- GPSなどのICTツールの活用。SOSネットワークの活用と周知期間の拡大。
- GPSなど搜索機器を活用していくのが必要。
- GPSによる位置情報の提供。
- GPSによる搜索が効果的と考える。認知症高齢者が必ずGPSを持って外出することが課題。
- GPSは本人が持って外出することはないため、小型のものを靴の中に設置するなど、確実に携帯してもらう工夫が必要である。また、GPSで搜索する場合には、事前に関係者に搜索方法を周知しておく。
- GPSを常に身につけられるようにできる機器の開発。発信機、受信機の役割を持たせ、対象人物が通ると位置が分かる等。
- GPS機器は高齢者が持ち歩きにくい。
- GPS機能付きの携帯電話にかえて、位置情報を追っていたが、電源を切られていたり、充電されていなかったり、置き忘れていたことがあった。・自転車で県外に行っていることが多く、位置確認して駆けつけてもすでに移動しているため、発見までに時間を要した。
- GPS機能のついたモノを身に付けてもらう。近隣住民、地域包括支援センター職員等による見守り活動。
- GPS搜索機器をどう持ってもらうか。
- GPS端末を使った搜索が効果的であると考えますが、本人がGPS端末をもって外出していないと意味がない。
- GPS等で即時に高齢者の居場所が把握できることが効果的ではないか。
- GPS等のICTの活用。
- GPS等や直近の写真の確保。
- GPS等徘徊探知システム。徘徊模擬訓練の開催。
- ICTの活用が課題。
- ICTを活用する。家族も高齢化してきており、使いこなせないことが多い。

- SOSネットワークの関係機関との連携、地域住民の協力、GPSの活用。
- オレンジセーフティネット（アプリ）を利用して、捜索協力者に写真や名前等の個人情報を配信し、早期発見に努めているが、個人情報保護の問題があり、捜索協力者は市職員、包括職員、介護サービス事業所職員に限られている。
- 位置情報を発信する機器を携帯することが困難なこともあるが、固定電話ではなく携帯を所持している人も増えている印象がある。特にスマホを利用している人であれば、所持することが課題にならず、GoogleMapアプリの位置情報共有は捜索に役立つと思われる。
- 位置情報検索機器の活用。幅広い情報提供。
- 顔認証等により、個人特定できるシステム。課題：行方不明になったことを警察に通報する人がいない。GPSの申請や管理が難しい。
- 緊急連絡先になる方がいない場合、GPS等のツールを使った捜索が行われにくい。
- 近隣に家族がいる場合はGPS等の活用が有効。更なるSOSネットワークの拡充。
- 警察や他市町村との連携。GPS機器、QRコードの活用。
- 見守りネットワーク、身元や居場所を確認できる機器の活用。
- 現在、当市ですすめている事業（道迷いリスクのある方にコイン型タグ（発信機）を身につけてもらい、その電波に反応する受信機を地域内の自動販売機などに設置する。道迷い発生時には、受信機近くの通過情報を瞬時に家族等のスマホにメール通知し、捜索時の情報源となることを目指す）が、実行されれば早期に気づくことができる。当事者がタグを持ち歩くかが課題。事前の登録が必要。
- 行方不明者の情報配信、GPS等による位置情報の把握。
- 事前に顔写真等の登録を行っておく。GPSの携帯。
- 小型のGPSがあっても、持たせたり衣服に付ける人が居ないので、本人に携帯させることが難しい。
- GPS機器において一定の精度をもって探索が可能。
- 捜索機器活用。
- 端末機の性能について出来る限り、位置情報が正確に分かれれば捜索をする上で役に立つ。端末機の使い勝手が良くなると利用が増える。
- 独居認知症高齢者の現在地を把握すること。常に身につけておけるタグ、ブレスレット、捜索アプリの活用。
- 認知症の早期診断、早期支援を促進する。また診断確定月に生体認証の登録をしておく。ただし、一方で個人情報保護の観点から法整備が必要。
- 防災無線、人力、身につける物に名前を書く。（課題）消防団への負担、情報がない（写真等）。GPS→持って行かないとダメ、充電の問題。
- 本人が意識せずとも捜索の手がかりになるものを身につけてもらえるか。
- 本人の既往歴等からAIによる行動予測を立てる仕組みの開発など。
- 本人の行動パターンや嗜好、生育歴等を把握しておくことや、GPS機器による位置情報の確認が必要。
- 本人の身体、衣類のいずれかに発信器兼上記機能をもつ機械を設置する。生育録、生活歴から、よく行く場所を関係機関が把握しておく。ネットワーク活用で捜索のばあいは直近の本人写真を

公開する。よく行く所から探す。ドローンで広範囲をさがす。

- ICT機器の活用。(GPS) 等

②独居認知症高齢者の実態把握 (48 件)

■主な自由記述回答

- 【課題】行方不明時の状況・情報(服装・時間・本人写真等)の把握が難しく、検索する上で支障がある。
- [課題] 普段の様子がわからないなど情報が乏しい。家族の協力が得られないケースもある。
- SOSネットワークを活用した検索を行うこと・GPS機器やドローンを活用した検索を行うこと・当該高齢者の行動の傾向について日頃から把握すること。
- その人の事を知ること。(日々の本人との会話のなかでみえてくることもある)
- その方の行動範囲や、よく行く場所などを事前に把握しておくことで、本人の行動範囲を推測することができる。
- 対象者のよく着る服のパターンを写真に撮っておく。・写真を最新のものにしておく。
- 地域での見守り、普段からの情報共有・本人について「知る」事。
- 本人がよく訪れる場所を事前に把握。・協力機関を増やす。課題として、SOSネットワークへ事前登録をすすめるにあたり、登録には親族等の緊急連絡先が必要であり、独居高齢者はその連絡先の確認が難しい。
- あらかじめ本人が行きそうな場所や使いそうな交通手段を把握しネットワークを構築しておく。
- ご本人の行動パターン(1人でよく歩く散歩コースやお店等)や就労歴(仕事場等)の把握を関係者が把握していることが重要である。SOSネットワークの協力員を増やすことや、発見した時に的確な行動がとれるように住民を対象とした実践的な声かけ訓練を継続して行うことが重要と思われる。
- その方の生活パターン等を把握しておく。
- どのコースで散歩をしていたか等、一日の行動パターンが把握できていると警察や消防に情報を伝えることで、早期発見につながる検索活動ができるのではないかと考える。
- よく行く範囲や行動範囲の把握。地域住民の協力。当日の服装や顔写真など外見の情報。
- 家族、親族への連絡が取れば良いが、県外在住であったり、身近にいなかったりするので、そもそも連絡体制の構築ができない場合がある。市からの訪問の際に独居の人がいた場合は、気にかけるようにしている。
- 家族の連絡先や行動範囲を把握しておくこと。
- 家族情報や日頃から本人がよく行く場所等の事前に把握が効果的と思うが、事前に認知症独居者を把握することが困難。
- 外出する習慣があるかどうか、あるならどこによく行くのかなど、その人の生活状況を把握していること。
- 外出の手段や向かう方向、本人の外出目的を普段の生活から情報収集し、備えておく必要がある。
- 近隣住民が本人の行動パターンを理解していると発見に繋がる。事前登録により防災無線での対応について了解を得ておくことで早期の呼びかけが可能となる。

- 警察などの捜索する者との緻密な連携をとること。行方不明者が普段行く場所など、ポイントを絞って捜索すること。
- 効果的な方法：普段からひとり歩きされるルートを警察署や支援者が共有。衣類や持ちものに反射材をつける。地域住民に周知し協力してもらう。立ち寄る店舗へ情報収集。
- 行きそうな所、思い出のある所など、日ごろ本人に聞いておく。散歩ルートの確認。
- 行動範囲の把握。
- 行方不明になった認知症のある高齢者は、多くのケースで身体の動きが良く、疲れも感じにくかったりするので、想定よりも速く遠くへ移動できる可能性がある為、早期に広範囲で捜索する必要があると思う。昔、行っていた場所など。
- 行方不明になるリスクのある独居高齢者の情報（身体的特徴等）を、予め把握して情報共有しておく。
- 事前に情報を把握しておくこと。
- 事前の情報が少ない。発見時の引取り人が不在であることが多いとおもわれる。その場合、保護する場所が決まっていない。
- 事前の情報提供により、具体的特徴や行動パターンを把握しておく。
- 周辺住民からの聞きとり。自治会、民生委員との連携、介護事業所との連携。課題：行方不明時の詳細がわからない。（本人状況等）
- 出掛けた時間が不明で、行動できる範囲が絞れない。
- 生活範囲、生活行動の把握。
- 地域住民や民生委員との情報共有。本人の生活歴から行き先について予め予想し、共有していくこと、本人の特徴、普段の外出時の持ち物について把握しておく。
- 独居の方を訪問等で把握し、スクリーニングを行う。
- 日ごろの本人の外出機会の頻度、目的等のアセスメント。
- 日頃からのご本人の行動範囲や行動パターンを把握しておく。
- 日頃からの交友関係や行きつけの場所など知っておく。
- 日頃から緊急連絡先を把握しておき、緊急時はすぐに連絡できるようにしておく。
- 日頃の行動の把握が求められるが、難しく限界がある。
- 日頃より、行方不明になる可能性が高い方を民生委員や地域包括支援センターの方で把握をしておき情報を得ておく。
- 認知症の方の日々の行動歴を把握し、捜索する時の手がかりにする。（ケアマネージャーや家族などからの情報）
- 包括支援センターや行政等と特に接点のない方が行方不明となった場合、別居親族等がその方が行方不明となったことに気付くことができればよいが、全くどちらとも接点がない場合、そもそも行方不明となったことにも気づけず、発見されたとしても何も手がかりがなければ、その人が本当に本人なのか本人確認も難しいと思います。
- 本人の向かいそうな場所や以前住んでいた場所などを把握する。
- 本人の行動パターンや嗜好、生育歴等を把握しておくことや、GPS機器による位置情報の確認が必要。
- 本人の行動先のルート把握は一定の効果があると思われる。しかし、認知症により予想外の動き

もあり、効果的な搜索に繋がっているかは不明。

- 本人の行動範囲や行先等の把握。警察や消防団への早期の搜索依頼。
- 本人の身体、衣類のいずれかに発信器兼上記機能をもつ機械を設置する。生育録、生活歴から、よく行く場所を関係機関が把握しておく。ネットワーク活用で搜索のばあいは直近の本人写真を公開する。よく行く所から探す。ドローンで広範囲をさがす。
- 本人の生活歴などを把握しておく。
- 本人の特徴をよく知る人物をあたる。（ケアマネジャーやヘルパーなど）行方不明にある危険性のある人の事前登録を勧める。 等

③SOS ネットワーク等の活用・協力要請（40件）

■主な自由記述回答

- G P S 端末・親族や知人友人の協力。
- 近隣の人との関わりの少なさが課題。
- 公的機関、民間企業、地域事業者、地域住民等によるネットワークの構築と連携の強化。
- 市町村内を移動する職種や住民、関係団体などとのネットワーク・円滑な情報発信ができるよう事前のプライバシーなどへの対応・高齢者の容姿などが他者と共有できるように事前の情報把握
- 親族がいない独居高齢者については、協力者がいないことから早期の対応が難しい。
- 普段から地域で顔のみえるつながりがあること。・認知症について町全体で正しく理解し、それとなく自然に見守ること。
- S O S ネットワークシステム（警察署）の活用。防災無線で呼びかけ。
- S O S ネットワークの活用。
- S O S ネットワークの関係機関との連携、地域住民の協力、G P S の活用。
- S O S ネットワークの協力機関や情報配信登録者（市民）の増加。
- S O S ネットワークの構築が課題となっている。
- まち全体の見守り、見守りネットワークの活用。
- よく行く範囲や行動範囲の把握。地域住民の協力。当日の服装や顔写真など外見の情報。
- 既存のネットワークの活用：・S O S ネットワークへの登録等、顔写真や特徴を前もって行政、警察、関係機関に情報提供しておくことは搜索するのに効果的。
- 近所による見守りネットワークの構築。
- 近隣に家族がいる場合はG P S 等の活用が有効。更なるS O S ネットワークの拡充。
- 近隣住民との連携、見守りネットワーク事業の活用。
- 警察や市民と協力すること。
- 見守りネットワーク、身元や居場所を確認できる機器の活用。
- 見守りネットワーク協力機関の協力を仰ぐ。日頃からその方に関する情報を把握する。（介護事業所や民生委員等を通じて）
- 効果的な方法：普段からひとり歩きされるルートを警察署や支援者が共有。衣類や持ちものに反射材をつける。地域住民に周知し協力してもらう。立ち寄る店舗へ情報収集。
- 行政機関、警察署や消防署などの関係機関、地域住民などの協力や連携が搜索するうえで必要であると考えている。

- 行政防災用無線などの探索ツールの使用だけではなく、市民による見守りを含めた見守り体制が必要。
- 行方不明になっていると早く気づいてもらえること。
- 自治会や地元消防団等の協力体制の確立。
- 住民の日常生活や民生委員・老人クラブ等の活動を通じた目配りが効果的である。
- 捜索において部内の動員を対応しているが、発見者のうち約半数が市民であり、地域の方の見守り体制の構築が重要であると感じている。行方不明に本人のよく行くお店や施設に本人の写真や情報を明記したチラシを事前に配布したり、日頃から本人を見守る体制を作っておく。
- 捜索は協力者の量が大切だと思います。理解していただき、協力してくださる人の確認が課題だと考えます。
- 捜索をする消防団などに負担が前に比べてかかるようになった。
- 早期に警察につなげるための地域ネットワークの構築。
- 地域で顔見知りになれる場をつくっておき、気にかけることができる体制づくり。
- 地域の中に気づける人を沢山作るため、認知症サポーター養成講座を幅広い年代、事業所向けなど開催する。事業所との見守りネットワークの構築。（コンビニ、商店、宅配業者など）
- 地元消防団の協力、地元住民からの目撃情報。
- 独居に限らず警察の捜査網や、広く市民に呼びかけること。
- 認知症サポーターの地域での活用や、バス、タクシー、トラック、運送会社等へSOSネットワーク等を周知することで、早期発見が可能になると考えられるが、個人情報の課題がある。
- 普段から地域住民やSOSネットワーク内の構成員とできるだけ顔見知りになっておく。
- 方法：SOSネットワークの活用。
- 本人をよく知っている町内会の人達の協力。
- 本人情報（個人情報）の出し方や共有。地域への協力要請をどのように、どこまで行うのか判断に迷うことがあり、課題でもあります。
- 徘徊SOSネットワークにより見守りと登録事業所への認知症についての啓発普及。防災無線による呼びかけ。市民の方への認知症の理解がもっと広がっていくよう、認知症サポーター養成講座を若い年代から受講できるよう、さらに進めていくことが必要。 等

④情報提供・情報共有の体制（40件）

■主な自由記述回答

- 〈課題〉初動までのスピード感のある情報共有、関係機関との連携。
- 一斉メール（町の防災メール）を活用し、広く情報を提供する。・広域的捜索の仕組みを活用し、県内外へ情報を発信していく。
- 介護サービス（デイ等通所サービスを利用していれば）普段の様子写真を了解の元、とってもらい、必要時捜索する上で公開を行っていく。見守りシール利用。
- 事前に本人・家族の了承が得られた場合に、町内会や民生児童委員、福祉委員や本人が立ち寄りそうな商店や公共機関などに本人の情報や本人を発見した場合の対応方法などについて情報提供し、早期の発見に努めている。
- 事前登録情報に沿って捜索。・GPS等を持っている場合は、情報を共有・SOSネットワーク

登録事業所への早期情報配信・警察との情報共有。

- SOSネットワークシステム（警察署）の活用。防災無線で呼びかけ。
- まずは身内等で捜索して夕方になってから、警察等に依頼するケースも少ないと思うので、できるだけ早い時期に警察やネットワークに捜索が依頼できる体制づくりが必要と思われる。
- メール配信は効果的だと感がある。ただし、当市でも行っている一斉メール配信や防災無線の活用は、事象発生後すぐの対応が必要不可欠と考える。
- 位置情報検索機器の活用。幅広い情報提供。
- 家族・親族により警察への迅速な通報から、自治体の情報共有ネットワーク上に早期に乗せることが効果的だと思う。
- 家族の同意が必要で、情報を流す機関も制限された場合、対応が難しい。
- 関係機関からの早急な情報提供。
- 既存のネットワークの活用：・SOSネットワークへの登録等、顔写真や特徴を前もって行政、警察、関係機関に情報提供しておくことは捜索するのに効果的。
- 警察からの依頼により、市の防災行政無線で捜査を呼びかけ、市民の方が発見してくれたケースもあった。
- 警察との連携、地域住民への周知。
- 警察への捜索願の届出。東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへの情報提供。
- 個人情報の同意が得られれば、市民へのメールによる情報発信等で、広域に多くの目を使って捜索する方法が効果的と考えます。
- 行方不明が判明してから協力者に捜索協力依頼のメール配信をするまでに時間がかかることがある。（事前登録していない認知症高齢者が休日に行方不明になった場合など）
- 行方不明になるリスクのある独居高齢者の情報（身体的特徴等）を、予め把握して情報共有しておく。
- 行方不明者については、防災無線や市民向けメールにて、見かけた場合は情報提供をしてほしい旨情報を流しているが、実際に捜索をいただけているかの不明。
- 行方不明者の情報を市内地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ提供し、業務内での捜索の協力依頼を行っている。警察との連携、地域見守りネットワーク協定事業所との多方向の情報共有を行う体制を整えることが課題である。
- 行方不明者の情報配信、GPS等による位置情報の把握。
- 行方不明発生時、迅速な対応ができるように、職員は夜間休日も当番携帯を所持している。そして市の情報メール・ラインにて市民への情報提供をしている。課題として、市民の認知症への理解を促進し、捜索への協力者（県防災メール、市総合情報メール、市LINE公式アカウントの登録者）を増やすことが挙げられる。
- 市が行っている事業の周知が進めば、市民もいち早く気づき、行動してくれるのではないかと
- 市の「安心メール」での配信が多く目の目で捜索が可能となり効果的であると思う。捜索する上では顔写真があるのがベストだが、どこまで公表可能なのか家族等の同意が得にくいと考える。
- 事前に徘徊の恐れがあることを察知し、事前登録を行うこと。発生した際にはSOSネットワーク協力団体へ早急に情報共有を行い、速やかに捜索を開始する。
- 小さなまちなので、事前に了解を得ておいて、防災無線を活用している。

- 情報伝達の方法、捜索者等、あらかじめ情報を共有し決めておくこと。
- 捜索参加者により多くの情報を提供すること。
- 地域の警察署や近隣市町村との個人情報共有すること。
- 地域住民や民生委員との情報共有。本人の生活歴から行き先について予め予想し、共有していくこと、本人の特徴、普段の外出時の持ち物について把握しておく。
- 地元消防団の協力、地元住民からの目撃情報。
- 町の防災無線の活用。
- 独居を含む行方不明高齢者の捜索の際、本人の情報から特定することが難しいため、顔写真などが情報共有できるとよい。民生委員からの聞き取りも有効。
- 防災無線、人力、身につける物に名前を書く。（課題）消防団への負担、情報がない（写真等）。GPS→持って行かないとダメ、充電の問題。
- 防災無線により市内全域に周知することで広く情報提供を求めることができる。
- 本人と同じ日常生活圏域に住み、本人のことを知っている方で、実際に本人が行方不明になったときに捜索できる協力者にすぐ行方不明情報が届けられるシステムが効果的と考えますが、個人情報の問題や、協力者の把握など、課題が多くあります。
- 本人の車の使用の有無、認知機能、歩行状態、行方不明時の服装等、捜索に必要な情報を関係機関に周知し、事態発生時に早期の捜索が効果的と考える。
- 本人の同意のもと関係者に写真データの提供。
- 連携している関係機関、協力員への迅速な情報共有。防災無線等を活用して捜索を行う。 等

⑤事前登録の仕組み活用（30件）

■主な自由記述回答

- 〈効果的な方法〉徘徊のおそれのある独居認知症高齢者がいる場合は、予めSOSネットワーク事前登録をしておく。〈課題〉SOSネットワーク事前登録の情報（写真・体格等）が更新されず古い情報の可能性がある。
- 【効果的な方法】・行方不明になる可能性のある認知症高齢者等を事前に登録し、行方不明時に協力者へメールを配信する見守りメール事業、認知症高齢者等支援対象者情報提供制度などで、行方不明となる可能性のある人について情報を把握しておくこと。【課題】・位置情報のわかる端末を利用されていたとしても、行方不明時に端末を必ず持たれているわけではないため、場所の特定に繋がらない場合がある。・警察署で複数回保護されていても、見守りメールの登録に繋がらない人が少なくない。
- 介護サービス（デイ等通所サービスを利用していれば）普段の様子写真を了解の元、とってもらい、必要時捜索する上で公開を行っていく。見守りシール利用。
- 現時点でとれる効果的な方法として、本人の了解を得たうえで県警の事前登録をすすめる。身元のわかるものを携帯する。・課題は本人の同意がとれないと導入が難しい。
- 市町村内を移動する職種や住民、関係団体などとのネットワーク・円滑な情報発信ができるよう事前のプライバシーなどへの対応・高齢者の容姿などが他者と共有できるように事前の情報把握
- 事前に本人・家族の理解を得て、本人の特徴などの情報を登録し、捜索の際に活用する。
- 事前登録をすすめる・事前登録の情報・写真の定期的（1年に1回程度）な確認と更新・独居認

知症高齢者を事前登録につなげることが課題。

- 事前登録情報に沿って検索。・GPS等を持っている場合は、情報を共有・SOSネットワーク登録事業所への早期情報配信・警察との情報共有。
- SOSおかえりネットワークに登録してもらっておくことで検索時に直近の写真があり、本人確認がしやすく、早期保護に役立っている。防災無線で氏名まで公表した際、地域住民が気になる方に声をかけやすく、早期保護につながったケースがある。
- SOSネットワークの協力機関や情報配信登録者（市民）の増加。
- あらかじめ、SOSネットワーク等の見守り事業に登録しておいてもらうこと（包括支援センターがかかわる人に限定されてしまうが）顔写真等の情報も一緒に提出してもらっているため、介護事業所等にも確認しやすくなると思います。
- オレンジシール交付事業による番号管理。
- メール配信等を登録した住民を増やすこと。
- 顔写真付きで登録を行う。
- 見守ネット（メール配信できるもの）に事前に登録しておく。
- 現在、当市ですすめている事業（道迷いリスクのある方にコイン型タグ（発信機）を身につけてもらい、その電波に反応する受信機を地域内の自動販売機などに設置する。道迷い発生時には、受信機近くの通過情報を瞬時に家族等のスマホにメール通知し、検索時の情報源となることを目指す）が、実行されれば早期に気づくことができる。当事者がタグを持ち歩くかが課題。事前の登録が必要。
- 行方不明のおそれのある方には事前登録を薦める。
- 事前にSOSネットワークに登録して、顔写真や緊急連絡先を把握しておくこと。
- 事前に顔写真等の登録を行っておく。GPSの携帯。
- 事前に徘徊の恐れがあることを察知し、事前登録を行うこと。発生した際にはSOSネットワーク協力団体へ早急に情報共有を行い、速やかに検索を開始する。
- 事前登録の推奨。
- 事前登録をし、事前によく行く場所や特徴を把握しておくこと、警察もその情報をもとに捜査捜索ができる。
- 事前登録制の導入、情報の更新。
- 写真等が必要となるが、どのように入手してゆくか。
- 検索者同士の情報共有ができることは効果的と考える。また、現在進めているSOSネットワークに参加しておくことで、事前に写真などの情報の共有や検索時の情報提供がスムーズになる。支援者の制度理解や普及が課題となっている。
- 当市では見守りステッカー等の活用を次年度より検討しています。この活用により行方不明の捜索に効果が得られるかは今後の課題です。
- 独居認知症高齢者の衣類にスマートフォンから読み取りができるラベル・シールを貼り付けていただく。ラベル・シールを貼り付けている高齢者を見かけた方に声かけをしていただき、ラベル・シールをスマートフォンから読み取っていただくことで家族やケアマネジャー、地域包括支援センターと情報共有できる仕組みづくり。しかし費用がかかるため現時点ではこの仕組みを導入できていない。

- 本人の特徴をよく知る人物をあたる。（ケアマネジャーやヘルパーなど）行方不明にある危険性のある人の事前登録を勧める。
- 徘徊見守りSOSネットワークを構築し、その中に事前登録制度を設けている。家族が了解し登録された場合、その情報は警察の生活安全課と市の市民活動推進課で共有している。また、捜索願が出て、家族の了解が得られれば、市の防災メールに行方不明情報を流し多くの人に気にかけてもらっている。
- 徘徊高齢者等事前登録制度により、登録された方の情報を市、警察、消防で共有することで捜索に協力する。 等

⑥関係機関との連携体制の構築（24件）

■主な自由記述回答

- 警察や消防と連携し、迅速な対応、多人数による捜索。
- 行方不明者の行動特徴や普段からよく行く場所などを警察や消防（消防団を含む）と速やかに情報共有する。個人情報保護の観点から警察や消防では市町村に情報を提供できない場合がある。
- 警察や他市町村との連携。GPS機器、QRコードの活用。
- 警察との連携、地域住民への周知。
- 常日頃から警察と連携しておく。
- 関係機関との連携。（地域包括支援センター、デイサービス事業者等）
- 地域の近隣住民、自治体、警察等との連携体制の構築。
- 公的機関、民間企業、地域事業者、地域住民等によるネットワークの構築と連携の強化
- SOSネットワークの関係機関との連携、地域住民の協力、GPSの活用。
- 捜索ルートの事前取り決め。
- 消防、警察が捜索しており、包括支援センターへの情報提供はない。個人情報の取り扱いも課題。
- 包括支援センター等関係機関での時間外対応ができない。家族等緊急連絡先との連絡調整が難しい。警察等から包括支援センターに連絡があったとき、誰が迎えに行くのか。
- 1つ1つの事案での周囲のていねいな関わり。
- 〈課題〉初動までのスピード感のある情報共有、関係機関との連携。
- 警察署、駐在所との連携（上記見守り体制メンバー含めての）駐在所が地区巡回や地域住民の集まりの場に参加されていることが役立っている。
- 交通機関や警察官と日頃から連絡を取り合う。
- 警察との連携。
- 行方不明発生時の早急な対応。
- 周辺住民からの聞きとり。自治会、民生委員との連携、介護事業所との連携。課題：行方不明時の詳細がわからない。（本人状況等）
- 関係機関との連携。
- 初期捜索は不明発覚から10分～15分がひとつのポイントとされていることから専門機関への通報をできるだけ早くするよう申請時に助言。
- 地域の病院、介護施設、近隣関係事業所に連絡をとり、捜索に協力してもらう。

- 警察などの捜索する者との緻密な連携をとること、行方不明者が普段行く場所など、ポイントを絞って捜索すること。
- 警察との連携、情報共有。 等

⑦模擬訓練の実施（3件）

■主な自由記述回答

- G P S 等徘徊探知システム、徘徊模擬訓練の開催。
- 県では登録番号により、個人を特定する身元確認用シールがある。身元確認用シールの利用登録をしても、シールが貼付されている衣類等を身に付けないことがあるという課題がある。市民へ徘徊模擬訓練参加を促すことで、捜索時の早期発見に繋がると考える。
- 地域での認知症の方への声かけ訓練など身近なできるところから始めていきたい。 等

⑧マニュアルやルールの作成（2件）

■主な自由記述回答

- 地域における見守り活動の強化、事例が発生した際の速やかな情報共有や捜索活動を行ううえでの対応マニュアルの整備等。
- 誰がどのような方法で、どこを捜索するか決まっていないことが課題。 等

【自由記述】発見後、独居認知症高齢者の身元を確認する上での効果的な方法や課題

①ICT 以外の方法（名札、シール等）（54件）

■主な自由記述回答

- （課題）身元が確認できるものや居場所がわかる機器を持参もしくは氏名等明記された衣服等を確実に身に付けて外出されるかどうか。
- 【課題】・G P S や身元確認のできるもの（名札等）が効果的に活用されていない場合がある。
- 【課題】身元確認については警察の業務の範囲、市への照会があった場合は、事前に地域包括支援センター、民生委員等が関わっている場合は、家族等の連絡先を把握している場合はあるが、関わりがない場合などは市としても照会する情報自体がない。
- 〔効果的な方法〕通し番号入りのステッカーを希望者に交付し、その情報を警察と共有。〔課題〕ステッカー未交付の高齢者に対する効果的な身元確認方法。
- お守りキーホルダーや携帯電話、G P S を常に所持してもらう。・持ち物、衣服等に氏名や連絡先を記入してもらう。
- どこシル伝言板シールの普及。
- 介護サービス（デイ等通所サービスを利用していれば）普段の様子写真を了解の元、とっておく。身元のわかるものを洋服等にぬいつけておく。見守りシール利用。
- 見守りシール（登録番号記載により個人が特定できる）の配布。
- 氏名、住所等を記した物を衣類に貼る。貼る位置は全国統一とすることで、市町村、県をまたい

だ時も確認できる。・認知症で行方不明となる場合には、認知症が進行していると思われる。上記の方法をとった時に誰がシールを貼るか課題になると思われる。

- 氏名シールは有効では、担当CMや本人の介護度によって対応・支援が異なっている。・QRコードのようなもので、緊急連絡先等の情報が分かると良いのでは。
- 事前登録をして、ステッカーなどを貼っておく。
- 本人が身に付ける服やくつなどに、名前等の記入をする。・独居で家族が近くにいない場合、誰が記入するのか。
- SOSネットワークのシールや事前登録の写真の活用。
- アイロン名札、事前登録をすすめている。
- おかえりマークの貼付や徘徊SOS登録などが有効と考えるが、事前の申請がされていないと身元の確認ができないため、申請がない方への課題がある。
- はきもの、洋服に名前、住所、連絡先等を書く、貼る、ぬいつける。
- 衣類やくつ、帽子、杖、手押し車に名前、住所、連絡先を記入。ネットワーク構築。課題：個人情報、ICT費用対効果。
- 衣類や持ち物に氏名や住所が示されていること。見守りシールやキーホルダー、爪シール等あるが、各市町村毎に採用しているツールが違っていると行方不明者が市外に出て保護された場合、気付かれにくい。ため、全国統一のものがあるといいのでは。
- 衣類等にシールを貼付や見守りキーホルダーを活用することも効果的ではないか。制度や対策の周知が重要であるが、認知度がなかなか上がらない。
- 見守ステッカー（事前に個人情報を登録し、登録番号が記載されたステッカー）の利用。他者に認知症があることが分かることから、認知症高齢者が身に付けることへの抵抗感があることや、認知症の自覚の無い方への対応が課題。
- 見守りペンダント、身元確認シール（衣類、くつ、持ち物に貼る）を配布し、身元の特定を行っている。課題は上記を常に身につけてもらうための工夫を考える。
- 現在、本市では身元のわかるQRコードやキーホルダー等の登録、配布は行っていないが、ヘルプマークに住所や連絡先を記入しかばんに身につけたことで警察に保護された際に身元がわかった事例があった。
- 個人を特定できる情報を事前に集めておく。（写真等）
- 効果的な方法：持ちもの着ているものに名前をつける。事前登録、愛称や呼び名の情報。課題：事前登録者は身元特定のため、個人情報使用する同意を得ているが未登録者の取り扱いが課題
- 効果的な方法：普段履いている靴に登録番号を入れた反射シールを貼り、その情報を市、包括、警察、（担当CM）で管理。発見後はシール及び登録情報（顔写真つき）を照らし合わせる。課題：シールは1人につき5足分登録後に渡しているが、シールを貼っていない靴で出て行ってしまふことがあったり、どの靴を履いているか分からないと捜索時の方法に入れられない。
- 行方不明になる前に写真等の情報を得ておく。身元が確認できるマークを身につけておく。
- 高齢者の情報を登録したキーホルダー。QRコードを使用した見守り。
- 氏名、住所、連絡先を書いたものを身につけさせる。
- 氏名・住所・連絡先等の個人情報を身に付けてもらうなど必要。
- 氏名等記載のステッカーの貼付。

- 持ち物、名前や土地などのききとり（女性だと旧姓を名乗ることもある）や記名してもらうこと。時間や場面をかえてききとること。
- 持物より個人を特定し住民情報を検索。
- 身元を確認できるメモを、いつも持ち歩く鞆に入れておく。SOSメール配信（協力者に行方不明情報を提供する）の事前登録している方に、高齢福祉課に連絡するステッカーを配布。
- 身元を確認できるもの、家族の連絡先を書いたものを持ち歩いてもらう。
- 身元を確認できるものを本人が持って出かけるものにしのばせておく。
- 身元確認シールの活用。自治体や警察が身元確認できる記入方法のルールづくり。
- 身元確認につながるものを所持しておく。
- 身元不明者保護情報共有サービス「どこシル伝言板」導入予定。
- 身分証の携帯。名前、連絡先等を記載したシール等の活用。
- 身分証を持たない、名前・住所が言えない方の身元照会は課題に感じるものの、取り組めていない。
- 身分証明書等を持っていない場合、確認困難。
- 対象者を発見しても、対象者が現在地が分からなくなり困っている認識が乏しい可能性がある。対象者に対し、身元を確認するために最初に声掛けする際は本人のプライドに十分配慮することが必要と考える。
- 日頃、ご本人が身に着ける服や靴、バック等に氏名や連絡先がわかるもの（見守りステッカー）を身につけておくことが重要であり、その制度の普及啓発を継続することが必要である。
- 日頃から衣類や靴等、身につけるものに名前を記入する。
- 認知症の方やその家族等にも協力・理解をして頂いて認知症の方が名前・住所・連絡先が記載されているものを身につけてもらう。課題）地域住民の認知症に関する理解促進。住民の中で見守りができる人材を育成する。
- 普段から身につけているものに本人識別ができる情報を記入する。SOSネットワークへの事前登録。
- 普段から必ず身につけるものに身元がわかるものを入れておく等。
- 方法：身分証等の確認。
- 本人が言う氏名、住所等からの情報で確認していく。本人の持ち物からわかる時もある。
- 本人に身元が分かる物を身につけてもらう。全ての衣服に縫い付ける等の工夫が必要。
- 名前や住所、生年月日等が言えなかった場合に、身元確認用シールやキーホルダーがあれば良いと思うが、そのシールやキーホルダーのついた物を持ち歩くかどうかや、情報の更新という点が課題であると考えます。
- 名前や住所、連絡先を記載したものを、よく身に着ける衣類や持ち物につけておく。住居の賃貸借契約やマンションの管理組合などで、可能であれば居住者の顔写真等を提供してもらえたと、独居認知症高齢者にかかわらず、有事や災害時等でも活用できる。
- 明らかな特徴がないと警察からの情報照会に応えられない。くりかえす方の場合は市も情報をもっているが・・・
- 迷い人発見シールのようなものを活用できると良いと思う。独居認知症の方の場合、上記シール等の申請や添付の支援が必要。 等

②事前登録時の情報（51件）

■主な自由記述回答

- （効果的方法）事前に登録することで発見時に本人を特定できる本人確認シール等を持ち物などに張り付ける。
- 〈効果的〉包括により継続的な見守り、認知症高齢者等あんしん補償事業への登録。（課題でもある）
- SOSネットワークの活用
- SOSネットワークの事前登録の添付写真等で確認を行う。・キーホルダーやシール等、身元確認に役立つツールの活用の課題として、どのように本人が違和感を感じない方法で身に付けてもらえるかということがある。
- SOSネットワーク事前登録。
- 現時点でとれる効果的な方法として、本人の了解を得たうえで県警の事前登録をすすめる。身元わかるものを携帯する。・課題は本人の同意がとれないと導入が難しい。
- 事前に本人・家族の理解を得て、本人の特徴などの情報を登録し、検索の際に活用する。
- 事前登録をして、ステッカーなどを貼っておく。
- 認知症で行方不明になる恐れのある方として、事前に行政や支援者が把握しておくこと。（SOSシステム本人登録）。・身元確認ができるものを身につけてもらうこと（身元確認用シール）。
- SOSネットワークシステム（警察署）への登録（顔写真）。
- SOSネットワークのシールや事前登録の写真の活用。
- SOSネットワークの事前登録。
- SOSネットワークの充実、警察との情報共有。
- SOSネットワークの登録情報を警察と共有していることは身元確認の上で有効と思っています。
- SOSネットワークへの事業登録。
- SOSネットワークや広域連携を通じて、身元不明者照会を行う。
- アイロン名札、事前登録をすすめている。
- ひとり暮らし登録、徘徊高齢者登録など、事前に登録を行うことで行方不明時に迅速に対応できる。
- 警察の事前登録、見守りキーホルダー・シール等に緊急連絡先等の個人情報を登録し、行方不明時に個人特定ができるシステム、顔認証システム。課題：申請する人がいない。
- 警察署、駐在所との連携（上記見守り体制メンバー含めての）駐在所が地区巡回や地域住民の集まりの場に参加されていることが役立っている。SOSネットワーク登録（警察では保護された方へ登録を勧めているが、登録につながらないケースが多い）。
- 行方不明になる恐れがある人等の事前登録制度。
- 事前にSOSネットワークに登録して、顔写真や緊急連絡先を把握しておくこと。
- 事前に顔写真等の登録を行っておく。
- 事前に個人の写真など特徴を市役所で管理しておくこと。
- 事前に写真を入手する。関係者に確認をお願いする。

- 事前に身元を登録できる制度.
- 事前のSOSネットワーク等への登録支援.
- 事前の把握.
- 事前登録.
- 事前登録者であれば、顔写真で確認する事もできるが、写真の更新をしている訳ではなく、本人確認が難しい時もある。情報の更新をどのようにしていくか.
- 事前登録制の導入、情報の更新.
- 事前登録制度の写真情報等の有効活用.
- 事前登録制度の利用.
- 事前把握、登録が有効だとは考えているが、親族が遠方であったり、身寄りがいなかったりと把握が遅れることや事前登録の届出者となり得る人がいないことが多い.
- 対象者を事前に登録しておく.
- 当市では事前に行方不明になってしまう可能性がある方に対して、「いなくなっちゃうかもリスト」に登録をお願いしている。万一、行方不明になった際に情報をすぐに確認し、対応できるようにしておき、情報に関しては、警察と共有するようにしている。また、登録された方には、靴のかかどに貼る反射板シールに附番をし、配布している。全く初めての関わりの方に関しては、課題と考えている.
- 特徴が登録情報では不十分な点があり、どういう内容が必要か再検討があると感じた.
- 独居高齢者の事前把握.
- 独居認知症高齢者の顔写真を地域包括支援センターが中心となり、保管しておく。また、家族等の連絡先も事前に把握しておく等の取り組み.
- 認知症の早期診断、早期支援を促進する。また診断確定月に生体認証の登録をしておく。ただし、一方で個人情報保護の観点から法整備が必要.
- 市徘徊高齢者家族支援事業（徘徊の恐れがある高齢者の写真・身体的特徴等を事前に登録し、関係機関によるネットワーク内で情報共有することで、徘徊が発生した際、支援を行う事業）への登録を行う.
- 発見後、事前登録（写真添付）の登録者であれば、本人が住所や名前を答えられなくても家族への連絡での対応が可能。身元確認の一助となると考える.
- 発見者が誰であっても家族が事前に自主的に警察に届けていけば（認知症高齢者事前登録）警察で身元確認ができる.
- 普段から身につけているものに本人識別ができる情報を記入する。SOSネットワークへの事前登録.
- 予めSOSネットワークに事前登録を促し、顔写真を把握しておくこと。また、本人支援者を把握しておくこと。課題：全ての人を把握することは不可能に近いこと.
- 徘徊SOSネットワーク等の登録になっていれば個人情報を特定する事は可能ながら、何の支援に結びついていない場合は確認が困難.
- 徘徊ステッカーなどの登録を事前に行い、所持品等に貼付しておく.
- 徘徊の可能性のある人はSOSネットワークに事前登録し、もし徘徊があった時はQRコードシールにて身元が分かるようになっている.

- 徘徊高齢者等事前登録制度により、登録された方の情報を市、警察、消防で共有することで捜索に協力する。 等

③ICT (GPS、QRコード等) (29件)

■主な自由記述回答

- 【課題】・GPSや身元確認のできるもの(名札等)が効果的に活用されていない場合がある。
- お守りキーホルダーや携帯電話、GPSを常に所持してもらう。・持ち物、衣服等に氏名や連絡先を記入してもらう。
- 靴などに記名してある、情報バーコードがついているなど、何かしらわかると可能性は広がる。・防犯カメラなどで来た方向などを追うことはできないのでしょうか？(警察)
- GPSの位置情報を検索できる端末を持っておけば身元を確認することができる。しかしすべての人が持ち歩いているわけではないため、実際に事案が発生した際に対応できていない可能性がある。
- GPSの貸出しを行っているが、出かける際に本人が身につけるかどうかは課題である。シール貼付の方法があることも他市町村からきいているが、誰が衣類につけるか、それを身につけて出かけてくれるかGPSと同様の課題がある。
- GPS等や直近の写真の確保。
- ICTの活用により、発見時の身元確認が効果的になると考えられる。
- ICTの利用。(個人情報を守る)
- QRコード(みまもりシール)等の利用などは身元確認に効果的と考える。
- QRコードシールなど作ってはいるが、貼り付けているものを身につけて外出するとは限らないので、これがあれば大丈夫!!の様なものはなかなか思いうかびません。
- QRコード等に事前登録、QRコードシールを接着した衣類を身につけてもらうこと。衣類に名前、連絡先を記入しておく。
- QRコード等の活用。
- 暗号化された情報のみが記載されている身元確認シールを、本人の許可をとって衣類等に貼付されてもらう。
- 衣類やくつ、帽子、杖、手押し車に名前、住所、連絡先を記入。ネットワーク構築。課題：個人情報、ICT費用対効果。
- 衣類や靴などにQRコード等で連絡先(本人の住所ではなく事業者や市町村等)がわかるシステムが効果的と思われる。
- 警察の事前登録、見守りキーホルダー・シール等に緊急連絡先等の個人情報を登録し、行方不明時に個人特定ができるシステム。顔認証システム。課題：申請する人がいない。
- 警察や他市町村と個人情報が共有できるようにするGPS機器、QRコードの活用。
- 現在、本市では身元のわかるQRコードやキーホルダー等の登録、配布は行っていないが、ヘルプマークに住所や連絡先を記入し、かばんに身につけたことで警察に保護された際に身元がわかった事例があった。
- 高齢者の情報を登録したキーホルダー。QRコードを使用した見守り。
- 市独自の施策ではなかなかQRコード等の活用の啓発が進まないため、都道府県で共通のツール

が必要（市をまたいで発見されることが多い）。

- 身元や居場所を確認できる機器、情報共有サイトの活用。
- 身元を確認できるメモを、いつも持ち歩く鞆に入れておく。SOSメール配信（協力者に行方不明情報を提供する）の事前登録している方に、高齢福祉課に連絡するステッカーを配布。
- 地域に住んでいる独居認知症高齢者の把握、台帳の整備等。台帳に親族の連絡先や緊急連絡先を記載。衣服や靴等にICチップや番号が書かれた何かを付け、その番号と台帳をリンクさせ早期に身元が確認できるシステムの構築。
- 爪QRなどのQRコード等で身元確認。
- 独居であり、認知症の診断を受けた高齢者については、QRコード等を活用したシールの配布を義務化する。
- 独居認知症高齢者の衣類にスマートフォンから読み取りができるラベル・シールを貼り付けていただく。ラベル・シールを貼り付けている高齢者を見かけた方に声かけをしていただき、ラベル・シールをスマートフォンから読み取っていただくことで家族やケアマネジャー、地域包括支援センターと情報共有できる仕組みづくり。しかし費用がかかるため現時点ではこの仕組みを導入できていない。
- 認知症高齢者QRコード活用見守り事業を活用することで、登録者が行方不明になり発見された際、身元を早期に確認することができる。また、ヘルプマークやヘルプカードの活用も効果的と思われる。認知症高齢者QRコード活用見守り事業やヘルプマーク等の住民や警察への周知が課題である。
- 本人の普段から身に着けているものに、ICチップを搭載する。
- 名前のわからない方の身元の確認は時間を要することが多く困難と感じています。事前登録の周知、QRコードステッカーの活用により効果を期待しています。超小型のGPS（名札につくレベル）があるといいなと思います。等

④関係機関からの情報提供・情報共有（29件）

■主な自由記述回答

- 〈効果的な方法〉身元の特定、確認につながる情報など、警察から依頼があった場合、情報を提供し連携する。〈課題〉発見時に身元を証明するものがない場合、特定までに時間がかかる。
- SOSネットワークの活用。
- 既存のネットワークを活用し情報収集する。家族への働きかけが必要。（連絡先が分かる様な工夫）
- SOSネットワークの充実、警察との情報共有。
- SOSネットワークの登録情報を警察と共有していることは身元確認の上で有効と思っています。
- 課題として、市が警察から身元確認の照会を受けることがあるが、市のシステムは夜間・早朝（22時頃～翌日6時頃）に利用ができないことが挙げられる。
- 関係課との連携を行っている。
- 近隣住民と協力機関の連携。
- 警察が対応。

- 警察との連携が重要.
- 警察と行政による連携.
- 警察による身元確認.
- 警察署、駐在所との連携（上記見守り体制メンバー含めての）駐在所が地区巡回や地域住民の集まりの場に参加されていることが役立っている。SOSネットワーク登録（警察では保護された方へ登録を勧めているが、登録につながらないケースが多い）
- 個人情報の取り扱いが課題.
- 行政、警察を中心に地域包括支援センター、在宅支援事業者と情報連携を行うことが効果的と考えます.
- 行政と警察社会福祉協議会などが事前に徘徊の恐れがある高齢者の情報を共有しておくことで早期の確認ができる.
- 行方不明になる前に写真等の情報を得ておく。身元が確認できるマークを身につけておく.
- 行方不明者の家族から可能な限りの情報提供を得ておく。（直近の顔写真、体型、服装等）
- 住民基本台帳の確認、関係機関等への情報収集を行い身元の確認を行う.
- 情報の一元化し、誰でもアクセス出来れば良いが、個人情報の取扱いの点で難しい部分がある.
- 申請時の全身、顔などの写真を行政、警察双方で保管.
- 身元を確認する上で各情報を持っている警察、市役所、事業所、病院等、他機関との連携が必須だと思われる.
- 身体的特徴をどのように把握し管理してゆくか.
- 地域包括支援センターとの連携.
- 地域包括支援センターなどからの情報.
- 日頃からご本人の特徴や写真を、機会をみつけて撮っておく。（情報収集）
- 本人が名前等を覚えていれば、対応に苦慮することは少ないが、そうでない場合、警察等から情報提供の依頼があるが、個人情報の提供についてスムーズに行えないことがある.
- 本人の氏名が確認できるかどうか。顔写真などの基本情報の共有.
- 名前や住所、連絡先を記載したものを、よく身につける衣類や持ち物につけておく。住居の賃貸借契約やマンションの管理組合などで、可能であれば居住者の顔写真等を提供してもらっておくと、独居認知症高齢者にかかわらず、有事や災害時等でも活用できる。等

⑤独居認知症高齢者ご本人を知る関係者からの情報（26件）

■主な自由記述回答

- 〈効果的〉包括により継続的な見守り。認知症高齢者等あんしん補償事業への登録。（課題でもある）
- 【課題】身元確認については警察の業務の範囲。市への照会があった場合は、事前に地域包括支援センター、民生委員等が関わっている場合は、家族等の連絡先を把握している場合はあるが、関わりがない場合などは市としても照会する情報自体がない.
- 介護サービス（デイ等通所サービスを利用していれば）普段の様子写真を了解の元、とっておく。身元のわかるものを洋服等にぬいつけておく。見守りシール利用.
- 関係機関に本人写真を用い身元照会した.

- 福祉サービス等の利用者の場合、事前に写真などを撮っておく・親族や近隣住民など本人を知る者から協力を得る。
- 医療機関や介護保険事業所への身元照会するための体制整備。
- 家族、近所の人、民生委員、介護事業所の人に確認してもらう。
- 家族等が写真を定期的に撮っておくこと。
- 課題：個人情報があり近隣者にも守りなどの協力依頼が難しい。
- 課題：誰とも関わりが希薄な時。
- 介護事業所や日常生活の中で必要な関係者と良好な関係を築くことで、身元照会など多くの情報を得られるようにしておくことが効果的だと考えます。
- 基本的に確認を行うのは親族となるが、遠方の場合等、ケアマネジャー等で確認することもある。全く誰も関わりがない人であった場合の支援が難しい。
- 緊急連絡先や包括とのつながりが無い方は、身元が確認されづらい。
- 警察よりの認知症高齢者の行方不明者の問い合わせは、主に地域包括支援センターに来るが、包括内に情報のある人については答えることができるが、情報のない人については住基での確認が必要な時もある。しかし委託の包括である為住基での確認ができず、時間外等での対応が遅れることもある。
- 社会福祉協議会などの不明者との関わりや対象者情報の整理などにより効果的に確認が行われている。
- 先日の検索でも近隣住民の方の情報があり、特定につながりました。地域で支えるのが理想だと思います。
- 地域で顔見知りになれる場をつくっておき、気にかけることができる体制づくり。
- 地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者の職員、民生委員などにより協力
- 地域包括支援センターにて管理するカルテを活用し、身元の確認や必要な連絡先の把握を行います。
- 地域包括支援センターや介護保険係は市内の高齢者の情報を持っているため、情報照会されれば確認することは可能である。しかし市外居住の住民外であれば市内で発見されても情報がない。
- 独居高齢者及び高齢者世帯の民生委員による見守り活動（シルバーカード事業）を行うことで、独居認知症高齢者が徘徊した際に、緊急連絡先の親族に連絡をとり、本人確認を行うことができる。
- 発見時、氏名等が不明の場合も住所地が特定できれば、圏域の地域包括支援センターへの連絡により身元が発見する可能性がある。
- 包括支援センターや行政等と特に接点のない方が行方不明となった場合、別居親族等がその方が行方不明となったことに気付くことができればよいが、全くどちらとも接点がない場合、そもそも行方不明となったことにも気づけず、発見されたとしても何も手がかりがなければ、その人が本当に本人なのか本人確認も難しいと思います。
- 包括支援センターや民生委員の訪問活動。
- 本人、家族、担当ケアマネジャーに確認していただく。
- 本人から聞き出したキーワード（名前や住所など）から、包括や近隣の市町村などに問い合わせを行う。 等

⑥日頃の実態把握（7件）

■主な自由記述回答

- 事前に地域包括支援センターなどで把握しておく。
- 地域包括支援センター職員による定期的な訪問で、独居認知症高齢者を把握すること。家族やケアマネジャーなどの支援者との連携がとれる体制づくり。
- 日頃から顔を知っておく。
- 認知症発症以前から身元を把握しておくこと。
- 包括等関係機関が本人を把握しておき、事案発生時対応する。人口が多い自治体はデータベースに身体的特徴や顔写真のデータを添付し人事異動時にも対応可能にしておく。
- 本市では独居高齢者など支援を必要としている高齢者を、「要援護高齢者台帳」に登録することで、市・地域包括支援センター・民生委員が親族等の情報などを共有しており、早期に身元が確認できる態勢を構築している。
- 本人を普段から知っている親族や知人などの連絡先の把握。 等

⑦その他（8件）

■主な自由記述回答

- 普段から地域で顔のみえるつながりがあること。・認知症について町全体で正しく理解し、それとなく自然に見守ること。
- 国で全国统一したシステムを検討してほしい。
- 再度、行方不明にならないような仕組み、見守り体制が必要。
- 身元を確認する方法について今後の検討課題である。
- 成年後見制度の周知及び活用の促進。
- 同じことがおこらないように検証、見守りについて確認を行う必要があると感じる。
- 日ごろからの地域見守り。
- 認知症の方やその家族等にも協力・理解をして頂いて認知症の方が名前・住所・連絡先が記載されているものを身につけてもらう。課題）地域住民の認知症に関する理解促進。住民の中で見守りができる人材を育成する。 等

【自由記述】独居認知症高齢者の生存発見事例について、貴市町村の体制整備で役に立ったこと

①SOS ネットワーク等の活用・メールでの情報配信（36件）

■主な自由記述回答

- 見守りシール事業に登録後、行方不明となり通行人がシールの情報を読み取り、コールセンターに連絡、発見された事例がある。
- 見守りネットワークの体制において、登録事業所による早期発見、早期対応が行われ、救急搬送

で一命をとりとめたケースがある。

- 事前登録をしてもらうことで、発見のスピードが上がった。・SOSネットワークでメール配信
- 市認知症高齢者SOSネットワーク事業。
- 8年前からとりくんでいる「みまもりのわ」事業の展開。・認知症に対する知識の普及啓発。・みまもり訪問の実施。・広報誌の発行など。
- SOSネットワーク（事前登録）後に、本人や本人家族、ケアマネ、包括、民生委員の顔合わせの会議を開き、今後の見守り体制について各々ができることを話し合っている。この会議で、今まで地域の方と関わりを持っていなかった人も関わりを持つ機会になっている。
- SOSネットワーク、防災無線を使う。
- SOSネットワークで協力員に本人の写真を配信するので、発見時本人確認をしやすい。
- SOSネットワークの登録の活用。防災無線の活用。
- SOSネットワーク事業や警察からの徘徊高齢者情報提供の体制整備により、地域の相談機関につながっていない認知症高齢者を地域包括支援センターにつなぐことができる。
- SOSネットワーク事前登録。
- SOSネットワーク設置。
- SOSメールによる情報の共有は効果的であると感じました。
- メールによる本人の早期発見。メールへ登録されていれば、身分証を持っていなくても登録番号から身元が特定できる。
- 各圏域単位で認知症の啓発をコツコツすることで、少しずつネットワークの構築につながっている。
- 近隣、消防団、ケアマネ、包括などの力。
- 近隣の他市町村にもSOSネットワーク協力団体を増やしている。事件発生時には速やかに情報連携・捜索を開始し、生存発見に繋げる。
- 県が行っている安心メールの捜索協力の配信。
- 見守り、SOSネットワークの登録により、情報共有が迅速に行なえた。
- 個別（対象者ごとの）見守りネットワークの構築。
- 行方不明情報をメール配信したことで、行方不明高齢者の早期発見につながった。
- 事前登録グッズ（キーホルダー）をつけている方が夜間に倒れているところを発見されたことがあった。
- 地域の民生委員や介護支援事業所から安否不明の情報提供を受け、警察に連絡して自宅を訪問し、倒れている高齢者を発見した事例がある。市内の事業所や団体等、日頃の活動の中で高齢者を見守っていただく見守りネットワーク事業の中で、気になる高齢者の情報を地域包括に連絡していただいている。
- 地域住民で構成されたネットワーク及びサービス担当者や警察らとの連携。
- 登録番号入りの靴ステッカーにより、警察へ〇〇番の人が迷子になっていると連絡が入ることがある。
- 同報無線でメール配信の登録をしている住民から発見の連絡があった。
- 道に迷った認知症と思われる方が、見守りトライくんシールを貼っていたことにより、事務局に連絡が入った。

- 市はいかいSOSネットワークが機能し、無事に発見、保護に至ったこと。
- 認知症高齢者等の行方不明者が出て、警察に捜索願が提出された場合、家族の了解が得られれば、市の防災メール登録者に一齐に情報が流れる。警察と家族の目だけでなく、より多くの人に気にかけてもらう事で早期発見につながっている。
- 本市では認知症等の理由で行方不明になった方を、早期発見・保護するため369事業者が加盟する「〇〇〇〇〇〇安心ネットワーク」を構築している。また市民には情報メールや防災スピーカーを通じて、情報提供を呼びかけており、実際に発見に至ったケースも多い。
- 役場職員、各種団体が顔の見える関係であること。
- 徘徊SOSネットワークや見守り支援体制がある事。また、民生委員との繋がりも見守り支援では欠かせず、人との繋がりがある事が異変に気づきやすいと感じた。
- 徘徊の恐れがある高齢者の事前登録。
- 徘徊高齢者等事前登録制度により、登録された方の情報を市、警察、消防で共有することで捜索に協力する。 等

②関係機関との連携体制（16件）

■主な自由記述回答

- 状況により判断する。
- 個別の事案に応じて判断。
- 事例ごとに必要性を検討し対応する。
- 様々な情報を踏まえて個別に判断せざるを得ないと考えます。 等

③関係機関との情報共有（8件）

■主な自由記述回答

- 関係機関との連携。
- 行方不明になる恐れのある方として、市、警察、支援者間で情報共有できていたこと。（SOSシステムの整備）
- ある程度情報把握できていたこと、各居宅介護支援事業者との連携により、介護保険認定者のサービス利用状況の情報を毎月更新していること。
- GPS、警察との連携。
- タクシー運転手が本人の様子をみて、関係部署に連絡が入り無事保護された。
- 近所の住民の協力が得られやすい態勢の構築。関係機関の連携が取りやすい体制の構築。
- 近隣住民、民生委員が関わり、家族のことを把握していたことで、身元確認、家族への連絡を行うことができた。
- 警察との連携。
- 警察に通報することに敷居を高く感じている人も多いため、警察と連携し「何かあればまず警察に連絡して！！」と家族には伝えている。警察からも「からぶりでもかまわない。命優先」と言ってもらっている。
- 警察やあんしん見守りネットワーク協力機関との連携が取れており、ほとんどのケースが生存発

見されている。

- 事案の発生した地域との連携や見守り意識の醸成が役立った。
- 迅速な対応と町内放送の活用等、又各関係機関と連携した人海戦術の有効性。
- 担当係のみでなく、必要性に応じて全課に応援を求めることができるよう話し合いをしている。
- 地域住民で構成されたネットワーク及びサービス担当者や警察らとの連携。
- 認知症サポーターでもある居宅介護支援事業所のケアマネジャーがひとり歩き中の高齢者に声をかけ、名前を確認し円滑に支援者へ連絡できた。日頃より認知症について正しい知識の理解、普及、啓発につとめている。
- 発見後に警察から情報提供があり、その後必要な支援（介護サービスの利用や見守り事業への登録等）へつなげることができた。 等

④ICTの活用（7件）

■主な自由記述回答

- GPS、警察との連携。
 - GPSを貸与する本市事業において、端末を使って行方不明者の居場所を特定。
 - GPS端末の貸出。
 - どこしる伝言板（QRコード）による徘徊高齢者の早期発見、早見対応を行っている（家族のいる高齢者には活用できる制度だが、独居で家族も遠方だと、対応が遅れる可能性が高い。）
 - 行方不明のリスクがある方へ、認知症高齢者QRコードを交付したことで、警察や近隣住民に保護された際、早期に身元が確認でき、別居家族と連絡をとることができた。
 - 消防団員がSNS等でつながっており、写真の情報共有がスムーズにできていた。
 - 平成30年9月から、GPS機器の公費助成制度を導入し効果を検証している。実際に行方不明になった方は1人で、その方は発見後すぐに居場所を特定し家族により保護された。こうしたことから、GPS機器の有効性を認識している。（自宅から半径〇km圏外へ移動した際のアラームメール設定）ただし、自宅付近から離れない場合はこの機能は生かされないことが課題。
- 等

⑤防災無線の活用（6件）

■主な自由記述回答

- SOSネットワーク、防災無線を使う。
- SOSネットワークの登録の活用。防災無線の活用。
- 迅速な対応と町内放送の活用等、又各関係機関と連携した人海戦術の有効性。
- 同報無線でメール配信の登録をしている住民から発見の連絡があった。
- 防災行政無線で行方不明について、呼びかけを行うことにより、迅速に対応することができ、生存発見に役立った。
- 防災行政無線発報までの時間短縮。行方不明に気づいてから発報までの時間が短ければ短いほど発見が容易。明るいうちに発報できれば住民からの通報も入りやすい。 等

⑥地域住民の認知症の理解促進（5件）

■主な自由記述回答

- 8年前からとりくんでいる「みまもりのわ」事業の展開、・認知症に対する知識の普及啓発、・みまもり訪問の実施、・広報誌の発行など。
- 行方不明高齢者の約半数は、一般通行人が発見、保護、通報している。市民への認知症理解の啓発が機能していると考えている。
- 地域住民がその方が認知症で徘徊するということを認識し、見守りしてくれていた。
- 地域住民の理解が得られ、見守りの意識があることで保護につながっている。
- 地元消防団、区長、民生委員の協力、等

⑦迅速に対応ができる体制（4件）

■主な自由記述回答

- なるべく早く通報してもらい、すぐに捜索を開始すること。捜索が早い方が自宅近くで発見される可能性が高いため、短時間で発見された事例がある。
- 近隣の他市町村にもSOSネットワーク協力団体を増やしている。事件発生時には速やかに情報連携・捜索を開始し、生存発見に繋げる。
- 直営の地域包括支援センターを内包している為、発見後の再発防止策を保健師等から各介護サービス事業者と早期に調整することができます。
- 認知症で徘徊の可能性のある人、早期に把握できていた人は、徘徊時の連絡や捜索体制がととのっていて、早めの捜索活動ができた、等

⑧日頃の実態把握の取り組み（2件）

■主な自由記述回答

- 事前に生活のリズム、活動範囲を把握している方については発見が早期にできた。
- 日頃から緊急連絡先を把握しておいた、等

資料

問10. 貴市町村は認知症高齢者の一人歩きによる行方不明に対してどのような体制整備を行っていますか（〇はいくつでも、ただし「32」の場合は一つ）。

1. 認知症の一人歩きによる行方不明に関する条例を制定	15. 死亡発見・行方不明継続の家族に対する支援体制構築・強化
2. 認知症の一人歩きによる行方不明に関する要綱・要領を制定	16. 生存発見後の高齢者に対する支援体制構築・強化
3. 市町村徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議等の設置	17. 行方不明事例の検証・事例検討
4. 徘徊・見守りSOSネットワーク（市町村）連絡会議等への参加	18. 地域住民への行方不明問題への理解促進
5. 都道府県徘徊・見守りSOSネットワーク推進会議との連携	19. 警察との情報共有や連携の促進
6. 他都道府県との広域連携の促進	20. 高齢者見守り相談窓口・拠点の設置
7. 地域のネットワーク構築	21. 模擬捜索訓練（声かけ等）の実施
8. 徘徊・見守り協力員等の育成	22. 身元確認用シール・キーホルダー等の配布
9. 各種機関・住民のSOSネットワーク等への参加促進	23. 認知症サポーターの養成
10. 徘徊高齢者個人賠償責任保険事業の実施	24. 行方不明に気づいたら直ぐに警察に行方不明者届を出すように関係機関・者に周知
11. 行方不明のリスクのある高齢者に対する支援体制構築・強化	25. 認知症の人が暮らしやすい（外出しやすい）まち作り
12. 捜索協力者に対するメール・SNSなどを利用した情報提供・捜索協力依頼	26. 行方不明の恐れのある高齢者の把握
13. 防災無線・有線放送・ラジオ等による呼びかけ	27. 認知症高齢者本人の行方不明対策への参加
14. 行方不明者等の情報共有サイトへの参加・活用	28. 市町村長による成年後見申立の活用
	29. 権利擁護支援センター・成年後見中核機関の設置
	30. 成年後見制度利用促進法の基本計画策定
	31. その他（ ）
	32. とくに体制整備は行っていない

問11. 貴市町村は独居認知症高齢者の行方不明に対処するために支援体制構築・強化を行っていますか。

- (1)行っているかどうか教えて下さい（それぞれ〇は一つ）。
 (2)支援体制構築・強化は独居認知症高齢者の行方不明に対処する上で役に立っていますか（それぞれ〇は一つ）。
 (3)役に立っていることの具体的な内容、1～22以外で役に立っていることを教えて下さい。

	(1)		(2)					
	行っていない	行っている	役に立っていない	役に立っている	どちらに立っているかわからない	どちらに立っているかわからない	どちらに立っているかわからない	どちらに立っているかわからない
※独居者と同居者の両方に行っている場合も含めて下さい。	0	1	1	2	3	4	5	6
※独居認知症高齢者の行方不明対策として、問10の体制整備の中で支援体制構築・強化を行っていることも含めて下さい。	0	1	1	2	3	4	5	6
1) 地域住民による見守り	0	1	1	2	3	4	5	6
2) SOSネットワーク等による見守り	0	1	1	2	3	4	5	6
3) ICTを活用した見守り機器の導入	0	1	1	2	3	4	5	6
4) ICTを活用した捜索機器の導入	0	1	1	2	3	4	5	6
5) SOSネットワーク等への登録促進	0	1	1	2	3	4	5	6
6) 警察との情報共有や連携	0	1	1	2	3	4	5	6
7) 行方不明に対処するための事例検討会	0	1	1	2	3	4	5	6

問8. 貴市町村における認知症高齢者（疑いを含む）の一人歩きによる行方不明者数を把握していますか（〇は一つ）。1と2に〇を付けた場合、人数も教えて下さい〔令和元年度（2019年4月～2020年3月）実績、貴市町村が把握している範囲で構いません〕。1人の高齢者が複数回行方不明になっている場合は「1人」と数えて下さい。

1人以上の場合、その中の独居高齢者の人数を教えてください。独居高齢者がいなかった場合は「0」と記入して下さい。「1人」以上の場合は、把握した内容も教えて下さい。警察に行方不明届を出した人について、発見時の状況、行方不明届を出した人も教えて下さい。1人で複数回行方不明になっている場合は直近の例をご回答下さい。

〔1〕ほとんどの件数を把握している 3. 情報を得ているが件数は把握していない→問9へ
 〔2〕ある程度の件数は把握している 4. とくに把握していない→問9へ

行方不明者数	人		人		人		人		人		人	
内、独居者数	人		1. 不明		人		人		人		人	
上記の内、SOSネットワーク等に登録していた人	人		人		人		人		人		人	
人数	男性	女性	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明
年齢	65～69歳	70～74歳	人	75～79歳	人	75～79歳	人	75～79歳	人	75～79歳	人	75～79歳
	80～84歳	85歳以上	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明
発見時の本人の状況	普段と変わりなかった	衰弱していた	人	衰弱していたが歩行は可能だった	人	衰弱していたが歩行は可能だった	人	衰弱していたが歩行は可能だった	人	衰弱していたが歩行は可能だった	人	衰弱していたが歩行は可能だった
	衰弱し歩行不可能だった	現在も行方不明	人	現在も行方不明	人	現在も行方不明	人	現在も行方不明	人	現在も行方不明	人	現在も行方不明
	亡くなっていた	不明	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明	人	不明
警察に行方不明者届を「出した人数」、「出さなかった人数」、「不明の人数」	出した人数	人	出さなかった人数	人	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
行方不明者届	内、生存	人	死亡	人	現在も行方不明	人	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	家族・親族が提出	人	サービス担当者が提出	人	サービス担当者が提出	人	サービス担当者が提出	人	サービス担当者が提出	人	サービス担当者が提出	人
	福祉事務所が提出	人	貴市町村（福祉事務所以外）が提出	人	貴市町村（福祉事務所以外）が提出	人	貴市町村（福祉事務所以外）が提出	人	貴市町村（福祉事務所以外）が提出	人	貴市町村（福祉事務所以外）が提出	人
	その他が提出	人	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明

問9. 貴市町村では警察と行方不明となった認知症高齢者に関して情報共有や連携ができていますか（〇は一つ）。「1」～「5」に〇を付けた場合はできていない理由を、「6」～「10」に〇を付けた場合はできていない理由を教えてください。

まったくできていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
（できていない理由）										

問13. 貴市町村のSOSネットワーク等は上手く機能していますか（それぞれ○は一つ）。

① 認知症高齢者の見守り	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まったく機能していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
とてもよく機能している										
11. 当該活動は行っていない										
② 行方不明時の捜索活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まったく機能していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
とてもよく機能している										
③ 行方不明になり生存して発見された認知症高齢者への支援	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まったく機能していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
とてもよく機能している										
④ SOSネットワーク等の構成員間の連携	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まったくできていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
とてもよくできている										
⑤ 全体的にみたSOSネットワーク等の活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まったく機能していない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
とてもよく機能している										
⑥ SOSネットワーク等の活動促進の取り組み、活動する上での課題を教えてください。										

問14. 貴市町村では認知症高齢者の一人歩きによる行方不明に対応するためにGPS端末などICT機器の貸与・助成に当たり、認知症の本人への説明と同意を行っていますか。貴市町村の実態に最も近いものを教えてください（○は一つ）。

1. 認知症の本人に必ず説明し同意を得ている	
2. 認知症の本人に説明し同意を得ることが多い	
3. 認知症の本人に説明し同意を得ることは少ない	
4. 認知症の本人に説明したり、同意を得たりすることはない	
5. その他（ ）	
6. ICT機器の貸与・助成は行っていない	

問15. 貴市町村ではSOSネットワーク等への認知症高齢者の登録に当たり、認知症の本人への説明と同意を行っていますか。貴市町村の実態に最も近いものを教えてください（○は一つ）。

1. 認知症の本人に必ず説明し同意を得ている	
2. 認知症の本人に説明し同意を得ることが多い	
3. 認知症の本人に説明し同意を得ることは少ない	
4. 認知症の本人に説明したり、同意を得たりすることはない	
5. その他（ ）	
6. SOSネットワーク等はない	

8) 行方不明に対応するための研修	0	1	2	3	4	5	6	
9) 行方不明かもしれない高齢者への住民による声掛け訓練	0	1	1	2	3	4	5	6
10) 他自治体との広域連携	0	1	1	2	3	4	5	6
11) 認知症による行方不明に関する条例の制定	0	1	1	2	3	4	5	6
12) 認知症による行方不明に関する要綱・要領の制定	0	1	1	2	3	4	5	6
13) 行方不明になった時の対応方法を決めている	0	1	1	2	3	4	5	6
14) 行方不明になった時、誰が警察に行方不明者届を出すか決めている	0	1	1	2	3	4	5	6
15) 行方不明になって発見された時の対応方法を決めている	0	1	1	2	3	4	5	6
16) 地域包括支援センター等による定期的訪問	0	1	1	2	3	4	5	6
17) 家族・親族との連絡体制構築	0	1	1	2	3	4	5	6
18) 成年後見人等の選任	0	1	1	2	3	4	5	6
19) 高齢者見守り相談窓口・拠点の設置	0	1	1	2	3	4	5	6
20) 行方不明の恐れのある高齢者の把握	0	1	1	2	3	4	5	6
21) 身元確認用シール・キーホルダー等の配布	0	1	1	2	3	4	5	6
22) 行方不明になったら直ぐに警察に行方不明者届を出すように関係機関・者に周知	0	1	1	2	3	4	5	6
(3) 役に立っていることの内容、1)~22)以外で役に立っていること								

問12. 貴市町村にはSOSネットワーク等（名称は問いません）がありますか（○は一つ）。ある場合は構成員を教えてください（○はいくつでも）。構成員には協力機関・見守り・捜索に協力してくれる機関・人も含めて下さい。

1. ある（構成員を教えてください）	2. ない（一問14へ）	
1. 貴市町村担当部署	19. 専門職団体	37. 商店（街）
2. 地域包括支援センター	20. 鉄道会社	38. 新聞販売店
3. 在宅介護支援センター	21. バス会社	39. 牛乳・乳酸菌飲料訪問系事業者
4. 保健所・保健センター	22. タクシー会社	40. 自治会・町内会
5. 警察署・交番	23. 運送（宅配）会社	41. 老人クラブ
6. 消防署・消防団	24. 交通安全協会	42. 学校・大学
7. 清掃局・事業所	25. カソリンスタンド	43. 民生委員
8. 社会福祉協議会（地区社協）	26. 銀行	44. 認知症の当事者（組織）
9. 公民館・市民センター	27. 郵便局	45. 認知症サポーター
10. 医師会	28. 農協・漁協	46. 徘徊・見守り協力員等
11. 歯科医師会	29. 電力会社	47. ボランティア（団体）
12. 薬剤師会	30. ガス会社	48. マンション管理組合
13. 居宅介護支援事業所	31. 水道局	49. 人権擁護委員
14. 介護サービス事業所	32. 保険会社	50. メール配信等を登録した住民
15. 介護保険施設	33. 警備会社	51. 住民代表
16. 配食事業者	34. ラジオ局	52. 通信（電話）会社
17. 医療機関	35. コンビニエンスストア	53. 権利擁護支援センター・成年後見中核機関
18. 薬局	36. スーパーマーケット	54. その他（ ）

問17. 貴市町村は独居認知症高齢者の行方不明に対応するため、今後、どのような体制整備が必要だと思いますか（それぞれ〇は一つ）。具体的な内容、1)~22)以外の体制整備の必要性も教えてください。

※現在 SOS ネットワーク等がないなどの場合、将来的な必要性についてご回答下さい。 ※21)と22)で「3」~「6」に〇を付けた場合、どのような機器の開発が必要か、具体的に教えてください（下欄にご記入下さい）。	必要ではない	どちらが必要かというところはない	どちらが必要かというところはある	必要である	とても必要である	絶対に必要である
1) 地域住民による見守り	1	2	3	4	5	6
2) SOS ネットワーク等による見守り	1	2	3	4	5	6
3) SOS ネットワーク等への本人の登録	1	2	3	4	5	6
4) SOS ネットワーク等を機能するようにすること	1	2	3	4	5	6
5) 警察との情報共有や連携	1	2	3	4	5	6
6) 行方不明の恐れのある独居認知症高齢者の事例検討会等の開催	1	2	3	4	5	6
7) 行方不明かもしれない高齢者への住民による声掛け訓練等の実施	1	2	3	4	5	6
8) 他自治体との広域連携	1	2	3	4	5	6
9) 誰が警察に行方不明者届を出すか決めておくこと	1	2	3	4	5	6
10) 家族・親族との連絡体制	1	2	3	4	5	6
11) 成年後見人等の選任	1	2	3	4	5	6
12) 認知症の人が暮らしやすい（外出しやすい）まち作り	1	2	3	4	5	6
13) マンションなどの管理組合との連携	1	2	3	4	5	6
14) 町内会・自治会などとの連携	1	2	3	4	5	6
15) 認知症による行方不明に関する条例の制定	1	2	3	4	5	6
16) 認知症による行方不明に関する要綱・要領の制定	1	2	3	4	5	6
17) 行方不明になって発見された時の対応を決めておくこと	1	2	3	4	5	6
18) 関係機関との間で個人情報授受を円滑に行える仕組み	1	2	3	4	5	6
19) 行方不明の恐れのある高齢者の把握	1	2	3	4	5	6
20) 行方不明対策に認知症高齢者本人の参画を得ること	1	2	3	4	5	6
21) 行方不明になったことを早期に把握するためのICTを活用した見守り機器の開発	1	2	3	4	5	6
22) 行方不明になった時に居場所を確認するためのICTを活用した捜索機器の開発	1	2	3	4	5	6

具体的な内容、1)~22)以外の体制整備の必要性

21) どのような見守り機器の開発が必要だと思いますか

22) どのような捜索機器の開発が必要だと思いますか

問16. 貴市町村は独居認知症高齢者の行方不明に対応するに当たり、どのような困難を感じていますか（それぞれ〇は一つ）。困難の具体的な内容、①~⑱以外の困難があれば教えてください。

※SOS ネットワーク等がない、ICT 機器を利用していない、マンションなどがない、独居認知症高齢者の行方不明事例がないなど、質問が貴市町村に該当しない場合は「7」に〇を付けて下さい。	まったく感じない	少し感じる	感じる	かなり感じる	とても感じる	該当しない
① 見守り活動を行うこと	1	2	3	4	5	6
② 行方不明になったことに気づくこと	1	2	3	4	5	6
③ 行方不明になった時、すぐに捜索活動を始めること	1	2	3	4	5	6
④ 警察に行方不明者届を出すこと	1	2	3	4	5	6
⑤ SOS ネットワーク等への本人の登録	1	2	3	4	5	6
⑥ SOS ネットワーク等の構成員を増やすこと	1	2	3	4	5	6
⑦ SOS ネットワーク等をうまく機能させること	1	2	3	4	5	6
⑧ 発見した後の身元確認	1	2	3	4	5	6
⑨ ICT を活用した見守り機器の利用	1	2	3	4	5	6
⑩ ICT を活用した捜索機器の利用	1	2	3	4	5	6
⑪ セルフネグレクトの問題を解決しなければならないこと	1	2	3	4	5	6
⑫ 住民に認知症への理解を得ること	1	2	3	4	5	6
⑬ 地域住民に見守りや捜索の協力を得ること	1	2	3	4	5	6
⑭ マンションなどの認知症高齢者への接触	1	2	3	4	5	6
⑮ 家族・親族がいる場合に警察に行方不明者届を出してもらうこと	1	2	3	4	5	6
⑯ 関係機関等との間で個人情報授受	1	2	3	4	5	6
⑰ 行方不明の恐れのある高齢者の把握	1	2	3	4	5	6
⑱ 行方不明を何度も繰り返すこと	1	2	3	4	5	6
⑲ 行方不明対策に認知症高齢者本人の参画を得ること	1	2	3	4	5	6

困難の具体的な内容、①~⑱以外の困難

問18. 貴市町村は、独居認知症高齢者が行方不明になったことに早期に気づくことができている
 ですか。該当する番号に○を付けて下さい(○は一つ)。

まったく できていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	とてもよく できている
11. 該当事例がない											

問19. 貴市町村は、独居認知症高齢者が行方不明者の捜索活動を上手くできていますか(○は一つ)。

まったく できていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	とてもよく できている
11. 該当事例がない											

問20. 貴市町村は、独居認知症高齢者が行方不明になって発見された場合、身元の確認を上手く
 できていますか(○は一つ)。

まったく できていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	とてもよく できている
11. 該当事例がない											

問21. 貴市町村は全体的にみて独居認知症高齢者の行方不明に対応できていますか(○は一つ)。

まったく できていない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	とてもよく できている
11. 該当事例がない											

問22. 独居認知症高齢者の行方不明に対応するに当たり、都道府県に希望することはありますか。

--

問23. 独居認知症高齢者の行方不明に対応するに当たり、国に希望することはありますか。

--

問24. 独居認知症高齢者の行方不明に対応するに当たり、警察に希望することはありますか。

--

問25. 独居認知症高齢者の行方不明について、ご意見・ご希望などがありましたら教えて下さい。

--

問26. 貴市町村で令和元年度(2019年4月~2020年3月)に発生した独居認知症高齢者の行
 方不明の事例を二つ教えて下さい。発見時の生死や現在も行方不明であるかを問わず、
 貴市町村がもっとも情報を持っている事例のご記入をお願いします。同じ高齢者が複数
 回の行方不明になっている場合は直近の行方不明について教えて下さい。

1) 年齢	1. 65~69歳 2. 70~74歳 3. 75~79歳 4. 80~84歳 5. 85歳以上 6. 不明
2) 性別	1. 男性 2. 女性 3. 不明
3) 要介護認定	1. 要支援() 2. 要介護() 3. 認定を受けているが介護度は不明 4. 認定の申請中 5. 認定を受けていない 5. その他 6. 不明
4) 認知症(認知症 自立度と診断、 後見人等の有無 についても教え て下さい)	1. 自立 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. M 7. 不明 1. 診断あり(診断名をご記入下さい) 2. 診断なし 3. 不明 1. アルツハイマー病 2. 血管性 3. レビー小体型 4. 前頭側頭型 5. 認知症とだけ言われている 6. その他() 7. 不明
5) サービス等利用 (○はいくつでも)	1. 介護保険なし 2. 後見人等あり(類型:) 3. 不明 1. 介護保険サービス 2. 介護保険以外のサービス 3. 病院・診療所 4. ボランティア 5. その他サービス・支援 6. 利用なし 7. 不明
6) SOSネット ワーク等の 登録	1. している 2. SOSネットワーク等はあるが登録していない 3. SOSネットワーク等はない 4. 不明
7) 過去の行方不明回数	1. なし 2. 1回 3. 2回 4. 3回以上 5. 不明
8) 行方不明になった月	1. ()月 2. 不明
9) 行方不明になった時 間帯	1. 0~4時 2. 4~8時 3. 8~12時 4. 12~16時 5. 16~20時 6. 20~24時 7. 不明
10) 行方不明に気づいた 時の状況(行方不明 に最初に気づいた人 /発見した人も教え 合は記入不要)	1. 発見されてから行方不明が判明した(下欄をご回答下さい) 2. 行方不明に気づいた人がいた(下欄をご回答下さい) 3. 不明(下欄は記入不要) 1. 家族・親族 2. 近所の人 3. サービス担当者 4. SOSネットワーク等構成員 5. 通りすがりの人 6. 警察 7. 貴市町村職員 8. その他() 9. 不明
11) 行方不明になってか ら、行方不明に気づ くまでの日数	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 2週間以内 7. 1ヶ月以内 8. 1ヶ月より後 9. 行方不明に気づかなかった 10. 不明
12) 行方不明に気づいた時 の状況を教えてください	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 2週間以内 7. 1ヶ月以内 8. 1ヶ月より後 9. 届は出していない 10. 不明 1. 家族・親族 2. サービス担当者 3. 福祉事務所 4. 貴市町村(福祉事務所以外) 5. その他() 6. 不明
13) 警察へ行方不明者届 を提出した日(届を 出した場合は出した 人も教えて下さい、 届を出していない・ 不明の場合は記入不 要)	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 2週間以内 7. 1ヶ月以内 8. 1ヶ月より後 9. 捜索活動は行っていない 10. 不明 1. 家族・親族 2. サービス担当者 3. 地域の消防団 4. SOSネットワーク等構成員 5. 近隣住民 6. 貴市町村職員 7. 委託型地域包括支援センター職員 8. その他() 9. 不明
14) 警察以外が捜索活動 を開始した日(捜索活 動を行った場合は参加 者も教えて下さい、○ はいくつでも、捜索を 行っていない場合は記 入不要)	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 2週間以内 7. 1ヶ月以内 8. 1ヶ月より後 9. 捜索活動は行っていない 10. 不明 1. 家族・親族 2. サービス担当者 3. 地域の消防団 4. SOSネットワーク等構成員 5. 近隣住民 6. 貴市町村職員 7. 委託型地域包括支援センター職員 8. その他() 9. 不明

問27. 独居認知症高齢者の行方不明に対応する上で効果的な方法や課題を教えてください。

① 独居認知症高齢者の行方不明に早期に気づく上での効果的な方法や課題を教えてください	
② 独居認知症高齢者を捜索する上での効果的な方法や課題を教えてください	
③ 発見後、独居認知症高齢者の身に元を確認する上での効果的な方法や課題を教えてください	
④ 独居認知症高齢者の生存発見事例について、貴市町村の体制整備で役に立ったことを教えてください	

貴市町村名・貴部署名を教えてください（ゴム印でも可）。貴市町村名をご記入頂けなかった場合、調査票の特定ができなため、調査協力の撤回ができなくなりますのでご了承下さい。ご回答頂いた自治体名は同意撤回にのみ使用します（下記のアンケート協力の場合を除く）。

自治体名・部署名：

認知症による行方不明について、電話による30分程度のアンケート調査を行う場合、ご協力頂けますでしょうか（〇は一つ）。ご協力頂ける場合、連絡先電話番号、メールアドレスのご記入をお願いいたします。
なお、調査の実施時期は新型コロナウイルスの流行状況を考慮して決める予定ですが、調査を行わない場合もあります。調査を実施する場合は改めてご連絡させて頂きます。なお、調査協力は撤回することができますので、ご連絡を差し上げた時にお断り頂いても構いません。

[1. 協力できる 2. 辞退する]

電話番号： メールアドレス：

ご協力、ありがとうございます。同封の返信用封筒でご返送をお願いいたします。

15) 発見場所（発見した場合は貴市町村内かどうか、発見場所として最も近い場所も教えて下さい）	1. 自宅付近 2. およそ普段移動する範囲内 3. およそ普段移動する範囲より遠く 4. 現在も行方不明 5. 不明 1. 貴市町村内 2. 貴市町村のある都道府県内の他自治体 3. 他都道府県 4. 不明
16) 主な移動方法（〇はいくつでも）	1. 徒歩 2. 自転車 3. 車を自分で運転 4. 電車 5. バス 6. タクシー 7. 飛行機 8. その他（ ） 9. 不明
17) 発見時の状況（死亡の場合は「死因」と「死亡推定時期（行方不明になった何日後に死亡したか）」も教えて下さい）	1. 普段と変わらなかった 2. 衰弱していたが歩行は可能だった 3. 衰弱し歩行不可能だった 4. 死亡していた（下欄をご回答下さい） 5. 現在も行方不明 6. 不明 1. 溺死・水死 2. 低体温症・凍死 3. 自分で自動車を運転して事故 4. 自動車事故 5. 列車事故 6. 病気（ ） 7. その他（ ） 8. 不明
18) 第一発見者（括弧内に発見者を具体的に記入下さい）	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 不明 1. 捜索参加者が発見（ ） 2. 本人が自力で帰宅 3. 捜索を行ったが捜索参加者以外が発見（ ） 4. 捜索を行っていないが発見された（ ） 5. その他（ ） 6. 現在も行方不明 7. 不明
19) 行方不明から発見までの日数（生死を問わず）	1. 当日 2. 翌日 3. 3日目 4. 4日目 5. 5日目以降 6. 2週間以内 7. 1ヶ月以内 8. 1ヶ月より後 9. 現在も行方不明 10. 不明
20) 当該高齢者に係る事前の行方不明対策（〇はいくつでも、「19」の場合、「20」の場合、〇は一つ）、また事前の行方不明対策の概要も教えてください。	1. 地域住民による見守り 2. SOSネットワーク等による見守り 3. ICTを活用した見守り機器の使用 4. ICTを活用した捜索機器の使用 5. 警察との情報共有や連携 6. 行方不明対策の事例検討会の開催 7. 一人歩きをする時の行き先（歩くコース）を確認 8. 身元を確認するための対策（シール・キーホルダー配布等） 9. 地域包括支援センター等による定期的訪問 10. 行方不明に気づいた時の対応方法を決めた（事前の行方不明対策の概要） 11. 警察に行方不明者届を出す人を決めた 12. 発見後の対応方法を決めた 13. 家族・親族との連絡体制構築 14. 成年後見人等の選任 15. 薬の処方への検討 16. 居宅サービス計画等への行方不明対策の位置づけ 17. 一人歩きを減らすための工夫 18. その他（ ） 19. していなかった 20. 不明
21) 事例の概要を教えてください	

2019年度公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団研究助成金
独居認知症高齢者の行方不明に対する市町村の取り組みに関する研究報告書

令和3年6月

発行 東京都健康長寿医療センター研究所
〒173-0015 東京都板橋区栄町 35-2
☎ 03-3964-3241(代表)

